

令和7年7月11日（金）
中央最低賃金審議会終了後
於 厚生労働省 省議室（9階）

第1回目安に関する小委員会

< 議 事 次 第 >

令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について

< 資 料 一 覧 >

資料 No. 1 主要統計資料

資料 No. 2 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（関係部分抜粋）**省略**

資料 No. 3 経済財政運営と改革の基本方針2025（関係部分抜粋）**省略**

資料 No. 4 足下の経済状況等に関する補足資料

資料 No. 5 今後の予定（案）

参考資料 No. 1 最低賃金に関する調査研究について

以上

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移（暦年・四半期・月）
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 . . . 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数 . . . 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 3
 - (2) 性・年齢別完全失業率の推移（全国、暦年・月） . . . 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移（規模別（30人以上・5～29人）、暦年・月） . . . 6
 - ハ 初任給額、上昇額等の推移（年度、学歴別） . . . 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移①〔事業所規模30人以上〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 8
 - 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕（暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移（暦年、規模別（10人以上・10～99人・5～9人）・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与） . . . 10
 - ハ 月間労働時間の動き（暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間（規模別（30人以上・5～29人））） . . . 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 - (1) 春季賃上げ妥結状況（2025年）等（連合（規模別、方式別）、経団連（大手・中小別）、日商） . . . 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移 . . . 13
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移（暦年、賃金の改定額・改定率）
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2024年）
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況（2025年）（連合、経団連） . . . 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月） . . . 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移（暦年） . . . 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	(2) 法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	(2) 就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32

Ⅱ 都道府県統計資料編

1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	(1) 賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・ 38
(2) 労働時間	
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・ 39
5 消費者物価指数等の推移	
(1) 消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・ 40
(2) 消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	・・・ 41
消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・ 42
6 消費支出額の推移	
(1) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・ 43
(2) 1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・ 44
7 労働者数等の推移	
(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 45
(2) 雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 46
(3) 就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・ 47

Ⅲ 業務統計資料編

1 地域別最低賃金改定状況	
(1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・ 48
(2) 目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 49
(3) 効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 50
(4) 加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・ 51
(5) 最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・ 52
(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・ 53
2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1) 監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・ 54
(2) 業種別法違反の状況(2025年1月～3月、全国計)	・・・ 55

I 全国統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)					鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)		完全 失業率
	名目	前期比	年率換算	実質	前期比	指数	前期比	指数	前期比	実数	前年比	実数	前年差	
	(億円)	(%)	(%)	(億円)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(件)	(%)	(万人)	(万人)	(%)
2015 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	110.5	△ 1.2	116.5	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
2016 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	110.5	0.0	114.7	△ 1.6	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
2017 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	114.0	3.1	119.2	3.9	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
2018 年	5,566,301	0.6	-	5,547,665	0.6	114.6	1.1	119.3	0.8	8,235	△ 2.0	167	△ 23	2.4
2019 年	5,579,108	0.2	-	5,525,354	△ 0.4	111.6	△ 2.6	114.8	△ 3.8	8,383	1.8	162	△ 5	2.4
2020 年	5,396,460	△ 3.3	-	5,295,015	△ 4.2	100.0	△ 10.4	100.0	△ 12.9	7,773	△ 7.3	192	30	2.8
2021 年	5,530,683	2.5	-	5,437,799	2.7	105.4	5.4	108.5	8.5	6,030	△ 22.4	195	3	2.8
2022 年	5,604,643	1.3	-	5,488,634	0.9	105.3	△ 0.1	108.1	△ 0.4	6,428	6.6	179	△ 16	2.6
2023 年	5,913,791	5.5	-	5,564,874	1.4	103.9	△ 1.3	107.0	△ 1.0	8,690	35.2	178	△ 1	2.6
2024 年	6,094,588	3.1	-	5,574,454	0.2	101.2	△ 2.6	101.4	△ 5.2	10,006	15.1	176	△ 2	2.5
2024 年 1～3月	5,952,082	0.1	0.3	5,521,792	△ 0.3	99.0	△ 5.2	100.1	△ 6.2	2,319	18.6	175	△ 2	2.5
4～6月	6,096,643	2.4	10.1	5,574,544	1.0	101.1	2.1	101.9	1.8	2,612	25.2	189	4	2.7
7～9月	6,128,740	0.5	2.1	5,586,547	0.2	101.4	0.3	100.4	△ 1.5	2,483	10.9	179	△ 5	2.6
10～12月	6,198,058	1.1	4.6	5,617,658	0.6	101.8	0.4	101.4	1.0	2,592	7.6	163	△ 4	2.3
2025 年 1～3月	6,253,212	0.9	3.6	5,615,418	0.0	101.5	△ 0.3	103.7	2.3	2,457	6.0	169	△ 6	2.4
4～6月										2,533	△ 3.0			
2025 年 1月	-	-	-	-	-	99.9	△ 1.1	105.3	4.5	840	19.8	174	2	2.5
2月	-	-	-	-	-	102.2	2.3	104.1	△ 1.1	764	7.3	168	△ 6	2.4
3月	-	-	-	-	-	102.4	0.2	101.6	△ 2.4	853	△ 5.8	173	5	2.5
4月	-	-	-	-	-	101.3	△ 1.1	102.9	1.3	828	5.7	176	3	2.5
5月	-	-	-	-	-	101.8	0.5			857	△ 15.1	172	△ 4	2.5
6月	-	-	-	-	-					848	3.4			
資料出所	内閣府「国民経済計算」					経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」		

(注) 1 斜字となっているGDPの四半期別の数値、鉱工業生産指数及び製造工業稼働率指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及びその前期(月、四半期)比(差)であり、そのほかの数値は原数値である。また、鉱工業生産指数の2025年5月分の数値は速報値である。

2 GDPの四半期の額は年率である。実質の実額は2015暦年連鎖価格である。

3 2017年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数は接続指数であり、稼働率指数接続指数の暦年値は月次原指数の12か月平均値を労働基準局賃金課にて算出。また、2018年以前の鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数の前年比は公表当時における指数値から計算されたものであり、接続指数で計算した前年比とは必ずしも一致しない。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数

	求人倍率		消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合)		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計					製造業				
							名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	前期比	実質指数	前期比	パート比率
	(倍)	(倍)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)	(2020年=100)	(%)	(2020年=100)	(%)	(%)
2015 年	1.80	1.20	97.8	1.0	99.7	△ 2.4	99.1	0.1	101.3	△ 0.8	30.41	99.8	0.4	102.0	△ 0.5	14.29
2016 年	2.04	1.36	97.7	△ 0.1	96.2	△ 3.5	99.7	0.6	102.0	0.8	30.63	100.5	0.7	102.9	0.8	14.14
2017 年	2.24	1.50	98.3	0.6	98.4	2.3	100.2	0.4	101.9	△ 0.2	30.69	102.0	1.5	103.8	0.9	13.31
2018 年	2.39	1.61	99.5	1.2	101.0	2.6	101.6	1.4	102.1	0.2	30.88	103.8	1.8	104.3	0.6	12.74
2019 年	2.42	1.60	100.0	0.6	101.2	0.2	101.2	△ 0.4	101.2	△ 1.0	31.53	103.5	△ 0.3	103.5	△ 0.9	13.37
2020 年	1.95	1.18	100.0	0.0	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.2	31.13	100.0	△ 3.4	100.0	△ 3.5	13.35
2021 年	2.02	1.13	99.7	△ 0.3	104.6	4.6	100.3	0.3	100.6	0.6	31.28	101.9	2.0	102.2	2.2	13.45
2022 年	2.26	1.28	102.7	3.0	114.9	9.8	102.3	2.0	99.6	△ 1.0	31.60	103.6	1.7	100.9	△ 1.3	13.57
2023 年	2.29	1.31	106.6	3.8	119.9	4.4	103.5	1.2	97.1	△ 2.5	32.24	105.4	1.7	98.9	△ 2.0	13.47
2024 年	2.25	1.25	110.0	3.2	122.6	2.3	109.2	2.8	99.3	△ 0.3	30.85	109.3	3.0	99.4	△ 0.1	12.95
2024 年 1～3月	2.29	1.26	108.3	0.1	120.6	0.6	104.5	0.8	96.5	0.5	30.91	105.9	0.4	97.7	0.0	13.03
4～6月	2.22	1.25	109.4	1.0	122.2	1.3	106.4	1.8	97.2	0.7	30.63	108.6	2.5	99.3	1.6	12.97
7～9月	2.25	1.24	110.4	1.0	123.3	0.9	106.4	0.0	96.3	△ 0.9	30.77	108.6	0.0	98.4	△ 0.9	12.87
10～12月	2.26	1.25	111.9	1.3	124.5	1.0	107.4	0.9	96.1	△ 0.2	31.11	109.6	0.9	98.1	△ 0.3	12.94
2025 年 1～3月	2.31	1.25	113.0	1.0	125.7	1.0	106.9	△ 0.5	94.5	△ 1.7	31.53	110.1	0.5	97.3	△ 0.8	13.19
4～6月					126.4	0.6										
2025 年 1月	2.32	1.26	113.2	0.6	125.3	0.2	106.3	△ 1.6	94.1	△ 2.1	31.43	109.1	△ 1.9	96.5	△ 2.4	13.14
2月	2.30	1.24	112.7	△ 0.4	125.7	0.3	107.4	1.0	95.1	1.1	31.65	110.1	0.9	97.5	1.0	13.20
3月	2.32	1.26	113.1	0.3	126.1	0.3	106.9	△ 0.5	94.4	△ 0.7	31.51	111.0	0.8	98.0	0.5	13.22
4月	2.24	1.26	113.5	0.4	126.5	0.3	107.4	0.5	94.7	0.3	31.04	110.7	△ 0.3	97.6	△ 0.4	13.06
5月	2.14	1.24	113.9	0.4	126.4	△ 0.1	106.6	△ 0.7	93.6	△ 1.2	31.11	110.6	△ 0.1	97.1	△ 0.5	13.00
6月					126.2	△ 0.2										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 斜字となっている求人倍率及び賃金指数の四半期別・月別の数値は季節調整値及びその前期（四半期、月）比であり、そのほかの数値は原数値である。

2 毎月勤労統計調査は、事業所規模5人以上の結果である。四半期の季節調整値は労働基準局賃金課において月数値を平均して算出している。

2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。また、2025年5月の数値は速報値である。

3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

4 国内企業物価指数の2025年6月分の数値は速報値である。同指数の2020年以前の暦年値の前年比は各基準の指数から算出した値を掲載しており、掲載している指数から算出した前年比と一致しない場合がある。

2 有効求人倍率、完全失業率の推移

(1) 有効求人倍率の推移

(単位：倍)

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
												1月	2月	3月	4月	5月
全国		1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
	Aランク	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.15	1.14	1.15	1.16	1.15
	Bランク	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.32	1.31	1.31	1.32	1.33	1.31
	Cランク	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.33	1.32	1.31	1.32	1.31	1.30

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
- 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
- 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
- 4 各ランクは、2023年度からの適用区分である
- 5 各月の数値は季節調整値である。

(2) 性・年齢別完全失業率の推移

(単位：％)

	男女計							男性							女性						
	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	年齢計	15～ 24歳	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
2015 年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0	3.6	5.9	4.8	3.0	2.9	3.7	2.4	3.1	5.1	4.3	3.2	2.7	2.3	1.0
2016 年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9	3.3	5.7	4.4	2.9	2.6	3.4	2.5	2.8	4.5	4.1	2.9	2.4	2.3	1.3
2017 年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8	3.0	4.7	3.8	2.6	2.4	3.0	2.2	2.7	4.5	3.5	2.6	2.3	2.2	1.2
2018 年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5	2.6	4.1	3.4	2.3	2.1	2.5	2.1	2.2	3.1	3.3	2.2	2.0	2.0	0.8
2019 年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5	2.5	3.9	3.5	2.1	2.0	2.4	2.0	2.2	3.7	2.9	2.1	1.9	1.9	0.8
2020 年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7	3.0	5.0	4.1	2.7	2.4	2.9	2.4	2.5	4.2	3.7	2.3	2.3	2.1	1.1
2021 年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8	3.1	5.1	4.2	2.5	2.4	3.1	2.4	2.5	4.2	3.3	2.3	2.3	2.5	1.1
2022 年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6	2.8	4.9	3.8	2.4	2.2	2.7	2.0	2.4	3.5	3.2	2.3	2.0	2.2	1.1
2023 年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7	2.8	4.4	3.8	2.3	2.0	2.8	2.4	2.3	3.8	3.4	2.2	2.0	2.1	1.0
2024 年	2.5	4.0	3.4	2.3	2.1	2.5	1.7	2.7	4.0	3.5	2.4	2.0	2.6	2.2	2.4	3.7	3.5	2.2	2.0	2.2	1.0
2025 年 1月	2.5	4.1	3.3	2.4	1.9	2.5	1.5	2.6	3.7	3.5	2.5	2.0	2.6	…	2.3	4.2	3.0	2.3	1.9	2.5	…
2月	2.4	4.2	3.2	2.4	2.0	2.2	1.4	2.5	4.5	3.4	2.4	1.9	2.3	…	2.3	3.8	3.0	2.3	2.0	2.0	…
3月	2.5	4.0	3.2	2.6	2.2	2.2	1.6	2.7	4.6	3.3	2.7	2.4	2.3	…	2.2	3.4	3.2	2.6	1.9	2.2	…
4月	2.5	4.0	3.3	2.4	2.2	2.4	1.9	2.7	4.6	3.2	2.4	2.3	2.5	…	2.3	3.2	3.6	2.3	2.2	2.3	…
5月	2.5	4.4	3.3	2.2	1.8	2.4	1.8	2.6	4.5	3.4	2.5	1.8	2.4	…	2.3	4.1	3.2	2.1	1.6	2.3	…

資料出所 総務省「労働力調査」

(注) 1 月次の数値は季節調整値。

2 男女別の65歳以上の季節調整値は公表されていない。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

（単位：％）

		2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
									1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
現金 給与 総額	30人以上	1.2	△ 0.2	△ 1.7	1.0	3.1	1.8	3.3	2.2	3.3	2.1	2.4	0.3
	500人以上	4.0	△ 1.1	△ 1.5	1.3	2.9	0.6	1.7	1.8	2.1	2.4	2.6	0.6
	100～499人	2.4	0.1	△ 2.7	0.3	4.3	2.3	3.0	0.1	4.1	1.9	2.4	0.0
	30～99人	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	0.5	3.1	1.6	3.9	3.6	2.6	1.6	1.2	△ 0.2
	5～29人	△ 0.7	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.5	2.4	1.2	1.9	3.1	1.8	2.9
定期 給与 額	30人以上	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	1.2 (0.8)	2.4 (2.0)	1.6 (1.8)	2.6 (2.7)	2.6 (2.6)	1.8 (1.6)	1.4 (1.6)	2.3 (2.4)	2.1 (2.2)
	500人以上	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	1.7 (1.1)	1.5 (1.4)	0.9 (1.0)	1.7 (1.7)	2.0 (1.7)	1.4 (1.3)	1.5 (1.7)	2.2 (2.2)	2.1 (2.3)
	100～499人	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	0.7 (0.2)	3.4 (2.7)	1.9 (2.3)	2.0 (2.2)	2.3 (2.7)	1.4 (1.5)	1.3 (1.7)	2.1 (2.4)	2.1 (2.3)
	30～99人	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	0.9 (0.8)	3.1 (3.0)	1.3 (1.1)	3.0 (3.3)	2.5 (2.5)	1.6 (1.5)	0.8 (0.9)	1.8 (1.8)	1.4 (1.4)
	5～29人	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.1 (0.0)	△ 0.3 (△ 0.5)	0.5 (0.4)	1.3 (1.3)	1.7 (1.7)	1.2 (1.1)	1.5 (1.5)	2.0 (2.0)	2.3 (2.4)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 各年（月）の数値は、指数の対前年（同月）増減率である。

2 （ ）内の数値は所定内給与額についての増減率である。

3 2025年5月の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：％)

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
										1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
30人以上	25.22	25.09	25.09	25.59	25.27	25.05	24.53	24.68	24.82	25.53	25.68	25.54	25.10	25.28
500人以上	17.05	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	14.97	15.37	15.74	16.13	16.07	15.92	15.57	15.62
100～499人	24.46	24.99	24.59	24.78	24.92	24.40	23.54	23.71	23.78	24.97	24.85	24.85	24.44	24.74
30～99人	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.31	30.56	30.82	30.51	31.13	31.64	31.37	30.97	31.17
5～29人	37.80	37.90	39.06	39.77	39.14	39.52	41.01	42.07	40.31	40.59	40.90	40.70	40.29	40.20

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 2025年5月の数値は速報値である。

ハ 初任給額、上昇額等の推移

上段：初任給額（単位：円）、下段：上昇額・率（単位：円、％）

	高校卒				高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学卒			大学院 (修士) 卒
	(事務・技術)			(現業)			(事務・技術)			
	一律	差あり					一律	差あり		
		基幹職	補助職					基幹職	補助職	
2015 年度	163, 737 1, 239 (0. 8)	167, 472 904 (0. 5)	159, 382 706 (0. 4)	165, 054 1, 151 (0. 7)	184, 173 1, 579 (0. 9)	175, 591 1, 342 (0. 8)	205, 914 1, 574 (0. 8)	207, 854 1, 933 (0. 9)	184, 169 1, 318 (0. 7)	222, 083 1, 875 (0. 9)
2016 年度	164, 828 824 (0. 5)	167, 370 582 (0. 3)	159, 246 616 (0. 4)	166, 617 748 (0. 5)	185, 186 995 (0. 5)	176, 197 767 (0. 4)	207, 163 880 (0. 4)	209, 785 1, 263 (0. 6)	184, 691 631 (0. 3)	223, 684 1, 153 (0. 5)
2017 年度	165, 977 1, 093 (0. 7)	167, 090 565 (0. 3)	159, 497 532 (0. 3)	167, 568 834 (0. 5)	186, 402 966 (0. 5)	177, 546 851 (0. 5)	208, 235 1, 109 (0. 5)	211, 051 1, 132 (0. 5)	186, 004 745 (0. 4)	224, 212 930 (0. 4)
2018 年度	168, 286 1, 361 (0. 8)	170, 104 2, 618 (1. 6)	161, 889 2, 385 (1. 5)	168, 085 1, 386 (0. 8)	187, 652 1, 660 (0. 9)	179, 334 1, 493 (0. 8)	208, 929 1, 637 (0. 8)	213, 500 2, 171 (1. 0)	188, 362 1, 511 (0. 8)	225, 362 1, 707 (0. 8)
2019 年度	168, 696 1, 670 (1. 0)	170, 298 1, 737 (1. 0)	161, 058 1, 641 (1. 0)	170, 066 1, 613 (1. 0)	187, 941 1, 490 (0. 8)	180, 431 1, 642 (0. 9)	209, 173 1, 544 (0. 7)	214, 378 1, 251 (0. 6)	188, 111 1, 041 (0. 6)	225, 732 1, 569 (0. 7)
2020 年度	170, 663 1, 681 (1. 0)	174, 719 1, 098 (0. 8)	163, 383 1, 160 (0. 7)	171, 892 1, 443 (0. 8)	190, 068 1, 597 (0. 8)	182, 648 1, 202 (0. 7)	209, 561 1, 408 (0. 7)	214, 974 1, 608 (0. 8)	189, 037 1, 231 (0. 7)	225, 729 1, 498 (0. 7)
2021 年度	171, 550 634 (0. 4)	173, 527 781 (0. 5)	162, 731 603 (0. 4)	171, 894 505 (0. 3)	190, 262 867 (0. 5)	183, 068 797 (0. 4)	210, 092 727 (0. 3)	215, 665 904 (0. 4)	189, 113 544 (0. 3)	226, 262 778 (0. 3)
2022 年度	174, 214 1, 967 (1. 1)	177, 922 2, 050 (1. 2)	167, 016 2, 109 (1. 3)	172, 803 1, 871 (1. 1)	192, 547 1, 883 (1. 0)	185, 158 1, 669 (0. 9)	212, 129 1, 789 (0. 9)	216, 397 1, 375 (0. 6)	190, 808 1, 275 (0. 7)	228, 266 1, 817 (0. 8)
2023 年度	180, 494 5, 988 (3. 4)	185, 320 6, 238 (3. 5)	174, 104 6, 139 (3. 7)	178, 920 6, 084 (3. 5)	200, 791 6, 673 (3. 4)	193, 240 6, 361 (3. 4)	219, 946 6, 161 (2. 9)	225, 971 7, 567 (3. 5)	198, 124 6, 007 (3. 1)	237, 300 7, 158 (3. 1)
2024 年度	191, 455 10, 490 (5. 8)	197, 345 8, 807 (4. 7)	184, 337 7, 884 (4. 5)	190, 625 10, 946 (6. 1)	214, 621 11, 111 (5. 5)	203, 873 10, 072 (5. 2)	231, 127 10, 544 (4. 8)	241, 085 13, 644 (6. 0)	211, 616 10, 757 (5. 4)	250, 449 12, 287 (5. 2)
2025 年度	206, 523 12, 907 (6. 7)	220, 192 17, 530 (8. 6)	200, 733 12, 100 (6. 4)	205, 272 12, 640 (6. 6)	231, 638 14, 658 (6. 8)	221, 640 14, 484 (7. 0)	255, 115 15, 226 (6. 3)	260, 438 15, 893 (6. 5)	226, 043 12, 616 (5. 9)	273, 327 16, 066 (6. 2)

資料出所 労務行政研究所（労政時報）「決定初任給の最終結果（各年度）」

（注） 1 上段は初任給額(円)、下段左は上昇額(円)、下段右は上昇率(%)。

2 集計（回答）企業は各調査年度により異なり、上昇額・率は各調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給額をもとに算出したものである。

このため、上昇額・率は、前年度の初任給額から計算される上昇額・率とは一致しない。また、上昇額・率が正であっても初任給額が前年度の額よりも小さくなっている箇所が一部の区分にみられる。

3 調査対象は、全国証券市場の上場企業及び上場企業に匹敵する非上場企業である。

4 2025年度は、東証プライム上場企業についての速報集計結果である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99.2	0.6	104.7	△ 0.1	94.7	0.6	268,736	135.7	1,980
2018 年	99.9	0.7	104.1	△ 0.6	96.0	1.4	270,694	134.9	2,007
2019 年	99.9	0.1	101.9	△ 2.1	98.0	2.1	270,847	132.0	2,052
2020 年	100.0	0.1	100.0	△ 1.7	100.0	2.0	271,025	129.6	2,091
2021 年	100.8	0.8	100.9	0.8	99.9	△ 0.1	273,186	130.8	2,089
2022 年	102.8	2.0	101.1	0.2	101.7	1.8	278,687	131.0	2,127
2023 年	104.7	1.8	101.6	0.5	103.1	1.4	283,594	131.7	2,153
2024 年	107.2	2.7	101.2	△ 0.6	105.9	3.2	290,654	131.1	2,217
2023 年 1～3月	103.3	1.4	99.0	0.8	104.3	0.5	280,054	128.3	2,183
4～6月	105.0	1.7	103.6	0.9	101.4	0.9	284,610	134.2	2,121
7～9月	104.9	1.9	101.3	△ 0.2	103.6	2.2	284,131	131.3	2,164
10～12月	105.4	2.0	102.6	0.5	102.7	1.5	285,545	133.0	2,147
2024 年 1～3月	105.1	2.0	98.1	△ 1.1	107.1	3.2	284,691	127.1	2,240
4～6月	107.6	2.8	103.2	△ 0.6	104.3	3.4	291,658	133.8	2,180
7～9月	107.8	3.1	100.8	△ 0.7	106.9	3.7	292,274	130.6	2,238
10～12月	108.4	3.0	102.7	△ 0.2	105.6	3.3	293,922	133.1	2,208
2025 年 1～3月	107.1	1.9	96.3	△ 1.8	111.2	3.8	290,283	124.8	2,326

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

	指数（2020年＝100）						実数（参考）		
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与		所定内給与	所定内労働時間	時間当たり 所定内給与
	①	前年比	②	前年比	①／②	前年比			
		(%)		(%)		(%)	(円)	(時間)	(円)
2017 年	99.8	0.7	106.0	△ 0.6	94.2	1.3	208,956	128.2	1,630
2018 年	99.3	△ 0.5	104.8	△ 1.3	94.8	0.6	207,902	126.4	1,645
2019 年	99.2	△ 0.1	102.1	△ 2.4	97.2	2.5	207,780	123.5	1,682
2020 年	100.0	0.8	100.0	△ 2.0	100.0	2.9	209,379	120.9	1,732
2021 年	100.0	0.0	99.8	△ 0.2	100.2	0.2	209,351	120.6	1,736
2022 年	99.5	△ 0.5	98.7	△ 1.1	100.8	0.6	208,367	119.4	1,745
2023 年	99.9	0.4	98.6	△ 0.1	101.3	0.5	209,202	119.3	1,754
2024 年	104.0	1.3	99.4	△ 1.2	104.6	2.4	217,877	120.2	1,813
2023 年 1～3月	98.6	0.1	96.1	0.5	102.6	△ 0.4	206,362	116.2	1,776
4～6月	100.8	0.8	100.8	0.3	100.0	0.5	211,070	121.8	1,733
7～9月	100.1	0.4	98.4	△ 0.8	101.7	1.2	209,522	118.9	1,762
10～12月	100.2	0.3	99.3	△ 0.4	100.9	0.7	209,816	120.0	1,748
2024 年 1～3月	102.5	1.2	96.6	△ 1.3	106.1	2.5	214,593	116.8	1,837
4～6月	104.5	1.0	101.2	△ 1.5	103.3	2.5	218,802	122.4	1,788
7～9月	104.4	1.5	99.1	△ 1.3	105.3	2.7	218,563	119.8	1,824
10～12月	104.8	1.6	100.7	△ 0.7	104.1	2.4	219,489	121.7	1,804
2025 年 1～3月	103.9	1.4	94.9	△ 1.8	109.5	3.2	217,582	114.7	1,897

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（注）1 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

2 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

3 所定内給与及び所定内労働時間の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

4 時間当たり所定内給与の2024年の前年同期比については、労働基準局賃金課にて、2023年の所定内給与及び所定内労働時間の参考値をもとに時間当たり所定内給与の参考値を作成し、その参考値と比較することにより算出。

ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移

	10人以上				10～99人				5～9人			
	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比	所定内給与	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	前年比
	①	②	①／②		③	④	③／④		⑤	⑥	⑤／⑥	
	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
2015 年	304.0	164	1,854	0.8	264.4	172	1,537	0.2	264.6	174	1,521	1.7
2016 年	304.0	164	1,854	0.0	266.4	171	1,558	1.3	260.5	173	1,506	△1.0
2017 年	304.3	165	1,844	△0.5	269.0	171	1,573	1.0	262.6	172	1,527	1.4
2018 年	306.2	164	1,867	1.2	268.3	171	1,569	△0.3	268.6	171	1,571	2.9
2019 年	307.7	160	1,923	3.0	273.2	168	1,626	3.6	270.6	169	1,601	1.9
2020 年	307.7	165	1,865	－	278.0	170	1,635	－	282.0	171	1,649	－
2021 年	307.4	165	1,863	△0.1	279.9	169	1,656	1.3	276.1	170	1,624	△1.5
2022 年	311.8	165	1,890	1.4	284.5	169	1,683	1.6	280.6	170	1,651	1.7
2023 年	318.3	166	1,917	1.4	294.0	169	1,740	3.4	288.8	168	1,719	4.1
2024 年	330.4	160	2,065	7.7	299.3	166	1,803	3.6	296.8	165	1,799	4.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。
- 2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。
- 4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。
- 5 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より集計方法の見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上				5～29人			
	調査産業計		調査産業計		調査産業計		製造業		調査産業計		製造業	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)
2017 年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
2018 年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
2019 年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2020 年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
2021 年	130.8	0.8	120.6	△ 0.2	11.6	7.4	15.3	14.7	7.1	1.7	8.5	11.7
2022 年	131.0	0.2	119.4	△ 1.1	12.2	5.2	16.0	4.3	7.4	3.6	9.6	12.4
2023 年	131.7	0.5	119.3	△ 0.1	12.1	△ 1.2	15.2	△ 5.3	7.4	0.2	8.9	△ 7.1
2024 年	131.1	△ 0.6	120.2	△ 1.2	11.7	△ 2.6	14.6	△ 3.5	7.4	△ 1.9	8.5	△ 4.9
2025 年 1 月	123.9	0.2	111.3	△ 0.5	11.1	△ 0.9	13.9	3.0	6.8	△ 2.9	7.5	2.7
2 月	124.2	△ 3.0	116.2	△ 2.3	11.4	△ 2.5	15.0	2.7	7.2	△ 3.9	9.1	5.7
3 月	126.3	△ 2.6	116.7	△ 2.3	11.8	△ 3.3	15.1	1.3	7.6	△ 3.8	8.8	△ 2.2
4 月	133.4	△ 1.4	122.8	△ 1.1	12.0	△ 1.7	15.1	3.4	7.6	△ 1.3	8.6	2.4
5 月	129.0	△ 2.4	117.8	△ 0.9	11.3	△ 1.8	13.9	2.2	6.9	△ 2.8	7.5	2.7

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。また、2025年5月の数値は速報値である。

3 2024年の対前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数(又は上表の実数)から算出した場合と一致しない。

4 春季賃上げ妥結状況等

(1) 春季賃上げ妥結状況（2025年）等

連合	第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)			
	平均賃金方式 (加重平均)	個別賃金方式（組合数による単純平均）		
		35歳	30歳	
1,000人以上	461組合 1,982,177人 17,611円 (16,619円) 5.41% (5.27%)	14組合 54,936人 13,086円 (11,853円) 3.98% (3.74%)	22組合 76,387人 12,794円 (10,485円) 4.06% (3.52%)	
300～999人	848組合 459,333人 15,428円 (14,588円) 5.25% (5.14%)	51組合 28,241人 14,079円 (10,669円) 4.66% (3.65%)	40組合 20,799人 13,441円 (9,910円) 4.96% (3.84%)	
100～299人	1,104組合 198,304人 13,924円 (12,871円) 5.06% (4.85%)	80組合 13,604人 10,056円 (8,937円) 3.67% (3.36%)	78組合 13,051人 9,566円 (8,568円) 3.80% (3.50%)	
～99人	1,181組合 60,402人 12,304円 (11,125円) 4.72% (4.39%)	87組合 4,057人 9,463円 (6,570円) 3.69% (2.60%)	99組合 4,738人 9,487円 (7,149円) 3.92% (3.04%)	
規模計	3,594組合 2,700,216人 16,842円 (15,818円) 5.35% (5.20%)	232組合 100,838人 10,904円 (8,678円) 3.94% (3.20%)	239組合 114,975人 10,479円 (8,458円) 4.08% (3.39%)	

- (注) 1 ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。
2 平均賃金方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。
3 個別賃金方式は「純ベア」、「定昇込み」等の方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。
4 個別賃金方式の規模別の伸び率は労働基準局賃金課が計算。

連合(有期・短時間・契約等労働者)		第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)		
時給	384組合 861,305人		単純平均	加重平均
		賃上げ額	59.65円 (53.78円)	66.98円 (62.70円)
		引上げ率	5.17% (4.91%)	5.81% (5.74%)
		平均時給	1,213.28円 (1,148.92円)	1,219.70円 (1,155.02円)
月給	127組合 25,167人	賃上げ額	9,914円 (9,137円)	10,004円 (10,869円)
		賃上げ率	4.32% (4.23%)	4.35% (4.98%)

- (注) ()内の数値は、2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(2025年5月22日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
主要22業種 大手244社	97社 19,342円 (19,480円) 5.38% (5.58%)

- (注) 1 原則として、従業員数500人以上の企業を対象。
2 調査対象244社のうち160社(65.6%)の回答を把握したが、うち63社は平均金額不明などのため、集計より除外。
3 ()内の数値は、2024年5月20日付第1回集計結果(89社)。

経団連(中小企業)第1回集計(2025年6月20日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)
17業種 754社	251社 11,826円 (10,420円) 4.35% (3.92%)

- (注) 1 原則従業員数500人未満の企業を対象。
2 264社(35.0%)から回答を把握したが、このうち13社は平均金額不明等のため、集計より除外。
3 了承、妥結を含む。

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(2025年6月4日)

	(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	11,074円 (9,662円)
	2,389社	4.03% (3.62%)
	20人以下 1,111社	9,568円 (8,801円) 3.54% (3.34%)
パート・ アルバイト (時給)	全体	46.5円 (37.6円)
	1,537社	4.21% (3.43%)
	20人以下 728社	37.4円 (43.3円) 3.30% (3.88%)

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 3,042社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（％）	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
2015 年	5,282	4,231	1.9	1.7
2016 年	5,176	4,559	1.9	1.8
2017 年	5,627	4,920	2.0	1.9
2018 年	5,675	4,952	2.0	1.9
2019 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2020 年	4,940	4,250	1.7	1.6
2021 年	4,694	4,087	1.6	1.5
2022 年	5,534	4,818	1.9	1.9
2023 年	9,437	7,755	3.2	3.0
2024 年	11,961	10,078	4.1	3.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の各年1月から12月までの合計改定額、改定率である。
- 2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合（2024年）

(単位：％)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(97.5) 100.0	(0.1) 100.0	(2.5) 100.0
企業の業績	35.5	91.7	42.4
世間相場	7.6	－	－
雇用の維持	12.4	－	1.2
労働力の確保・定着	14.3	－	1.2
物価の動向	7.4	－	0.8
労使関係の安定	1.7	－	－
親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	6.2	－	23.9
前年度の改定の実績	1.0	－	－
その他の要素	2.2	－	0.9
重視した要素はない	7.3	8.3	7.7
不詳	4.3	－	21.8

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

- (注) 1 () 内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。
- 2 表中の－は当該集計値がないものを示す。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第7回（最終）回答集計結果(2025年7月3日)

一時金		2025年回答			2024年回答	
		集計対象組合	対象組合員数	(参考) 昨年対比	集計対象組合	対象組合員数
夏 季	回答月数	2.50ヶ月		△0.02ヶ月	2.52ヶ月	
		2,430組合	1,731,267人		2,485組合	1,723,125人
	回答額	772,523円		29,778円	742,745円	
		1,495組合	822,236人		1,598組合	819,811人
年 間	回答月数	5.11ヶ月		0.02ヶ月	5.09ヶ月	
		2,296組合	2,016,100人		2,349組合	1,964,110人
	回答額	1,650,685円		11,962円	1,638,723円	
		1,068組合	852,740人		1,252組合	945,007人

(注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均。

2 2024年回答の数値は2024年7月3日付 第7回（最終）回答集計結果

経団連第1回集計（2025年7月3日）

	2025年夏季			2024年夏季		
	社 数	妥 結 額	増 減 率	社 数	妥 結 額	増 減 率
総 平 均	107社	990,848円	4.37%	97社	983,112円	4.31%
製造業平均	93社	1,035,889円	4.49%	84社	1,001,780円	3.52%
非製造業平均	14社	857,602円	3.76%	13社	925,249円	6.79%

(注) 1 数値は組合員一人当たりの加重平均（一部従業員平均含む）。

2 調査対象は原則として従業員500人以上、主要22業種大手244社。

3 21業種128社（52.5%）の妥結を把握しているが、うち21社は平均額不明等のため集計より除外。

4 増減率は当年の集計企業の前年の妥結額に対するもの（同対象比較）。

5 2024年夏季の数値は2024年7月12日付第1回集計。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
											1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
全 国	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	3.8	3.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0
A ランク	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	3.9	3.1	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9
B ランク	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	3.7	3.2	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8
C ランク	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	3.8	3.5	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、2023年度からの適用区分である

7 1月あたりの消費支出額の推移

(単位：円、人)

	単身世帯		総世帯					
	消費支出額	勤労者世帯	消費支出額	世帯人員	等価消費支出額	勤労者世帯		
		消費支出額				消費支出額	世帯人員	等価消費支出額
2015 年	160,057	178,355	247,126	2.38	160,188	276,567	2.71	168,002
2016 年	158,911	171,455	242,425	2.35	158,141	268,289	2.68	163,884
2017 年	161,623	170,816	243,456	2.33	159,493	271,136	2.66	166,244
2018 年	162,833	178,801	246,399	2.33	161,421	275,706	2.65	169,365
2019 年	163,781	181,784	249,704	2.30	164,650	280,531	2.60	173,978
2020 年	150,506	168,965	233,568	2.27	155,025	262,359	2.57	163,655
2021 年	155,046	171,816	235,120	2.25	156,747	263,907	2.52	166,246
2022 年	161,753	178,434	244,231	2.22	163,917	273,417	2.50	172,924
2023 年	167,620	182,114	247,322	2.20	166,744	272,285	2.47	173,251
2024 年	169,547	183,950	250,929	2.17	170,342	275,568	2.45	176,054

前年比

2015 年	▲ 1.2%	▲ 0.7%	▲ 1.7%	▲ 1.2%	▲ 1.1%	▲ 1.5%	▲ 1.1%	▲ 1.0%
2016 年	▲ 0.7%	▲ 3.9%	▲ 1.9%	▲ 1.3%	▲ 1.3%	▲ 3.0%	▲ 1.1%	▲ 2.5%
2017 年	1.7%	▲ 0.4%	0.4%	▲ 0.9%	0.9%	1.1%	▲ 0.7%	1.4%
2018 年	0.7%	4.7%	1.2%	0.0%	1.2%	1.7%	▲ 0.4%	1.9%
2019 年	0.6%	1.7%	1.3%	▲ 1.3%	2.0%	1.8%	▲ 1.9%	2.7%
2020 年	▲ 8.1%	▲ 7.1%	▲ 6.5%	▲ 1.3%	▲ 5.8%	▲ 6.5%	▲ 1.2%	▲ 5.9%
2021 年	3.0%	1.7%	0.7%	▲ 0.9%	1.1%	0.6%	▲ 1.9%	1.6%
2022 年	4.3%	3.9%	3.9%	▲ 1.3%	4.6%	3.6%	▲ 0.8%	4.0%
2023 年	3.6%	2.1%	1.3%	▲ 0.9%	1.7%	▲ 0.4%	▲ 1.2%	0.2%
2024 年	1.1%	1.0%	1.5%	▲ 1.4%	2.2%	1.2%	▲ 0.8%	1.6%

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

2 「家計調査」は2018年1月から調査で使用する家計簿等の改正を行っており、その影響による変動を含むため、時系列比較をする際には注意が必要である。

8 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
地 域 別 最 低 賃 金 (円)	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004	1,055
未 満 率 (%)	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
影 響 率 (%)	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改定した後に、改定後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

9 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

2020年に変更された集計方法に基づく特別集計値

(単位：％)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
未満率	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0	1.9	2.3	2.4	2.2
影響率	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5	5.9	6.9	8.1	8.8

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 2015年～2019年の値は、時系列比較を行うため、2020年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

従来の特別集計値

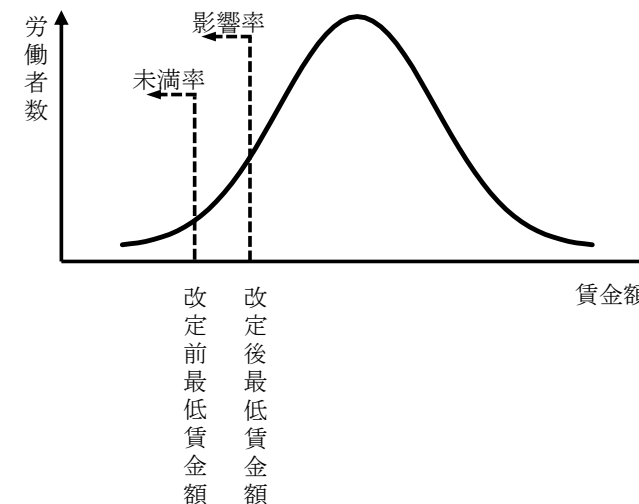
(単位：％)

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
未満率	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	—	—	—	—	—
影響率	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	—	—	—	—	—

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改定する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、2020年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

10 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

(1) 一般労働者(暦年、全国・産業計(企業規模10人以上・10～99人))

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	一般労働者（男女計）							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
		時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④＝②／③	時間額比 ①／④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦＝⑤／⑥	時間額比 ①／⑦
見直し 前の 集計 方法	2015 年	(円) 798	(千円) 304.0	(時間) 164	(円) 1,854	(%) 43.1	(千円) 264.4	(時間) 172	(円) 1,537	(%) 51.9
	2016 年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
	2017 年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
	2018 年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
	2019 年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
見直し 後の 集計 方法	2015 年	798	303.5	165	1,839	43.4	267.1	172	1,553	51.4
	2016 年	823	303.6	165	1,840	44.7	268.7	171	1,571	52.4
	2017 年	848	303.8	165	1,841	46.1	271.6	171	1,588	53.4
	2018 年	874	305.3	164	1,862	46.9	270.7	171	1,583	55.2
	2019 年	901	306.0	161	1,901	47.4	276.2	168	1,644	54.8
	2020 年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2
	2021 年	930	307.4	165	1,863	49.9	279.9	169	1,656	56.2
	2022 年	961	311.8	165	1,890	50.9	284.5	169	1,683	57.1
	2023 年	1,004	318.3	166	1,917	52.4	294.0	169	1,740	57.7
	2024 年	1,055	330.4	160	2,065	51.1	299.3	166	1,803	58.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））

		地域別最低賃金 (全国加重平均額)	短時間労働者							
			産業計・企業規模10人以上				産業計・企業規模10～99人			
			所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比	所定内給与 (時間額) (男女計)	時間額比	所定内給与 (時間額) (女性)	時間額比
		①	②	①／②	③	①／③	④	①／④	⑤	①／⑤
		(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)
見直し 前の 集計 方法	2015 年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3
	2016 年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4
	2017 年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4
	2018 年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8
	2019 年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8
見直し 後の 集計 方法	2015 年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6
	2016 年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8
	2017 年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7
	2018 年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2
	2019 年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1
	2020 年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1
	2021 年	930	1,384	67.2	1,290	72.1	1,366	68.1	1,274	73.0
	2022 年	961	1,367	70.3	1,270	75.7	1,339	71.8	1,250	76.9
	2023 年	1,004	1,412	71.1	1,312	76.5	1,396	71.9	1,291	77.8
	2024 年	1,055	1,476	71.5	1,387	76.1	1,424	74.1	1,358	77.7

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、2020年調査より、復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しが行われており、2020年以降の調査結果と2019年以前の調査結果を比較することができない。このため、ここでは、2015年～2019年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）

	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	産業計・事業所規模5人以上					
	時間額 ①	所定内給与 (月額) ②	月間出勤日数 ③	所定内 労働時間 ④	一日当たり 所定内給与 ②／③	時間当たり 所定内給与 ⑤＝②／④	時間額比 ①／⑤
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)
2017 年	848	242,646	18.5	132.4	13,116	1,833	46.3
2018 年	874	244,670	18.4	131.4	13,297	1,862	46.9
2019 年	901	244,432	18.0	128.5	13,580	1,902	47.4
2020 年	902	244,968	17.7	125.9	13,840	1,946	46.4
2021 年	930	245,709	17.7	126.4	13,882	1,944	47.8
2022 年	961	248,529	17.6	126.0	14,121	1,972	48.7
2023 年	1,004	251,257	17.6	126.3	14,276	1,989	50.5
2024 年	1,055	262,325	17.7	126.9	14,821	2,067	51.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

2 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

11 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断（D I）

（「良い」－「悪い」・%ポイント）

		2022年				2023年				2024年				2025年		
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月最近	6月先行き
規模計	製造業	2	1	0	2	-4	-1	0	5	4	5	5	8	7	7	4
	非製造業	-2	4	5	10	12	14	16	18	18	19	20	20	21	21	15
大企業	製造業	14	9	8	7	1	5	9	12	11	13	13	14	12	13	12
	非製造業	9	13	14	19	20	23	27	30	34	33	34	33	35	34	27
中堅企業	製造業	3	0	0	1	-5	0	0	5	6	8	8	11	11	10	6
	非製造業	0	6	7	11	14	17	19	20	20	22	23	22	25	25	17
中小企業	製造業	-4	-4	-4	-2	-6	-5	-5	1	-1	-1	0	1	2	1	-2
	非製造業	-6	-1	2	6	8	11	12	14	13	12	14	16	16	15	9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）

（注） 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、総務省「事業所母集団データベース」に基づき調査対象企業の選定を行っている。

調査対象企業数は、2025年6月調査の時点で、8,911社である。

	資 本 金
大企業	10 億 円 以 上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断（D I）

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近（回答時点）の状況」および「先行き（3か月後）の状況」について、季節変動要因を除いた実勢ベースで、3つの選択肢（「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」）の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりディフュージョン・インデックス（Diffusion Index）を算出する。

$$DI = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

ロ 経常利益増減

(前年度比・%)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.0	9.6	5.8	-8.4
	非製造業	24.0	14.6	5.5	-3.7
大企業	製造業	11.7	9.1	6.0	-8.4
	非製造業	32.7	15.5	2.4	-1.3
中堅企業	製造業	-3.4	10.5	4.2	-8.7
	非製造業	18.0	13.3	9.0	-2.8
中小企業	製造業	-7.8	12.7	6.3	-8.0
	非製造業	8.4	13.2	11.1	-10.7

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (計画)
規模計	製造業	8.64	9.10	9.32	8.42
	非製造業	5.57	6.14	6.23	5.91
大企業	製造業	10.52	11.50	11.82	10.66
	非製造業	7.61	8.71	8.59	8.31
中堅企業	製造業	5.55	5.45	5.48	4.94
	非製造業	4.11	4.46	4.66	4.42
中小企業	製造業	4.24	4.71	4.82	4.42
	非製造業	3.79	4.10	4.38	3.92

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

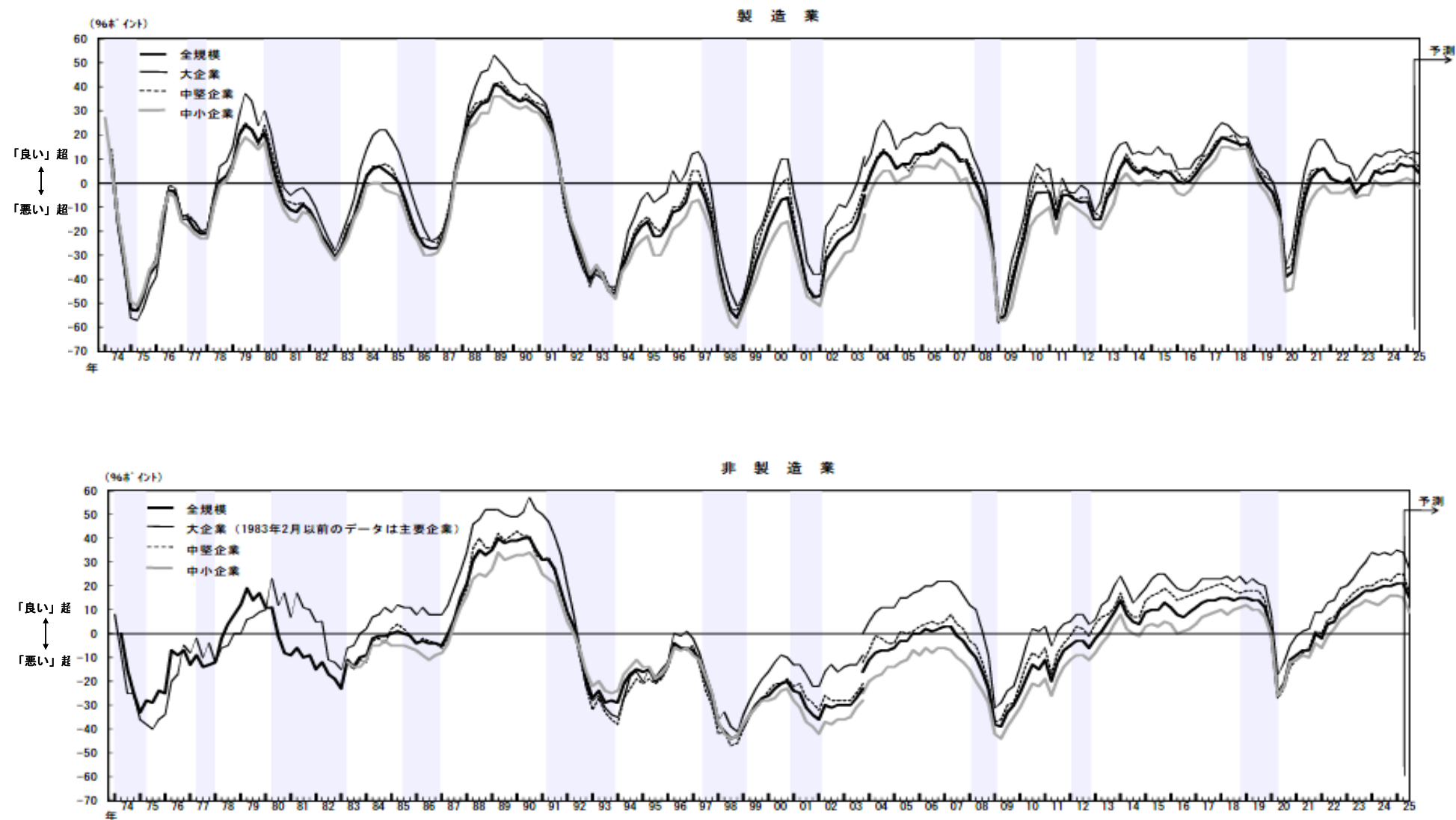
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

(注) 1. シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。以下同じ。

2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

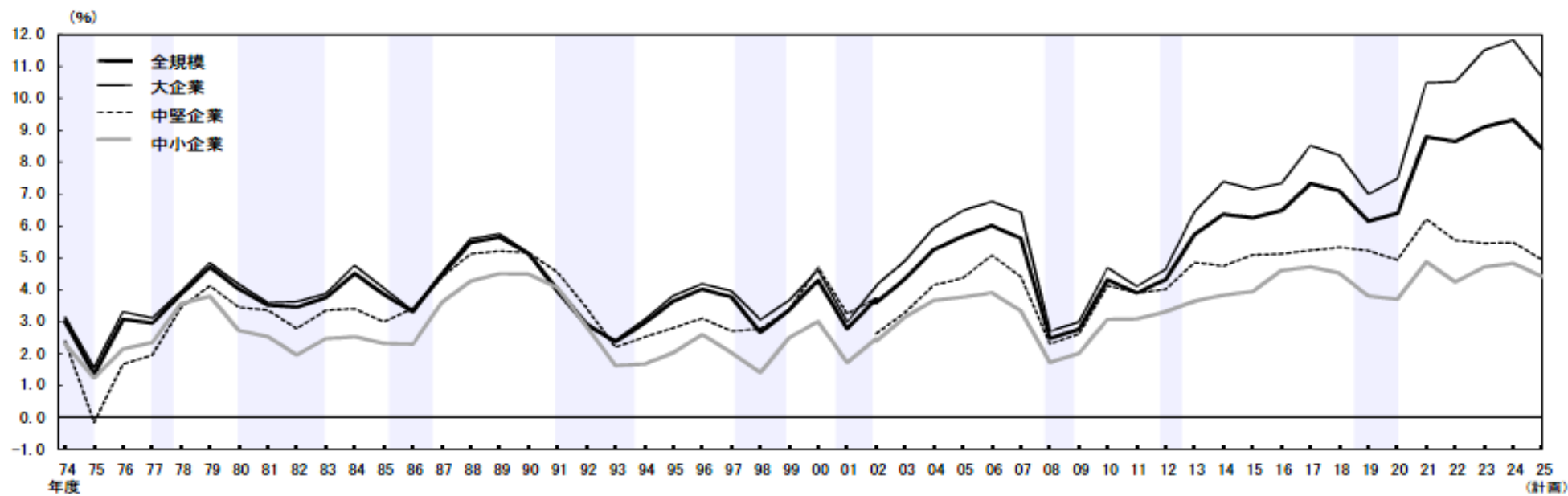
▽業況判断の推移



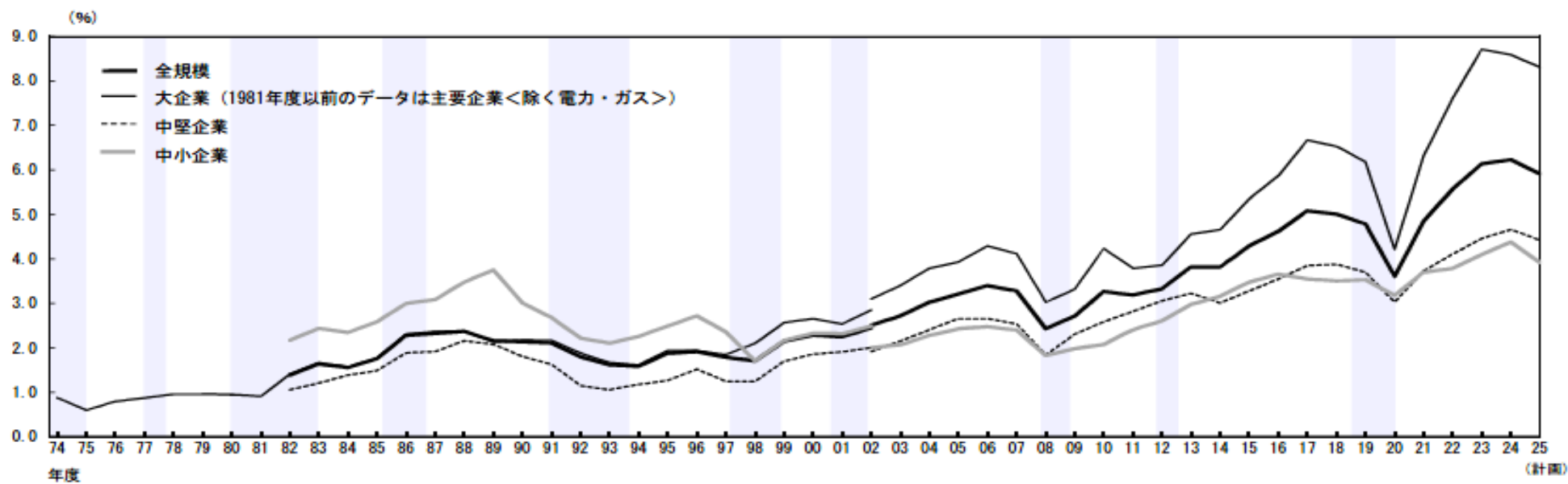
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観）（2025年6月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製 造 業



非 製 造 業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観) (2025年6月調査)

(2) 法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常利益	規模計	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800	1,067,694
	前年度比	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5	12.1
	資本金規模1,000万円以上	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804	1,013,605
	前年度比	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8	11.3
	〃 10億円以上	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614	639,560
	前年度比	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8	11.5
	〃 1億円～10億円	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904	174,204
	前年度比	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6	15.4
	〃 1,000万円～1億円	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286	199,840
	前年度比	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0	7.3
	〃 1,000万円未満	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	54,090
	前年度比	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	28.8
売上高経常利益率	規模計	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0	6.5
	資本金規模1,000万円以上	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4	6.9
	〃 10億円以上	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6	10.7
	〃 1億円～10億円	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0	5.3
	〃 1,000万円～1億円	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5	3.7
	〃 1,000万円未満	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9	3.3

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注） 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

(2) 法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

		2023年				2024年				2025年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279	357,680	230,124	286,919	284,694
	前年同期比	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1	13.2	▲ 3.3	13.5	3.8
	〃 10億円以上	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516	254,157	146,106	162,227	138,830
	前年同期比	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2	15.3	4.1	6.5	1.7
	〃 1億円～10億円	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086	44,612	42,556	53,125	53,105
	前年同期比	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5	10.9	▲ 4.2	14.7	8.2
	〃 1,000万円～1億円	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	58,911	41,461	71,567	92,759
	前年同期比	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	6.3	▲ 22.1	32.3	4.6
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
	〃 10億円以上	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8	16.6	9.4	10.2	8.4
	〃 1億円～10億円	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5	5.2	4.7	5.6	5.6
	〃 1,000万円～1億円	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2	4.5	3.1	4.9	6.4

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）

（「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比）

	2022年				2023年				2024年				2025年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
合計	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5	-13.7	-14.8	-18.3	-15.7	-17.1	-18.0	-21.4	-16.3
製造業	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5	-15.1	-15.1	-19.9	-18.8	-19.7	-20.2	-20.8	-17.9
建設業	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7	-15.6	-12.9	-14.5	-11.8	-11.7	-9.7	-14.8	-8.5
卸売業	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7	-7.9	-10.3	-15.1	-12.4	-14.3	-13.7	-16.2	-13.8
小売業	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5	-25.4	-26.4	-28.4	-25.0	-26.9	-29.2	-31.2	-26.8
サービス業	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9	-4.2	-7.2	-11.7	-8.8	-10.5	-12.2	-18.4	-11.1

資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

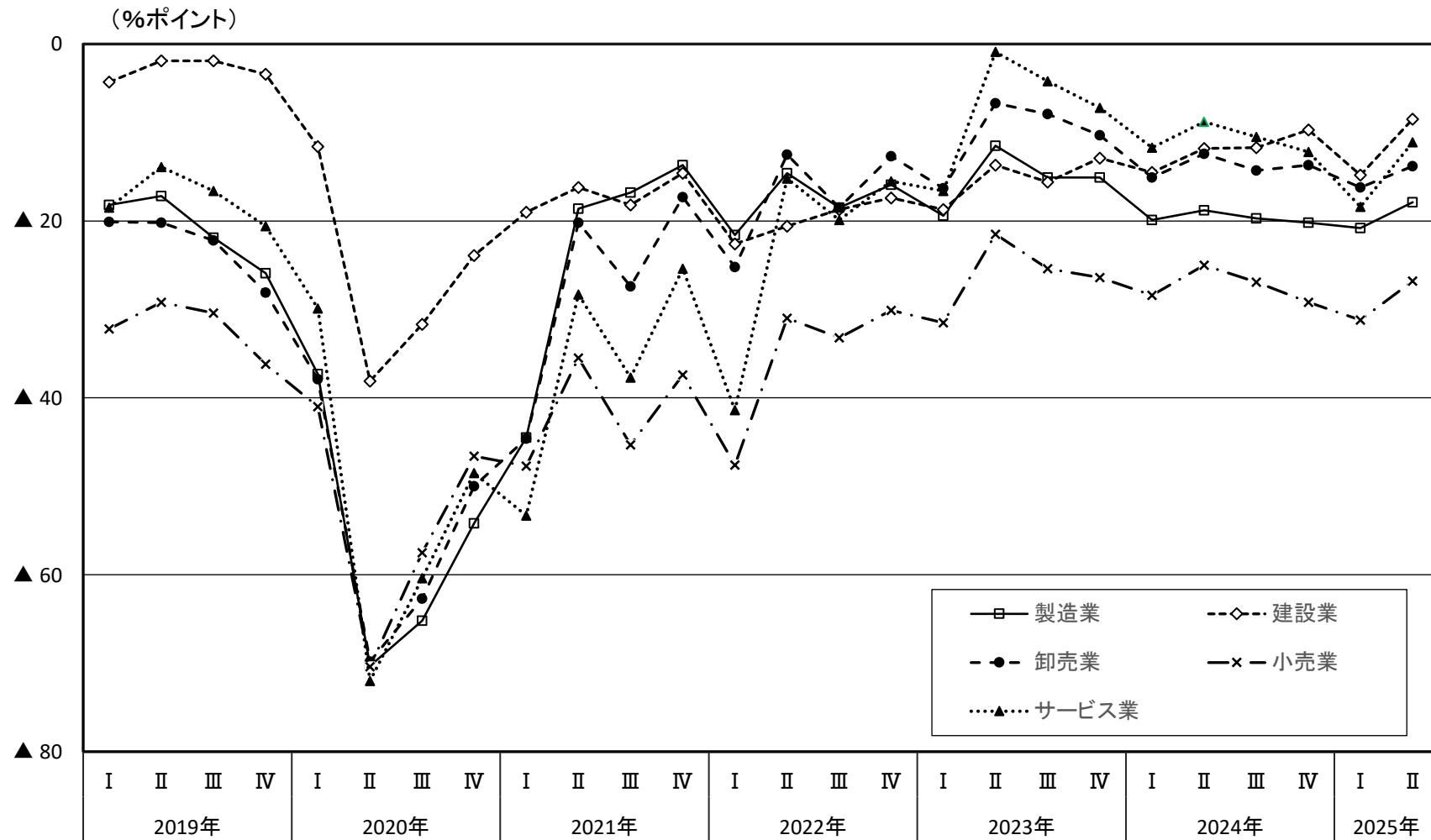
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 前年同期比 「好転」－「悪化」

12 労働生産性

(1) 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
2014 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
2015 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
2016 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
2017 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
2018 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
2019 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2020 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
2021 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
2022 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7
2023 年度	773	4.7	1,358	6.2	587	3.2	475	7.2	1,162	9.0	577	1.4	506	4.8

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

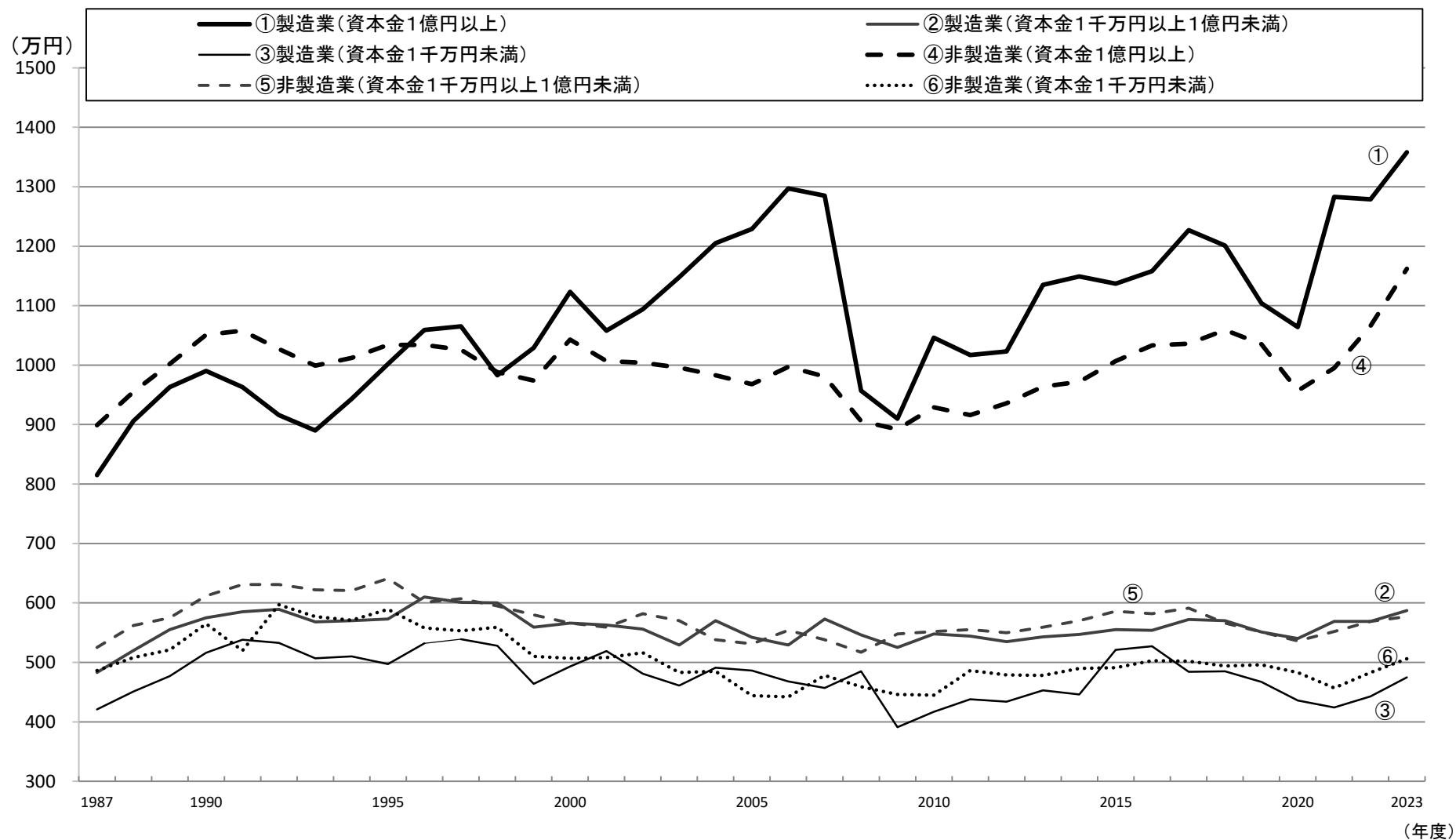
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

従業員一人当たり付加価値額の推移



資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

[2006年度調査以前]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

[2007年度調査以降]

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

(2) 就業１時間当たり名目労働生産性の推移

		2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
就業 １時間 当たり 労働 生産性 (円)	全産業	4,476	4,661	4,703	4,724	4,721	4,791	4,781	4,861	4,914	5,170
	農林水産業	1,115	1,213	1,411	1,454	1,326	1,426	1,494	1,457	1,361	1,534
	鉱業	5,644	5,645	4,966	5,401	5,450	5,848	5,458	5,201	6,252	6,138
	製造業	4,995	5,353	5,338	5,387	5,444	5,456	5,560	5,889	5,704	6,183
	電気・ガス・水道	11,803	13,896	13,930	14,234	14,593	15,470	15,445	13,669	12,089	14,316
	建設業	2,633	2,833	3,022	3,081	3,075	3,163	3,308	3,401	3,412	3,446
	卸売・小売業	3,975	4,123	4,143	4,221	4,182	4,220	4,277	4,511	4,956	5,191
	運輸・郵便業	3,573	3,723	3,727	3,826	3,846	3,941	3,163	3,107	3,436	3,811
	宿泊・飲食サービス業	2,606	2,629	2,855	2,976	2,862	2,815	2,174	1,850	2,084	2,827
	情報通信業	7,638	7,723	7,995	7,790	7,768	7,567	7,295	6,808	6,442	6,308
	金融・保険業	8,198	8,266	7,567	7,373	7,722	7,708	7,746	8,006	9,015	10,384
	不動産業	36,143	33,652	32,736	32,596	31,241	32,359	29,721	29,030	30,258	30,005
	専門・業務支援サービス業	3,342	3,505	3,540	3,454	3,436	3,550	3,699	3,714	3,752	3,919
	公務	7,569	7,677	7,920	7,889	8,049	8,352	8,286	8,318	8,437	8,379
	教育	6,405	6,362	6,293	6,164	6,251	6,415	6,273	6,256	6,519	6,685
	保健衛生・社会事業	3,006	3,057	3,122	3,087	3,110	3,193	3,190	3,314	3,244	3,278
	その他のサービス	2,384	2,445	2,410	2,434	2,418	2,404	2,242	2,286	2,334	2,406
前 年 比	全産業	1.7%	4.1%	0.9%	0.5%	▲ 0.1%	1.5%	▲ 0.2%	1.7%	1.1%	5.2%
	農林水産業	▲ 3.0%	8.8%	16.3%	3.0%	▲ 8.8%	7.5%	4.8%	▲ 2.5%	▲ 6.6%	12.7%
	鉱業	15.3%	0.0%	▲ 12.0%	8.8%	0.9%	7.3%	▲ 6.7%	▲ 4.7%	20.2%	▲ 1.8%
	製造業	1.4%	7.2%	▲ 0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	1.9%	5.9%	▲ 3.1%	8.4%
	電気・ガス・水道	15.8%	17.7%	0.2%	2.2%	2.5%	6.0%	▲ 0.2%	▲ 11.5%	▲ 11.6%	18.4%
	建設業	3.1%	7.6%	6.7%	1.9%	▲ 0.2%	2.9%	4.6%	2.8%	0.3%	1.0%
	卸売・小売業	▲ 0.3%	3.7%	0.5%	1.9%	▲ 0.9%	0.9%	1.4%	5.5%	9.9%	4.8%
	運輸・郵便業	6.9%	4.2%	0.1%	2.6%	0.5%	2.5%	▲ 19.8%	▲ 1.7%	10.6%	10.9%
	宿泊・飲食サービス業	3.2%	0.9%	8.6%	4.2%	▲ 3.8%	▲ 1.6%	▲ 22.8%	▲ 14.9%	12.7%	35.7%
	情報通信業	▲ 4.7%	1.1%	3.5%	▲ 2.6%	▲ 0.3%	▲ 2.6%	▲ 3.6%	▲ 6.7%	▲ 5.4%	▲ 2.1%
	金融・保険業	5.1%	0.8%	▲ 8.5%	▲ 2.6%	4.7%	▲ 0.2%	0.5%	3.4%	12.6%	15.2%
	不動産業	▲ 1.3%	▲ 6.9%	▲ 2.7%	▲ 0.4%	▲ 4.2%	3.6%	▲ 8.2%	▲ 2.3%	4.2%	▲ 0.8%
	専門・業務支援サービス業	3.5%	4.9%	1.0%	▲ 2.4%	▲ 0.5%	3.3%	4.2%	0.4%	1.0%	4.4%
	公務	1.6%	1.4%	3.2%	▲ 0.4%	2.0%	3.8%	▲ 0.8%	0.4%	1.4%	▲ 0.7%
	教育	2.2%	▲ 0.7%	▲ 1.1%	▲ 2.1%	1.4%	2.6%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	4.2%	2.5%
	保健衛生・社会事業	▲ 1.6%	1.7%	2.1%	▲ 1.1%	0.8%	2.6%	▲ 0.1%	3.9%	▲ 2.1%	1.0%
	その他のサービス	1.2%	2.6%	▲ 1.4%	1.0%	▲ 0.7%	▲ 0.6%	▲ 6.7%	2.0%	2.1%	3.1%

資料出所 日本生産性本部「生産性データベース」

(注) 1 内閣府「2023年度国民経済計算（2015年基準・08SNA）」の名目GDP、就業者数及び労働時間から算出されている。

2 前年比は労働基準局賃金課にて算出。

Ⅱ 都道府県統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 各種関連指標（ランク別・都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（2021年度）			標準生計費（月額、2024年4月）			新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上、2024年)					
		(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	4人世帯 (円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	男性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	女性 (千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ラ ン ク	東 京	5,761	100.0	1	265,670	100.0	2	209.5	100.0	4	206.6	100.0	3
	神 奈 川	3,199	55.5	10	253,520	95.4	6	208.4	99.5	6	202.2	97.9	5
	大 阪	3,051	53.0	18	199,970	75.3	34	213.9	102.1	1	209.1	101.2	2
	愛 知	3,597	62.4	2	215,450	81.1	17	211.4	100.9	3	201.3	97.4	6
	埼 玉	3,049	52.9	19	272,540	102.6	1	204.3	97.5	9	206.6	100.0	3
B ラ ン ク	千 葉	3,059	53.1	17	223,240	84.0	14	200.3	95.6	15	185.9	90.0	24
	兵 庫	2,997	52.0	21	188,330	70.9	39	203.6	97.2	10	190.1	92.0	19
	京 都	3,026	52.5	20	237,440	89.4	7	198.9	94.9	17	192.7	93.3	15
	茨 城	3,438	59.7	3	196,542	74.0	37	201.3	96.1	12	192.8	93.3	14
	静 岡	3,314	57.5	4	211,611	79.7	23	204.8	97.8	8	198.5	96.1	9
	富 山	3,291	57.1	6	233,420	87.9	8	191.7	91.5	31	184.3	89.2	26
	広 島	3,179	55.2	12	226,880	85.4	11	194.2	92.7	25	214.4	103.8	1
	滋 賀	3,161	54.9	13	263,980	99.4	3	202.9	96.8	11	199.8	96.7	7
	栃 木	3,307	57.4	5	197,992	74.5	35	199.6	95.3	16	192.9	93.4	13
	群 馬	3,187	55.3	11	261,980	98.6	4	209.2	99.9	5	194.3	94.0	10
	宮 城	2,865	49.7	28	209,902	79.0	27	194.9	93.0	22	173.7	84.1	43
	山 梨	3,243	56.3	8	211,390	79.6	24	197.8	94.4	18	199.7	96.7	8
	三 重	3,111	54.0	14	172,910	65.1	45	194.2	92.7	25	194.1	93.9	11
	石 川	2,963	51.4	22	225,080	84.7	13	196.3	93.7	19	179.8	87.0	34
	福 岡	2,733	47.4	37	220,430	83.0	15	192.3	91.8	29	191.6	92.7	16
	香 川	2,851	49.5	31	214,726	80.8	19	212.1	101.2	2	178.1	86.2	36
	岡 山	2,743	47.6	36	215,330	81.1	18	195.2	93.2	21	191.6	92.7	16
	福 井	3,263	56.6	7	187,740	70.7	40	189.6	90.5	35	181.3	87.8	32
	奈 良	2,549	44.2	44	202,900	76.4	33	188.0	89.7	37	177.1	85.7	37
	山 口	2,960	51.4	23	196,520	74.0	38	200.6	95.8	14	180.7	87.5	33
	長 野	2,949	51.2	24	204,750	77.1	32	192.2	91.7	30	181.8	88.0	30
	北 海 道	2,811	48.8	32	227,000	85.4	10	194.4	92.8	24	186.2	90.1	23
	岐 阜	3,092	53.7	15	212,160	79.9	22	194.9	93.0	22	191.6	92.7	16
	徳 島	3,202	55.6	9	215,540	81.1	16	195.8	93.5	20	176.0	85.2	40
	福 島	2,921	50.7	25	205,190	77.2	30	184.5	88.1	43	177.0	85.7	39
	新 潟	2,919	50.7	26	226,690	85.3	12	191.4	91.4	33	187.4	90.7	20
	和 歌 山	3,084	53.5	16	174,616	65.7	44	207.4	99.0	7	193.6	93.7	12
	愛 媛	2,670	46.3	40	164,940	62.1	47	186.8	89.2	41	182.0	88.1	29
	島 根	2,909	50.5	27	213,250	80.3	21	187.7	89.6	38	187.1	90.6	21
C ラ ン ク	大 分	2,769	48.1	33	209,910	79.0	26	200.9	95.9	13	177.1	85.7	37
	熊 本	2,746	47.7	34	256,617	96.6	5	190.8	91.1	34	179.2	86.7	35
	山 形	2,861	49.7	29	209,610	78.9	29	184.3	88.0	44	173.3	83.9	44
	佐 賀	2,744	47.6	35	209,780	79.0	28	192.5	91.9	28	182.3	88.2	28
	長 崎	2,571	44.6	43	231,770	87.2	9	185.6	88.6	42	185.5	89.8	25
	岩 手	2,685	46.6	39	176,430	66.4	43	191.7	91.5	31	174.4	84.4	41
	高 知	2,653	46.1	41	214,230	80.6	20	189.3	90.4	36	181.6	87.9	31
	鳥 取	2,507	43.5	45	205,140	77.2	31	176.2	84.1	46	171.3	82.9	47
	秋 田	2,689	46.7	38	185,945	70.0	41	187.4	89.5	40	174.1	84.3	42
	鹿児島	2,605	45.2	42	172,030	64.8	46	193.1	92.2	27	186.7	90.4	22
	宮 崎	2,409	41.8	46	197,590	74.4	36	187.5	89.5	39	171.8	83.2	46
	青 森	2,858	49.6	30	184,360	69.4	42	181.6	86.7	45	173.2	83.8	45
	沖 縄	2,258	39.2	47	210,850	79.4	25	170.0	81.1	47	183.4	88.8	27
資料出所		内閣府「県民経済計算」			都道府県人事委員会「給与勧告（参考資料）」			厚生労働省「賃金構造基本統計調査」					

- (注) 1 各ランクは、2023年度からの適用区分である（以下同じ）。
- 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
- 3 1人あたり県民所得は、2015年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：倍）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	1.25	1.41	1.49	1.55	1.52	1.07	0.90	1.05	1.18	1.13
	神 奈 川	1.10	1.26	1.34	1.40	1.40	1.03	0.91	1.02	1.11	1.11
	大 阪	1.07	1.23	1.37	1.51	1.53	1.09	0.94	1.04	1.10	1.05
	愛 知	1.49	1.60	1.78	1.91	1.88	1.20	1.14	1.33	1.33	1.26
	埼 玉	1.02	1.23	1.41	1.51	1.47	1.10	1.02	1.12	1.18	1.17
B ラ ン ク	千 葉	1.18	1.33	1.45	1.55	1.53	1.15	0.98	1.13	1.23	1.22
	兵 庫	1.08	1.24	1.40	1.54	1.54	1.11	1.02	1.14	1.16	1.14
	京 都	1.17	1.32	1.50	1.59	1.63	1.18	1.04	1.18	1.23	1.23
	茨 城	1.23	1.37	1.59	1.76	1.80	1.43	1.43	1.61	1.60	1.53
	静 岡	1.26	1.44	1.63	1.78	1.69	1.12	1.16	1.37	1.34	1.27
	富 山	1.66	1.78	1.99	2.15	2.14	1.46	1.50	1.73	1.66	1.57
	広 島	1.41	1.58	1.72	1.83	1.82	1.31	1.24	1.43	1.43	1.33
	滋 賀	1.22	1.38	1.55	1.69	1.64	1.14	1.13	1.32	1.35	1.25
	栃 木	1.16	1.30	1.48	1.58	1.56	1.16	1.13	1.29	1.29	1.26
	群 馬	1.26	1.44	1.65	1.80	1.79	1.37	1.36	1.56	1.52	1.44
	宮 城	1.37	1.50	1.64	1.70	1.63	1.25	1.29	1.37	1.37	1.25
	山 梨	1.08	1.32	1.54	1.67	1.60	1.18	1.33	1.58	1.50	1.49
	三 重	1.48	1.62	1.83	1.96	1.91	1.32	1.34	1.59	1.53	1.38
	石 川	1.49	1.61	1.83	1.96	1.90	1.26	1.30	1.54	1.52	1.43
	福 岡	1.06	1.25	1.39	1.46	1.43	1.05	0.98	1.08	1.16	1.09
	香 川	1.47	1.67	1.81	1.91	1.93	1.51	1.47	1.64	1.60	1.60
	岡 山	1.43	1.59	1.73	1.92	2.02	1.58	1.41	1.54	1.54	1.45
	福 井	1.67	1.89	2.07	2.20	2.18	1.71	1.84	2.04	1.94	1.90
	奈 良	1.11	1.29	1.48	1.67	1.70	1.36	1.28	1.36	1.33	1.32
	山 口	1.33	1.56	1.69	1.83	1.87	1.45	1.50	1.72	1.72	1.70
	長 野	1.32	1.49	1.68	1.78	1.67	1.22	1.40	1.65	1.59	1.45
	北 海 道	0.97	1.08	1.16	1.23	1.29	1.08	1.03	1.18	1.14	1.07
	岐 阜	1.59	1.78	1.91	2.11	2.14	1.47	1.47	1.72	1.65	1.58
	徳 島	1.24	1.43	1.52	1.57	1.59	1.24	1.28	1.38	1.32	1.27
	福 島	1.72	1.61	1.60	1.67	1.67	1.39	1.39	1.53	1.51	1.41
	新 潟	1.24	1.34	1.53	1.70	1.65	1.23	1.32	1.55	1.57	1.49
	和 歌 山	1.12	1.21	1.35	1.44	1.53	1.14	1.14	1.25	1.25	1.23
	愛 媛	1.27	1.47	1.61	1.73	1.75	1.41	1.36	1.52	1.50	1.46
	島 根	1.33	1.57	1.74	1.86	1.85	1.55	1.59	1.83	1.70	1.59
C ラ ン ク	大 分	1.14	1.28	1.52	1.69	1.68	1.28	1.25	1.47	1.57	1.53
	熊 本	1.18	1.44	1.76	1.83	1.76	1.33	1.42	1.55	1.49	1.39
	山 形	1.28	1.40	1.67	1.78	1.65	1.23	1.38	1.68	1.58	1.47
	佐 賀	1.09	1.29	1.46	1.56	1.57	1.26	1.36	1.54	1.56	1.48
	長 崎	1.06	1.23	1.28	1.36	1.35	1.09	1.17	1.32	1.38	1.36
	岩 手	1.28	1.37	1.51	1.59	1.51	1.17	1.29	1.46	1.36	1.28
	高 知	0.90	1.08	1.21	1.28	1.29	1.08	1.11	1.18	1.20	1.15
	鳥 取	1.21	1.46	1.72	1.76	1.82	1.42	1.45	1.68	1.59	1.45
	秋 田	1.07	1.22	1.44	1.62	1.60	1.36	1.53	1.64	1.51	1.42
	鹿 児 島	0.92	1.09	1.28	1.40	1.43	1.21	1.31	1.43	1.32	1.25
	宮 崎	1.12	1.33	1.53	1.65	1.61	1.29	1.41	1.54	1.48	1.41
	青 森	0.97	1.16	1.33	1.41	1.36	1.08	1.15	1.29	1.31	1.25
	沖 縄	0.91	1.06	1.22	1.31	1.34	0.90	0.80	0.98	1.16	1.13

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）1 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

2 各都道府県における有効求人倍率は、求人票に記載された就業場所所で集計した就業地別の数値である。

3 失業率の推移（ランク別・都道府県別）

（単位：％）

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年1～3月
A ラ ン ク	東 京	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	3.1	3.0	2.6	2.5	2.6	2.5
	神 奈 川	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.8	3.0	2.8	2.9	2.5	2.3
	大 阪	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.5	3.1	3.2	3.1	2.8
	愛 知	2.5	2.4	2.4	1.7	1.8	2.5	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0
	埼 玉	3.2	3.1	2.8	2.4	2.2	2.9	3.0	2.7	2.7	2.7	2.6
B ラ ン ク	千 葉	3.0	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2
	兵 庫	3.7	3.4	2.7	2.6	2.3	2.7	2.8	2.6	2.6	2.4	2.4
	京 都	3.3	3.1	2.6	2.4	2.3	2.6	2.7	2.5	2.4	2.2	2.6
	茨 城	3.2	2.8	2.5	2.2	2.4	2.4	2.6	2.4	2.5	2.4	2.1
	静 岡	2.7	2.5	2.3	1.9	2.0	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3
	富 山	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	広 島	3.0	2.7	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.3
	滋 賀	2.5	2.5	2.0	2.0	1.8	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2
	栃 木	3.1	2.7	2.3	2.1	2.2	2.3	2.6	2.4	2.3	2.2	2.1
	群 馬	2.8	2.5	2.1	1.9	2.2	2.1	2.3	1.9	2.0	2.0	1.8
	宮 城	3.8	3.3	2.9	2.6	2.6	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2	3.1
	山 梨	2.8	2.3	2.0	1.7	2.0	1.8	2.2	1.8	2.0	1.8	1.5
	三 重	2.3	2.1	2.0	1.4	1.4	1.9	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9
	石 川	2.3	2.1	1.8	1.3	1.6	1.8	1.9	2.1	1.9	1.9	1.8
	福 岡	4.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.1	3.0	2.9	2.7	2.9	2.7
	香 川	2.8	2.6	2.4	2.0	2.0	2.2	2.2	2.0	2.0	1.8	1.5
	岡 山	3.2	2.8	2.4	2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.3	2.5	2.6
	福 井	1.8	1.9	1.6	1.4	1.4	1.6	1.4	1.7	1.4	1.2	1.2
	奈 良	3.1	2.9	2.4	2.2	1.9	2.5	2.5	2.2	2.4	2.2	2.3
	山 口	2.7	2.4	2.0	1.8	1.8	1.9	1.9	1.8	1.6	1.6	1.5
	長 野	2.7	2.5	2.0	1.7	1.9	2.1	2.3	2.0	2.0	1.8	1.8
	北 海 道	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	2.9	3.0	3.2	2.8	2.6	2.6
	岐 阜	2.5	2.3	2.1	1.6	1.5	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	2.0
	徳 島	3.0	2.7	2.4	1.9	1.9	2.2	2.7	2.2	1.7	1.4	1.4
	福 島	3.2	2.8	2.4	2.2	2.2	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6
	新 潟	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	2.2
	和 歌 山	2.6	2.2	1.8	1.9	1.6	2.3	2.3	2.3	2.1	1.9	2.4
	愛 媛	2.8	2.6	2.5	1.9	1.7	2.1	2.2	2.0	2.2	2.2	2.1
	島 根	2.6	1.4	1.1	1.4	1.9	1.4	1.7	1.3	1.4	1.8	1.7
C ラ ン ク	大 分	3.2	2.9	2.8	2.5	2.1	2.1	2.2	2.0	2.4	2.4	2.1
	熊 本	3.4	3.1	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5
	山 形	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.7	1.9	1.8
	佐 賀	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	1.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.9
	長 崎	3.1	2.8	2.5	2.0	2.0	2.3	2.2	1.9	1.9	2.1	2.0
	岩 手	3.0	2.5	2.2	1.9	1.9	2.2	2.3	2.2	2.2	2.4	2.4
	高 知	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	2.2	2.0	2.0	1.7	1.5
	鳥 取	2.7	2.4	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	2.0	2.1	1.7	2.1
	秋 田	3.5	3.0	2.8	2.4	2.6	2.8	2.6	2.3	2.5	2.7	3.0
	鹿 児 島	3.5	2.8	2.8	2.4	2.4	2.7	2.7	2.3	2.2	2.5	2.0
	宮 崎	3.2	2.5	2.3	1.9	1.9	2.1	2.5	2.4	2.4	2.2	2.2
	青 森	4.0	3.6	3.1	2.7	2.5	3.0	2.9	2.9	2.9	3.1	3.3
	沖 縄	5.1	4.3	3.7	3.4	2.7	3.3	3.7	3.2	3.3	3.2	2.8

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」

（注） 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）

2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

イ 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	326,216	326,130	327,748	327,195	328,799	327,112	331,358	336,842	344,041	354,305
	神奈川	270,514	272,255	275,844	279,926	278,106	270,953	270,441	268,379	277,323	284,673
	大 阪	272,862	272,022	271,893	273,292	270,755	268,279	271,922	275,029	277,642	290,531
	愛 知	273,306	275,552	276,157	276,353	279,033	276,974	276,994	279,653	285,759	287,947
	埼 玉	235,030	236,774	240,178	242,882	242,672	243,163	245,049	245,190	245,539	260,304
B ラ ン ク	千 葉	245,925	247,041	247,322	248,096	252,473	252,347	248,958	246,734	252,202	260,907
	兵 庫	240,681	241,536	245,930	250,359	256,207	247,528	246,160	249,584	254,873	258,373
	京 都	241,606	244,550	246,723	244,066	243,213	237,246	239,296	245,060	245,148	254,069
	茨 城	257,278	258,109	267,194	263,978	262,740	263,255	265,845	262,502	266,071	271,385
	静 岡	251,982	249,488	251,876	251,757	251,793	252,566	255,749	256,609	261,385	268,988
	富 山	252,781	253,441	252,135	251,201	247,927	245,428	245,914	250,484	253,324	264,461
	広 島	260,886	261,423	262,635	259,342	260,062	257,212	260,127	265,093	261,807	267,912
	滋 賀	259,278	265,535	266,082	257,877	259,900	249,855	248,582	250,613	248,362	257,855
	栃 木	255,015	259,764	256,137	252,149	252,490	253,253	253,135	267,047	262,289	269,835
	群 馬	247,784	250,866	258,726	260,793	250,947	249,493	252,944	257,532	266,787	270,707
	宮 城	244,715	248,718	239,226	243,715	244,738	243,191	251,811	249,119	250,838	267,392
	山 梨	238,266	238,841	242,513	244,746	245,386	243,020	248,073	246,143	250,496	253,262
	三 重	256,338	254,884	256,000	254,300	257,322	257,608	260,969	259,064	260,405	267,600
	石 川	250,928	253,905	255,923	249,812	248,453	246,857	245,395	246,755	246,036	254,110
	福 岡	246,369	252,310	254,535	247,517	240,768	241,707	246,834	252,978	255,023	259,377
	香 川	244,907	244,907	243,849	247,966	250,519	244,928	247,080	249,258	248,280	259,654
	岡 山	253,161	255,127	252,863	243,374	241,277	243,680	241,708	246,002	251,383	263,083
	福 井	254,385	255,390	250,729	250,219	255,583	253,012	258,061	252,345	248,490	251,415
	奈 良	224,887	225,242	231,259	225,666	222,947	222,410	213,503	226,816	221,483	237,668
	山 口	249,845	250,290	248,323	240,929	235,983	238,981	242,759	249,757	248,181	252,321
	長 野	249,565	253,178	250,228	249,503	246,667	246,691	246,099	248,007	252,743	259,359
	北海道	232,239	236,227	236,689	241,656	241,911	238,909	244,013	245,553	247,305	253,921
	岐 阜	240,951	230,126	239,143	237,765	240,398	237,145	233,949	244,767	245,579	250,838
	徳 島	245,375	244,575	242,817	244,527	244,042	243,370	251,701	245,326	244,457	259,990
	福 島	251,523	250,785	249,230	245,230	248,948	242,261	245,080	250,413	246,752	254,428
	新 潟	240,857	241,862	244,034	242,140	232,186	240,395	241,501	239,291	245,053	251,496
	和歌山	241,796	239,637	241,371	240,244	231,856	227,325	241,328	243,084	247,214	246,367
	愛 媛	238,038	233,926	233,978	228,905	226,569	231,420	231,266	238,238	242,441	253,104
	島 根	232,473	240,542	238,373	234,592	236,479	236,106	236,625	234,055	238,481	242,479
C ラ ン ク	大 分	224,544	224,670	227,310	229,562	226,804	230,377	229,275	236,077	242,209	242,890
	熊 本	233,833	231,445	232,999	228,118	230,788	230,670	235,635	235,428	236,996	245,403
	山 形	236,601	233,022	235,331	233,171	232,870	226,619	234,346	243,381	247,304	252,749
	佐 賀	233,502	234,074	231,737	231,763	231,840	223,388	222,548	226,046	227,037	237,434
	長 崎	220,579	217,999	220,483	221,336	231,402	227,562	226,153	223,673	224,509	233,943
	岩 手	237,563	234,948	230,731	231,830	234,292	223,696	235,956	239,502	239,030	248,799
	高 知	249,692	245,878	248,660	226,158	229,064	227,675	224,108	226,330	230,372	243,357
	鳥 取	236,397	236,719	239,962	229,840	225,040	224,571	225,696	228,507	221,845	233,088
	秋 田	219,566	221,805	235,880	235,792	225,045	225,517	231,897	226,760	235,573	240,344
	鹿児島	215,449	217,632	218,144	217,089	217,609	220,750	223,935	221,306	224,419	241,970
	宮 崎	221,031	220,270	223,575	223,326	222,281	219,412	224,209	226,362	223,818	232,960
	青 森	216,034	216,477	223,533	219,852	221,518	222,451	223,805	226,180	227,669	234,642
	沖 縄	210,967	217,096	217,989	213,358	214,023	220,161	216,783	218,261	216,848	216,907

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 事業所規模5人以上の数値である。

ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
A ランク	東 京	1,217	1,238	1,236	1,267	1,296	1,309	1,308	1,342
	神 奈 川	1,236	1,256	1,271	1,303	1,340	1,376	1,384	1,378
	大 阪	1,158	1,167	1,187	1,218	1,262	1,286	1,305	1,316
	愛 知	1,149	1,158	1,176	1,206	1,249	1,277	1,275	1,275
	埼 玉	1,146	1,155	1,177	1,208	1,251	1,287	1,292	1,277
	千 葉	1,158	1,168	1,182	1,210	1,255	1,286	1,294	1,292
B ランク	兵 庫	1,134	1,151	1,160	1,187	1,229	1,260	1,256	1,268
	京 都	1,118	1,132	1,139	1,173	1,225	1,257	1,256	1,262
	茨 城	1,066	1,078	1,094	1,130	1,180	1,236	1,222	1,220
	静 岡	1,093	1,103	1,122	1,156	1,205	1,256	1,242	1,236
	富 山	1,040	1,050	1,063	1,095	1,141	1,183	1,176	1,167
	広 島	1,037	1,042	1,057	1,096	1,145	1,190	1,184	1,188
	滋 賀	1,078	1,082	1,101	1,129	1,181	1,231	1,244	1,243
	栃 木	1,069	1,075	1,091	1,125	1,174	1,197	1,199	1,210
	群 馬	1,052	1,056	1,071	1,100	1,136	1,176	1,175	1,176
	宮 城	1,025	1,037	1,052	1,084	1,131	1,178	1,162	1,179
	山 梨	1,045	1,050	1,073	1,107	1,152	1,199	1,186	1,195
	三 重	1,069	1,073	1,098	1,129	1,179	1,224	1,214	1,228
	石 川	1,028	1,023	1,041	1,074	1,124	1,171	1,160	1,166
	福 岡	1,030	1,065	1,079	1,118	1,165	1,218	1,189	1,228
	香 川	1,024	1,032	1,048	1,078	1,125	1,177	1,169	1,157
	岡 山	1,024	1,030	1,049	1,074	1,124	1,162	1,153	1,156
	福 井	1,005	1,013	1,036	1,074	1,120	1,160	1,152	1,169
	奈 良	1,076	1,092	1,106	1,138	1,183	1,211	1,229	1,219
	山 口	1,003	1,011	1,036	1,071	1,124	1,184	1,150	1,155
	長 野	1,022	1,025	1,047	1,080	1,125	1,163	1,167	1,160
	北 海 道	1,010	1,024	1,049	1,084	1,137	1,190	1,172	1,175
	岐 阜	1,047	1,054	1,075	1,102	1,150	1,186	1,199	1,197
	徳 島	1,041	1,053	1,064	1,095	1,133	1,181	1,185	1,196
	福 島	1,000	993	1,009	1,040	1,083	1,129	1,127	1,122
	新 潟	1,001	1,007	1,024	1,061	1,107	1,149	1,146	1,140
	和 歌 山	1,034	1,043	1,054	1,086	1,132	1,189	1,161	1,176
	愛 媛	988	997	1,017	1,050	1,099	1,138	1,141	1,146
	島 根	982	990	1,004	1,036	1,086	1,133	1,110	1,122
C ランク	大 分	967	980	1,000	1,038	1,088	1,144	1,125	1,127
	熊 本	990	1,005	1,029	1,065	1,117	1,155	1,160	1,167
	山 形	973	974	992	1,021	1,068	1,122	1,109	1,120
	佐 賀	972	981	1,004	1,036	1,088	1,127	1,110	1,120
	長 崎	961	976	991	1,027	1,081	1,135	1,123	1,122
	岩 手	945	947	969	1,008	1,050	1,116	1,094	1,083
	高 知	971	982	997	1,035	1,089	1,165	1,115	1,141
	鳥 取	987	989	1,006	1,037	1,095	1,137	1,110	1,129
	秋 田	938	956	977	1,007	1,057	1,131	1,111	1,105
	鹿 児 島	955	973	993	1,031	1,083	1,125	1,115	1,126
	宮 崎	946	960	989	1,027	1,070	1,113	1,108	1,119
	青 森	928	942	960	990	1,044	1,098	1,085	1,089
	沖 縄	1,010	1,030	1,048	1,087	1,142	1,313	1,181	1,205
	全 国	1,082	1,092	1,110	1,145	1,192	1,230	1,226	1,235

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

ハ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
A ラン ク	東 京	1,157	1,176	1,180	1,209	1,241	1,259	1,258	1,282
	神 奈 川	1,163	1,184	1,199	1,231	1,273	1,307	1,315	1,310
	大 阪	1,099	1,108	1,129	1,163	1,209	1,238	1,248	1,259
	愛 知	1,070	1,079	1,099	1,127	1,174	1,203	1,204	1,200
	埼 玉	1,083	1,090	1,112	1,145	1,191	1,225	1,228	1,222
	千 葉	1,097	1,106	1,123	1,151	1,196	1,228	1,234	1,237
B ラン ク	兵 庫	1,071	1,086	1,100	1,130	1,171	1,206	1,200	1,214
	京 都	1,057	1,069	1,080	1,113	1,166	1,199	1,198	1,202
	茨 城	1,003	1,017	1,034	1,070	1,119	1,169	1,160	1,163
	静 岡	1,034	1,043	1,064	1,096	1,143	1,194	1,179	1,176
	富 山	983	996	1,011	1,043	1,088	1,129	1,120	1,112
	広 島	987	993	1,011	1,049	1,095	1,137	1,136	1,140
	滋 賀	1,024	1,028	1,047	1,076	1,125	1,181	1,189	1,178
	栃 木	1,011	1,017	1,034	1,066	1,114	1,142	1,143	1,151
	群 馬	990	995	1,013	1,041	1,079	1,115	1,118	1,116
	宮 城	974	982	1,000	1,034	1,081	1,127	1,108	1,126
	山 梨	983	987	1,012	1,043	1,089	1,136	1,120	1,128
	三 重	1,013	1,017	1,043	1,072	1,120	1,162	1,153	1,171
	石 川	970	970	991	1,023	1,069	1,116	1,105	1,108
	福 岡	973	1,001	1,018	1,053	1,100	1,144	1,127	1,147
	香 川	968	974	989	1,019	1,067	1,116	1,111	1,095
	岡 山	968	975	996	1,022	1,072	1,107	1,101	1,103
	福 井	955	963	984	1,021	1,065	1,105	1,094	1,108
	奈 良	1,015	1,030	1,044	1,078	1,123	1,151	1,165	1,154
	山 口	958	964	989	1,024	1,074	1,131	1,100	1,103
	長 野	971	976	998	1,030	1,074	1,113	1,115	1,116
	北 海 道	969	982	1,007	1,043	1,094	1,143	1,129	1,130
	岐 阜	988	996	1,017	1,045	1,092	1,129	1,139	1,137
	徳 島	970	982	997	1,029	1,068	1,122	1,120	1,126
	福 島	950	944	964	995	1,037	1,087	1,081	1,072
	新 潟	954	960	977	1,012	1,058	1,104	1,093	1,088
	和 歌 山	977	986	1,002	1,033	1,079	1,131	1,107	1,124
	愛 媛	936	945	969	1,001	1,048	1,087	1,091	1,091
	島 根	932	942	958	988	1,038	1,083	1,065	1,077
C ラン ク	大 分	924	934	957	994	1,042	1,097	1,078	1,079
	熊 本	935	949	975	1,009	1,058	1,100	1,103	1,106
	山 形	923	928	948	974	1,022	1,074	1,063	1,077
	佐 賀	925	936	958	989	1,039	1,084	1,068	1,075
	長 崎	917	934	951	985	1,037	1,088	1,078	1,077
	岩 手	901	906	928	963	1,007	1,073	1,052	1,042
	高 知	930	942	958	995	1,044	1,112	1,070	1,091
	鳥 取	935	941	961	993	1,049	1,090	1,072	1,087
	秋 田	900	917	941	968	1,018	1,088	1,072	1,062
	鹿 児 島	909	925	948	984	1,032	1,075	1,063	1,075
	宮 崎	902	916	946	982	1,026	1,067	1,063	1,070
	青 森	893	906	927	956	1,007	1,062	1,047	1,051
	沖 縄	957	973	994	1,029	1,084	1,257	1,127	1,136
	全 国	1,025	1,035	1,054	1,089	1,136	1,175	1,171	1,177

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。

なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。

2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。

3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その下限額を1募集賃金として算出している。

(2) 労働時間

常用労働者 1 人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模 5 人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間										所定外労働時間									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラン ク	東 京	144.2	143.2	143.0	141.1	138.1	134.5	137.6	138.4	139.9	139.6	12.0	11.4	11.3	10.9	11.4	10.3	11.2	11.7	11.7	11.6
	神 奈 川	139.7	139.5	138.6	135.2	133.6	128.7	129.4	129.3	130.2	129.8	11.8	11.5	11.1	10.9	11.4	9.4	9.8	9.7	10.5	10.5
	大 阪	142.0	141.6	141.0	139.3	136.4	131.6	133.0	132.9	133.1	135.2	10.5	10.6	10.8	10.2	10.0	8.5	8.7	9.0	8.9	9.3
	愛 知	145.9	144.6	144.2	144.0	140.9	137.5	138.1	137.3	138.5	135.4	13.7	13.3	13.2	13.5	13.1	11.3	11.7	11.7	11.7	11.0
	埼 玉	138.2	136.8	137.1	136.7	131.9	129.0	130.5	130.1	130.1	131.1	10.6	10.2	10.6	10.4	10.0	8.6	9.9	9.9	9.2	9.1
	千 葉	140.6	139.8	139.0	136.1	134.8	131.0	128.5	127.7	130.5	130.5	11.0	10.9	10.9	10.3	10.1	8.7	8.4	9.0	9.4	9.5
B ラン ク	兵 庫	138.9	136.7	136.0	136.4	134.1	129.6	129.5	131.1	131.6	129.8	10.5	9.9	9.8	10.5	10.2	8.7	9.0	9.2	9.3	9.2
	京 都	139.0	138.2	138.4	135.3	130.6	123.6	124.1	127.5	126.8	128.4	10.4	10.1	10.9	9.7	8.4	7.6	8.3	9.8	9.1	9.6
	茨 城	147.0	146.9	147.5	145.7	141.7	140.3	142.0	140.3	139.2	139.9	11.8	11.4	12.8	12.7	11.4	10.8	10.5	10.8	10.1	11.0
	静 岡	148.6	147.6	146.6	144.3	142.4	137.5	138.5	138.6	140.5	141.6	12.2	11.9	12.0	11.2	11.1	9.3	9.4	10.3	10.9	11.4
	富 山	152.1	151.8	151.3	148.7	144.9	140.3	140.1	139.4	141.2	142.9	11.2	10.9	11.1	10.7	10.0	8.1	8.3	8.5	8.7	9.3
	広 島	149.5	148.9	148.5	146.4	144.3	139.3	140.2	139.6	137.5	138.1	12.1	12.4	12.4	12.1	11.9	10.1	11.0	10.9	10.7	10.2
	滋 賀	142.4	143.0	144.4	141.1	138.9	132.0	130.4	131.9	130.3	131.0	10.6	10.5	12.2	12.2	12.3	9.2	9.5	10.8	9.9	9.5
	栃 木	148.8	149.3	147.8	144.9	142.2	141.0	141.8	142.7	140.1	139.4	11.9	12.3	12.5	10.9	11.0	9.6	10.3	11.4	10.8	10.3
	群 馬	147.9	148.0	148.5	148.8	144.8	139.8	142.1	142.3	144.5	141.4	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	9.7	10.5	11.3	11.7	10.3
	宮 城	149.7	149.0	143.4	146.1	144.7	140.9	144.3	141.8	140.5	141.2	11.7	11.1	9.7	10.2	10.2	8.9	9.5	9.7	9.4	10.0
	山 梨	145.6	145.7	145.1	144.0	142.5	136.2	140.3	139.0	137.4	134.8	10.3	10.1	10.8	11.2	10.8	8.7	10.9	11.4	11.0	9.8
	三 重	146.3	145.7	146.1	143.2	140.6	137.7	138.5	137.5	136.7	136.8	12.2	11.9	12.9	12.2	12.0	10.4	11.3	11.3	10.0	10.2
	石 川	151.1	150.5	151.7	148.0	144.6	139.1	137.5	138.8	138.8	137.3	10.6	11.1	11.8	10.4	9.9	7.8	8.3	9.3	9.6	9.1
	福 岡	147.9	149.2	148.1	142.3	138.8	136.0	137.2	136.4	136.1	136.3	11.4	12.0	11.9	10.7	10.5	9.0	9.0	9.4	8.6	9.3
	香 川	147.5	148.7	148.0	146.5	143.9	139.4	142.4	139.3	139.8	141.4	10.7	10.9	10.8	11.8	10.9	8.6	9.8	10.4	10.0	10.6
	岡 山	150.2	151.0	150.1	147.2	142.5	138.5	139.7	139.1	141.0	142.6	11.6	12.5	12.1	11.8	10.9	9.3	10.2	10.5	10.4	10.5
	福 井	153.0	148.1	148.4	150.6	148.7	142.7	144.3	141.2	139.0	138.7	11.2	10.4	10.5	11.2	10.0	8.4	9.6	9.9	8.9	9.1
	奈 良	134.4	134.5	136.2	131.1	127.6	126.3	121.6	126.7	124.1	125.3	7.3	7.5	7.7	6.9	7.2	6.5	5.7	7.1	6.7	6.6
	山 口	146.8	146.9	147.1	146.4	142.2	138.2	140.0	139.7	137.3	136.5	11.3	11.1	11.3	11.0	10.5	9.3	9.8	10.2	9.0	8.7
	長 野	149.1	150.0	148.5	146.8	142.1	140.3	141.8	140.1	140.3	139.4	10.3	10.2	10.5	10.6	9.2	8.0	9.6	9.9	10.1	8.9
	北 海 道	147.3	148.1	147.0	144.8	141.2	135.8	138.5	137.6	137.9	138.3	9.8	10.1	10.0	9.7	9.6	8.7	9.0	9.0	9.0	9.0
	岐 阜	147.4	141.8	143.2	141.5	142.9	136.4	135.6	137.5	135.7	136.2	10.7	10.1	10.5	10.5	11.5	9.1	9.6	9.6	9.2	9.5
	徳 島	151.4	151.2	150.9	149.8	145.8	141.7	144.0	139.4	138.3	141.5	10.6	10.4	10.1	11.1	9.1	7.9	9.2	9.1	8.4	8.9
	福 島	157.3	154.6	153.4	152.4	147.9	144.7	145.6	145.7	144.9	142.8	13.0	11.9	11.6	11.9	11.1	9.4	10.2	11.2	10.5	9.0
	新 潟	151.5	150.8	151.2	147.4	141.6	142.3	141.8	140.0	141.2	141.4	10.7	10.3	10.6	10.0	9.9	8.8	8.9	8.9	8.7	8.6
	和 歌 山	148.6	145.9	145.6	141.4	138.5	134.6	139.8	138.1	139.8	137.9	11.9	10.8	10.5	10.6	9.2	8.6	9.4	10.3	11.5	9.1
	愛 媛	150.6	151.1	149.2	144.8	141.3	142.0	141.6	140.1	140.1	142.2	9.9	10.1	9.6	9.8	9.5	8.7	9.4	9.9	9.6	10.3
	島 根	149.8	150.7	151.9	146.8	147.1	145.0	144.2	142.0	141.0	138.6	9.9	10.8	11.7	10.1	10.7	10.3	10.3	9.1	8.8	8.2
C ラン ク	大 分	147.5	149.5	151.5	149.0	144.8	142.1	140.5	139.9	141.1	138.7	9.1	9.1	10.9	10.5	9.3	8.4	9.3	10.0	9.6	8.7
	熊 本	147.5	146.9	147.9	145.9	144.1	141.2	141.7	139.5	141.7	141.0	8.9	9.1	10.7	10.3	9.8	9.1	9.4	9.4	9.6	9.2
	山 形	153.7	153.2	153.2	151.8	148.6	143.9	148.1	150.0	146.9	146.7	10.8	10.5	10.7	10.2	9.3	8.5	9.8	10.9	10.1	10.1
	佐 賀	153.6	153.7	153.6	151.6	150.0	140.3	138.6	136.6	138.0	142.8	10.7	10.7	10.7	12.1	11.0	9.3	9.0	8.1	8.7	8.6
	長 崎	153.1	152.1	152.1	148.2	146.6	141.9	141.4	140.6	139.7	139.4	10.2	10.0	10.1	9.9	10.1	9.7	9.4	9.0	9.2	8.7
	岩 手	155.9	154.5	154.9	153.4	151.0	148.2	146.8	145.7	145.2	144.1	11.2	10.9	11.2	11.0	11.6	9.7	9.5	9.8	9.5	8.8
	高 知	151.6	148.2	149.1	146.3	141.1	140.6	137.5	137.4	135.2	136.6	10.1	10.1	10.0	8.9	9.1	8.3	7.0	6.7	7.2	7.7
	鳥 取	152.7	151.3	152.4	150.3	145.1	141.4	142.6	142.2	139.0	139.3	8.8	8.7	8.8	9.7	9.5	7.4	7.9	8.5	7.8	7.6
	秋 田	149.1	151.1	153.8	154.2	149.0	145.4	146.9	144.7	144.6	143.2	8.3	8.2	8.9	9.6	8.5	7.4	8.3	9.0	8.2	8.3
	鹿 児 島	148.0	149.8	148.0	146.0	144.9	141.9	139.9	136.6	138.5	141.9	9.4	10.1	10.2	9.3	8.9	7.8	8.3	9.0	9.2	9.3
	宮 崎	153.7	150.9	148.7	147.7	144.0	142.9	143.5	143.3	140.3	139.0	10.6	10.0	10.3	9.0	8.9	8.4	8.5	9.4	9.3	8.5
	青 森	154.6	152.5	155.5	153.9	150.0	147.4	148.3	145.2	146.1	147.1	11.5	10.9	12.2	10.7	9.8	9.4	9.0	8.9	7.9	8.6
	沖 縄	147.6	149.3	148.8	144.7	142.9	137.7	139.9	140.5	138.3	136.7	8.8	8.8	9.2	8.1	9.0	8.0	7.9	8.8	7.8	8.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

（注） 事業所規模 5 人以上の数値である。

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：％)

ランク	都道府県	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025年				
												1月	2月	3月	4月	5月
A ランク	東 京	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.3	3.0	3.9	2.7	4.0	3.3	3.4	4.0	3.9
	神 奈 川	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.4	2.9	3.9	3.5	4.7	4.1	4.1	3.7	3.9
	大 阪	1.2	△ 0.1	△ 0.1	0.9	0.6	△ 0.2	△ 0.9	2.9	3.9	3.2	4.8	4.2	4.4	4.5	4.2
	愛 知	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 0.4	3.2	3.7	3.2	5.1	4.5	4.3	3.9	4.2
	埼 玉	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 0.6	3.1	3.6	3.0	4.4	3.9	3.9	3.6	3.6
B ランク	千 葉	1.4	0.3	0.6	1.0	0.8	△ 0.1	△ 0.8	2.8	4.2	2.7	4.2	3.9	3.8	3.4	3.5
	兵 庫	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.7	2.5	3.9	3.3	4.8	4.4	4.0	4.0	4.3
	京 都	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.2	3.0	3.7	3.3	5.1	4.6	4.4	4.3	4.0
	茨 城	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.9	△ 0.2	△ 0.2	2.8	3.8	2.7	4.8	4.9	4.5	4.1	4.3
	静 岡	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 0.8	3.1	3.7	3.2	5.0	4.5	4.2	3.7	3.7
	富 山	1.2	0.0	1.1	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	2.9	4.2	3.2	4.3	4.0	4.3	3.9	3.9
	広 島	1.8	0.0	0.3	0.9	0.1	0.2	△ 0.4	2.8	3.6	3.1	4.5	4.3	4.5	4.7	4.2
	滋 賀	1.8	0.3	0.8	1.0	0.6	△ 0.4	△ 0.7	2.3	3.1	3.1	4.1	3.7	3.5	3.3	3.4
	栃 木	1.4	△ 0.2	0.6	1.3	0.7	0.2	△ 0.5	2.7	3.7	3.2	4.7	4.2	4.1	4.0	3.3
	群 馬	1.1	△ 0.2	0.8	1.8	0.9	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.3	2.9	4.3	4.3	4.2	3.7	3.4
	宮 城	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	3.5	4.4	3.6	5.0	4.4	4.4	4.3	4.1
	山 梨	1.0	△ 0.5	0.5	1.7	0.8	△ 0.5	△ 0.1	3.0	3.8	3.1	5.0	4.2	4.4	4.0	4.0
	三 重	1.0	△ 0.4	0.4	1.3	0.2	△ 0.1	△ 0.3	3.0	3.4	3.0	4.2	4.3	4.2	3.6	3.5
	石 川	1.0	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	△ 0.2	△ 0.1	2.3	3.9	3.6	4.4	4.6	4.6	4.4	3.9
	福 岡	2.1	0.5	0.4	0.9	0.6	0.2	△ 0.5	2.2	3.7	3.4	4.8	4.3	4.3	4.0	4.3
	香 川	1.1	0.3	0.5	1.3	0.5	△ 0.2	△ 0.4	2.4	3.4	3.4	4.4	4.1	3.8	4.0	3.0
	岡 山	0.7	△ 0.1	0.7	0.8	△ 0.1	0.1	△ 0.1	2.3	3.5	2.6	4.7	4.3	4.4	4.3	4.0
	福 井	1.1	0.3	0.5	1.3	1.0	0.1	△ 0.6	2.6	3.8	3.0	5.5	4.7	4.9	4.3	3.7
	奈 良	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	0.0	2.9	3.9	4.0	5.2	4.6	4.4	3.6	3.3
	山 口	0.9	0.0	0.5	1.3	1.0	0.3	0.2	3.1	3.6	3.1	4.8	4.2	4.7	3.9	3.7
	長 野	0.7	△ 0.3	0.9	1.4	1.1	0.3	0.0	3.7	4.2	3.4	4.8	4.0	4.2	3.9	3.5
	北 海 道	0.7	△ 0.4	1.2	1.8	0.6	△ 0.3	0.0	3.5	4.3	3.3	4.3	3.9	4.2	4.3	4.1
	岐 阜	1.4	△ 0.3	0.3	0.8	0.1	△ 0.9	△ 0.3	2.9	3.8	3.6	5.6	5.0	4.8	4.3	4.8
	徳 島	1.1	0.3	0.5	1.4	0.7	0.0	0.0	2.3	3.3	3.4	4.5	4.1	3.9	3.6	3.6
	福 島	0.8	△ 0.2	0.5	1.1	0.8	0.1	△ 0.5	3.2	3.9	3.0	4.2	4.0	4.1	3.6	3.7
	新 潟	0.8	△ 0.1	0.7	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.5	3.3	3.3	3.1	5.0	4.9	4.6	4.5	4.3
	和 歌 山	0.7	0.2	0.7	1.1	0.1	0.2	△ 0.3	2.2	3.1	2.8	4.1	4.2	4.5	4.5	4.2
	愛 媛	0.8	0.0	0.4	1.0	0.1	△ 0.3	△ 0.6	2.4	4.0	3.5	4.1	4.0	4.3	3.6	3.4
	島 根	1.0	△ 0.3	0.4	1.3	0.6	△ 0.7	△ 0.1	2.7	3.8	3.0	4.5	4.3	4.0	3.6	3.1
C ランク	大 分	1.2	0.1	0.6	1.5	0.6	0.4	△ 0.5	2.1	3.3	3.2	4.6	4.1	4.1	4.0	3.8
	熊 本	1.1	0.6	0.2	0.7	0.2	△ 0.4	△ 0.6	2.4	3.7	3.3	5.1	4.6	4.6	3.9	3.7
	山 形	0.6	△ 0.5	1.0	1.0	0.8	△ 0.2	△ 0.1	2.7	3.8	3.9	5.2	4.5	4.3	4.0	3.7
	佐 賀	1.1	0.3	0.5	1.4	0.5	0.2	△ 0.8	2.7	4.0	3.5	4.7	4.6	4.7	4.8	5.0
	長 崎	1.3	0.2	0.5	1.4	0.4	0.3	△ 0.4	2.6	3.7	3.5	5.4	4.6	4.6	4.6	4.4
	岩 手	0.5	△ 0.1	1.6	1.3	0.3	△ 0.1	0.2	2.8	4.5	3.4	4.3	3.9	4.1	3.8	3.7
	高 知	1.3	△ 0.1	0.9	0.6	0.6	△ 0.2	△ 0.4	2.2	4.0	3.5	5.1	4.3	4.6	4.4	4.2
	鳥 取	1.1	0.0	0.8	1.8	0.5	△ 0.4	△ 0.7	2.9	4.0	3.0	4.0	4.2	4.0	3.8	3.5
	秋 田	0.5	0.0	1.1	1.6	0.7	△ 0.6	0.3	4.0	4.0	3.3	4.8	4.5	3.8	3.4	3.3
	鹿 児 島	1.4	0.1	0.5	0.8	0.2	0.2	△ 0.4	2.1	3.1	3.5	6.2	5.1	4.9	4.7	4.4
	宮 崎	1.1	0.3	0.9	0.6	0.4	0.0	△ 0.5	2.6	3.6	3.6	5.2	5.0	4.7	4.4	4.3
	青 森	0.2	△ 0.6	1.3	1.6	0.6	△ 0.7	△ 0.1	4.0	3.9	3.2	4.9	4.5	4.3	4.1	4.1
	沖 縄	0.8	0.3	0.5	1.3	0.4	△ 0.7	0.0	3.2	4.3	3.8	5.6	5.1	5.0	4.4	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移①（都道府県庁所在都市）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	104.3	105.2	105.1	105.1	105.4	106.0	105.3	105.5	105.4	104.9
	神 奈 川	103.9	104.9	104.8	105.1	104.7	103.7	103.6	103.7	103.7	104.0
	大 阪	101.0	100.7	100.2	99.9	99.7	100.7	100.7	100.3	100.0	99.4
	愛 知	99.7	99.4	99.0	98.9	98.5	98.5	98.9	99.2	99.2	99.1
	埼 玉	103.2	103.1	102.8	102.8	102.7	101.6	101.1	101.4	101.3	101.3
B ラ ン ク	千 葉	100.2	100.7	100.8	101.1	101.3	101.1	100.6	100.7	101.1	100.9
	兵 庫	101.6	101.5	101.2	101.2	100.9	100.3	99.9	99.4	99.0	99.1
	京 都	100.8	100.9	100.9	100.9	100.8	101.6	101.1	100.8	100.7	101.2
	茨 城	99.2	98.4	98.6	98.6	98.7	98.3	98.6	98.9	99.0	98.4
	静 岡	99.3	99.1	99.2	99.2	99.7	99.9	99.9	100.0	100.1	99.9
	富 山	98.7	98.8	99.2	99.5	98.9	99.0	99.0	98.6	98.8	98.9
	広 島	99.3	99.0	99.2	98.9	98.9	98.7	98.8	98.9	99.0	99.0
	滋 賀	100.7	100.4	101.0	100.4	100.5	100.0	100.4	100.0	99.5	99.0
	栃 木	100.4	99.4	99.4	99.2	99.1	99.7	99.5	99.4	98.5	98.5
	群 馬	96.6	95.9	96.1	96.4	96.7	96.6	96.5	96.1	96.5	96.7
	宮 城	98.5	98.7	99.1	99.2	99.9	99.4	99.6	99.7	100.1	100.8
	山 梨	99.0	98.9	98.9	99.4	99.4	98.2	98.3	98.9	98.6	98.9
	三 重	97.9	98.3	98.0	98.2	98.1	98.0	98.2	98.5	98.2	98.2
	石 川	100.8	100.6	100.5	100.3	100.3	99.9	99.9	99.4	99.8	100.3
	福 岡	98.3	97.6	97.4	97.0	97.5	97.8	98.0	97.8	97.7	98.5
	香 川	99.1	98.9	98.9	98.9	98.7	98.7	99.3	99.1	98.6	99.1
	岡 山	98.9	98.5	98.8	98.5	97.6	97.6	98.0	97.9	98.0	97.7
	福 井	99.4	99.0	98.9	99.3	99.4	99.0	99.0	98.8	98.7	98.9
	奈 良	96.9	96.0	96.4	96.7	97.1	96.7	96.9	96.7	96.6	98.3
	山 口	99.1	99.0	99.0	98.5	99.2	99.9	100.3	100.5	100.3	100.5
	長 野	97.4	97.2	97.1	97.5	98.3	98.3	98.0	98.2	98.4	98.5
	北 海 道	98.7	99.1	99.5	99.6	99.5	100.1	100.6	100.9	101.6	101.7
	岐 阜	98.3	98.0	98.3	98.1	98.2	98.3	98.1	97.9	97.8	97.8
	徳 島	99.3	99.8	99.8	100.2	100.5	99.9	100.1	99.3	98.7	99.2
	福 島	101.5	101.2	101.1	100.3	100.4	100.4	100.6	100.7	100.6	100.6
	新 潟	99.5	99.3	99.2	98.9	98.9	98.7	98.7	99.0	98.7	98.2
	和 歌 山	99.7	99.9	100.1	99.8	99.2	99.2	99.1	98.9	98.1	97.9
	愛 媛	98.4	98.3	98.3	98.0	97.9	98.4	98.6	98.7	98.8	99.0
	島 根	100.7	100.5	100.1	99.8	99.9	99.5	100.2	99.8	100.2	100.2
C ラ ン ク	大 分	98.4	98.0	97.7	98.0	98.4	98.5	98.1	97.7	97.3	97.6
	熊 本	98.3	98.6	98.6	98.4	98.4	98.7	99.0	99.0	98.9	99.8
	山 形	100.4	100.4	100.4	99.4	100.1	100.3	100.5	100.3	100.9	101.3
	佐 賀	96.9	96.5	96.5	96.9	97.2	98.0	98.0	97.9	97.8	97.8
	長 崎	102.0	101.8	101.7	101.2	100.8	100.3	99.9	99.9	99.7	100.0
	岩 手	99.3	99.0	99.4	99.4	99.2	99.0	99.5	99.1	99.7	99.8
	高 知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.3	100.1	99.5	100.0	99.9
	鳥 取	97.9	98.0	98.1	98.3	98.2	97.6	97.8	97.9	98.3	98.2
	秋 田	98.2	97.7	98.1	98.2	98.2	98.1	98.6	99.1	99.1	99.2
	鹿 児 島	97.5	96.6	97.3	97.2	97.3	97.4	97.6	96.8	96.1	96.5
	宮 崎	97.3	96.9	97.4	96.8	96.7	96.7	96.9	96.9	97.0	98.2
	青 森	99.0	98.9	98.4	98.6	98.5	97.9	97.8	98.1	98.3	98.5
	沖 縄	98.9	99.1	98.9	99.2	99.6	99.1	99.6	100.0	100.5	100.7

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は「総合」である。なお、消費者物価地域格差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

(2) 消費者物価地域差指数の推移②（都道府県下全域）

ランク	都道府県	消費者物価地域差指数（全国平均＝100）									
		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラン ク	全 国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	東 京	104.0	104.4	104.4	104.4	104.7	105.2	104.5	104.7	104.5	104.0
	神 奈 川	103.5	104.3	104.2	104.3	104.0	103.2	103.0	103.1	103.1	103.3
	大 阪	100.3	100.0	100.0	99.8	99.7	99.8	99.8	99.4	99.3	99.3
	愛 知	98.4	98.2	98.0	98.0	97.6	97.6	98.0	98.4	98.5	98.1
	埼 玉	101.7	101.5	101.2	101.1	101.0	100.6	100.3	100.5	100.4	100.3
B ラン ク	千 葉	99.8	100.0	100.2	100.5	100.7	101.0	100.6	101.0	101.5	101.2
	兵 庫	101.1	100.8	100.3	100.3	100.3	99.6	99.7	99.4	99.1	99.2
	京 都	100.6	100.8	100.7	100.7	100.6	101.6	101.1	100.9	100.8	101.1
	茨 城	98.1	97.6	97.9	97.9	98.1	97.7	97.8	98.2	98.0	97.5
	静 岡	98.1	97.9	98.3	98.5	98.5	98.3	98.4	98.4	98.5	98.3
	富 山	98.4	98.5	99.0	99.1	98.6	98.7	98.8	98.6	98.8	98.6
	広 島	99.2	99.1	99.1	98.9	99.0	98.7	98.7	98.7	98.8	98.7
	滋 賀	99.9	99.5	100.0	99.4	99.5	99.3	100.0	99.6	99.3	98.6
	栃 木	99.0	98.4	98.4	98.2	98.2	98.3	98.1	98.3	97.6	97.6
	群 馬	96.4	95.9	96.2	96.3	96.6	96.7	96.6	96.2	96.4	96.2
	宮 城	98.1	98.4	98.7	98.8	99.3	99.3	99.4	99.5	99.9	100.6
	山 梨	98.5	98.3	98.2	98.7	98.7	97.5	97.7	98.1	97.8	97.7
	三 重	98.3	98.5	98.6	98.6	98.7	98.8	99.3	99.3	99.1	98.7
	石 川	100.6	100.4	100.4	100.3	100.2	100.2	100.1	99.4	99.4	99.5
	福 岡	97.7	97.0	96.8	96.6	96.8	97.4	97.5	97.3	97.1	98.0
	香 川	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.2	98.5	98.2	97.8	98.6
	岡 山	98.4	98.0	98.4	98.3	97.6	97.5	97.8	97.8	98.1	97.7
	福 井	99.7	99.3	99.3	99.4	99.3	99.4	99.5	99.4	99.1	99.3
	奈 良	97.3	96.6	96.8	97.1	97.5	97.3	97.3	97.0	97.1	98.1
	山 口	98.8	99.1	98.9	98.5	98.7	99.4	100.0	99.9	99.7	99.9
	長 野	97.3	96.9	96.8	97.1	97.7	97.7	97.4	97.5	97.9	97.9
	北 海 道	99.2	99.2	99.8	99.8	99.9	100.3	100.8	101.1	101.7	101.9
	岐 阜	97.0	96.8	97.2	97.4	97.3	97.4	97.3	97.2	97.2	97.1
	徳 島	98.8	99.3	99.4	99.6	100.1	99.6	99.8	99.2	98.8	99.3
	福 島	100.1	99.8	99.9	99.4	99.6	99.4	99.4	99.3	99.3	98.8
	新 潟	99.1	98.9	98.8	98.7	98.7	98.2	98.3	98.4	98.2	98.0
	和 歌 山	99.9	100.0	100.0	99.6	99.2	99.4	99.4	99.2	98.6	98.2
	愛 媛	98.4	98.6	98.5	98.1	97.9	97.9	98.2	98.1	98.4	98.6
	島 根	100.1	99.9	99.7	99.3	99.5	99.5	99.9	99.6	100.1	100.0
C ラン ク	大 分	97.4	97.1	97.0	97.3	97.7	97.9	97.8	97.4	97.0	97.4
	熊 本	98.2	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7	99.0	98.9	98.9	99.4
	山 形	100.8	100.7	101.0	100.0	100.2	100.5	100.8	100.7	101.2	101.4
	佐 賀	97.2	96.8	96.7	97.2	97.5	98.2	98.2	97.9	97.5	97.7
	長 崎	100.4	100.2	100.1	99.9	99.8	99.5	99.2	99.1	98.8	99.3
	岩 手	99.0	98.5	98.9	99.1	99.1	99.0	99.4	99.1	99.7	100.0
	高 知	99.2	99.2	99.5	99.2	99.8	99.2	99.9	99.4	100.0	100.0
	鳥 取	98.5	98.7	98.8	98.8	98.6	98.2	98.3	98.2	98.8	98.9
	秋 田	98.5	98.1	98.4	98.3	98.4	97.9	98.4	98.7	98.9	99.2
	鹿 児 島	96.7	96.1	96.4	96.1	96.3	97.2	97.2	96.6	95.9	96.4
	宮 崎	96.4	96.1	96.4	96.0	96.0	95.9	96.2	96.1	96.1	97.0
	青 森	98.9	98.8	98.3	98.6	98.4	98.1	97.9	98.3	98.6	98.5
	沖 縄	98.0	98.3	98.3	98.5	98.4	98.0	98.5	99.0	99.6	100.2

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」

（注）指数は「総合」である。なお、消費者物価地域差指数における「総合」は、持家の帰属家賃を含まない。

6 消費支出額の推移

(1) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯）

（単位：円）

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	276,514	262,047	277,592	277,332	279,319	280,260	189,464	179,552	188,009	192,295	189,614	195,742
	神 奈 川	259,694	252,266	232,059	246,388	263,825	272,943	176,292	168,177	161,292	170,839	181,625	186,580
	大 阪	228,779	203,959	196,663	211,308	222,395	232,032	156,757	139,424	137,692	151,321	154,950	157,152
	愛 知	243,795	236,692	221,606	249,640	254,012	252,735	164,741	156,070	151,487	169,859	172,435	167,746
	埼 玉	269,795	257,407	238,081	249,555	255,697	273,497	192,711	178,910	167,929	182,007	186,486	196,867
B ラ ン ク	千 葉	226,781	220,121	216,715	225,587	208,876	229,018	168,565	164,069	164,765	176,693	165,131	173,618
	兵 庫	225,195	195,776	241,334	244,944	221,983	218,241	153,582	139,840	171,077	169,431	161,898	159,594
	京 都	226,956	217,123	229,655	244,352	247,571	250,958	154,068	145,396	151,760	168,619	177,289	183,519
	茨 城	258,527	249,114	252,168	240,726	261,988	270,029	169,004	167,194	171,579	167,316	178,260	184,588
	静 岡	224,760	217,225	221,676	217,550	232,366	243,591	154,366	154,375	152,248	155,791	169,470	172,245
	富 山	257,579	262,443	265,734	264,279	264,541	286,405	167,670	166,316	171,174	170,948	177,150	183,352
	広 島	239,054	235,660	221,238	228,948	240,977	235,142	160,805	159,609	149,841	155,063	170,396	164,230
	滋 賀	260,842	259,834	262,346	277,837	250,989	261,720	166,307	163,356	180,180	188,608	174,030	183,241
	栃 木	271,032	257,320	258,105	260,323	280,396	284,819	171,416	159,583	168,729	168,038	180,995	188,626
	群 馬	220,919	244,909	246,285	257,081	252,685	258,233	148,944	162,911	162,396	172,931	169,210	170,645
	宮 城	212,499	195,700	204,233	202,684	223,996	234,560	149,514	139,078	147,778	149,421	163,366	176,806
	山 梨	241,745	200,504	192,344	236,719	223,439	242,950	169,255	144,326	142,575	168,655	157,211	172,657
	三 重	262,717	236,638	244,592	232,109	281,715	243,206	171,743	155,696	161,985	153,048	182,609	162,499
	石 川	285,851	254,653	257,606	265,122	265,079	262,394	181,883	162,361	161,319	165,379	165,352	169,023
	福 岡	222,768	241,256	230,718	231,705	245,679	233,333	156,739	166,482	155,550	157,292	172,859	161,787
	香 川	266,327	237,873	226,112	239,155	232,989	248,910	172,634	152,283	150,076	162,349	163,125	168,198
	岡 山	238,047	205,392	206,621	237,183	249,763	264,115	167,489	144,157	143,266	166,061	173,179	184,917
	福 井	235,460	208,259	222,110	219,015	234,708	245,958	154,921	139,774	149,070	147,325	157,882	167,742
	奈 良	280,514	266,620	264,018	253,130	262,528	271,052	185,369	176,187	176,404	171,049	176,197	179,509
	山 口	234,208	204,766	214,792	252,464	215,452	229,133	164,382	147,394	151,881	184,128	155,489	169,380
	長 野	282,190	232,057	251,065	235,092	262,284	268,343	180,654	153,348	168,126	158,140	178,876	178,499
	北海道	235,836	239,078	218,534	217,347	244,480	234,854	160,466	166,979	153,004	155,645	169,110	166,067
	岐 阜	256,803	260,046	256,353	261,480	269,015	245,523	165,079	165,463	163,445	169,492	179,343	159,149
	徳 島	220,490	233,981	227,113	234,076	253,435	234,728	151,792	159,574	159,011	161,145	180,108	160,083
	福 島	249,189	223,135	266,672	248,991	261,274	248,721	159,527	148,427	173,958	161,397	185,212	170,421
	新 潟	227,906	225,955	224,096	237,714	241,794	218,285	148,987	152,339	157,285	161,000	166,065	154,738
	和 歌 山	204,221	194,712	187,273	225,787	225,446	231,942	144,046	132,179	124,572	149,860	150,970	159,675
	愛 媛	223,357	212,308	222,616	220,403	200,072	231,961	142,698	131,922	141,077	143,167	130,236	149,730
	島 根	225,078	222,590	207,750	218,660	225,273	247,231	162,015	158,188	151,922	156,186	161,321	180,793
C ラ ン ク	大 分	208,701	231,051	233,686	227,246	252,847	240,292	142,003	153,017	159,003	159,890	180,146	163,121
	熊 本	220,261	227,359	213,032	205,418	215,310	229,100	153,092	161,577	154,958	151,436	153,793	170,761
	山 形	230,428	236,045	254,178	218,569	235,685	254,785	153,278	154,971	168,704	148,374	161,489	173,762
	佐 賀	247,280	198,835	214,267	187,405	208,851	210,801	177,537	149,033	156,688	144,158	154,387	153,742
	長 崎	238,713	212,528	209,987	216,962	225,799	235,153	164,728	143,613	143,881	151,904	150,533	161,124
	岩 手	245,443	210,776	247,962	230,202	245,926	268,175	155,856	147,573	161,069	154,155	165,803	182,470
	高 知	246,385	223,433	238,316	230,233	232,139	240,214	162,461	150,297	161,779	159,255	161,348	163,445
	鳥 取	233,897	206,039	206,360	208,806	206,405	235,310	165,390	145,692	145,194	151,087	148,574	170,712
	秋 田	245,246	211,447	221,509	241,404	228,649	237,634	161,710	148,043	149,003	159,874	158,922	165,971
	鹿児島	241,722	233,253	256,502	243,020	238,439	256,513	160,437	152,809	168,402	160,944	162,237	172,160
	宮 崎	207,951	214,248	199,923	228,582	229,687	215,172	144,536	142,201	146,591	154,110	158,499	147,433
	青 森	209,346	213,278	211,193	207,625	212,623	226,112	138,340	138,539	145,048	144,659	145,687	157,540
	沖 縄	180,004	176,895	195,871	202,555	207,763	199,249	125,720	123,851	132,966	140,785	146,182	139,845
	全国計	249,704	233,568	235,120	244,231	247,322	250,929	164,650	155,025	156,747	163,917	166,744	170,342

資料出所 総務省「家計調査」

（注）1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

(2) 1月あたりの消費支出額の推移（総世帯のうち勤労者世帯）

(単位：円)

		消費支出額						等価消費支出額					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	296,144	271,417	319,634	299,562	302,955	295,158	199,660	182,575	200,556	202,889	195,557	200,830
	神 奈 川	299,782	278,380	248,706	259,721	287,940	273,383	189,979	178,581	166,921	172,383	190,276	173,598
	大 阪	250,980	228,993	224,200	225,259	247,376	254,603	160,019	147,814	147,513	154,345	163,829	162,993
	愛 知	261,840	254,940	227,628	251,860	262,325	255,346	172,652	164,563	153,119	170,581	176,459	165,170
	埼 玉	294,867	336,541	269,050	284,894	275,676	337,033	196,578	206,347	179,767	200,451	190,235	218,926
B ラ ン ク	千 葉	246,163	239,398	237,123	253,996	241,371	291,846	171,510	170,133	166,839	186,742	178,427	197,211
	兵 庫	255,452	209,510	270,524	249,137	233,980	234,079	163,873	139,673	180,349	155,711	165,864	165,519
	京 都	256,162	257,160	296,999	259,533	341,844	263,534	156,476	154,234	171,472	161,892	210,390	185,883
	茨 城	283,640	271,934	283,178	280,446	295,271	303,931	172,618	174,088	182,411	183,726	183,119	195,374
	静 岡	279,559	250,251	262,488	272,026	250,593	265,288	165,018	163,594	166,345	173,791	175,450	176,467
	富 山	277,671	275,334	295,152	295,180	286,790	325,963	171,219	167,253	178,308	175,777	182,851	192,746
	広 島	259,187	244,926	219,205	239,638	246,310	242,778	163,924	158,429	142,690	159,759	167,593	161,852
	滋 賀	300,600	273,248	273,492	302,772	265,738	268,342	166,743	158,288	182,328	191,490	176,377	180,506
	栃 木	302,997	293,971	288,273	301,179	324,973	292,499	182,053	170,579	181,956	180,311	194,906	186,113
	群 馬	230,894	284,092	268,818	316,056	297,513	321,244	152,579	180,036	167,684	192,703	182,761	191,298
	宮 城	264,508	233,711	236,531	205,171	258,889	269,494	164,996	146,933	157,338	146,551	180,377	195,511
	山 梨	262,544	203,962	206,804	272,458	265,863	314,447	178,639	144,223	152,045	184,957	174,925	196,914
	三 重	295,768	250,458	285,063	268,983	330,179	276,591	179,007	152,142	173,163	163,095	196,968	166,187
	石 川	288,076	265,855	270,008	297,533	307,423	277,579	179,348	163,006	162,232	164,788	177,491	168,929
	福 岡	236,958	251,736	250,987	243,864	261,880	242,776	159,757	163,866	159,057	157,414	179,017	157,700
	香 川	304,012	267,055	265,346	265,497	260,254	274,960	177,303	157,913	163,931	172,096	176,672	178,606
	岡 山	249,245	228,922	239,485	253,776	277,839	282,301	173,657	156,488	152,073	168,809	172,975	187,370
	福 井	283,794	269,528	272,934	275,708	269,852	273,982	171,760	156,660	158,372	161,346	163,622	176,122
	奈 良	308,161	314,862	310,093	271,321	303,167	317,075	186,850	188,842	186,317	171,256	185,884	192,966
	山 口	281,822	235,539	252,234	273,786	251,284	262,012	172,472	161,769	168,531	185,431	159,565	176,248
	長 野	309,929	243,745	283,252	252,615	287,871	288,705	187,578	156,042	182,081	167,666	182,066	180,441
	北 海 道	259,400	252,685	230,308	241,186	294,841	254,429	163,407	171,534	149,287	163,352	187,224	170,378
	岐 阜	312,901	299,204	329,679	325,145	302,080	266,531	175,191	173,909	186,049	190,932	189,542	163,729
	徳 島	304,562	256,659	266,998	286,492	283,974	283,556	179,154	162,325	173,801	171,518	186,038	173,533
	福 島	311,331	246,354	309,297	284,519	277,321	267,668	173,229	152,489	186,175	171,260	189,131	172,420
	新 潟	268,017	254,052	258,446	272,085	277,479	247,389	159,039	150,224	173,458	174,185	171,755	167,553
	和 歌 山	228,865	294,393	229,816	278,480	272,151	248,882	153,951	169,404	136,853	169,165	165,626	162,353
	愛 媛	263,638	253,554	247,895	259,441	229,230	245,527	150,222	139,577	146,328	150,039	134,841	144,930
	島 根	236,185	262,148	230,561	254,736	250,556	248,525	158,517	169,925	166,393	163,751	170,088	174,430
C ラ ン ク	大 分	234,142	264,462	258,477	254,823	282,243	266,753	144,930	162,458	167,546	167,661	196,172	172,188
	熊 本	281,918	294,626	247,624	235,625	255,933	286,323	171,253	185,230	161,532	155,367	161,543	189,622
	山 形	253,719	286,256	281,545	250,202	257,493	273,263	165,157	175,515	179,507	158,242	171,662	177,503
	佐 賀	309,562	211,265	238,649	213,578	233,008	269,177	200,659	158,350	167,499	152,556	161,175	171,273
	長 崎	279,959	236,922	251,078	246,557	279,109	289,014	182,238	148,952	155,117	159,484	165,621	183,895
	岩 手	288,790	231,071	286,825	274,348	290,513	306,546	171,972	153,031	179,970	167,585	176,801	193,490
	高 知	261,788	252,957	263,497	258,493	249,942	270,462	162,982	155,980	170,800	174,276	165,166	174,582
	鳥 取	276,075	215,070	225,412	248,863	250,393	249,722	177,836	149,846	148,310	171,324	166,559	177,920
	秋 田	281,663	291,388	255,676	293,133	272,867	271,886	166,843	177,662	157,358	177,088	171,212	174,415
	鹿 児 島	284,339	259,830	289,971	269,254	258,121	285,837	165,549	156,117	176,798	163,560	161,326	177,610
	宮 崎	228,297	257,561	207,153	263,996	279,399	248,438	149,242	152,834	148,727	162,478	177,062	157,126
	青 森	268,359	249,053	237,527	233,006	248,362	249,710	156,245	147,268	156,621	151,354	161,670	160,852
	沖 縄	221,422	205,939	249,796	250,691	228,194	234,420	142,042	137,293	149,549	160,488	155,990	150,691
全国計		280,531	262,359	263,907	273,417	272,285	275,568	173,978	163,655	166,246	172,924	173,251	176,054

資料出所 総務省「家計調査」

(注) 1. 各都道府県の数値は都道府県庁所在都市のものである。なお、「全国計」には、都道府県庁所在都市以外の地域も含まれる。

2. 「等価消費支出額」は、「消費支出額」を「世帯人員」の平方根で除して算出。

7 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）						前年比増減（％）					
		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	812	806	800	797	810	861	1.9	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	1.6	6.4
	神 奈 川	303	302	299	306	309	310	1.3	△ 0.5	△ 0.9	2.4	0.8	0.4
	大 阪	394	394	394	379	382	389	1.2	0.0	0.1	△ 3.8	0.6	1.9
	愛 知	320	319	318	318	316	327	0.4	△ 0.3	△ 0.5	0.0	△ 0.4	3.3
	埼 玉	214	215	214	222	224	225	1.5	0.2	△ 0.4	3.6	1.1	0.7
	千 葉	172	172	172	177	179	187	△ 0.9	△ 0.1	0.0	2.7	1.2	4.3
B ラ ン ク	兵 庫	182	180	178	182	183	189	0.9	△ 1.0	△ 1.0	2.3	0.5	3.2
	京 都	95	95	96	95	95	96	4.1	△ 0.8	1.2	△ 0.6	0.3	0.7
	茨 城	99	98	98	102	102	104	△ 0.4	△ 0.8	0.0	4.0	△ 0.1	2.5
	静 岡	141	141	141	142	144	144	1.0	△ 0.4	0.4	0.9	0.9	0.0
	富 山	42	42	42	43	44	44	0.1	0.9	0.4	1.8	2.1	△ 0.6
	広 島	107	107	107	112	115	111	1.7	0.2	△ 0.1	4.2	2.6	△ 2.9
	滋 賀	51	50	50	50	52	53	△ 0.9	△ 0.4	△ 0.6	0.5	2.6	2.7
	栃 木	70	70	71	74	74	72	0.6	0.2	1.0	3.7	0.6	△ 2.4
	群 馬	73	71	72	73	75	76	△ 0.1	△ 2.7	0.4	2.2	2.9	0.5
	宮 城	80	80	80	77	79	84	△ 0.8	0.4	△ 1.0	△ 3.3	2.1	6.9
	山 梨	29	29	29	29	28	28	1.5	△ 0.1	△ 1.2	1.5	△ 3.5	△ 2.1
	三 重	65	65	66	67	69	69	0.1	0.8	0.6	2.6	2.6	0.5
	石 川	44	43	42	43	43	44	2.3	△ 1.0	△ 2.1	1.9	△ 1.4	2.1
	福 岡	180	182	182	187	190	196	△ 0.3	1.0	0.2	3.0	1.5	3.3
	香 川	35	34	34	35	36	35	1.3	△ 1.4	△ 1.3	3.6	2.2	△ 0.8
	岡 山	68	68	67	68	70	72	0.7	△ 1.1	△ 0.8	0.9	2.9	2.8
	福 井	30	30	30	30	31	30	1.2	△ 1.3	0.9	1.9	1.7	△ 2.9
	奈 良	39	39	39	39	39	36	0.2	1.1	0.8	△ 1.6	△ 0.2	△ 7.5
	山 口	49	48	48	47	47	49	0.2	△ 0.3	△ 1.1	△ 2.4	1.0	2.9
	長 野	74	75	76	76	77	78	△ 0.7	1.8	0.4	△ 0.2	2.3	0.4
	北 海 道	179	180	179	181	182	180	1.4	0.5	△ 0.3	1.0	0.4	△ 1.3
	岐 阜	68	68	67	68	68	72	0.2	0.0	△ 0.8	1.7	△ 0.3	6.0
	徳 島	23	24	25	24	24	24	△ 1.4	1.9	2.8	△ 3.1	2.2	0.4
	福 島	66	66	65	67	67	67	1.7	0.5	△ 1.7	2.4	1.4	△ 0.8
	新 潟	82	82	81	83	83	82	2.5	△ 0.2	△ 1.4	2.0	0.5	△ 1.4
	和 歌 山	29	29	28	29	28	29	0.1	△ 2.9	△ 2.3	2.7	△ 1.4	3.5
	愛 媛	46	45	45	46	46	46	1.4	△ 0.8	△ 1.6	3.3	0.8	△ 0.3
	島 根	24	23	23	24	24	25	1.1	△ 1.8	0.9	2.0	0.9	2.3
C ラ ン ク	大 分	38	38	38	37	38	38	0.2	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.6	2.3	△ 0.7
	熊 本	58	57	56	56	56	59	0.9	△ 1.8	△ 0.8	△ 1.4	0.8	5.4
	山 形	38	38	38	39	39	38	1.3	△ 0.8	△ 0.8	3.3	0.9	△ 3.5
	佐 賀	28	28	28	29	29	30	0.3	1.1	△ 0.8	2.9	1.9	3.5
	長 崎	43	42	42	41	40	41	1.1	△ 3.2	0.0	△ 3.1	△ 1.4	2.1
	岩 手	42	42	42	41	42	42	△ 1.4	0.3	△ 0.3	△ 1.6	2.2	△ 0.1
	高 知	23	23	23	23	23	22	0.9	△ 0.4	△ 0.5	0.3	0.8	△ 3.6
	島 取	18	18	18	19	19	19	1.2	0.0	1.2	4.6	1.0	1.3
	秋 田	33	33	32	32	32	31	0.5	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.8
	鹿 児 島	53	53	53	57	58	55	4.0	△ 1.2	1.2	7.8	1.6	△ 5.6
	宮 崎	35	35	34	35	36	37	1.4	△ 0.7	△ 2.6	4.0	1.9	1.8
	青 森	42	42	42	40	41	40	△ 0.5	△ 1.0	0.9	△ 4.0	0.5	△ 1.2
	沖 縄	47	47	48	49	49	50	2.2	0.8	1.0	2.1	0.7	1.0
全国計		5,078	5,130	5,189	5,134	5,228	5,081	1.2	0.2	0.5	0.8	1.9	1.2

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。また、全国計の前年比の数値は、指数の前年比であり、人数の前年比と一致しない。なお、全国計の2024年の前年比については、2023年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と2024年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比増減（％）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	1,039	1,056	1,065	1,081	1,099	1.0	1.6	0.9	1.5	1.6
	神 奈 川	226	228	229	232	235	1.3	1.0	0.8	0.9	1.6
	大 阪	370	373	375	377	379	0.7	0.9	0.4	0.5	0.6
	愛 知	293	294	294	295	297	0.5	0.4	0.1	0.1	0.7
	埼 玉	156	159	159	159	161	1.5	1.7	0.2	0.3	0.8
	千 葉	126	128	128	129	130	1.5	1.3	0.2	0.4	1.0
B ラ ン ク	兵 庫	143	144	143	143	143	0.6	0.3	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1
	京 都	77	77	77	77	77	0.8	0.1	△ 0.0	△ 0.1	0.1
	茨 城	81	82	82	82	82	0.9	1.0	0.6	0.3	△ 0.2
	静 岡	118	119	119	119	119	0.2	0.5	0.1	0.1	△ 0.2
	富 山	37	37	37	37	36	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.3
	広 島	102	103	102	102	102	0.3	0.8	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.6
	滋 賀	40	40	40	40	40	0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.0	△ 0.5
	栃 木	58	59	59	59	59	0.8	1.0	0.3	0.6	△ 0.1
	群 馬	63	63	64	64	64	0.8	0.2	1.1	0.7	0.4
	宮 城	74	74	73	73	73	0.0	0.1	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.5
	山 梨	23	23	23	23	23	0.7	0.6	0.6	0.0	0.3
	三 重	51	51	51	51	51	0.1	0.4	0.6	△ 0.2	△ 0.2
	石 川	39	39	38	38	38	0.0	△ 0.3	△ 0.7	0.1	0.3
	福 岡	177	178	177	177	178	1.4	0.6	△ 0.1	△ 0.1	0.3
	香 川	33	32	32	32	32	0.8	△ 2.8	△ 1.0	0.1	0.2
	岡 山	61	60	60	60	60	0.9	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.1
	福 井	26	26	26	26	26	0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	0.0
	奈 良	25	25	25	25	25	0.8	0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4
	山 口	41	41	40	40	40	0.0	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.5
	長 野	64	64	64	64	64	0.2	0.3	0.1	0.2	△ 0.0
	北 海	157	157	156	155	155	0.8	0.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3
	岐 阜	61	61	61	61	60	0.4	0.3	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.5
	徳 島	20	20	20	20	20	0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3
	福 島	58	58	58	57	56	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.3
	新 潟	73	73	72	72	71	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.9
	和 歌 山	24	25	24	24	24	0.3	0.3	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.6
	愛 媛	41	41	40	40	39	0.2	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.4	△ 1.5
	島 根	21	20	20	20	20	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.7
C ラ ン ク	大 分	33	33	33	33	33	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.3
	熊 本	50	50	50	50	50	0.7	0.7	0.1	0.4	0.2
	山 形	32	32	32	32	32	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.2
	佐 賀	24	24	24	24	24	0.4	0.2	△ 0.4	0.2	0.1
	長 崎	37	37	36	36	36	△ 0.1	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.5
	岩 手	37	37	36	36	36	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.9	△ 0.8	△ 1.4
	高 知	20	20	19	19	19	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.9
	鳥 取	16	16	16	16	16	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.9
	秋 田	29	29	29	28	28	0.4	0.0	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.4
	鹿 児 島	46	46	46	46	46	0.3	0.3	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5
	宮 崎	30	30	30	30	30	0.3	0.2	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.2
	青 森	36	35	35	35	34	△ 0.5	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5
	沖 縄	44	45	45	45	45	2.0	1.2	0.2	0.0	0.7
全国計		4,430	4,461	4,469	4,484	4,506	0.7	0.7	0.2	0.4	0.5

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」

- （注）1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。（＝雇用保険における一括適用）
- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。日雇労働被保険者数の都道府県計は全国計に必ずしも一致しない。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上雇用見込み。
- 5 ランク区分は2023年の見直し後のもの。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					前年比（％）				
		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
A ラ ン ク	東 京	816	823	833	838	845	0.7	0.9	1.2	0.6	0.8
	神 奈 川	505	500	503	508	518	△ 0.8	△ 1.0	0.6	1.0	2.1
	大 阪	463	463	465	467	474	0.7	0.0	0.6	0.4	1.5
	愛 知	414	417	418	422	422	0.0	0.6	0.4	0.8	0.1
	埼 玉	396	399	403	404	407	△ 0.2	0.7	1.0	0.4	0.6
	千 葉	337	338	339	342	344	0.2	0.1	0.4	0.8	0.7
B ラ ン ク	兵 庫	275	276	277	278	279	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3
	京 都	136	135	134	135	135	△ 0.3	△ 0.8	△ 0.7	0.5	0.3
	茨 城	153	152	152	152	153	0.0	△ 0.2	△ 0.4	0.1	0.6
	静 岡	198	198	197	197	197	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3	0.1	△ 0.3
	富 山	56	56	55	55	55	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.4
	広 島	145	145	145	145	145	0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.2	0.2
	滋 賀	76	75	76	78	77	△ 0.5	△ 1.6	1.5	2.1	△ 0.6
	栃 木	103	102	103	104	105	△ 1.0	△ 0.9	1.0	1.1	0.7
	群 馬	103	103	103	103	104	0.0	△ 0.1	0.0	0.4	0.3
	宮 城	122	122	121	122	123	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	1.0	0.6
	山 梨	44	44	44	44	45	△ 2.7	0.7	△ 0.9	1.4	0.2
	三 重	96	95	94	93	92	△ 2.8	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.5
	石 川	61	61	60	61	60	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.2	△ 0.2
	福 岡	262	262	262	263	265	0.4	0.1	0.1	0.2	0.9
	香 川	49	49	48	48	48	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.4	0.0
	岡 山	97	97	97	98	98	0.4	0.1	0.3	0.5	0.6
	福 井	42	42	41	41	41	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.9	△ 0.7	△ 1.0
	奈 良	66	66	66	66	66	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.6	1.2
	山 口	69	68	67	67	66	△ 1.3	△ 0.6	△ 1.8	△ 1.0	△ 0.3
	長 野	114	112	111	111	111	△ 0.5	△ 1.2	△ 1.2	0.1	0.4
	北 海 道	263	261	260	264	265	△ 1.2	△ 0.8	△ 0.4	1.4	0.3
	岐 阜	109	109	108	107	107	0.2	0.2	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.1
	徳 島	36	36	36	35	35	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.6	0.0
	福 島	97	97	96	95	95	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.3
	新 潟	117	116	116	116	115	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.4
	和 歌 山	48	46	46	46	46	△ 1.7	△ 2.7	△ 0.6	0.4	△ 1.1
	愛 媛	68	68	68	67	67	△ 0.3	△ 1.3	0.0	△ 0.4	△ 0.9
	島 根	35	35	37	35	33	△ 4.4	1.4	5.4	△ 4.9	△ 5.1
C ラ ン ク	大 分	59	59	59	58	57	0.0	△ 1.0	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.9
	熊 本	91	91	91	91	91	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0
	山 形	58	58	58	57	57	△ 1.5	△ 0.2	0.7	△ 0.9	△ 1.4
	佐 賀	44	44	44	44	43	3.1	0.9	0.0	△ 0.5	△ 1.8
	長 崎	67	66	66	65	65	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 0.3
	岩 手	66	64	64	63	62	△ 1.2	△ 2.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 0.8
	高 知	35	35	35	34	34	△ 0.8	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.4	0.0
	鳥 取	30	30	30	28	28	2.1	0.7	△ 0.7	△ 4.7	0.7
	秋 田	49	49	47	47	47	△ 1.4	△ 0.2	△ 2.7	△ 1.3	0.6
	鹿 児 島	80	80	80	79	79	△ 0.5	0.1	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.3
	宮 崎	56	55	54	54	54	0.2	△ 1.8	△ 2.2	0.0	0.2
	青 森	65	64	63	63	63	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5
	沖 縄	74	74	75	76	77	0.4	0.5	0.8	1.7	1.2
	全国計	6,710	6,713	6,723	6,747	6,781	△ 0.6	0.0	0.1	0.4	0.5

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

- (注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の年平均結果を遡って一部改定している。
3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。
4 ランク区分は2023年の見直し後のもの。
5 前年比は労働基準局賃金課において就業者数から算出。

Ⅲ 業務統計資料編

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 地域別最低賃金改定状況

(1) 2024年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

ラン ク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額				結審月日 (答申日)	採決状況	発効日
			最低賃金額 (円)	前年度比 (%)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東 京	1,113	1,163	104	50	4.5%	8月5日	■ 使側3名採決不参加	10月1日
A	神奈川	1,112	1,162	104	50	4.5%	8月5日	○	10月1日
A	大 阪	1,064	1,114	105	50	4.7%	8月1日	○	10月1日
A	愛 知	1,027	1,077	105	50	4.9%	8月5日	▲	10月1日
A	埼 玉	1,028	1,078	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
A	千 葉	1,026	1,076	105	50	4.9%	8月5日	○	10月1日
B	京 都	1,008	1,058	105	50	5.0%	8月5日	●	10月1日
B	兵 庫	1,001	1,052	105	51	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	静 岡	984	1,034	105	50	5.1%	8月5日	●	10月1日
B	三 重	973	1,023	105	50	5.1%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
B	広 島	970	1,020	105	50	5.2%	8月5日	▲ 労側3名反対	10月1日
B	滋 賀	967	1,017	105	50	5.2%	8月5日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	10月1日
B	北海道	960	1,010	105	50	5.2%	8月5日	●	10月1日
B	茨 城	953	1,005	105	52	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	栃 木	954	1,004	105	50	5.2%	8月5日	○	10月1日
B	岐 阜	950	1,001	105	51	5.4%	8月5日	●	10月1日
B	長 野	948	998	105	50	5.3%	8月5日	○	10月1日
B	富 山	948	998	105	50	5.3%	8月5日	●	10月1日
B	福 岡	941	992	105	51	5.4%	8月9日	●	10月5日
B	山 梨	938	988	105	50	5.3%	8月5日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	10月1日
B	奈 良	936	986	105	50	5.3%	8月5日	▲	10月1日
B	群 馬	935	985	105	50	5.3%	8月8日	▲	10月4日
B	新 潟	931	985	106	54	5.8%	8月5日	●	10月1日
B	石 川	933	984	105	51	5.5%	8月9日	● 使側2名反対	10月5日
B	福 井	931	984	106	53	5.7%	8月9日	●	10月5日
B	岡 山	932	982	105	50	5.4%	8月6日	▲	10月2日
B	和歌山	929	980	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	徳 島	896	980	109	84	9.4%	8月29日	▲ 労側2名 ● 使側2名反対	11月1日
B	山 口	928	979	105	51	5.5%	8月5日	●	10月1日
B	宮 城	923	973	105	50	5.4%	8月5日	▲ 労側1名 ● 使側3名反対	10月1日
B	香 川	918	970	106	52	5.7%	8月6日	○	10月2日
B	島 根	904	962	106	58	6.4%	8月16日	●	10月12日
B	愛 媛	897	956	107	59	6.6%	8月19日	○	10月13日
B	福 島	900	955	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	鳥 取	900	957	106	57	6.3%	8月9日	●	10月5日
C	佐 賀	900	956	106	56	6.2%	8月20日	●	10月17日
C	山 形	900	955	106	55	6.1%	8月21日	●	10月19日
C	大 分	899	954	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	青 森	898	953	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	長 崎	898	953	106	55	6.1%	8月16日	●	10月12日
C	鹿児島	897	953	106	56	6.2%	8月9日	●	10月5日
C	岩 手	893	952	107	59	6.6%	8月28日	●	10月27日
C	高 知	897	952	106	55	6.1%	8月13日	○	10月9日
C	熊 本	898	952	106	54	6.0%	8月9日	●	10月5日
C	宮 崎	897	952	106	55	6.1%	8月9日	●	10月5日
C	沖 縄	896	952	106	56	6.3%	8月13日	●	10月9日
C	秋 田	897	951	106	54	6.0%	8月5日	■ 使側3名退席 2名反対	10月1日
全国加重平均額		1,004	1,055	105	51	5.1%	—		—

備考

- 1 全国加重平均額 1,055円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致9件 ●使用者側反対25件 ▲労働者側反対4件 ■使用者側退席等2件
●使用者側一部反対1件 ▲労働者側一部反対2件 ▲●使用者側・労働者側双方一部反対4件
- 3 答申時期 前年より早い34件 前年より遅い12件 前年と同じ1件
- 4 発効日 前年より早い10件 前年より遅い12件 前年と同じ25件
- 5 目安との比較 目安を上回る27件
- 6 異議申出状況 47局（前年度47局）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(単位：円)

[illegible]

(注) 2020年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、表では便宜的に引上げ額を記載している。

(3) 効力発生年月日の推移

	都 道 府 県	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
A ラ ン ク	東 京 神 奈 川 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 18	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	9. 30	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
B ラ ン ク	兵 庫 京 都 茨 城 静 岡 富 山 広 島 滋 賀 栃 木 群 馬 宮 城 山 梨 三 重 石 川 福 岡 香 川 岡 山 福 井 奈 良 山 口 長 野 北 海 岐 阜 徳 島 福 島 新 潟 和 歌 山 愛 媛 島 根	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 7	10. 2	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 9	10. 6	10. 1
		10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 3	10. 5	10. 4	10. 3	10. 4		10. 2	10. 5	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 8	10. 6	10. 5	10. 1	10. 3	10. 1	10. 1	10. 6	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 6	10. 7	10. 6	10. 6	10. 3	10. 2	10. 8	10. 5	10. 4
		10. 3	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 14	10. 3	10. 1	10. 9	10. 1	10. 20	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 7	10. 7	10. 8	10. 8	10. 5
		10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 8	10. 6	10. 5
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2
		10. 2	10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 3	10. 2	10. 1	10. 1	10. 2
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 2	10. 1	10. 2	10. 1	10. 5
		10. 7	10. 6	10. 1	10. 4	10. 5	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 5		10. 1	10. 13	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3		10. 1	10. 2	10. 1	10. 1
		10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 4	10. 1	10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	10. 1	10. 6	10. 1	11. 1
		10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 1	10. 6	10. 1	10. 5
		10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 6	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 2	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 5	10. 6	10. 13
		10. 4	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 2	10. 5	10. 6	10. 12
C ラ ン ク	大 分 熊 本 山 形 佐 賀 長 崎 岩 手 高 知 鳥 取 秋 田 鹿 島 宮 崎 青 森 沖 縄	10. 17	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 6	10. 5	10. 6	10. 5
		10. 17	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 8	10. 5
		10. 16	10. 7	10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 2	10. 6	10. 14	10. 19
		10. 4	10. 2	10. 6	10. 4	10. 4	10. 2	10. 6	10. 2	10. 14	10. 17
		10. 7	10. 6	10. 6	10. 6	10. 3	10. 3	10. 2	10. 8	10. 13	10. 12
		10. 16	10. 5	10. 1	10. 1	10. 4	10. 3	10. 2	10. 20	10. 4	10. 27
		10. 18	10. 16	10. 13	10. 5	10. 5	10. 3	10. 2	10. 9	10. 8	10. 9
		10. 4	10. 12	10. 6	10. 5	10. 5	10. 2	10. 6	10. 6	10. 5	10. 5
		10. 7	10. 6	10. 1	10. 1	10. 3	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1
		10. 8	10. 1	10. 1	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 2	10. 6	10. 5
		10. 16	10. 1	10. 6	10. 5	10. 4	10. 3	10. 6	10. 6	10. 6	10. 5
		10. 18	10. 20	10. 6	10. 4	10. 4	10. 3	10. 6	10. 5	10. 7	10. 5
		10. 9	10. 1	10. 1	10. 3	10. 3	10. 3	10. 8	10. 6	10. 8	10. 9

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

（単位：円）

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
全 国	798 (2.3)	823 (3.1)	848 (3.0)	874 (3.1)	901 (3.1)	902 (0.1)	930 (3.1)	961 (3.3)	1,004 (4.5)	1,055 (5.1)
	A ランク	875 (2.3)	900 (2.9)	920 (2.2)	947 (2.9)	975 (3.0)	976 (0.1)	1,004 (2.9)	1,035 (3.1)	1,077 (4.1)
	B ランク	781 (2.4)	806 (3.2)	821 (1.9)	847 (3.2)	874 (3.2)	875 (0.1)	903 (3.2)	935 (3.5)	953 (4.5)
	C ランク	742 (2.3)	764 (3.0)	787 (3.0)	812 (3.2)	838 (3.2)	839 (0.1)	867 (3.3)	897 (3.5)	898 (5.3)
	D ランク	695 (2.4)	717 (3.2)	739 (3.1)	763 (3.3)	791 (3.7)	793 (0.3)	822 (3.7)	854 (3.9)	— —

（注） 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率（%）を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 2017年度はランク区分の入替え（埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C）があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

5 2023年度より3ランクとなっている。2023年度のランク別引上げ率は、ランク区分の入替え後の金額に対するもの。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 最高額 (円)	907 東 京	932 東 京	958 東 京	985 東 京	1,013 東京	1,013 東 京	1,041 東 京	1,072 東 京	1,113 東 京	1,163 東 京
② 最低額 (円)	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄	820 高知 沖縄	853 青森 秋田 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	893 岩手	951 秋田
格差 ②／①×100	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	80.2	81.8

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：％)

2024年度 ランク	都道府県	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
A ラン ク	東 京	2.1	2.8	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8	3.0	3.8	4.5
	神奈川	2.0	2.8	2.8	2.8	2.8	0.1	2.8	3.0	3.8	4.5
	大 阪	2.4	2.9	2.9	3.0	3.0	0.0	2.9	3.1	4.0	4.7
	愛 知	2.5	3.0	3.1	3.1	3.1	0.1	3.0	3.2	4.2	4.9
	埼 玉	2.2	3.0	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.2	4.2	4.9
	千 葉	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.2	3.0	3.3	4.3	4.9
B ラン ク	兵 庫	2.3	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.1	3.4	4.3	5.1
	京 都	2.3	3.0	3.0	3.0	3.1	0.0	3.1	3.3	4.1	5.0
	茨 城	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.2	3.3	3.6	4.6	5.5
	静 岡	2.4	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	3.2	3.4	4.2	5.1
	富 山	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	広 島	2.5	3.1	3.2	3.2	3.2	0.0	3.2	3.4	4.3	5.2
	滋 賀	2.4	3.1	3.2	3.2	3.2	0.2	3.2	3.5	4.3	5.2
	栃 木	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.5	5.2
	群 馬	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.2	3.3	3.5	4.5	5.3
	宮 城	2.3	3.0	3.2	3.4	3.3	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	山 梨	2.2	3.0	3.3	3.3	3.3	0.1	3.3	3.7	4.5	5.3
	山 三	2.4	3.1	3.1	3.2	3.2	0.1	3.2	3.4	4.3	5.1
	石 川	2.4	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.7	5.5
	福 岡	2.2	3.0	3.1	3.2	3.3	0.1	3.3	3.4	4.6	5.4
	香 川	2.4	3.2	3.2	3.4	3.3	0.2	3.4	3.5	4.6	5.7
	岡 山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.2	0.1	3.4	3.5	4.5	5.4
	福 井	2.2	3.0	3.2	3.2	3.2	0.1	3.4	3.5	4.8	5.7
	奈 良	2.2	3.0	3.1	3.2	3.2	0.1	3.3	3.5	4.5	5.3
	山 口	2.2	3.0	3.2	3.2	3.4	0.0	3.4	3.6	4.5	5.5
	長 野	2.5	3.2	3.2	3.3	3.3	0.1	3.3	3.5	4.4	5.3
	北海道	2.1	2.9	3.1	3.1	3.1	0.0	3.3	3.5	4.3	5.2
	岐 阜	2.2	2.9	3.1	3.1	3.2	0.1	3.3	3.4	4.4	5.4
	徳 島	2.4	3.0	3.4	3.5	3.5	0.4	3.5	3.8	4.8	9.4
	福 島	2.3	3.0	3.0	3.2	3.4	0.3	3.5	3.6	4.9	6.1
	新 潟	2.2	3.0	3.3	3.2	3.4	0.1	3.4	3.6	4.6	5.8
	和歌山	2.2	3.0	3.2	3.3	3.4	0.1	3.4	3.5	4.5	5.5
	愛 媛	2.4	3.0	3.1	3.4	3.4	0.4	3.5	3.9	5.2	6.6
	島 根	2.5	3.2	3.1	3.2	3.4	0.3	4.0	4.0	5.5	6.4
C ラン ク	大 分	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.8	3.9	5.3	6.1
	熊 本	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.0
	山 形	2.4	3.0	3.1	3.2	3.5	0.4	3.7	3.9	5.4	6.1
	佐 賀	2.4	3.0	3.1	3.4	3.7	0.3	3.7	3.9	5.5	6.2
	長 崎	2.5	3.0	3.1	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.3	6.1
	岩 手	2.5	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.5	4.0	4.6	6.6
	高 知	2.4	3.2	3.1	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.2	6.1
	鳥 取	2.4	3.2	3.2	3.3	3.7	0.3	3.7	4.0	5.4	6.3
	秋 田	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.3	3.8	3.8	5.2	6.0
	鹿 児 島	2.4	3.0	3.1	3.3	3.8	0.4	3.5	3.9	5.2	6.2
	宮 崎	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.4	3.5	3.9	5.2	6.1
	青 森	2.4	3.0	3.1	3.3	3.7	0.4	3.7	3.8	5.3	6.1
	沖 縄	2.4	3.0	3.2	3.4	3.7	0.3	3.5	4.0	5.0	6.3

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
2015 年	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
2016 年	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
2017 年	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
2018 年	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
2019 年	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
2020 年	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
2021 年	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
2022 年	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
2023 年	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3
2024 年	15,485	1,633	10.5	61.9	32.2	5.9	173,558	4,053	2.3
2025 年	20,281	2,034	10.0	64.7	30.0	5.4	220,060	4,756	2.2

（注）各年とも1月～3月の結果である。

※ 2021年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（2025年1月～3月、全国計）

業 種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	4,580	477	10.4%	4,191	424	10.1%	389	53	13.6%
01 食料品製造業	1,277	116	9.1%	1,276	116	9.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	250	30	12.0%	250	30	12.0%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	325	21	6.5%	325	21	6.5%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	15	13.2%	114	15	13.2%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	61	8	13.1%	61	8	13.1%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	115	19	16.5%	115	19	16.5%	0	0	-
07 印刷・製本業	256	26	10.2%	253	25	9.9%	3	1	33.3%
08 化学工業	250	29	11.6%	248	29	11.7%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	55	3	5.5%	49	3	6.1%	6	0	0.0%
10 鉄鋼業	20	2	10.0%	5	0	0.0%	15	2	13.3%
11 非鉄金属製造業	40	5	12.5%	22	3	13.6%	18	2	11.1%
12 金属製品製造業	365	38	10.4%	350	34	9.7%	15	4	26.7%
13 一般機械器具製造業	250	20	8.0%	160	12	7.5%	90	8	8.9%
14 電気機械器具製造業	321	44	13.7%	159	20	12.6%	162	24	14.8%
15 輸送用機械等製造業	130	16	12.3%	68	7	10.3%	62	9	14.5%
16 電気・ガス・水道業	8	1	12.5%	8	1	12.5%	0	0	-
17 その他の製造業	743	84	11.3%	728	81	11.1%	15	3	20.0%
02 鉱業	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
03 建設業	244	21	8.6%	244	21	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	48	7	14.6%	48	7	14.6%	0	0	-
02 建築工事業	105	6	5.7%	105	6	5.7%	0	0	-
03 その他の建設業	91	8	8.8%	91	8	8.8%	0	0	-
04 運輸交通業	58	9	15.5%	57	9	15.8%	1	0	0.0%
02 道路旅客運送業	12	0	0.0%	12	1	8.3%	0	0	-
03 道路貨物運送業	44	1	2.3%	43	8	18.6%	1	0	0.0%
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
1号～5号 計	4,893	510	10.4%	4,503	457	10.1%	390	53	13.6%
06 農林業	116	27	23.3%	116	27	23.3%	0	0	-
01 農業	112	26	23.2%	112	26	23.2%	0	0	-
02 林業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	29	5	17.2%	29	5	17.2%	0	0	-
01 畜産業	25	5	20.0%	25	5	20.0%	0	0	-
02 水産業	4	0	0.0%	4	0	0.0%	0	0	-
08 商業	8,607	824	9.6%	8,560	820	9.6%	47	4	8.5%
01 卸売業	1,730	163	9.4%	1,730	163	9.4%	0	0	-
02 小売業	5,435	529	9.7%	5,388	525	9.7%	47	4	8.5%
03 理美容業	1,230	112	9.1%	1,230	112	9.1%	0	0	-
04 その他の商業	212	20	9.4%	212	20	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	102	9	8.8%	102	9	8.8%	0	0	-
01 金融業	17	2	11.8%	17	2	11.8%	0	0	-
02 広告・あつせん業	85	7	8.2%	85	7	8.2%	0	0	-
10 映画・演劇業	20	5	25.0%	20	5	25.0%	0	0	-
11 通信業	7	1	14.3%	7	1	14.3%	0	0	-
12 教育・研究業	134	17	12.7%	134	17	12.7%	0	0	-
13 保健衛生業	1,823	144	7.9%	1,823	144	7.9%	0	0	-
01 医療保健業	454	35	7.7%	454	35	7.7%	0	0	-
02 社会福祉施設	1,300	105	8.1%	1,300	105	8.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	69	4	5.8%	69	4	5.8%	0	0	-
14 接客娯楽業	3,663	397	10.8%	3,663	397	10.8%	0	0	-
01 旅館業	560	57	10.2%	560	57	10.2%	0	0	-
02 飲食店	2,894	317	11.0%	2,894	317	11.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	209	23	11.0%	209	23	11.0%	0	0	-
15 清掃・と畜業	279	31	11.1%	279	31	11.1%	0	0	-
16 官公署	0	0	-	0	0	-	0	0	-
17 その他の事業	608	64	10.5%	606	64	10.6%	2	0	0.0%
01 派遣業	22	3	13.6%	21	3	14.3%	1	0	0.0%
02 その他の事業	586	61	10.4%	585	61	10.4%	1	0	0.0%
6号～17号 計	15,388	1,524	9.9%	15,339	1,520	9.9%	49	4	8.2%
合計	20,281	2,034	10.0%	19,842	1,977	10.0%	439	57	13.0%

足下の経済状況等に関する補足資料

厚生労働省労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断（2025年1月～6月）

- 2025年6月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。」とされている。

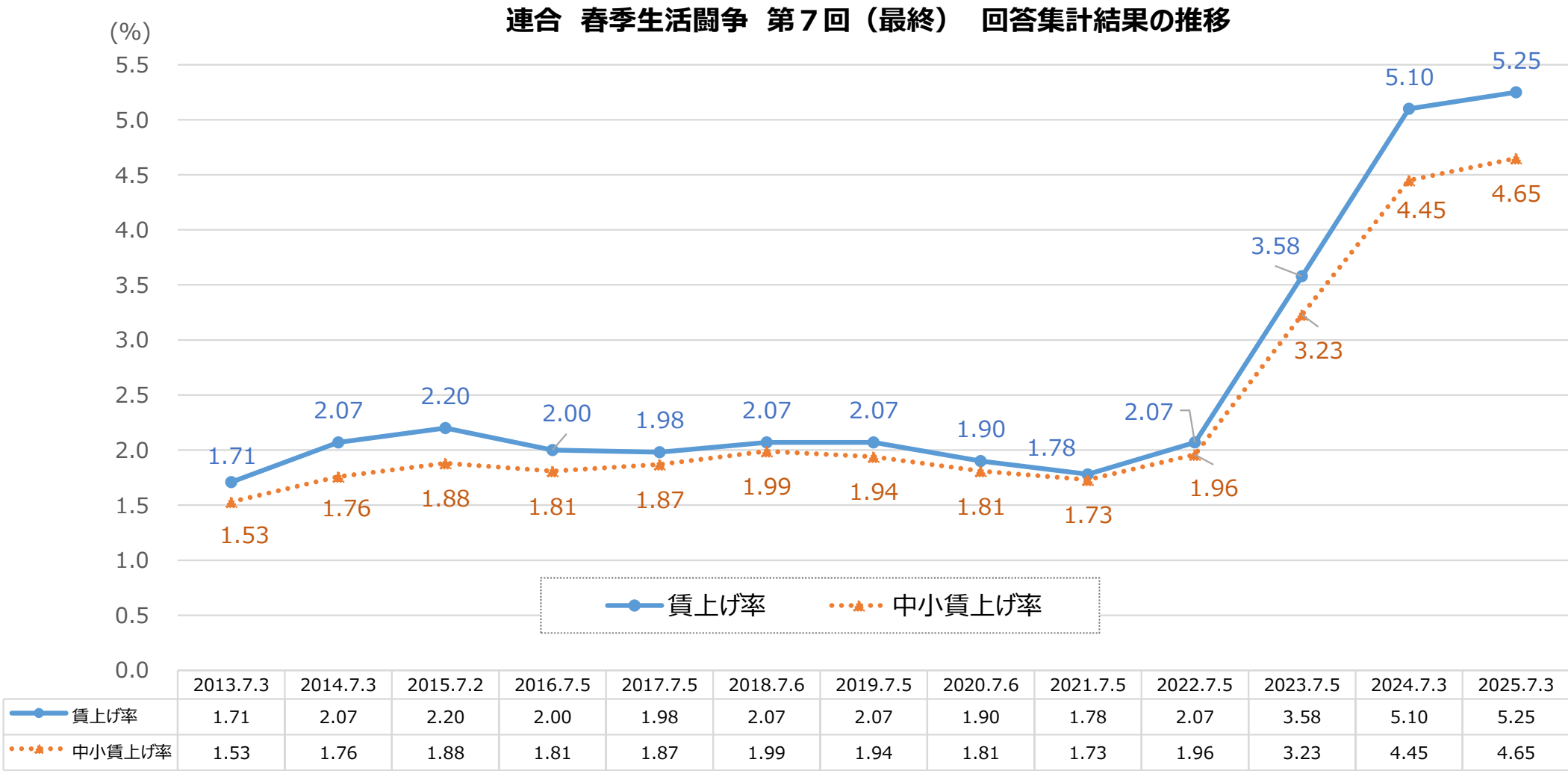
	基調判断(現状)	基調判断(先行き)	雇用情勢	消費者物価
1月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
2月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
3月月例	景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。	先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響などが、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
4月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
5月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している
6月月例	景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。	改善の動きがみられる	上昇している

（資料出所）内閣府「月例経済報告」をもとに厚生労働省労働基準局において作成。

（注）下線は前月からの主な変更点

連合 春季賃上げ妥結状況

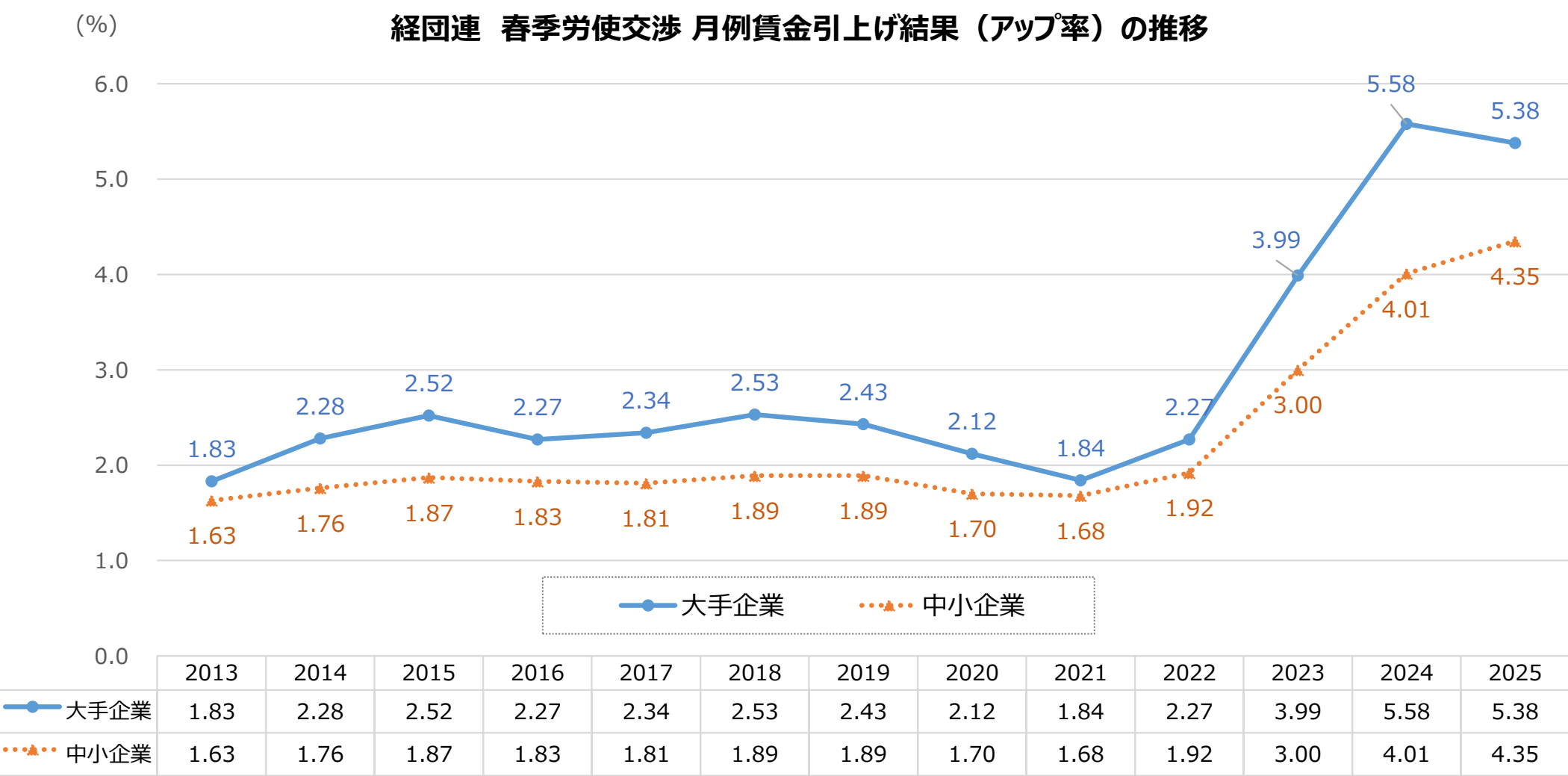
○ 連合の春闘第7回（最終）回答集計結果（7月3日公表）では、全体の賃上げ率は5.25%（中小4.65%）となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



（資料出所）連合「2025春季生活闘争第7回（最終）回答集計結果」（2025年7月3日）をもとに厚生労働省労働基準局において作成
（注）各年データは平均賃金方式（加重平均）による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

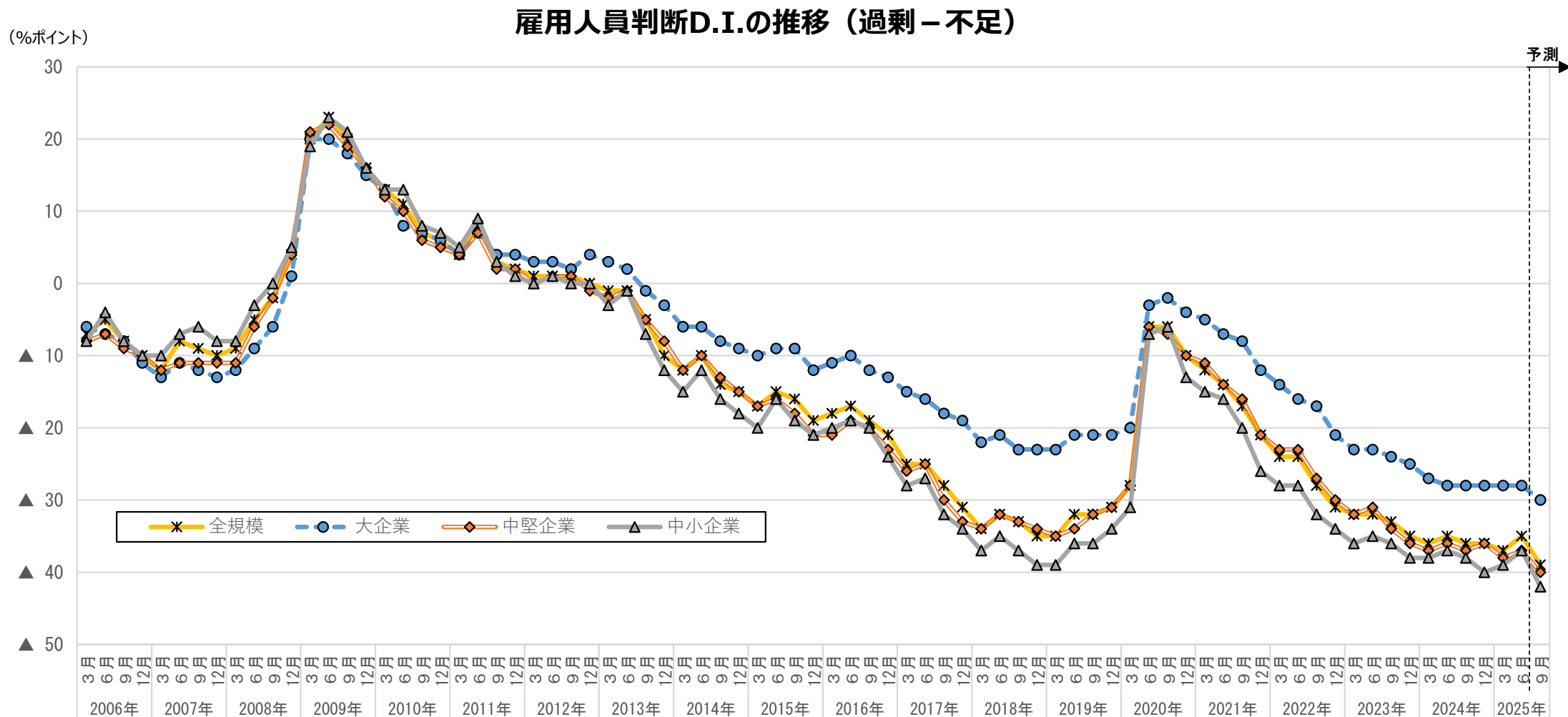
○ 2025年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.38%（第1回集計）、中小企業4.35%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注） 2024年までは最終集計結果、2025年は第1回集計結果

雇用人員判断D.Iの推移（過剰－不足）

○ 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

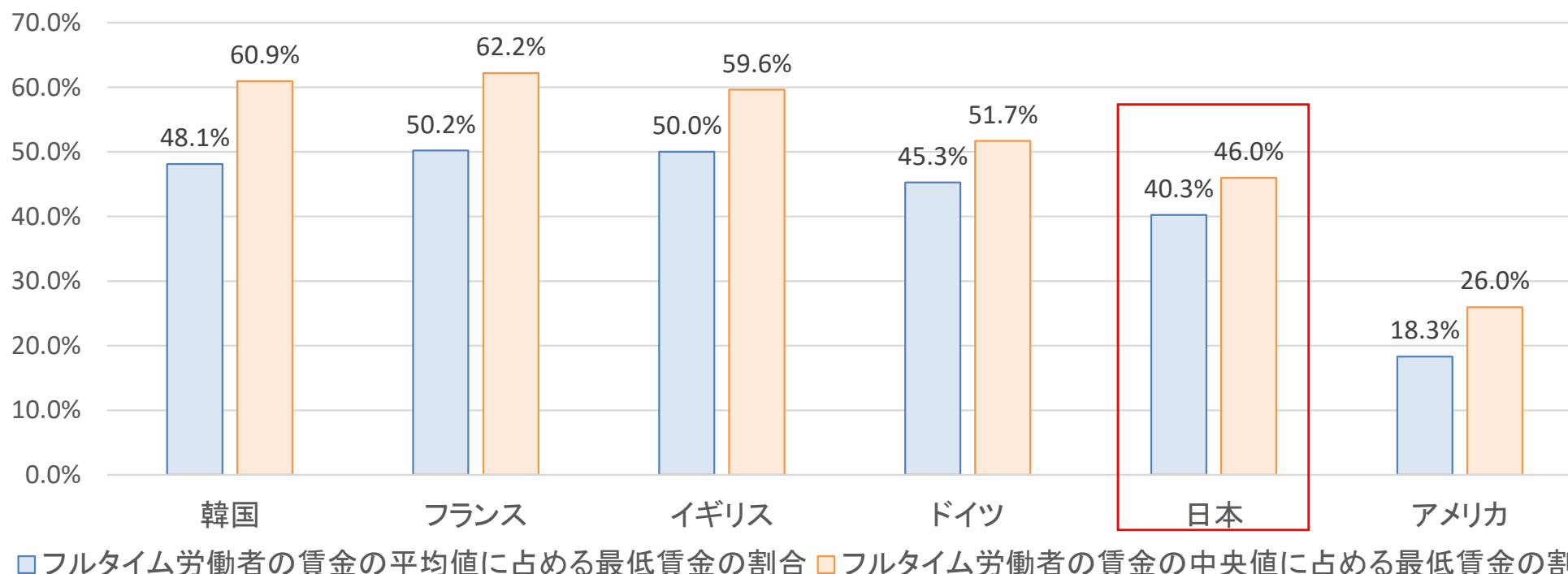
(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較

- 最低賃金の水準の国際比較に当たって、OECDでは、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」を公表しているが、平均値・中央値いずれで見ても、イギリス・ドイツ・フランス・韓国よりも低い水準となっている。

フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合（2023年）



（資料出所）OECD Data Explorer “Minimum relative to average wages of full-time workers”

（注1）各国で最低賃金の適用対象等が異なるため（たとえば英仏独では若年者等は適用除外等の措置が取られている一方、日本は全労働者が適用対象）、単純比較はできないことに留意が必要。

（注2）アメリカは連邦法の最低賃金額であり、州等によっては連邦最低賃金より高い州別最低賃金を定めている州もあることに留意が必要。

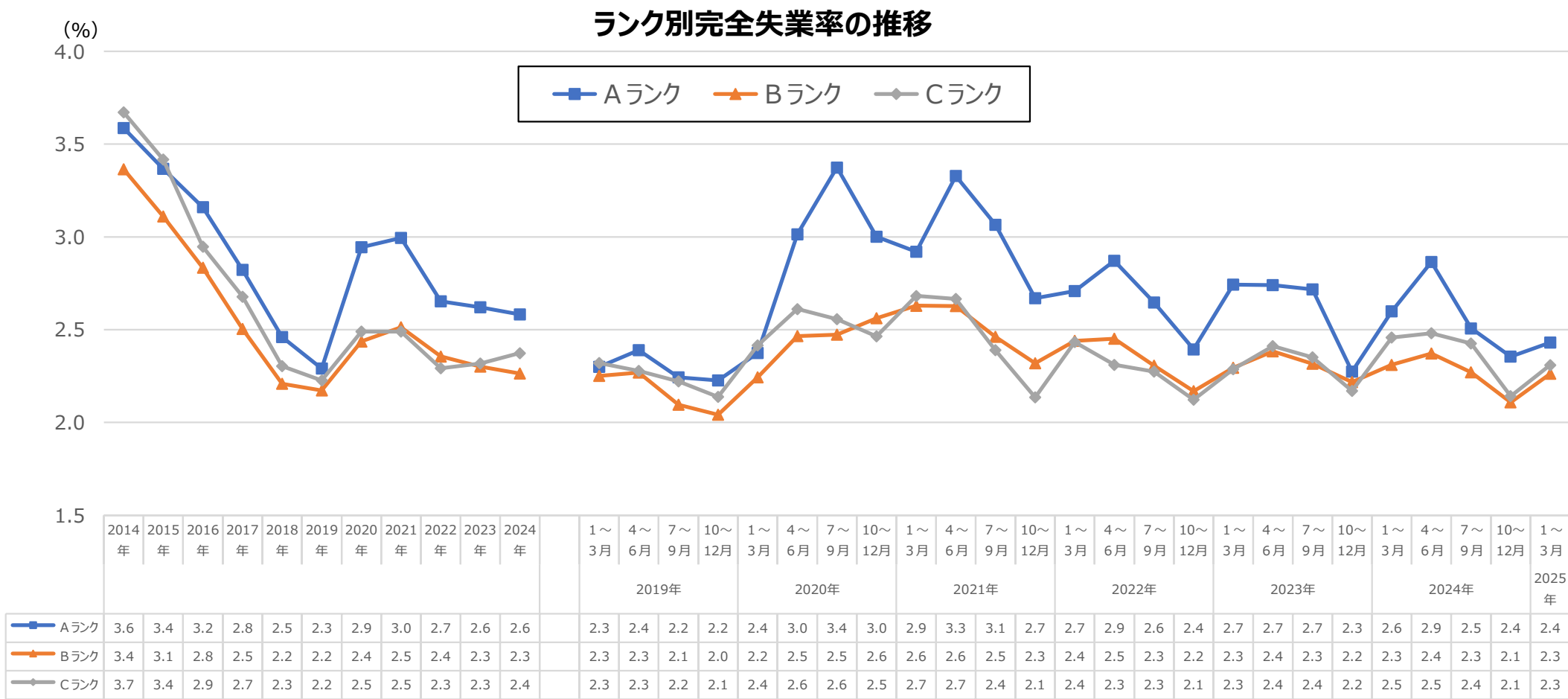
（注3）OECD Data Explorerの注釈では、フルタイム労働者の賃金の「中央値」の方が賃金の「平均値」よりも、国毎の賃金のばらつきの違いを考慮できるため、国際比較には適しているとしている。

地域別の状況

ひと、くらし、みらいのために

ランク別完全失業率の推移

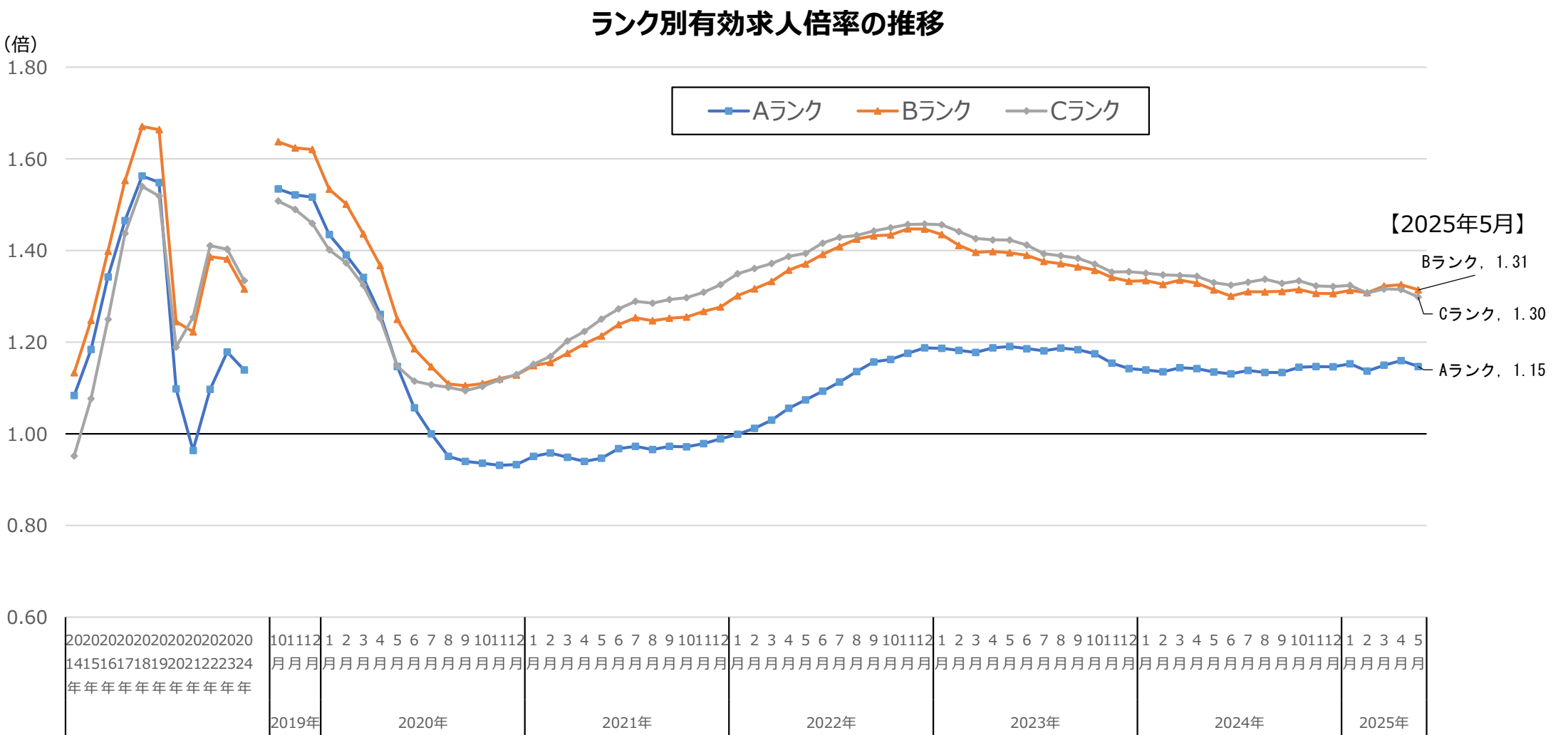
○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、緩やかに改善し、このところ横ばいである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横ばいとなっている。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続き、このところ各ランクともおおむね横ばいで推移している。

(2020年1月=100)



(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

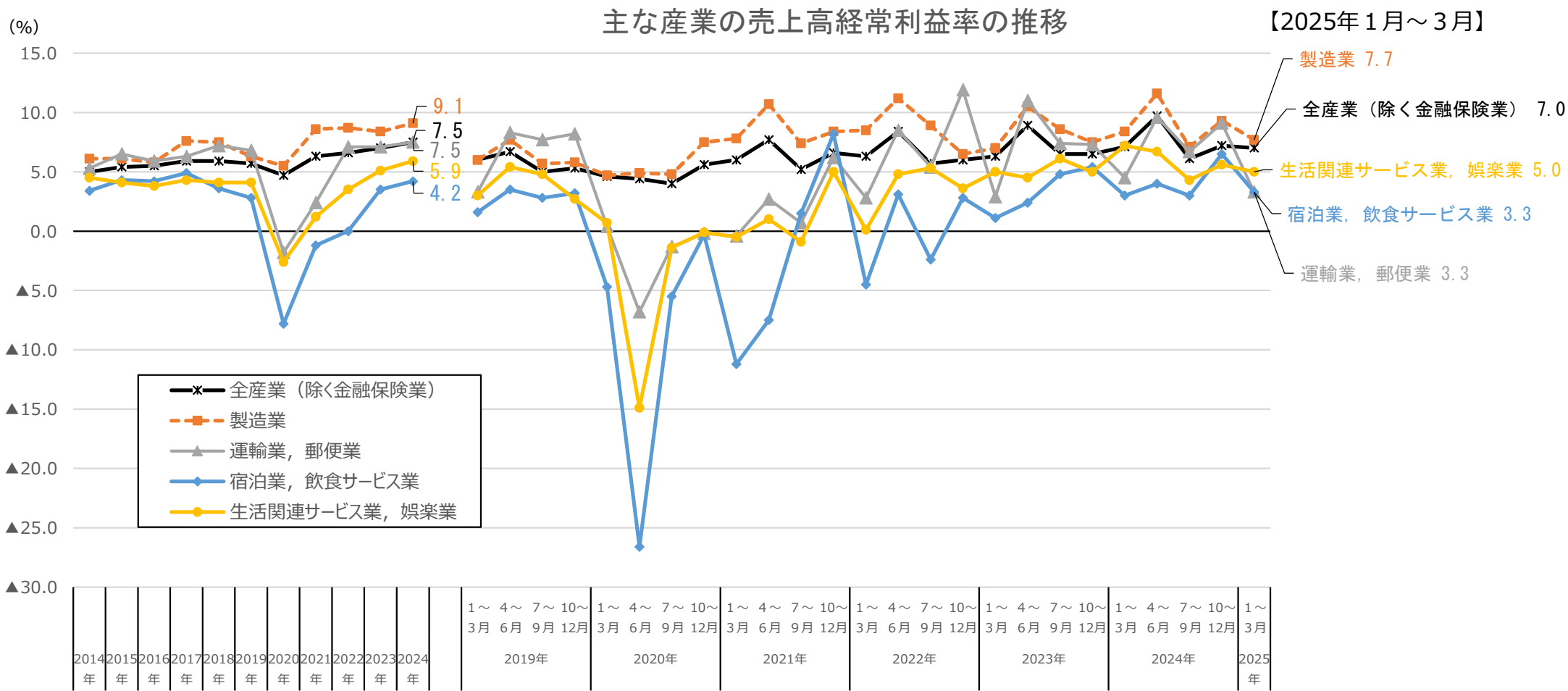
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

産業別の状況

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移しており、直近では横ばいである。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考) 売上高経常利益率の推移 (詳細)

(単位 : %)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年					2022年					2023年					2024年					2025年
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業（除く金融保険業）	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	4.7	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	7.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.5	7.1	9.7	6.1	7.2	7.0
製造業	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	5.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	8.4	7.0	10.5	8.6	7.5	9.1	8.4	11.6	7.1	9.3	7.7
非製造業	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	4.3	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.4	6.0	8.2	5.6	6.1	6.8	6.6	8.9	5.7	6.3	6.8
農林水産業	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	1.2	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	6.4	7.1	4.8	4.7	9.7	0.9	2.7	0.0	0.4	0.7	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	8.8	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	28.1	23.3	26.5	30.3	32.4	31.9	35.1	30.3	30.6	31.9	24.7
建設業	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	6.1	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	6.7	9.6	6.0	4.9	5.6	6.8	9.9	6.4	3.8	6.3	11.6
電気業	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	4.2	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	7.9	4.2	15.3	9.4	4.1	5.6	0.4	11.9	6.0	4.6	1.7
ガス・熱供給・水道業	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	5.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	7.3	11.2	12.3	1.9	1.3	4.8	3.8	14.3	0.5	0.9	5.6
情報通信業	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	9.5	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	10.7	9.7	14.2	8.8	10.1	10.2	9.7	13.3	9.1	8.6	9.0
運輸業、郵便業	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	▲1.8	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	7.1	2.9	11.0	7.4	7.3	7.5	4.5	9.6	6.7	9.1	3.3
卸売業・小売業	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.7	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.8	3.4	4.8	3.7	3.6	3.9	3.6	4.9	3.3	3.9	3.7
不動産業、物品賃貸業	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	10.1	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	11.4	10.8	12.9	11.5	10.5	12.6	12.6	14.5	12.2	11.4	13.9
サービス業	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	5.8	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.7	8.1	11.7	5.8	9.3	10.8	9.8	15.8	8.8	8.9	9.7
宿泊業、飲食サービス業	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	▲7.8	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	3.5	1.1	2.4	4.8	5.4	4.2	3.0	4.0	3.0	6.5	3.3
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	▲2.6	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.1	5.0	4.5	6.1	5.0	5.9	7.2	6.7	4.3	5.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	15.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	17.3	14.8	24.5	7.5	21.1	22.1	18.2	34.8	19.5	15.1	20.9
教育、学習支援業	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	4.4	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	9.4	10.1	4.9	14.0	8.0	7.8	8.1	1.0	12.3	9.4	11.4
医療、福祉業	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	5.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0	2.0	3.3	0.8	2.0	5.6	5.1	7.1	4.4	5.9	4.4
職業紹介・労働者派遣業	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	5.2	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	5.7	4.1	9.3	5.8	3.6	5.5	2.5	8.3	4.5	5.9	3.6
その他のサービス業	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	6.0	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	6.3	7.2	8.9	4.8	4.4	7.5	7.7	9.4	5.5	7.2	6.1

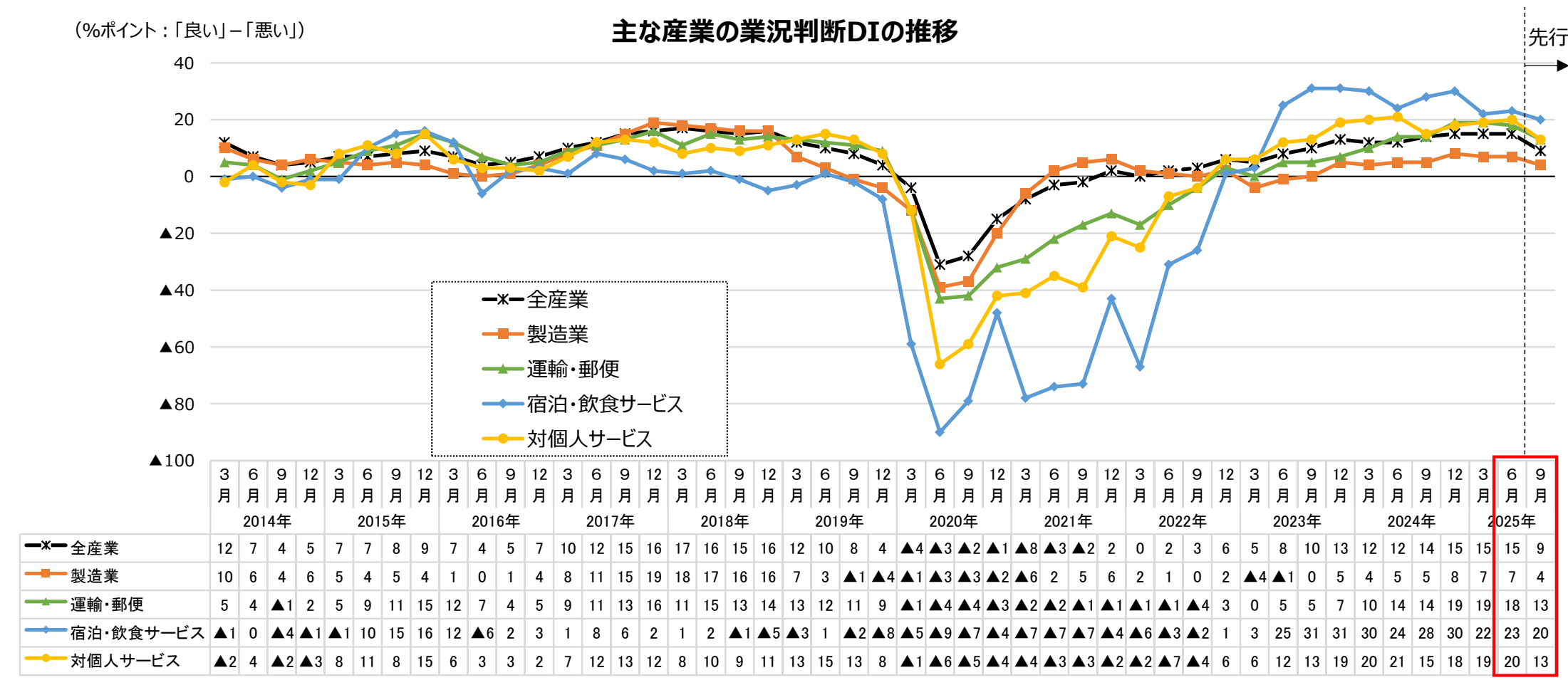
(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

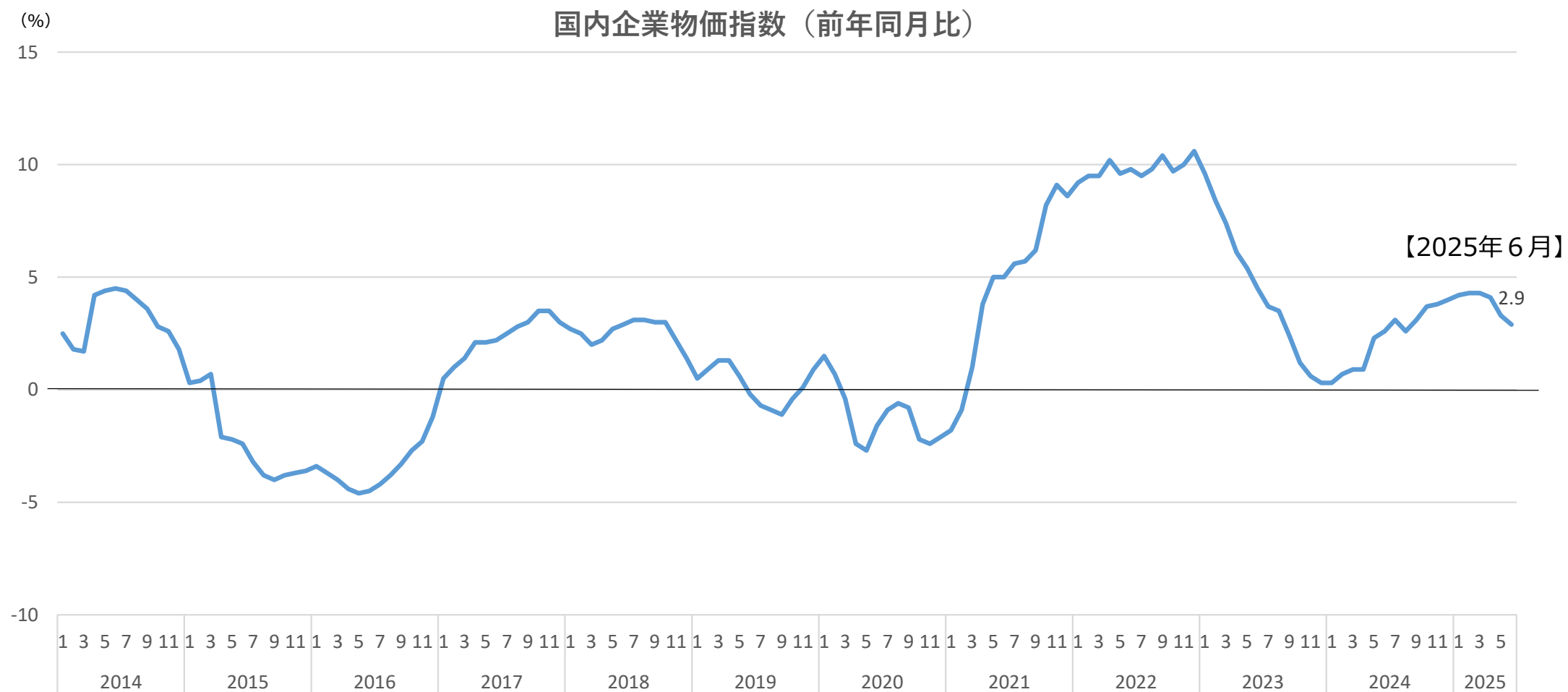
○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいである。



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
2. 2025年9月の数値は、2025年6月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」「学習塾」「教養・技能教授業」「老人福祉・介護事業」「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に減少傾向にあったが、直近では上昇傾向にある。

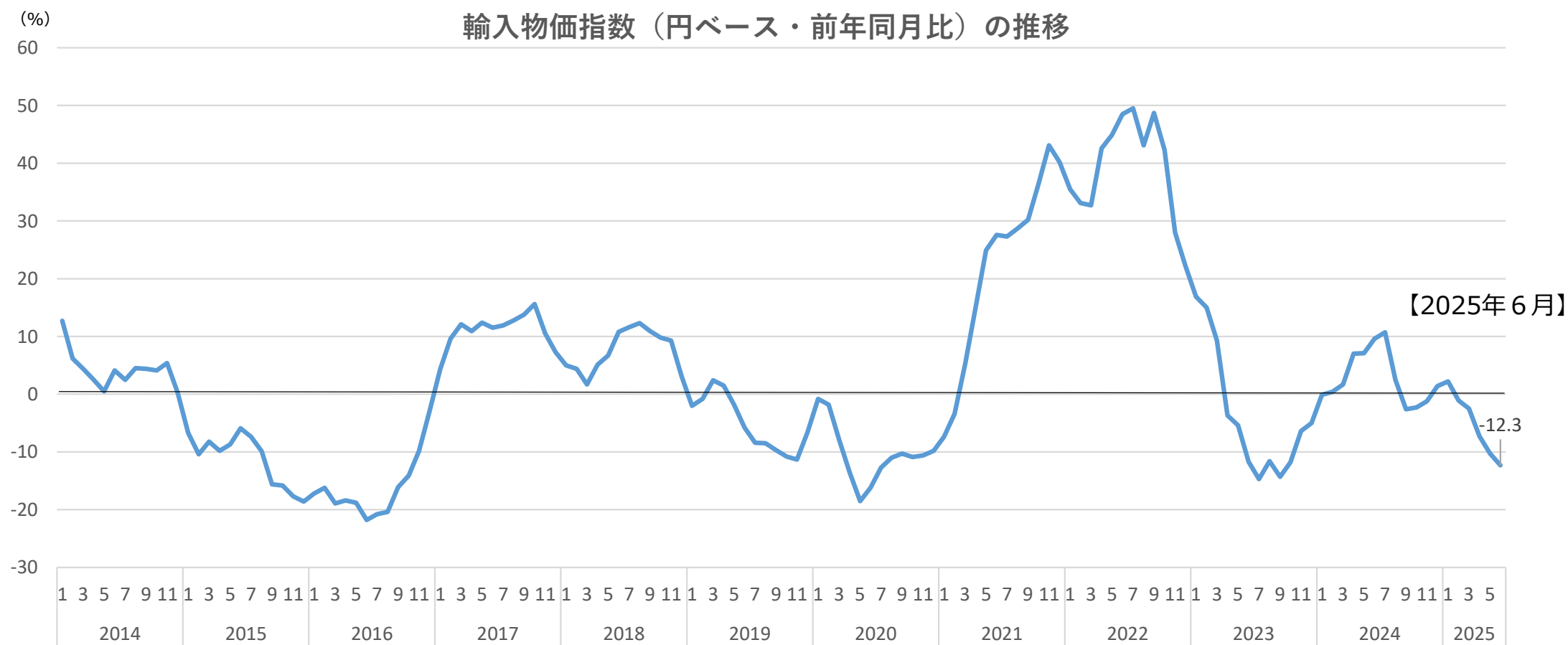


（資料出所）日本銀行「企業物価指数」

（注） 2025年6月速報値。

輸入物価指数（円ベース・前年同月比）の推移

- 輸入物価指数については、2022年10月以降、円ベース・前年同月比が縮小した。2025年6月は-12.3%であり、足下では減少傾向である。



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」

(注) 2025年6月速報値。

消費者物価の動向

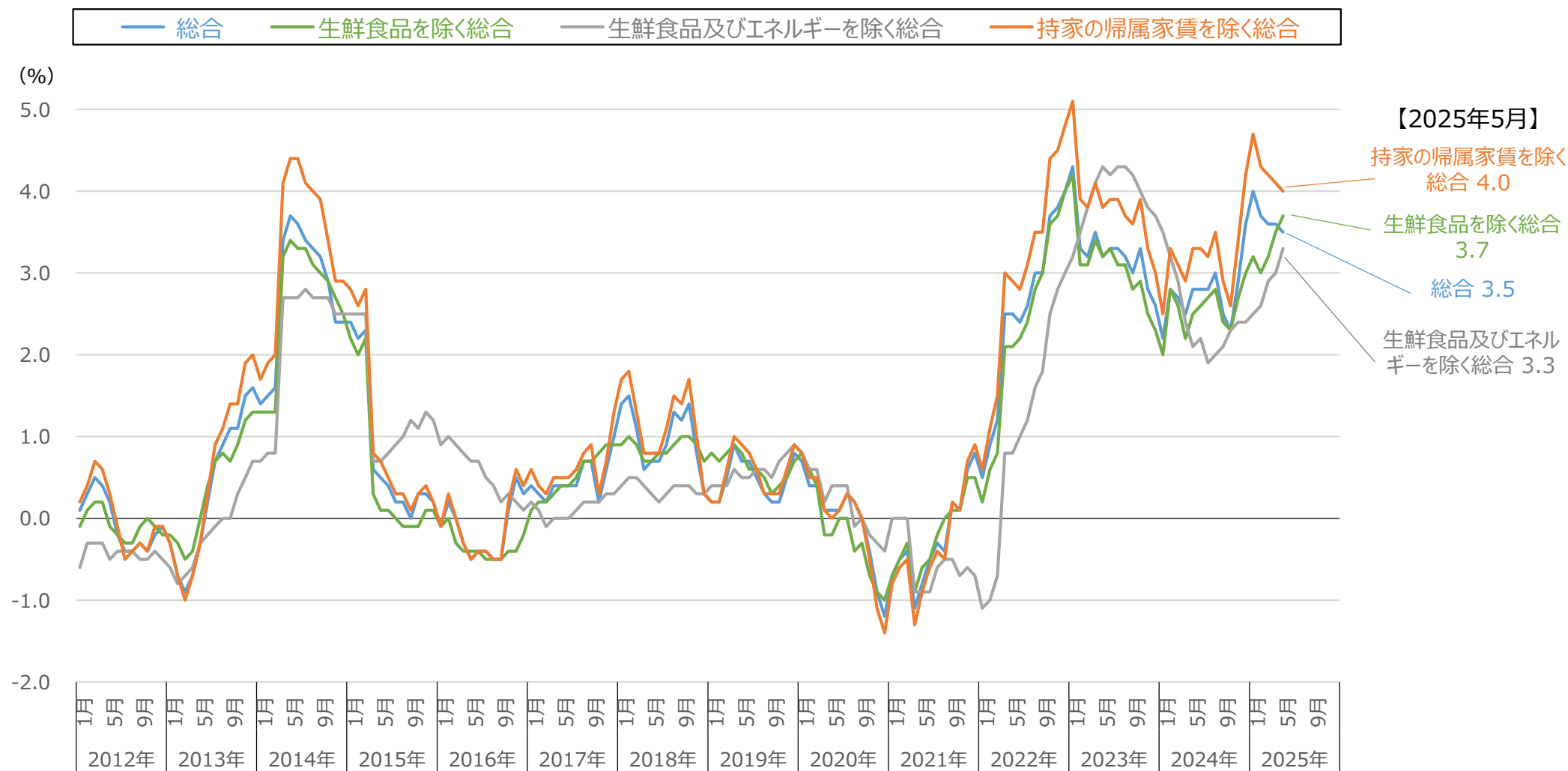
消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

消費者物価指数の推移（対前年同月比）

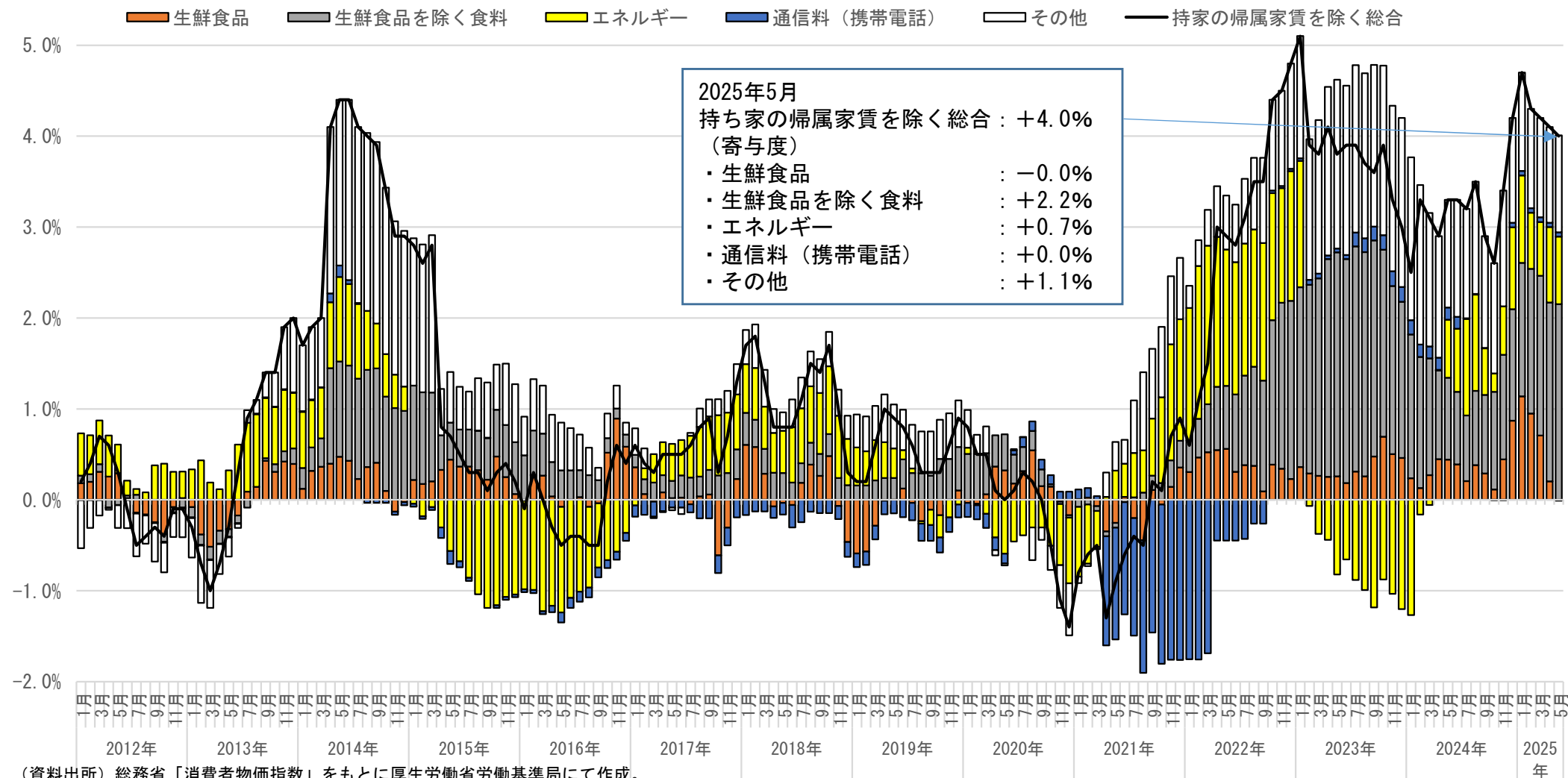
○ 2025年5月の消費者物価指数の「総合」は+3.5%、「生鮮食品を除く総合」は+3.7%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+3.3%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+4.0%となっている（いずれも対前年同月比）。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（対前年同月比）の 主な項目別寄与度の推移

- 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」（前年同月比）は、2025年5月に+4.0%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料、エネルギーの寄与度が大きい。



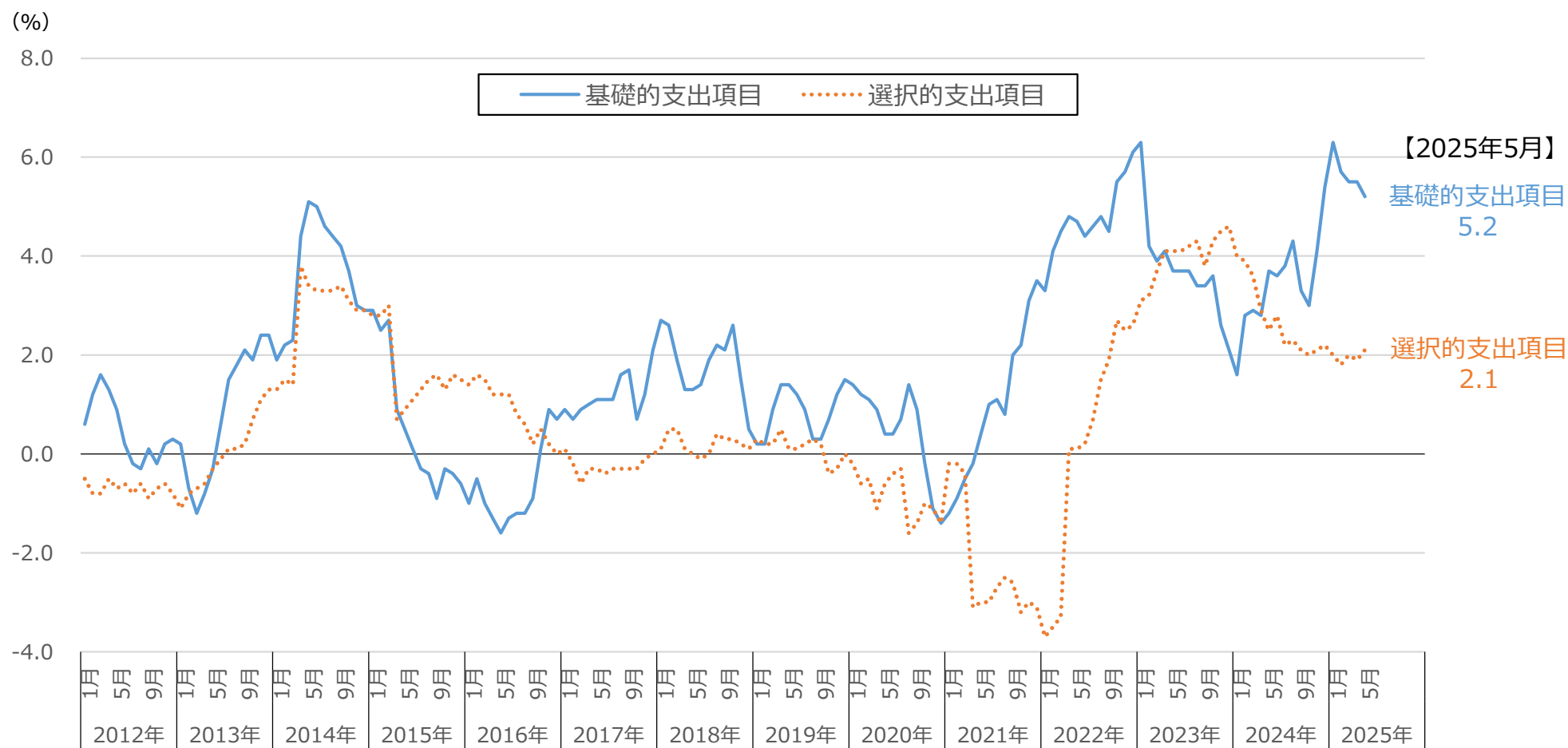
（注）1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト／持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×（当月の当該項目の指数－前年同月の当該項目の指数）／前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「基礎的支出項目」は+5.2%、「選択的支出項目」は+2.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。

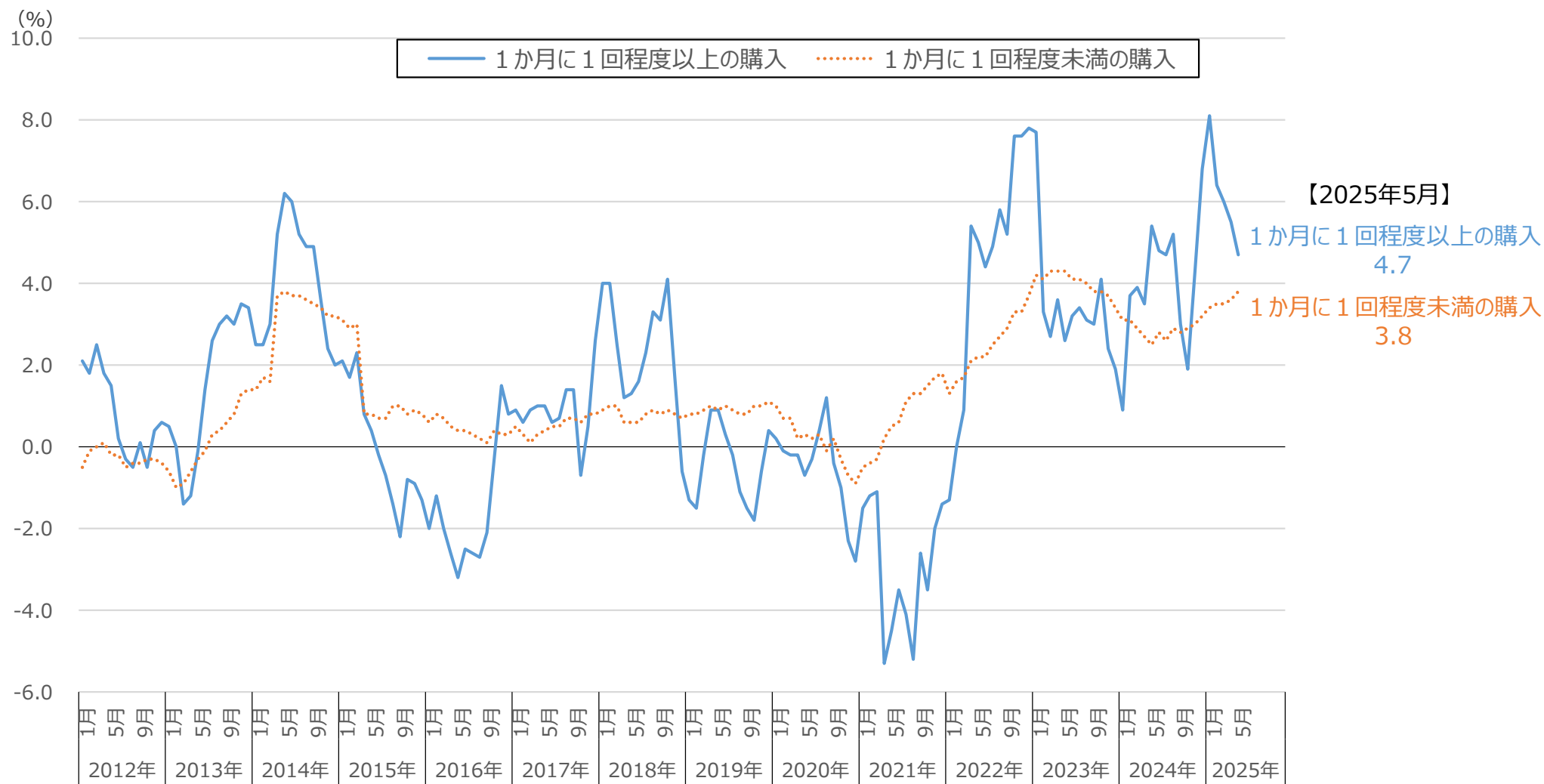
選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。

2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。

3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）の推移

○ 消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」（対前年同月比）を見ると、2025年5月では、「1か月に1回程度以上の購入」は+4.7%、「1か月に1回程度未満の購入」は+3.8%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注） 1. 購入頻度階級別指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成したもの。
 2. 購入頻度階級別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

消費者物価指数に対する電気・ガス料金支援による押下げ効果の推移

○ 電気・ガス料金支援は、一部の月で消費者物価指数「総合」に対する押し下げ効果を示している。

	2024年			2025年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
電気・ガス料金支援による押下げ効果	-0.54	-0.34	-	-	-0.33	-0.33	-0.17	-

資料出所 総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス料金支援 値引き単価>

酷暑乗り切り緊急支援（2024年8～10月使用分）

2024年8・9月使用分 低圧契約は1kWh当たり4円、高圧契約は1kWh当たり2円、都市ガス料金は1m³当たり17.5円

2024年10月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、都市ガス料金は1m³当たり10円

電気・ガス料金負担軽減支援事業（2025年1～3月使用分）

2025年1・2月使用分 低圧契約は1kWh当たり2.5円、高圧契約は1kWh当たり1.3円、
都市ガス料金は1m³当たり10円、LNGは1t当たり12,156円

2025年3月使用分 低圧契約は1kWh当たり1.3円、高圧契約は1kWh当たり0.7円、
都市ガス料金は1m³当たり5円、LNGは1t当たり6,078円

※都市ガスは家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象。LNGは年間総契約量8,226t未満の需要家が対象。

2024年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、2024年10月以降、全国では2.6%～4.7%で推移し、2024年10月～2025年5月平均の対前年同期の上昇率は3.9%となっている。

(単位：%)

	2024年			2025年					2024年10月 ～2025年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全 国	2.6	3.4	4.2	4.7	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9
Aランク	2.7	3.4	4.3	4.6	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8
Bランク	2.6	3.3	4.1	4.7	4.3	4.3	4.0	3.8	3.9
Cランク	2.9	3.6	4.4	5.0	4.5	4.4	4.2	4.0	4.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2024年			2025年					2024年10月 ～2025年5月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
頻繁に購入	1.5	3.2	4.6	6.2	5.7	5.7	4.3	3.6	4.4

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

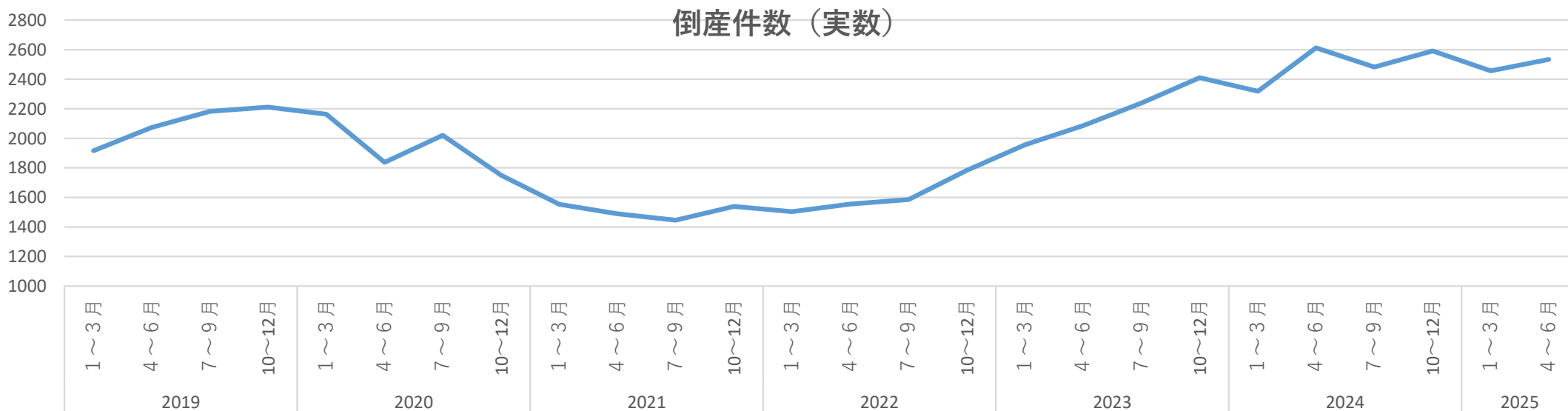
食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

倒産の動向

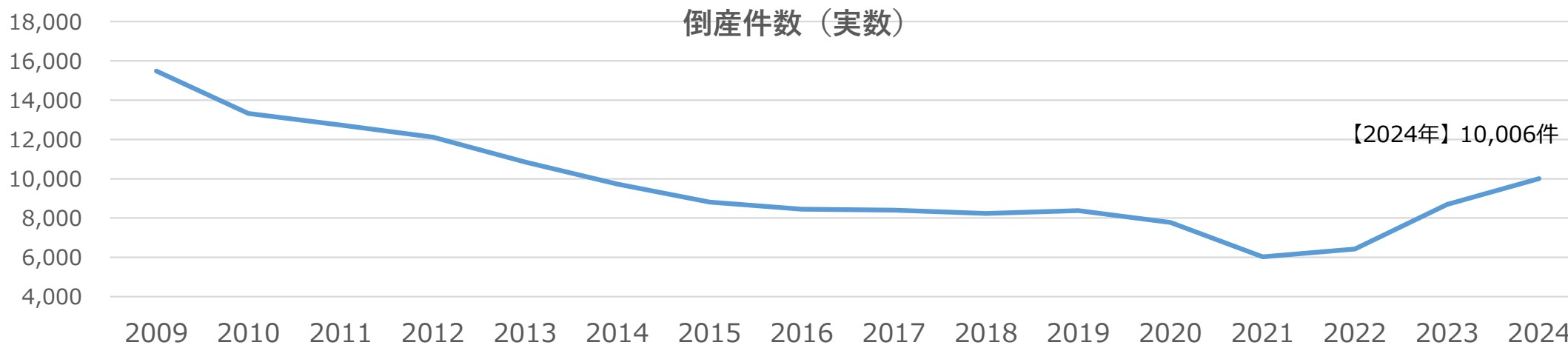
倒産件数（実数）の推移

○ 倒産件数の推移をみると、2024年は増加している。

【足下の推移】



【長期的な推移】



原因別倒産状況の推移

○ 原因別の倒産状況を見ると、「販売不振」が最も多くなっている。

	放漫経営	過少資本	連鎖倒産	既往のしわよせ	信用性の低下	販売不振	売掛金回収難	在庫状態悪化	設備投資過大	その他
2016年	423	448	398	1,082	39	5,759	29	5	70	193
2017年	422	390	447	1,044	43	5,813	31	4	49	162
2018年	409	342	374	967	56	5,799	27	8	71	182
2019年	434	337	370	844	37	6,079	38	8	56	180
2020年	390	205	361	771	34	5,729	26	2	47	208
2021年	284	101	299	674	25	4,403	18	3	34	189
2022年	285	124	401	757	45	4,525	20	2	38	231
2023年	386	156	476	939	43	6,380	22	2	31	255
2024年	455	166	536	1,134	56	7,352	29	7	34	237

(資料出所) 中小企業庁ホームページ「倒産の状況」(<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/>)

(注) 1. 中小企業庁において、株式会社東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」の調査結果を、負債総額、資本金別、業種別、原因別で倒産状況を取りまとめているもの。

2. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。

3. 負債総額1,000万円以上の倒産が対象。

物価高倒産の状況

全国企業倒産集計（2024年報）（抜粋）

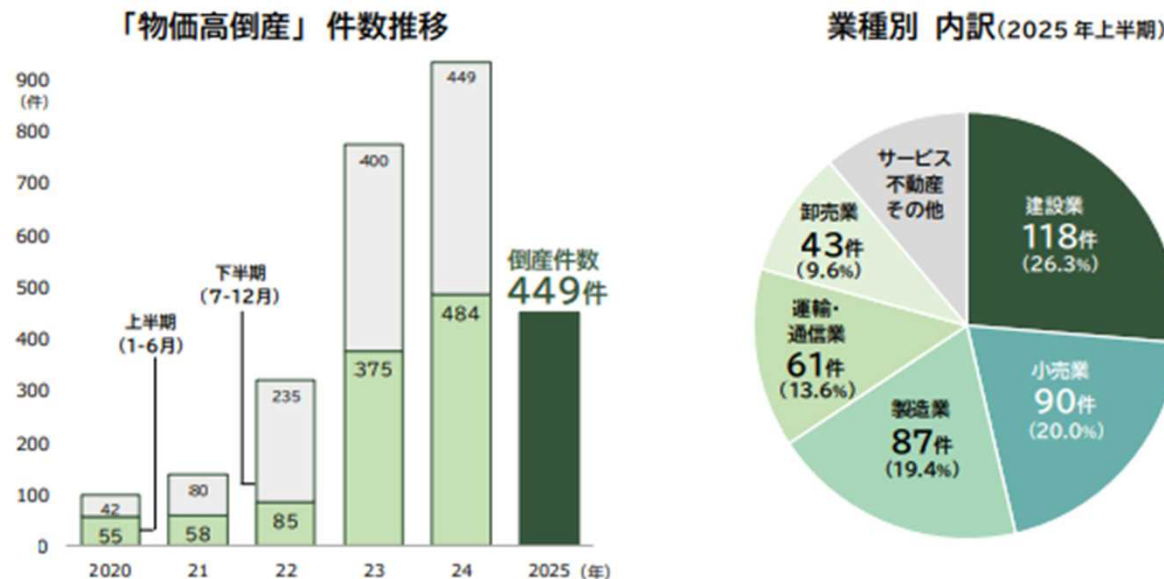
物価高倒産は933件判明過去最多を大幅に更新

「物価高倒産」は、933件（前年775件、20.4%増）判明し、倒産全体の約1割を占めた。初めて900件を超え、過去最多を大幅に更新した。業種別では、『建設業』（250件）が最も多く、『製造業』（194件）、『運輸・通信業』（155件）が続いた。資材高が続く『建設業』は初めて200件を超え、『小売業』のうち「飲食店」（81件）は前年（46件）から7割増となった。

全国企業倒産集計（2025年上半期報）（抜粋）（下図）

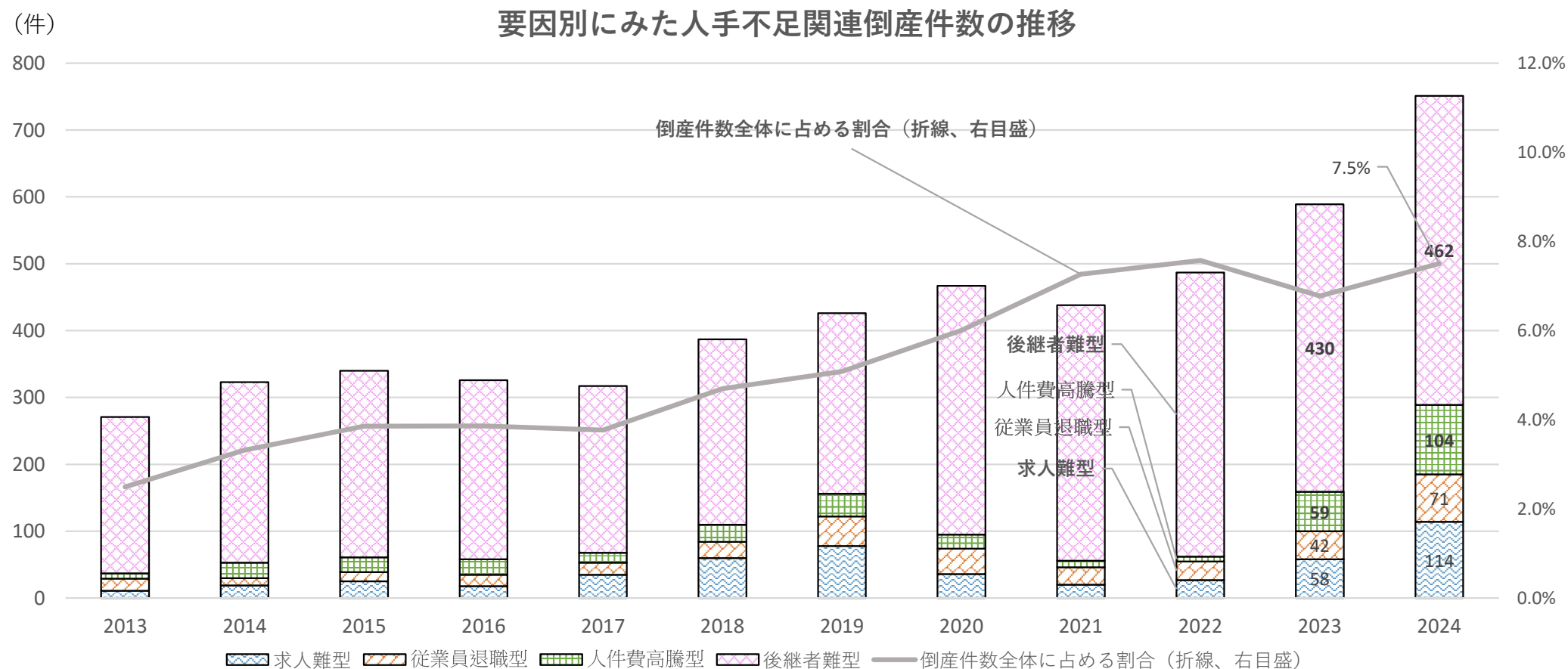
物価高倒産は449件判明2年連続で400件超え

「物価高倒産」は、449件（前年同期484件、7.2%減）判明した。上半期としては5年ぶりに前年同期を下回ったものの、2年連続で400件を超えた。業種別では、『建設業』（118件）が最も多く、『小売業』（90件）、『製造業』（87件）が続いた。原材料や燃料費高騰などの要因を受けた一方、人件費などの上昇に耐え切れずに倒産したケースも目立った。



要因別でみた人手不足関連倒産の推移

- 人手不足関連倒産件数の推移をみると、近年は増加しており、倒産件数全体に占める人手不足関連倒産の割合も上昇している。また、人手不足関連倒産の要因は、「後継者難型」が最も多い。



資料出所：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

（注）負債額1,000万円以上を集計したもの。

2024年度全国加重平均51円引上げ後の状況

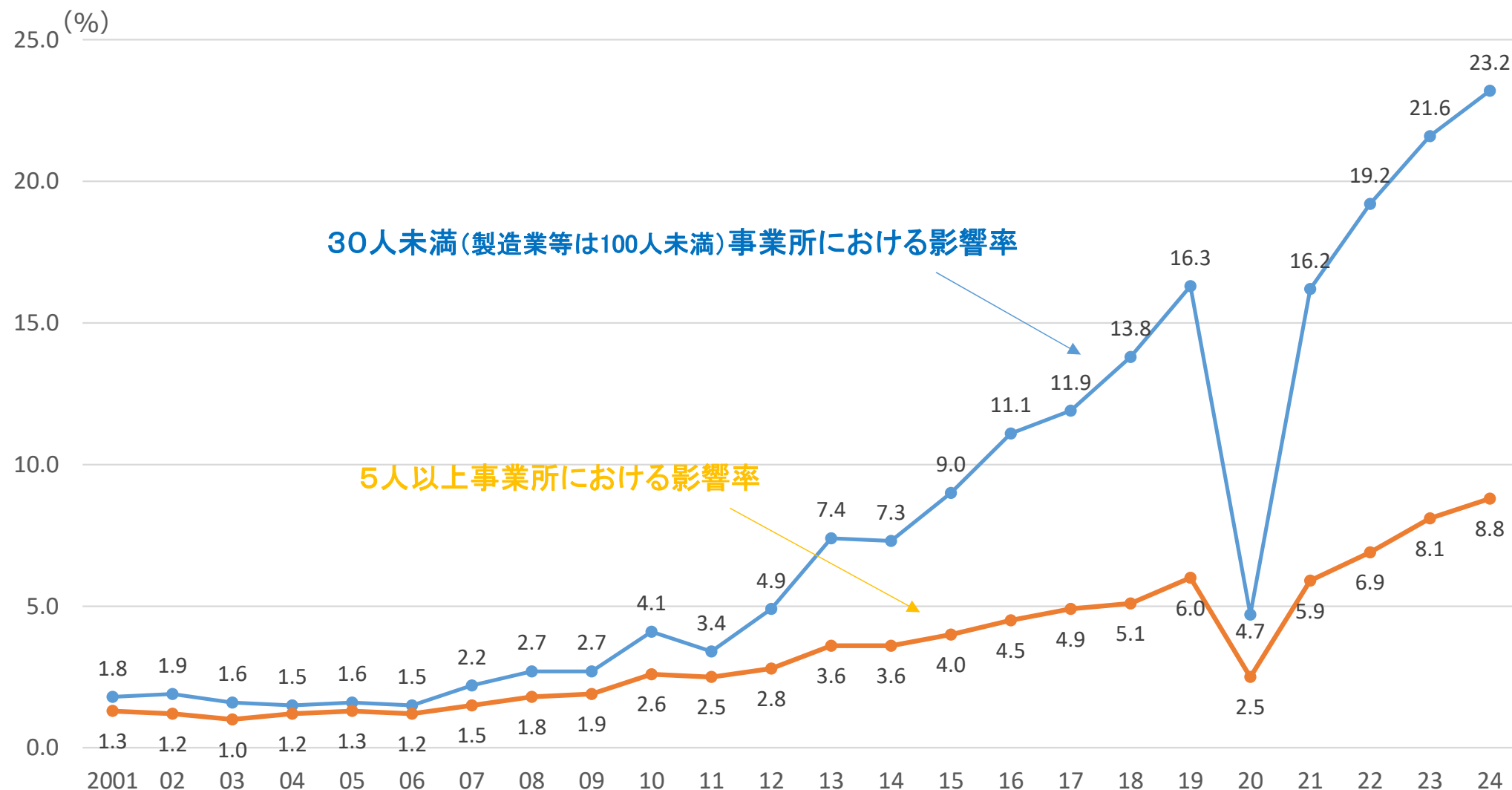
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金の影響率の推移

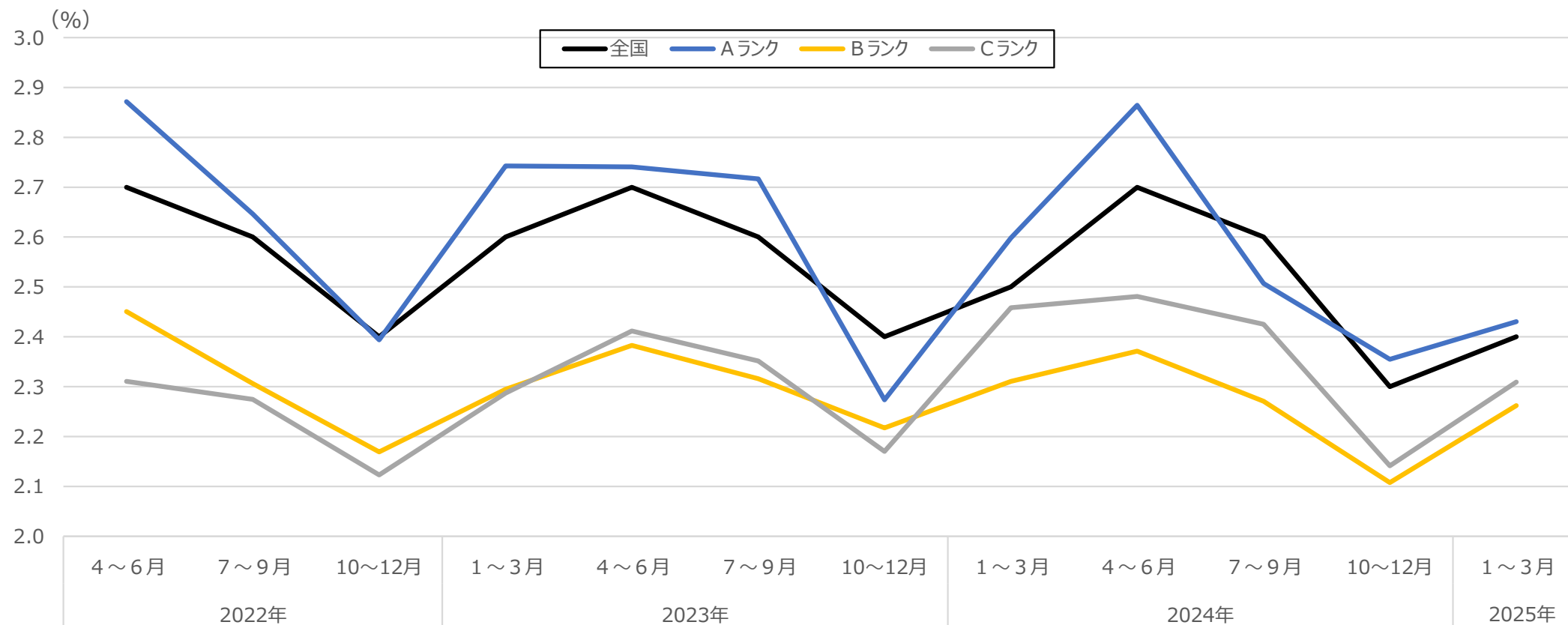
- 最低賃金の影響率（最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合）は、上昇傾向にあり、規模の小さい事業所において、より高い水準で推移している。



資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」(注) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。
 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」(注) 調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。

完全失業率

○ 完全失業率は、いずれのランクも前年と同様の動きである。



(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。

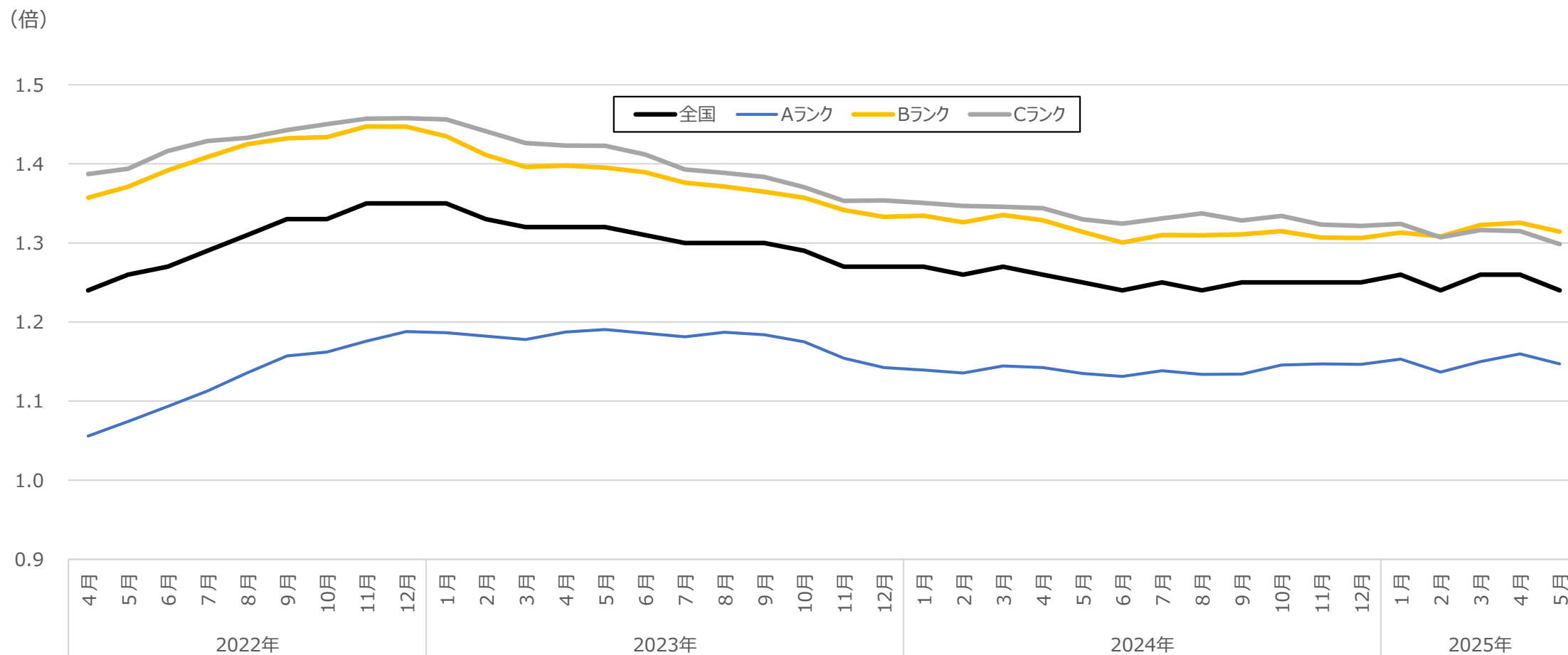
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果による。

2. ランク別は各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率（季節調整値）

○ 有効求人倍率は、いずれのランクも直近は横ばいである。



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

（注） 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。

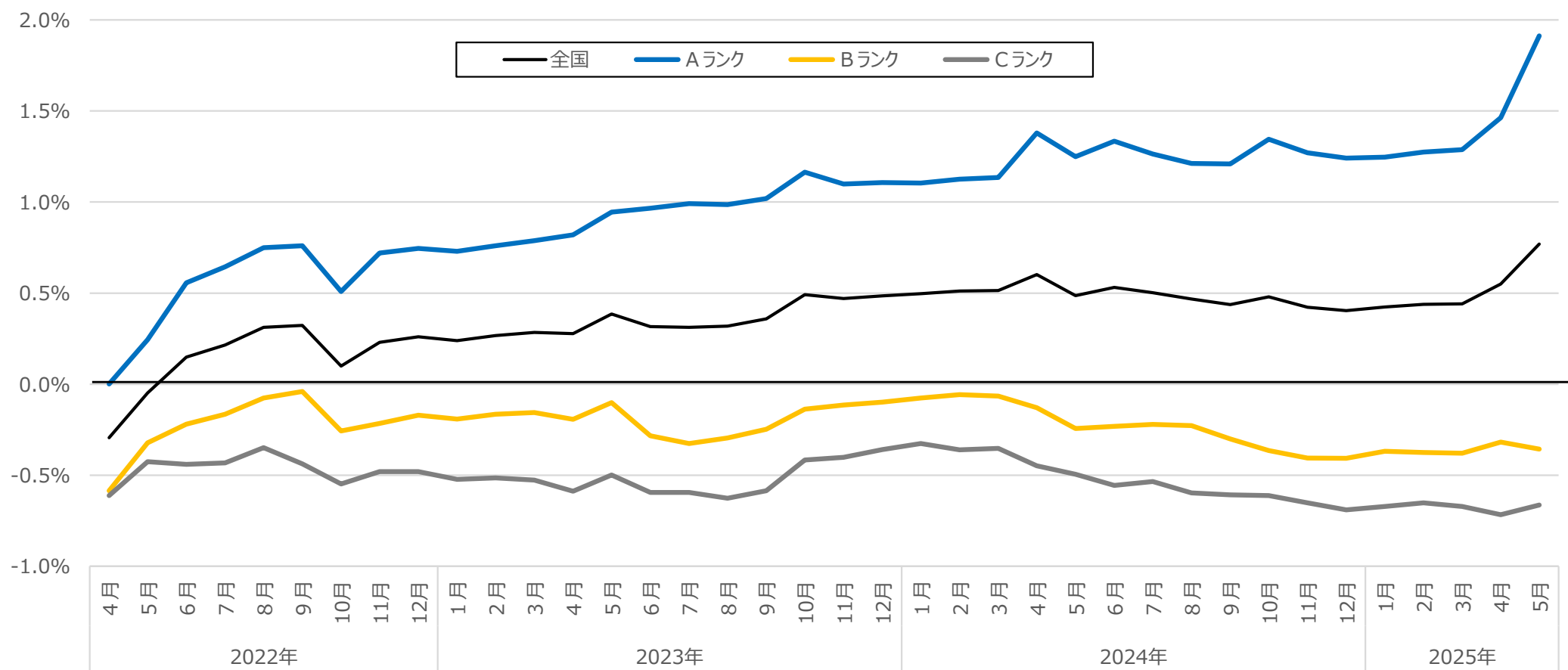
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

・雇用保険の被保険者数（前年同月比）は全国計では微増している一方、Aランクでは増加しているが、B・Cランクでは減少傾向にある。

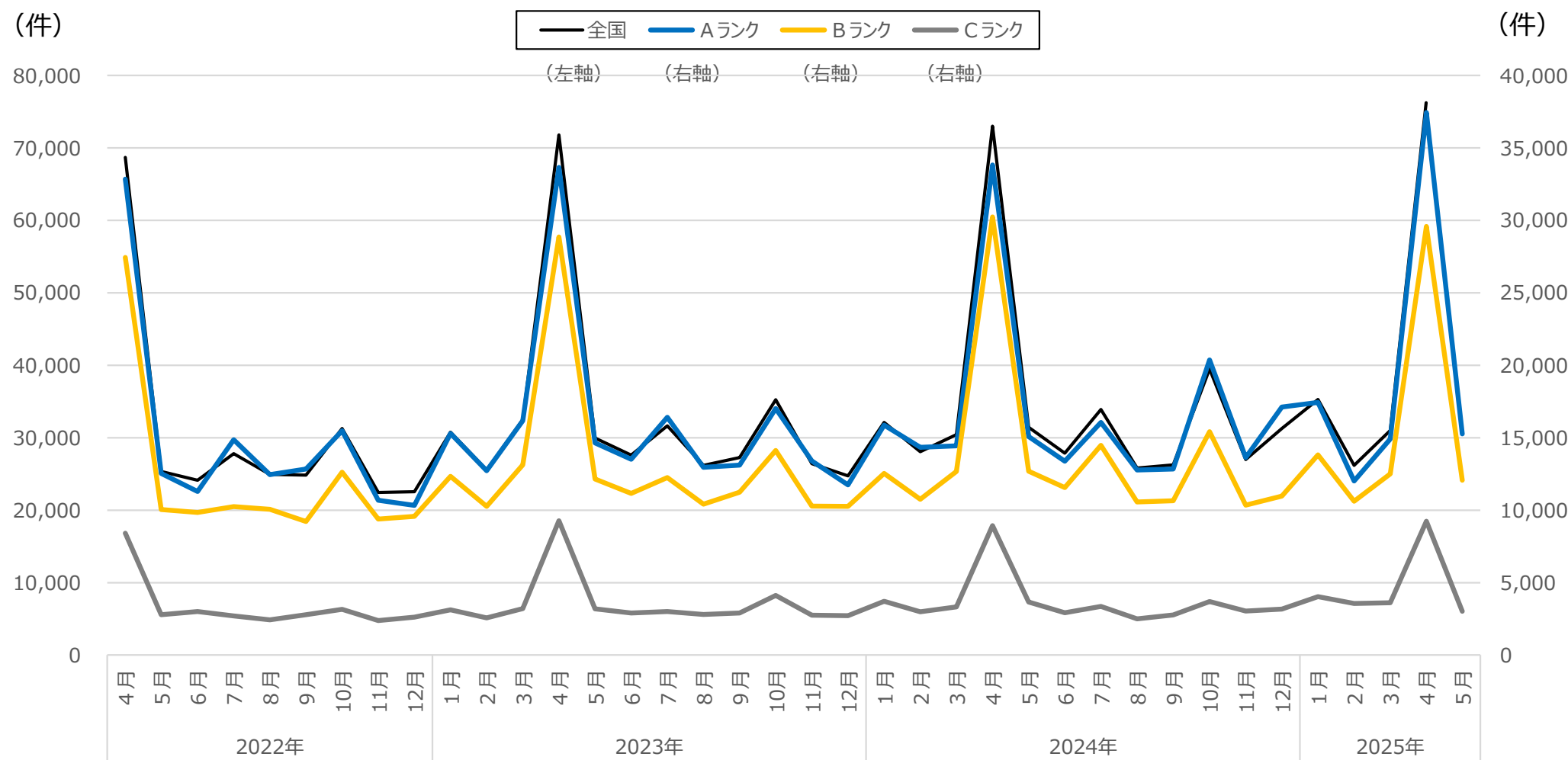
（前年同月比）



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 月末被保険者数を基に集計

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）

○ 事業主都合による雇用保険資格喪失者はいずれのランクもおおむね前年と同様の動きである。

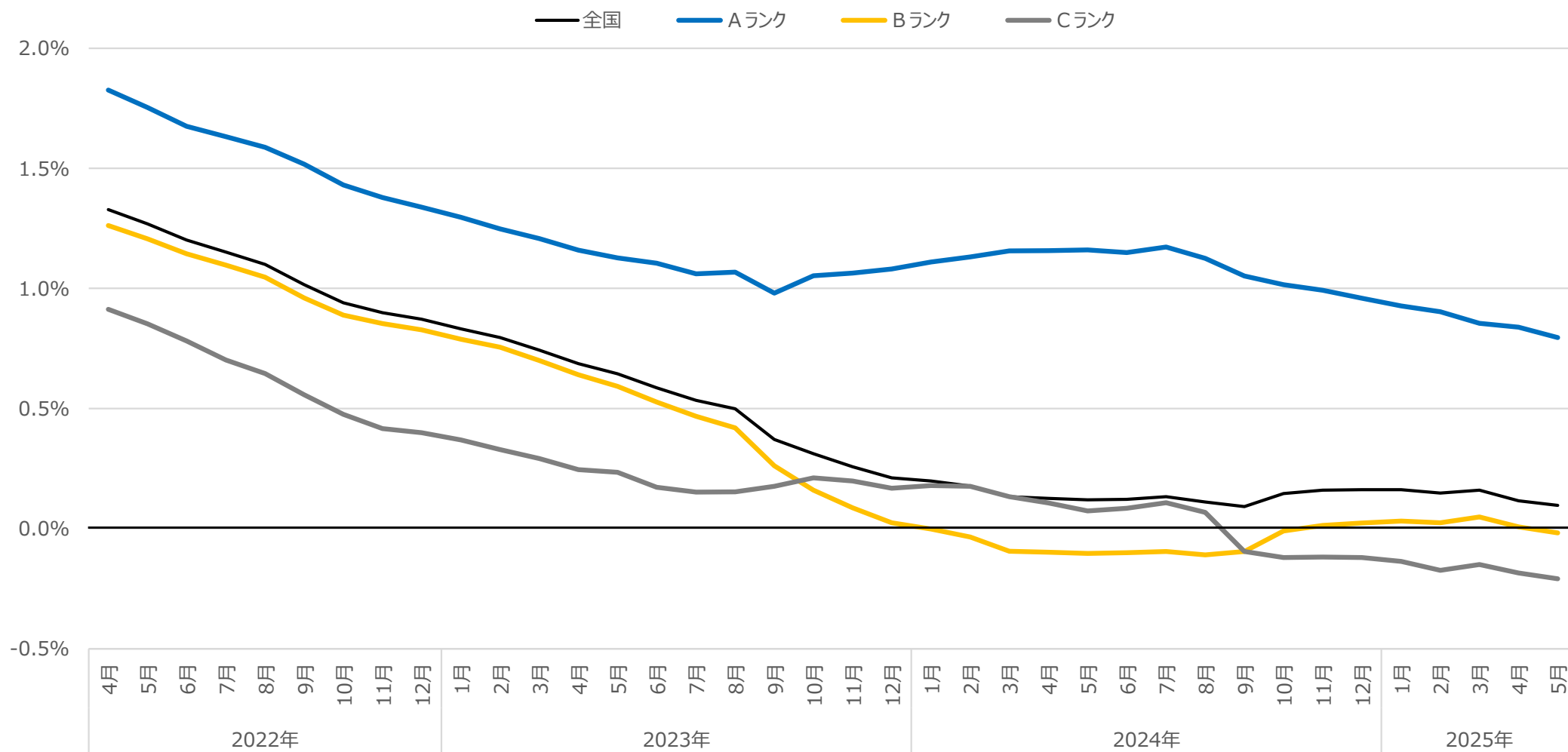


出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況 資格喪失者数うち事業主都合

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

○ 適用事業所数の増加率は縮小の傾向にあったが、2024年以降は横ばいの傾向にある。

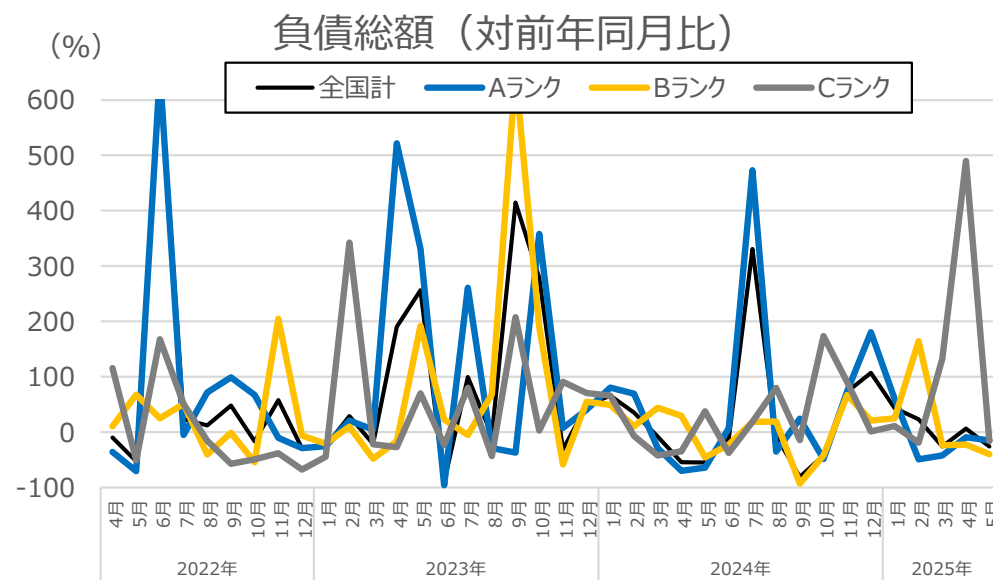
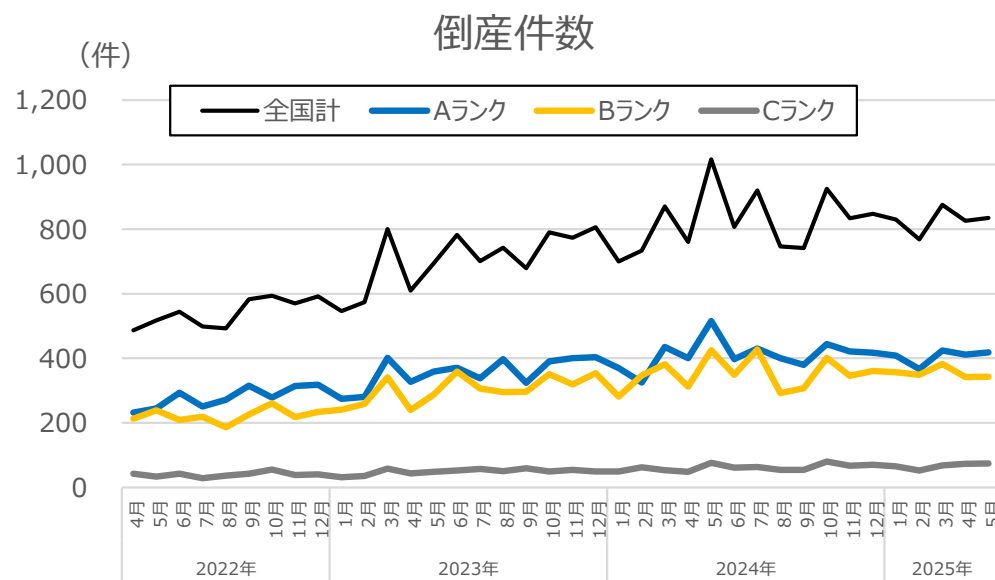
（前年同月比）



出所：厚生労働省「雇用保険事業統計」 都道府県労働局別適用状況

倒産に関する状況

- 倒産件数は各ランクとも微増傾向にある。



※以下の値は600%を超える。

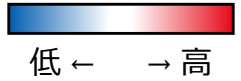
2022年4月 全国計:1,669%、Aランク：4,445%、2023年9月 Bランク：1,911%

出所：帝国データバンク「全国企業倒産集計」

※倒産件数は、会社更生法等による法的整理を申請した負債額1,000万円以上の法人及び個人経営が対象。

完全失業率

	2022年				2023年				2024年				2025年	2024年度 最貴引上げ額
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
全国	2.7	2.7	2.6	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.7	2.6	2.3	2.4	51
北海道	3.1	3.7	3.1	2.7	2.6	3.2	2.8	2.7	2.4	3.0	2.6	2.6	2.6	50
青森県	3.2	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.7	2.9	3.6	3.0	3.0	2.8	3.3	55
岩手県	2.2	2.3	2.3	2.0	2.3	2.1	2.3	2.1	2.8	2.3	2.5	2.1	2.4	59
宮城県	2.8	2.8	3.1	2.9	2.9	2.9	3.2	3.2	3.3	3.1	3.4	3.1	3.1	50
秋田県	2.5	2.0	2.5	2.1	3.0	2.1	2.5	2.7	3.2	2.6	2.7	2.5	3.0	54
山形県	2.1	1.8	1.8	1.5	1.9	1.7	1.5	1.7	2.1	1.7	1.9	1.6	1.8	55
福島県	2.3	2.2	2.4	2.3	2.5	2.3	2.4	2.6	2.6	2.5	2.6	2.4	2.6	55
茨城県	2.6	2.6	2.4	2.3	2.4	2.7	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.2	2.1	52
栃木県	2.4	2.5	2.5	2.0	2.2	2.6	2.5	2.2	2.1	2.4	2.4	1.9	2.1	50
群馬県	2.2	1.9	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9	1.8	50
埼玉県	2.9	2.8	2.6	2.4	2.7	2.8	2.7	2.4	2.8	2.9	2.6	2.5	2.6	50
千葉県	2.5	2.6	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.3	2.2	50
東京都	2.8	2.8	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.1	2.5	3.0	2.4	2.4	2.5	50
神奈川県	2.9	3.0	2.9	2.5	2.9	3.2	3.0	2.4	2.7	2.9	2.5	2.1	2.3	50
新潟県	2.6	2.2	2.0	2.0	2.4	2.3	1.9	2.0	2.3	2.2	1.8	1.8	2.2	54
富山県	2.1	1.9	1.6	1.4	2.0	1.9	1.6	1.6	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8	50
石川県	2.3	2.1	1.9	1.9	2.1	2.1	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	51
福井県	1.7	1.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	1.2	53
山梨県	1.8	1.8	1.6	2.0	1.6	2.2	2.2	2.0	2.0	2.2	1.8	1.1	1.5	50
長野県	2.3	2.1	1.7	1.8	2.1	2.1	1.8	1.9	2.0	1.9	1.7	1.6	1.8	50
岐阜県	1.5	2.0	1.8	1.6	1.8	2.0	1.7	1.6	1.9	2.2	1.8	1.7	2.0	51
静岡県	2.2	2.4	2.2	2.0	2.3	2.3	2.1	2.0	2.2	2.4	2.1	2.0	2.3	50
愛知県	1.9	2.4	2.0	1.8	2.0	2.1	2.0	1.7	2.0	2.4	1.8	1.9	2.0	50
三重県	1.8	2.0	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.9	50
滋賀県	2.4	2.2	2.2	2.3	2.2	2.1	2.4	2.3	2.4	2.1	2.4	2.2	2.2	50
京都府	2.8	2.6	2.2	2.2	2.6	2.4	2.3	2.2	2.5	2.4	2.1	2.1	2.6	50
大阪府	2.9	3.6	3.3	2.8	3.7	3.0	3.4	2.6	3.3	3.2	3.2	2.8	2.8	50
兵庫県	2.6	2.8	2.5	2.4	2.6	2.7	2.6	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	2.4	51
奈良県	2.4	2.3	2.1	2.2	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.2	2.2	2.3	50
和歌山県	2.6	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	2.3	2.1	2.4	1.3	2.1	1.7	2.4	51
鳥取県	2.3	2.0	1.3	1.6	2.1	2.7	1.4	1.8	2.2	2.4	1.7	1.4	2.1	57
島根県	1.1	0.8	1.6	1.6	1.7	1.4	2.0	1.2	1.5	1.4	1.8	2.4	1.7	58
岡山県	2.7	2.5	2.3	2.1	2.2	2.6	2.3	2.1	2.5	2.6	2.5	2.1	2.6	50
広島県	2.3	2.2	2.0	2.0	2.1	2.2	2.0	2.0	2.2	2.3	2.0	2.0	2.3	50
山口県	1.6	1.9	1.7	1.6	1.4	1.8	1.7	1.8	1.5	1.9	1.8	1.6	1.5	51
徳島県	2.8	2.2	2.2	1.7	2.0	1.7	1.9	1.1	2.0	1.7	1.7	1.1	1.4	84
香川県	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0	1.8	1.9	1.5	52
愛媛県	2.2	1.9	2.2	2.0	2.3	2.0	2.3	2.2	2.3	2.1	2.4	1.9	2.1	59
高知県	2.3	2.2	1.4	2.0	2.0	2.3	1.4	2.0	1.8	2.0	1.4	1.4	1.5	55
福岡県	2.9	2.9	2.9	2.6	2.6	2.6	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	2.8	2.7	51
佐賀県	1.4	1.8	1.3	1.5	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	1.8	1.1	1.6	1.9	56
長崎県	2.1	2.2	1.7	1.8	1.8	2.1	2.1	1.7	2.1	2.2	2.1	1.8	2.0	55
熊本県	2.7	2.6	2.5	2.0	2.4	2.7	2.5	1.9	2.6	2.6	2.6	2.2	2.5	54
大分県	2.0	2.0	1.8	1.9	2.4	2.4	2.1	2.2	2.4	2.7	2.2	2.2	2.1	55
宮崎県	2.4	2.4	2.7	2.2	1.9	2.9	2.9	1.8	2.2	2.0	2.9	1.8	2.2	55
鹿児島県	1.8	2.5	2.4	2.4	1.7	2.2	2.6	2.4	2.0	2.7	2.7	2.4	2.0	56
沖縄県	3.9	2.7	3.6	3.1	3.4	3.5	3.5	2.9	3.2	3.3	3.3	2.9	2.8	56



有効求人倍率（季節調整値）

（単位：倍）

	2022年					2023年												2024年												2025年												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	1.19	1.21	1.23	1.24	1.26	1.27	1.29	1.31	1.33	1.33	1.35	1.35	1.35	1.33	1.32	1.32	1.32	1.31	1.30	1.30	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.27	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
北海道	1.04	1.03	1.07	1.10	1.12	1.14	1.16	1.18	1.19	1.18	1.19	1.18	1.15	1.11	1.09	1.07	1.06	1.06	1.05	1.05	1.03	1.03	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.00	0.99	0.97	0.98	0.98	0.99	0.98	0.98	0.99	0.97	0.98	0.99	0.99	1.00	
青森県	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.18	1.19	1.18	1.19	1.19	1.21	1.20	1.20	1.19	1.20	1.21	1.19	1.17	1.17	1.16	1.18	1.16	1.15	1.15	1.15	1.13	1.13	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.10	1.10	1.08	1.07	1.07	
岩手県	1.32	1.35	1.35	1.33	1.31	1.33	1.32	1.31	1.34	1.36	1.39	1.33	1.31	1.29	1.26	1.23	1.25	1.24	1.23	1.22	1.21	1.22	1.22	1.21	1.19	1.20	1.21	1.20	1.20	1.17	1.19	1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	
宮城県	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.38	1.39	1.40	1.41	1.41	1.43	1.42	1.41	1.42	1.39	1.40	1.39	1.39	1.37	1.36	1.35	1.34	1.31	1.30	1.31	1.29	1.31	1.27	1.25	1.24	1.23	1.23	1.23	1.23	1.22	1.22	1.20	1.25	1.22	1.22		
秋田県	1.51	1.51	1.52	1.53	1.52	1.51	1.51	1.51	1.50	1.50	1.52	1.47	1.41	1.35	1.37	1.36	1.37	1.35	1.34	1.31	1.32	1.30	1.29	1.28	1.27	1.29	1.30	1.28	1.26	1.26	1.25	1.26	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.25	1.23	1.20		
山形県	1.43	1.47	1.50	1.49	1.53	1.57	1.60	1.62	1.60	1.61	1.62	1.64	1.60	1.50	1.47	1.49	1.47	1.45	1.42	1.38	1.38	1.36	1.30	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34	1.31		
福島県	1.37	1.38	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.49	1.49	1.45	1.41	1.45	1.47	1.41	1.37	1.40	1.42	1.42	1.40	1.39	1.37	1.39	1.37	1.34	1.31	1.29	1.32	1.29	1.27	1.26	1.26	1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30	1.30	
茨城県	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.51	1.50	1.45	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.32	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23		
栃木県	1.10	1.13	1.14	1.17	1.15	1.16	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.23	1.19	1.19	1.20	1.22	1.21	1.19	1.17	1.16	1.15	1.13	1.12	1.09	1.10	1.11	1.11	1.15	1.14	1.13	1.15	1.15	1.16	1.16	1.16	1.17	1.19	1.19	1.21	1.19	1.19	
群馬県	1.39	1.40	1.40	1.43	1.46	1.48	1.49	1.52	1.52	1.52	1.52	1.52	1.49	1.44	1.41	1.41	1.45	1.41	1.43	1.42	1.40	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.41	1.39	1.35	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.33	1.32	1.31	1.33	1.31	1.30
埼玉県	0.95	0.96	0.98	1.01	1.01	1.03	1.05	1.05	1.07	1.08	1.08	1.08	1.07	1.06	1.05	1.06	1.08	1.08	1.07	1.00	1.07	1.06	1.03	1.02	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.01	1.02	1.02	1.03	1.06	1.07	1.08	1.07	1.08	1.06	1.06	
千葉県	0.87	0.89	0.90	0.92	0.94	0.98	0.98	0.99	0.99	1.01	1.03	1.01	1.03	1.05	1.05	1.04	1.03	1.02	1.00	1.01	1.00	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	0.97	0.98	0.98	0.98	1.00	1.01	1.01	1.02	1.01	0.99	0.99	1.00	1.00	
東京都	1.28	1.30	1.34	1.39	1.44	1.45	1.50	1.56	1.63	1.64	1.69	1.73	1.75	1.76	1.78	1.79	1.78	1.77	1.75	1.81	1.84	1.81	1.78	1.76	1.76	1.75	1.77	1.75	1.76	1.79	1.80	1.76	1.75	1.77	1.76	1.76	1.78	1.74	1.76	1.79	1.76	
神奈川県	0.80	0.82	0.84	0.86	0.87	0.87	0.88	0.90	0.91	0.90	0.91	0.93	0.92	0.91	0.91	0.91	0.92	0.91	0.92	0.92	0.92	0.92	0.91	0.89	0.90	0.90	0.91	0.92	0.91	0.92	0.93	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.91	0.90	0.90	0.90	0.92	0.89
新潟県	1.52	1.54	1.52	1.54	1.57	1.57	1.60	1.61	1.61	1.60	1.60	1.63	1.60	1.57	1.55	1.57	1.57	1.58	1.57	1.57	1.55	1.53	1.50	1.49	1.49	1.46	1.47	1.48	1.46	1.44	1.43	1.45	1.46	1.48	1.47	1.48	1.47	1.47	1.45	1.44	1.50	1.43
富山県	1.54	1.53	1.53	1.54	1.53	1.57	1.58	1.59	1.59	1.61	1.60	1.60	1.60	1.57	1.52	1.50	1.50	1.50	1.47	1.45	1.43	1.43	1.41	1.40	1.42	1.40	1.43	1.41	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	
石川県	1.48	1.51	1.52	1.54	1.59	1.60	1.63	1.66	1.65	1.65	1.64	1.65	1.66	1.64	1.64	1.66	1.64	1.65	1.61	1.59	1.57	1.56	1.54	1.53	1.58	1.49	1.46	1.47	1.48	1.45	1.48	1.50	1.52	1.56	1.55	1.57	1.60	1.62	1.68	1.66	1.65	
福井県	1.84	1.89	1.87	1.86	1.87	1.90	1.93	1.91	1.92	1.89	1.90	1.87	1.89	1.79	1.78	1.83	1.84	1.81	1.80	1.78	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.77	1.75	1.77	1.77	1.74	1.72	1.72	1.75	1.76	1.76	1.74	1.74	1.70	1.67	1.68	1.72	1.72
山梨県	1.31	1.31	1.34	1.35	1.37	1.41	1.43	1.44	1.50	1.47	1.45	1.44	1.41	1.40	1.35	1.35	1.33	1.29	1.26	1.25	1.24	1.21	1.23	1.23	1.27	1.25	1.27	1.29	1.27	1.28	1.28	1.28	1.28	1.29	1.29	1.28	1.26	1.26	1.31	1.32	1.32	
長野県	1.43	1.48	1.48	1.51	1.54	1.57	1.58	1.57	1.55	1.58	1.60	1.60	1.55	1.50	1.49	1.49	1.47	1.45	1.45	1.43	1.41	1.39	1.37	1.36	1.35	1.36	1.35	1.34	1.31	1.32	1.31	1.31	1.31	1.31	1.30	1.30	1.28	1.29	1.30	1.29	1.27	
岐阜県	1.56	1.58	1.58	1.62	1.63	1.66	1.68	1.69	1.68	1.68	1.68	1.68	1.65	1.62	1.59	1.57	1.58	1.58	1.59	1.59	1.58	1.59	1.57	1.56	1.57	1.56	1.57	1.57	1.56	1.53	1.52	1.52	1.51	1.54	1.53	1.54	1.51	1.45	1.45	1.43	1.43	
静岡県	1.18	1.21	1.24	1.28	1.28	1.30	1.30	1.32	1.33	1.32	1.32	1.30	1.28	1.27	1.24	1.25	1.27	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19	1.20	1.19	1.18	1.15	1.12	1.11	1.11	1.12	1.12	1.11	1.09	1.08	1.10	1.09	1.09	1.10	1.08	
愛知県	1.27	1.30	1.34	1.38	1.38	1.37	1.36	1.41	1.41	1.42	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.34	1.36	1.36	1.35	1.34	1.33	1.32	1.31	1.30	1.29	1.31	1.31	1.30	1.27	1.26	1.26	1.26	1.25	1.26	1.27	1.26	1.27	1.29	1.32	1.35	1.32	
三重県	1.31	1.32	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.43	1.43	1.42	1.43	1.41	1.40	1.38	1.35	1.33	1.32	1.31	1.28	1.27	1.28	1.27	1.26	1.25	1.25	1.23	1.22	1.20	1.19	1.16	1.16	1.16	1.14	1.15	1.13	1.13	1.14	1.17	1.19	1.17	1.16	
滋賀県	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.15	1.19	1.20	1.19																													

雇用保険 被保険者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年					2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全国	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	
北海道	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.0%	-0.2%	
青森県	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.6%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.2%	-1.3%	
岩手県	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.3%	-1.3%	-2.0%	-1.9%	
宮城県	-0.6%	-0.4%	-0.4%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.4%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.7%	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.3%		
秋田県	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.4%	-1.4%	-1.6%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.1%	-1.5%	-1.3%	-1.4%	-1.6%	-1.7%	-1.6%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-0.6%	-0.6%	
山形県	-0.7%	-0.8%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.3%	-1.2%	-1.2%	-1.3%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.4%	
福島県	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-1.4%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.3%	-1.4%	-1.3%	-1.4%	-1.5%	-1.6%	-1.5%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.4%	-0.9%	-1.0%	
茨城県	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.7%	-1.1%	-1.6%	
栃木県	0.8%	0.9%	0.8%	0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	-0.3%	-0.7%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	0.2%	0.4%	
群馬県	1.0%	1.0%	1.1%	0.8%	0.8%	0.6%	0.8%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	
埼玉県	-0.2%	-0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.7%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	1.2%	1.1%
千葉県	0.1%	0.1%	0.1%	-0.4%	-0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	1.1%	1.2%	0.8%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.3%	
東京都	1.4%	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.6%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.8%	1.7%	1.8%	1.5%	1.5%	1.6%	1.8%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.9%	2.8%	
神奈川県	0.4%	0.6%	0.7%	1.1%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.3%	1.1%	1.0%	1.2%	1.3%	1.2%	1.4%	1.4%	1.7%	1.8%	1.8%	1.7%	2.0%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	0.9%	1.1%	
新潟県	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.6%	-0.2%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-1.0%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.6%	-1.7%	-1.8%	-1.9%	
富山県	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-1.1%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.4%	
石川県	-0.5%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.1%	0.4%	1.2%	0.9%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	0.6%	0.7%	0.5%	0.5%	
福井県	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.9%	
山梨県	0.8%	0.7%	0.6%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	
長野県	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	-0.4%	-0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	
岐阜県	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	
静岡県	0.3%	0.3%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.7%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	0.5%	0.1%	
愛知県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.5%	0.6%	1.3%	1.0%	0.7%	0.8%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	
三重県	0.4%	0.1%	0.1%	0.4%	-0.3%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	
滋賀県	0.2%	0.3%	0.2%	-0.1%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	0.1%	
京都府	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	0.0%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	-0.5%	0.1%	50	
大阪府	0.3%	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%	0.5%	0.3%	0.3%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.8%	0.7%	0.6%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.7%	1.0%	
兵庫県	-0.4%	-0.5%	-0.5%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%	0.0%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	51	
奈良県	-0.4%	-0.4%	-0.6%	-1.4%	-0.6%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	50	
和歌山県	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-0.9%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	51	
鳥取県	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.8%	-1.5%	-1.6%	-0.8%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-1.5%	
島根県	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.0%	-1.0%	-0.8%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.0%	
岡山県	-0.7%	-0.6%	-0.6%	-1.2%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	
広島県	-0.2%	0.0%	0.1%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.4%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	
山口県	-0.4%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-1.0%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-0.7%	-0.8%	
徳島県	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.3%	-0.4%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	0.1%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	
香川県	-0.3%	-0.1%	0.1%	1.2%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.1%	0.1%	
愛媛県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-1.5%	-1.2%	-1.7%	-1.7%	-1.8%	-1.8%	-1.9%	-2.0%	-2.1%	-2.1%	-2.0%	-2.1%	-0.9%	-0.8%	-0.9	

雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年												2024年度 最賃引上げ額
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
全国計	2.6%	16.7%	16.8%	4.5%	18.2%	14.4%	13.8%	5.0%	9.7%	12.8%	17.7%	9.7%	4.4%	9.8%	-6.3%	1.7%	4.9%	1.0%	7.1%	-1.4%	-3.6%	12.0%	2.2%	26.4%	9.9%	-6.7%	1.9%	4.5%	-3.4%	51							
北海道	11.3%	27.5%	7.6%	19.0%	21.3%	-9.5%	1.5%	-14.8%	12.0%	-1.1%	1.2%	24.8%	-5.0%	-15.3%	-25.9%	9.3%	9.2%	41.8%	32.8%	18.8%	20.8%	-6.9%	20.5%	-7.1%	3.1%	24.0%	3.5%	-14.4%	-11.8%	50							
青森県	13.5%	8.2%	-16.2%	-0.9%	11.3%	-58.1%	29.8%	44.4%	-11.3%	104.0%	82.6%	6.0%	6.4%	-18.9%	71.0%	26.8%	64.2%	23.2%	-0.9%	-44.3%	5.3%	-55.8%	-15.0%	0.2%	-19.0%	8.5%	-25.6%	-8.2%	-53.3%	55							
岩手県	6.7%	113.3%	47.7%	22.0%	-15.4%	33.6%	11.2%	3.4%	-34.4%	109.2%	-5.2%	36.7%	29.3%	5.2%	-38.2%	-12.6%	4.1%	-20.2%	11.7%	-31.9%	-8.6%	-19.3%	78.5%	12.7%	-25.5%	-21.2%	24.5%	-0.1%	-3.9%	59							
宮城県	0.2%	31.9%	-16.8%	-2.2%	0.7%	-1.5%	19.7%	-0.8%	33.4%	13.5%	37.4%	22.1%	9.7%	15.3%	-7.4%	-9.0%	1.5%	4.7%	21.6%	20.7%	-12.1%	39.7%	-17.7%	35.6%	-8.5%	-1.4%	108.2%	21.1%	-6.8%	50							
秋田県	-30.6%	-8.3%	-28.5%	17.6%	21.8%	8.3%	31.2%	9.6%	60.7%	-35.5%	21.5%	-12.8%	62.1%	13.0%	-8.9%	18.5%	64.7%	-2.3%	72.0%	114.0%	-35.6%	42.5%	-13.6%	116.1%	3.5%	95.4%	49.0%	-2.2%	-20.4%	54							
山形県	-19.5%	61.5%	-26.7%	3.0%	33.3%	60.6%	94.5%	34.8%	58.0%	-7.2%	94.0%	-8.4%	14.7%	41.5%	63.6%	-9.9%	31.3%	-12.0%	23.1%	-3.7%	11.5%	1.3%	-2.2%	135.4%	92.2%	185.6%	57.0%	10.8%	-4.0%	55							
福島県	7.4%	-21.6%	-9.7%	1.1%	25.9%	8.1%	-32.3%	27.8%	0.6%	49.6%	23.8%	42.2%	-10.1%	50.2%	46.3%	19.8%	3.6%	-27.7%	51.8%	34.5%	18.0%	-5.6%	-11.5%	-23.3%	-18.2%	-8.0%	-29.9%	-14.4%	-24.1%	55							
茨城県	-20.4%	-1.0%	22.5%	32.5%	31.3%	25.7%	109.5%	35.4%	30.2%	97.6%	0.0%	3.1%	24.0%	1.9%	11.0%	-0.8%	7.5%	0.7%	1.5%	-8.8%	-34.3%	-33.7%	-22.6%	4.3%	7.7%	-1.9%	-13.9%	2.5%	-22.9%	52							
栃木県	9.1%	29.4%	88.7%	-14.4%	-22.4%	36.0%	31.1%	-9.1%	17.7%	12.6%	0.0%	18.8%	45.3%	6.3%	9.7%	7.7%	44.7%	1.4%	46.4%	-8.7%	8.4%	12.9%	16.9%	-3.3%	-14.5%	-26.0%	-20.4%	0.3%	19.1%	50							
群馬県	-8.5%	9.6%	13.5%	14.0%	27.2%	12.2%	-4.1%	-32.8%	11.1%	25.4%	0.5%	17.4%	-23.8%	18.9%	-27.1%	-3.0%	-5.1%	0.7%	24.1%	-1.0%	-17.7%	-10.3%	9.3%	0.2%	43.8%	47.7%	23.2%	-20.3%	-2.8%	50							
埼玉県	-17.0%	42.2%	11.6%	35.1%	-8.3%	14.1%	-29.9%	9.3%	22.8%	3.7%	34.0%	39.3%	-1.3%	-4.1%	33.3%	-15.0%	8.4%	-18.6%	11.3%	0.4%	-12.5%	21.3%	-9.8%	-35.2%	19.1%	33.8%	-26.3%	8.7%	10.5%	50							
千葉県	9.3%	20.1%	9.3%	-0.4%	12.3%	6.9%	7.1%	-9.1%	7.4%	-8.5%	10.4%	1.0%	16.6%	-10.6%	-1.2%	-1.0%	-12.8%	8.2%	-33.6%	-26.8%	10.5%	4.3%	24.7%	11.7%	12.6%	4.1%	28.6%	32.8%	22.3%	50							
東京都	-6.8%	9.9%	25.3%	-2.3%	24.3%	24.1%	17.6%	5.6%	3.7%	17.4%	20.8%	16.0%	1.0%	23.4%	-16.1%	6.2%	-5.0%	-6.9%	0.4%	1.6%	-8.2%	12.6%	-6.7%	49.5%	5.6%	-29.3%	6.7%	13.1%	15.3%	50							
神奈川県	38.5%	24.6%	-14.9%	-21.3%	18.1%	8.9%	15.0%	-1.5%	-26.2%	-4.5%	21.4%	25.0%	-2.1%	6.5%	4.7%	-6.8%	-11.9%	-8.5%	-20.9%	-11.2%	8.1%	0.4%	61.5%	109.8%	3.8%	-11.3%	4.8%	15.6%	-2.3%	50							
新潟県	26.8%	36.5%	-38.0%	-2.5%	55.9%	-3.9%	24.7%	35.8%	34.4%	1.4%	60.1%	15.8%	-13.4%	-1.7%	5.3%	14.9%	1.8%	18.5%	22.1%	-26.2%	2.8%	-38.2%	-22.7%	-10.8%	-19.2%	51.8%	-6.3%	23.5%	2.4%	54							
富山県	27.6%	60.3%	4.9%	-23.6%	99.2%	76.2%	50.7%	60.8%	47.4%	-20.6%	-15.3%	-27.8%	-30.8%	-17.8%	7.6%	14.7%	-22.4%	-21.1%	-0.9%	27.0%	-23.7%	72.5%	64.9%	34.6%	27.8%	-17.5%	-1.1%	-16.1%	-1.5%	50							
石川県	-3.6%	3.4%	3.7%	8.8%	-17.6%	29.5%	-0.9%	11.7%	3.1%	-4.0%	56.5%	-26.3%	-40.0%	11.2%	-21.5%	-5.3%	13.7%	-19.2%	-35.5%	-10.9%	17.0%	14.0%	-47.7%	20.8%	85.3%	13.0%	49.7%	11.7%	-24.6%	51							
福井県	22.0%	-1.7%	-1.4%	-39.4%	22.0%	57.6%	33.5%	-49.6%	34.5%	14.6%	22.7%	-7.6%	27.1%	-40.8%	-2.2%	-6.2%	54.2%	-18.8%	-48.9%	-7.6%	-31.8%	-17.0%	-11.1%	4.9%	12.0%	29.0%	13.2%	-9.1%	-42.7%	53							
山梨県	48.9%	56.2%	87.2%	126.0%	52.1%	2.0%	36.1%	89.8%	36.3%	36.6%	30.7%	-10.3%	37.2%	-24.4%	-38.6%	-26.6%	-15.2%	-8.3%	34.6%	-38.2%	-32.0%	-21.6%	-37.6%	-2.7%	-16.5%	8.9%	28.8%	-20.4%	-15.4%	50							
長野県	41.2%	-11.5%	66.5%	11.7%	14.1%	54.0%	2.6%	9.4%	39.5%	1.5%	2.4%	67.4%	7.4%	62.5%	-14.2%	7.0%	22.3%	-20.6%	8.5%	4.5%	27.5%	42.3%	-15.3%	26.6%	-2.3%	-16.7%	7.2%	-14.0%	3.5%	50							
岐阜県	23.3%	59.3%	99.1%	39.5%	30.8%	23.2%	71.7%	19.6%	44.1%	-13.0%	-26.5%	-27.9%	13.0%	13.8%	-25.3%	-5.4%	3.2%	23.0%	-16.1%	18.0%	-27.7%	-7.4%	6.7%	6.2%	14.2%	-15.8%	-18.1%	1.3%	-21.5%	51							
静岡県	20.7%	29.5%	54.1%	-11.9%	17.9%	6.9%	18.3%	5.2%	46.4%	16.9%	28.2%	29.9%	-11.7%	11.1%	-5.5%	16.2%	31.0%	14.9%	23.4%	-0.3%	-9.1%	85.7%	-2.0%	-15.1%	108.2%	0.7%	-1.3%	8.8%	-12.6%	50							
愛知県	-16.8%	2.3%	12.6%	13.2%	27.5%	16.7%	26.4%	32.9%	11.2%	1.3%	14.8%	8.3%	12.1%	44.6%	-2.6%	-8.4%	10.4%	26.2%	1.8%	4.4%	29.2%	31.0%	26.1%	25.6%	19.1%	-16.7%	-14.4%	13.4%	-22.5%	50							
三重県	5.8%	15.1%	34.8%	32.0%	31.3%	13.5%	3.6%	-0.7%	-3.9%	42.4%	-6.3%	-6.3%	-15.4%	10.3%	-0.8%	26.5%	13.1%	63.0%	22.5%	-7.4%	10.3%	24.3%	35.6%	23.9%	27.3%	-22.5%	-16.4%	-16.9%	13.1%	50							
滋賀県	47.1%	23.1%	48.5%	5.7%	73.6%	59.0%	48.3%	9.0%	12.7%	-8.3%	65.2%	17.1%	39.1%	81.2%	-8.7%	0.2%	-30.0%	-25.4%	58.1%	59.2%	3.2%	-12.8%	-15.0%	-11.5%	-4.5%	-39.3%	20.8%	11.3%	15.2%	50							
京都府	71.1%	2.1%	33.1%	21.2%	51.7%	36.0%	-3.8%	21.9%	11.5%	5.9%	15.7%	-14.8%	-18.9%	19.0%	-23.2%	8.3%	11.0%	-28.6%	159.5%	-22.9%	5.7%	-20.6%	29.1%	-5.5%	8.5%	-2.5%	5.3%	21.9%	-13.9%	50							
大阪府	24.4%	43.3%	27.9%	18.0%	3.1%	25.9%	5.0%	-7.3%	5.3%	12.4%	49.0%	-1.2%	9.1%	-13.6%	-24.3%	0.5%	39.9%	5.2%	7.0%	-0.9%	-7.0%	51.0%	-20.9%	59.1%	15.8%	1.5%	12.2%	-5.4%	-22.8%	50							
兵庫県	16.1%	22.0%	25.6%	-7.6%	-5.8%	-0.2%	81.8%	3.1%	27.0%	-0.9%	-5.9%	12.5%	11.6%	-4.5%	2.0%	20.7%	9.0%	5.3%	-18.9%	21.2%	-8.1%	3.7%	7.7%	-8.9%	8.2%	-17.0%	-13.3%	-13.1%	-2.5%	51							
奈良県	-24.8%	6.2%	54.9%	9.3%	33.5%	47.7%	6.8%	40.9%	16.2%	-40.5%	23.9%	61.2%	79.6%	-3.6%	-15.5%	12.8%	9.3%	-12.2%	-18.0%	36.4%	-14.5%	60.3%	-12.9%	-29.3%	-3.2%	45.1%	3.4%	3.7%	6.4%	50							
和歌山県	-8.1%	27.7%	-1.3%	19.8%	63.4%	43.8%	-28.5%	-18.9%	4.6%	43.9%	-11.4%	-14.9%	5.3%	53.8%	13.5%	-21.6%	15.1%	-3.7%	29.6%	22.6%	10.6%	-25.8%	21.1%	95.1%	-3.3%	-27.7%	-18.6%	26.7%	28.0%	51							
鳥取県	0.9%	-58.4%	23.1%	9.1%	6.1%	19.5%	20.7%	40.6%	-3.8%	343.3%	52.3%	80.6%	-18.2%	172.3%	-6.3%	-16.7%	27.9%	-13.5%	79.0%	8.2%	-7.8%	-51.9%	-59.0%	-32.2%	106.7%	-42.2%	-8.6%	10.4%	10.5%	57							
島根県	16.2%	47.7%	70.7%	31.0%	168.6%	47.3%	-1.9%	-17.3%	27.8%	20.9%	44.2%	-33.1%	-33.7%	24.4%	10.4%	-12.8%	-11.7%	-28.4%	78.3%	2.9%	-37.9%	-10.9%	-12.6%	17.6%	92.1%	-39.9%	-50.9%	38.6%	20.7%	58							
岡山県	-2.2%	22.7%	3.7%	41.8%	42.9%	27.6%	11.2%	20.7%	-8.2%	-23.9%	-1.9%	-26.0%	-6.5%	-16.4%	21.0%	-1.7%	-13.1%	28.2%	70.3%	-15.2%	7.9%	-9.2%	1.5%	50.4%	6.7%	26.8%	21.1%	-20.5%	-27.3%	50							
広島県	-19.8%	47.1%	25.6%	9.8%	100.7%	33.3%	24.9%	30.1%	52.0%	52.5%	20.7%	4.1%	36.3%	-32.0%	19.9%	-13.2%	-42.5%	-4.5%	12.5%	-34.8%	-21.7%	-15.8%	-26.0%	35.4%	-20.1%	11.0%	-26.3%	14.0%	43.4%	50							
山口県	-38.2%	-12.2%	54.0%	-2.5%	-12.5%	-15.7%	-33.3%	-4.7%	44.1%	9.6%	100.8%	25.7%	26.1%	-20.3%	-0.3%	36.2%	0.0%	35.2%	1.6%	-18.5%	-22.0%	-30.8%	-4.5%	10.5%	37.2%	28.9%	2.3%	-32.9%									

雇用保険 適用事業所数（前年同月比）

	2023年												2024年												2025年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
全国計	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%							
北海道	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%							
青森県	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%							
岩手県	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.6%	-0.7%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-1.2%								
宮城県	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-0.7%	-0.6%							
秋田県	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.1%	-1.2%	-1.1%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.2%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.6%							
山形県	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.7%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.2%	-1.4%	-1.5%	-1.5%							
福島県	-0.1%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.1%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-1.1%	-1.3%	-1.2%	-1.1%	-1.1%							
茨城県	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%							
栃木県	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%							
群馬県	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%							
埼玉県	1.6%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%							
千葉県	1.7%	1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%							
東京都	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%							
神奈川県	1.3%	1.2%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.4%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%							
新潟県	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.9%	-0.9%	-1.1%	-1.3%							
富山県	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%							
石川県	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	-0.5%							
福井県	0.0%	0.0%	0.1%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.5%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.2%	-0.2%							
山梨県	0.9%	1.0%	0.9%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%								
長野県	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%							
岐阜県	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-1.2%	-1.1%	-1.3%	-1.5%	-1.5%	-1.4%	-1.4%	-1.5%	-1.5%	-1.5%							
静岡県	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.5%								
愛知県	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%							
三重県	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.6%	-0.6%							
滋賀県	0.8%	0.8%	0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.1%	-0.1%								
京都府	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%								
大阪府	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	0.9%	0.7%	0.3%	0.0%	-0.8%	-2.0%	-2.6%	-3.1%	-3.5%	-3.6%	-4.2%	-4.1%	-4.1%	-4.0%	-4.0%	-3.8%	-3.3%	-2.3%	-1.8%	-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-0.8%	-0.8%							
兵庫県	1.1%	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%							
奈良県	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%	1.0%	1.1%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.6%								
和歌山県	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.8%	-0.8%	-0.8%								
鳥取県	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	-0.1%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.3%	-0.5%							
島根県	-0.1%	-0.2%	-0.4%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.8%	-0.9%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.9%								
岡山県	0.8%	0.8%	0.6%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	0.0%							
広島県	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	-0.1%							
山口県	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.1%	-1.0%	-1.2%	-1.2%	-1.1%	-1.1%	-1.0%	-1.0%	-0.9%	-0.8%	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.9%	-1.0%							
徳島県	-0.6%	-0.6%	-0.1%	-0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.6%	-0.6%	-0.5%	-0.5%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.3%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%							
香川県	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.2%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.4%	-0.5%	-0.7%							
愛媛県	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.4%	-0.5%	-0.6%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-0.8%	-1.0%	-1.0%							
高知県	-0.4%	-0.3%	-0.3%	-0.5%	-0.5%	-0.7%	-0.6%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.9%	-1.7%	-2.2%	-2.8%	-2.9%	-2.7%	-2.7%	-2.5%	-2.7%	-2.8%	-2.7%	-2.9%	-2.3%	-1.6%	-1.2%	-0.9%	-0.9%	-1.0%	-1.0%							
福岡県	1.6%	1.5%	1.2%	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%							
佐賀県	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0																													

2024年度 最賃引上げ額
51
50
55
59
50
54
55

中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業の生産性向上等に係る支援策

| 2025年度当初予算額（2024年度当初予算額） | <2024年度補正予算額>

賃金引き上げに関する支援

業務改善助成金 | 15億円(8.2億円) | <297億円>

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業等に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成。

キャリアアップ助成金 | 1,025億円(1,106億円) |

非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善を実施した事業主に対し助成。

人材確保等支援助成金 | 2.0億円(2.9億円) |

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成。

人材開発支援助成金等による支援 | 545億円(629億円) |

人材開発支援助成金により、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

働き方改革推進支援助成金 | 92.3億円(71.0億円) |

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等について、その取組に要する費用を助成。

相談窓口

働き方改革推進支援事業 | 30.1億円(31.4億円) |

働き方改革推進支援センターにおいて、労務管理等の専門家による窓口相談、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法などに関するセミナー等を実施。

よろず支援拠点等の支援体制の充実

| 34億円の内数(35.0億円の内数) | <112億円の内数>

各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革や賃上げ、被用者保険の適用拡大などを含む、多様な経営相談に対応するため、支援体制を充実。

生産性向上に関する支援

中小企業省力化投資補助事業 <3,000億円 ※既存基金を活用>

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 | 10.00億円 | <10.00億円>

小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援。

中小企業生産性革命推進事業 <2,000億円>

(独)中小企業基盤整備機構が、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎ等を継続的に支援。

- ① **中小企業成長加速化補助金**（補助上限額：5億円、補助率：1/2）
… 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援
- ② **ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）**
（補助額：100万～4,000万円、補助率：1/2～2/3）
… 革新的な新製品・新サービス開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築を支援
- ③ **小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）**
（補助上限額：原則50万円、補助率：2/3等）
… 小規模事業者が経営計画を作成して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓の取組等を支援
- ④ **サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）**
（補助額：5万～450万円、補助率：1/2～4/5）
… 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援
- ⑤ **事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）**
（補助額：150万～2,000万円、補助率：1/3～2/3）
… 事業承継前の設備投資等にかかる費用やM&A時の専門家活用にかかる費用、M&A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資、承継時に伴う廃業にかかる費用を支援

新事業進出補助金 <1,500億円 ※既存基金を活用>

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

2025年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらでも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額	活用のポイント
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算) - 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象 - 中小企業、大企業どちらでも利用可能 - 助成額は、訓練内容、企業規模により決定
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円	

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるかが異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	活用のポイント
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)	雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算) - 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要 - 原則、中小企業、大企業どちらでも利用可能(※) - 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定 - 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)	

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げた場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.4)

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2024年度 実績（件） ※一部暫定値	2024年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	—	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	—
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	—
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	—
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、 テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等 リスキリング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみを予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度	(件)
滋賀	131	239	273	
京都	85	186	462	
大阪	358	1,042	1,363	
兵庫	260	577	919	
奈良	72	163	252	
和歌山	89	176	233	
鳥取	94	177	192	
島根	45	161	163	
岡山	104	266	201	
広島	169	403	429	
山口	107	241	301	
徳島	84	130	333	
香川	98	241	323	
愛媛	96	173	302	
高知	37	196	172	
福岡	219	539	863	
佐賀	32	211	210	
長崎	83	216	255	
熊本	123	155	298	
大分	161	231	299	
宮崎	54	153	169	
鹿児島	42	122	163	
沖縄	82	220	354	
全国計	5,672	13,603	18,601	

賃上げを後押しする予算措置【2024年度補正予算】

- 中小企業の大胆な賃上げを促すため、各種補助金において賃上げを行った場合のインセンティブ措置（補助上限・補助率の引上げ等）を設けている。
- 事業承継・M&A補助金（事業承継促進枠・PMI促進枠）については、現在公募なし。

＜中小企業省力化投資補助金＞【既存基金を活用 3,000億円】

事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押し。

補助率：1/3～2/3

補助上限：最大8000万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大1億円に引き上げ

＜事業承継・M&A補助金＞【生産性革命推進事業 2024年度補正 3,400億円の内数】

	事業承継促進枠	PMI推進枠
事業概要	承継前の設備投資等に係る費用を補助	M & A 後の P M I にかかる専門家費用や設備投資を補助
補助率	1/2～2/3	PMI 専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2～2/3
補助上限	最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大1,000万円に引き上げ	PMI 専門家活用類型：最大：150万円 事業統合投資類型：最大800万円 ⇒ 一定水準以上の賃上げで上限額を最大1,000万円に引き上げ
加算措置	事業場内最低賃金 + 30円の場合実施予定	事業場内最低賃金 + 30円の場合実施予定

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円（中小企業等事業再構築促進基金を活用 2024年に再編）

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

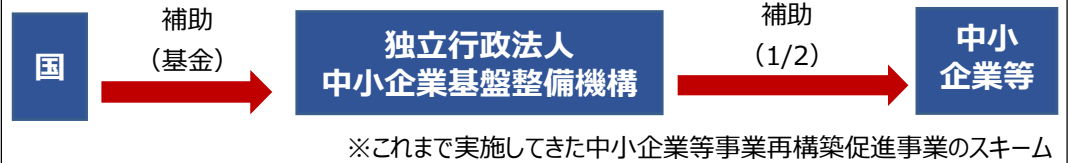
（１）カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

（２）一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円（300万円） 6～20人 500万円（750万円） 21人以上 1000万円（1500万円）	1/2
一般型	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～100人 5,000万円（6,500万円） 101人以上 8,000万円（1億円）	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

カタログ注文型

- ・自動券売機
- ・無人搬送車

一般型

- ・カスタマイズ機器
- ・ソフト＋ハード

2024年度補正予算

事業承継・M & A 補助金の概要

- 早期の事業承継を促すため、事業承継促進枠により**5年以内に事業承継する事業者の設備投資を支援**。
- M&Aにおいて成立後のトラブル防止のため、専門家活用枠における**デュー・ディリジェンス実施の際の費用を補助額に加算**。
また、**100億企業要件を満たす場合、専門家活用枠の補助上限額を拡大**。
- M&Aの統合効果を最大化させるため、PMI専門家費用や事業統合投資を支援する「**PMI推進枠**」を新設。

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	600～800万円* ¹ 、2,000万円* ² *1: 800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 *2: 100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大	PMI専門家活用類型：150万円* ¹ 事業統合投資類型：800～1,000万円* ² *1：専門家活用枠と同時申請可能 *2：一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2or2/3* ¹ 売手支援類型：1/2・2/3* ² *1: 100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 *2: ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3* *中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3* *事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）
昨年からの主な変更点	・経営革新枠から改変 ・5年以内事業承継する事業者が対象	・800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ・100億企業要件を満たす場合は補助上限額を2,000万円まで引き上げ	・新設	

(1 - 3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

大企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乘せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5 % 上乘せ	35%
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%					
	+ 7 %	25%					

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%	+ 20%	5 % 上乘せ	30%
+ 4 %	25%			
—	—			
—	—			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10%	5 % 上乘せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5 % 上乘せ	35%
	+ 4 %	25%					

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5 %	10% 上乘せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5 % 上乘せ	45%
	+ 2.5%	30%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乘せ	40%
+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

賃金上昇と物価上昇の関係についての周知（消費者庁）

- 成長と分配の好循環の実現に向けた継続的な賃上げには、コスト上昇分が適切に価格転嫁できる環境の整備が必要です。
- 消費者庁では、賃金上昇が巡り巡ると物価上昇をもたらし得るという共通理解を消費者を含めた社会全体で醸成すべく、消費者の物価に対する理解を促進するための動画コンテンツを作成し、周知を図っています。

動画コンテンツ「教えて、探偵さん 物価上昇！どうする？」

「物の値段はどうやって決まる？」「日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！」「物価をウォッチしよう！」などをテーマにわかりやすく解説。

<メインストーリー>



- ✓ 日本は2022年からパン等が値上がりしている
- ✓ 30年位、物価も賃金も横ばい
- ✓ 企業は、原材料費が高騰しても、消費者離れをおそれ値上げせず、賃上げもされず
- ✓ 物価が緩やかに上がりながら、賃金が上がっていくのが望ましい姿
- ✓ 値上がりしても商品を購入して応援する気持ちが大切

<サブストーリー>

1 物の値段はどうやって決まる？

- ✓ 物の値段は基本的に「需給バランス」で決まる。物価が下がる/上がる状態を、デフレ/インフレという

2 物価が上がらないのは、なぜ良くないの？

- ✓ 日本は長い間値上げを避けた結果、90年代の終わり頃から物価も賃金もあまり上がらず、外国と差がついてしまった。これがデフレの良くない理由の一つ。

3 日本の物価・賃金、世界と比べてここが変！

- ✓ 日本では、海外諸国とは対照的に、この30年、物価も賃金も上がっていない。物価が上がらないデフレの状態が続いていたのが原因。

4 物価はなんで上がらないの？

- ✓ 原材料費が高騰しても、値上げに敏感な消費者が離れることをおそれ、価格転嫁ができなかった。

5 物価をウォッチしよう！

- ✓ 買い物をするとき、その値段となっている理由や背景を意識して考えてみるのが重要。

作成した動画コンテンツは、消費者庁ホームページやYouTubeに掲載し、SNS（X等）を活用した周知・啓発を行っているほか、消費者団体に対して、当該コンテンツのチラシをお送りするなどして、周知を図っています。



3～5分で見られます！

動画は[こちら](#)から

「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
※日本商工会議所・三村元会頭のイニシアティブの下、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。
※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

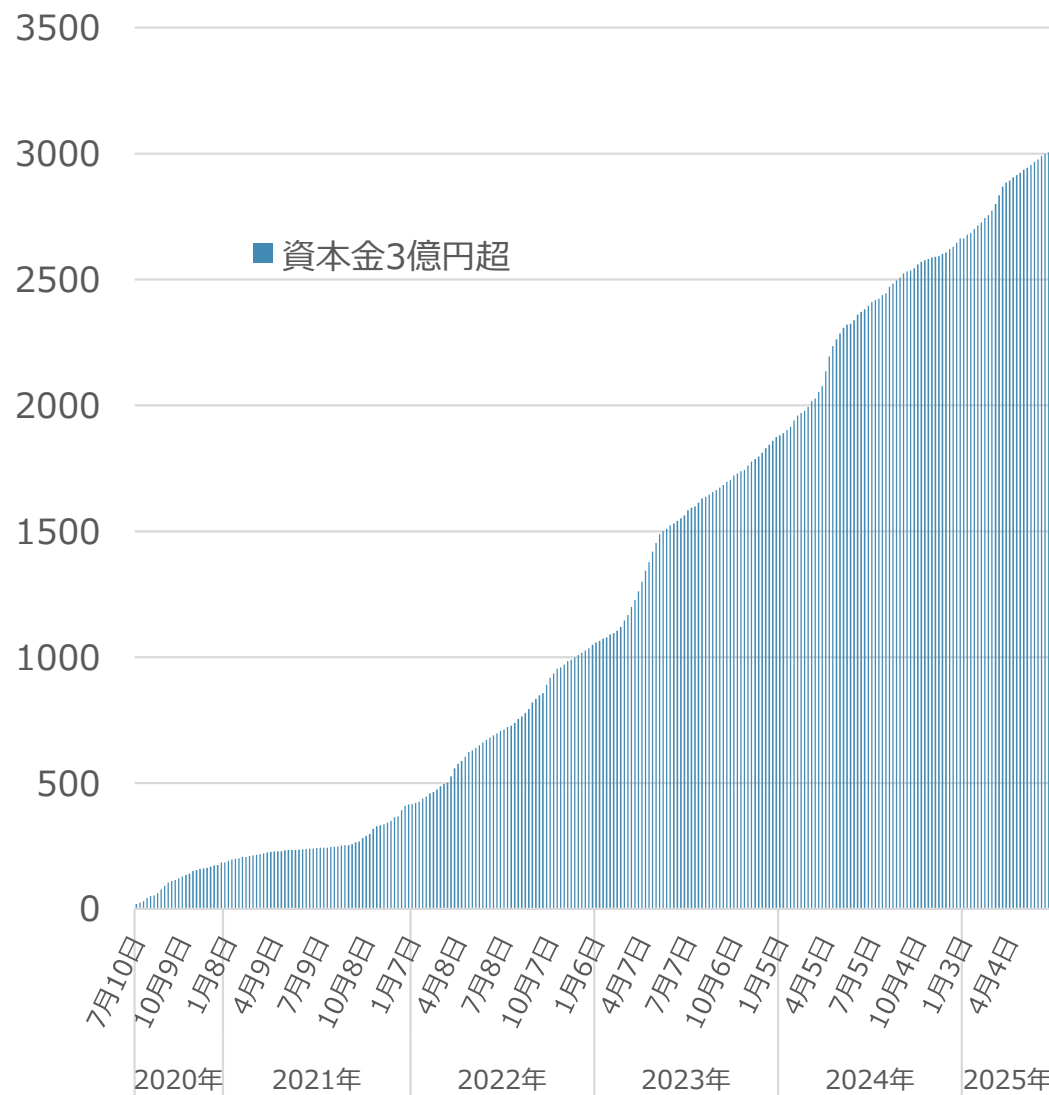
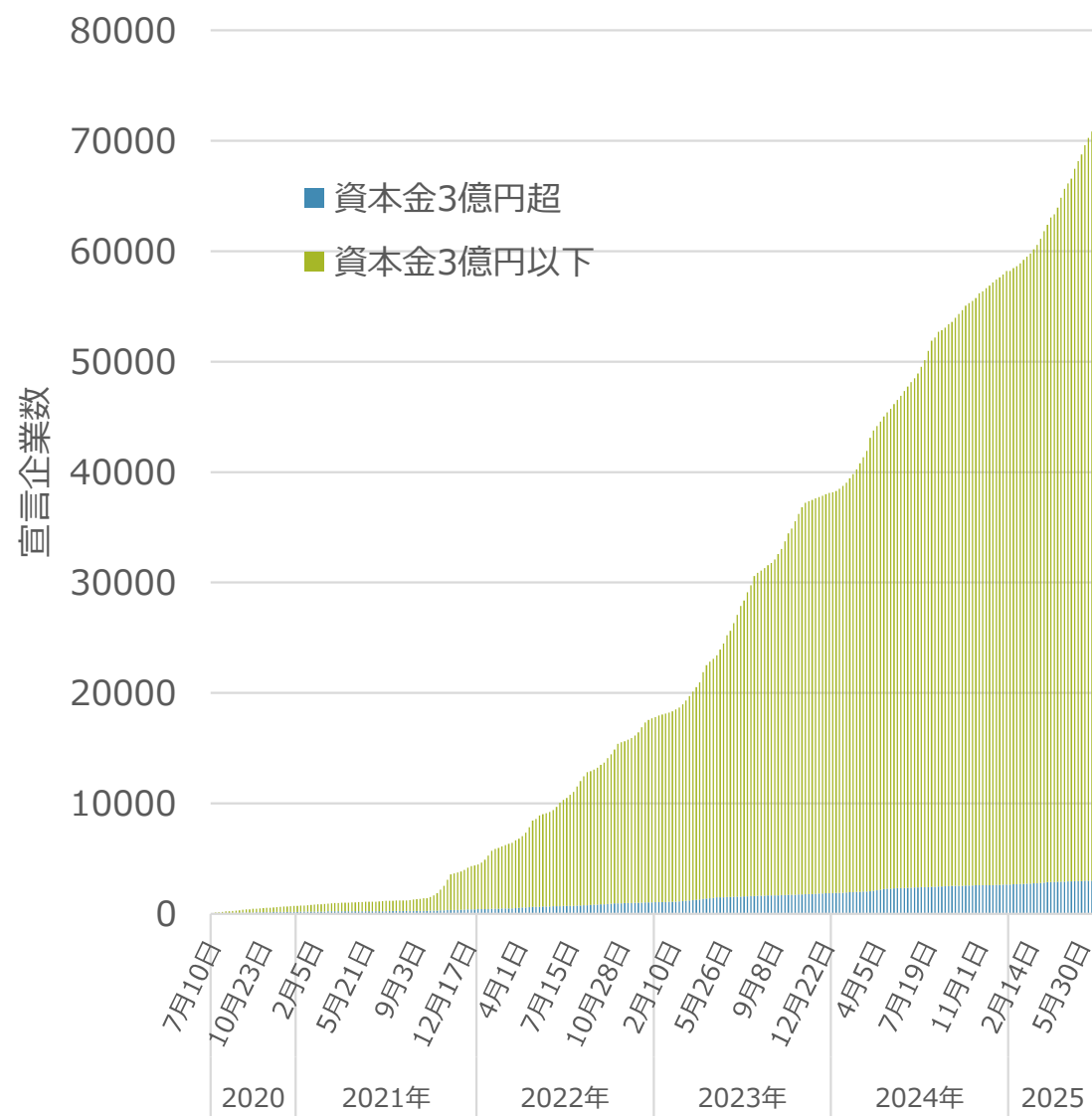
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣**、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、**経団連会長、日商会頭、連合会長**
※第5回は、**臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官**が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日、第6回は2025年2月21日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

- 2025年6月27日時点で**71,560社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**3,012社**）

■ 宣言数の推移



下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日

2026年1月1日（一部の規定を除く）

「地方版政労使会議」での周知（2025年）

- 「地方版政労使会議」の機会を活用し、都道府県労働局からの依頼に応じ、**44の都道府県**において公正取引委員会から「労務費転嫁指針」を説明。 ※の滋賀県、兵庫県、山口県は資料対応

	都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)		都道府県名	開催日 (2025年)
01	北海道	1/22	16	富山	2/3	31	岡山	1/31
02	青森	1/23	17	石川	2/6	32	広島	1/31
03	岩手	2/10	18	福井	1/17	33	徳島	1/20
04	宮城	2/6	19	山梨	2/6	34	香川	1/15
05	秋田	1/30	20	長野	2/17	35	愛媛	2/20
06	山形	2/14	21	岐阜	12/23 (2024)	36	高知	2/20
07	福島	2/4	22	静岡	2/3	37	福岡	1/15
08	茨城	1/30	23	愛知	2/6	38	佐賀	2/4
09	栃木	3/7	24	三重	1/29	39	長崎	2/6
10	群馬	3/27	25	京都	3/18	40	熊本	1/15
11	埼玉	2/6	26	大阪	2/17	41	大分	1/31
12	千葉	1/17	27	奈良	2/26	42	宮崎	2/18
13	東京	1/29	28	和歌山	2/14	43	鹿児島	2/17
14	神奈川	1/20	29	鳥取	1/24	44	沖縄	1/21
15	新潟	2/14	30	島根	2/12			

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。



経済産業省



(一部抜粋)

価格交渉促進月間（2025年3月） フォローアップ[○]調査結果

2025年6月20日

中小企業庁

2025年3月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年3月で8回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「① アンケート調査、② 下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

① アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注企業（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年4月21日～5月30日

○回答企業数 65,725社（回答から抽出される発注企業数は延べ76,894社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,778社

※参考：2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

2024年3月調査：46,461社（延べ67,390社）

○回収率 21.9%（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年9月調査：17.1%、2024年3月調査：15.5%

② 下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

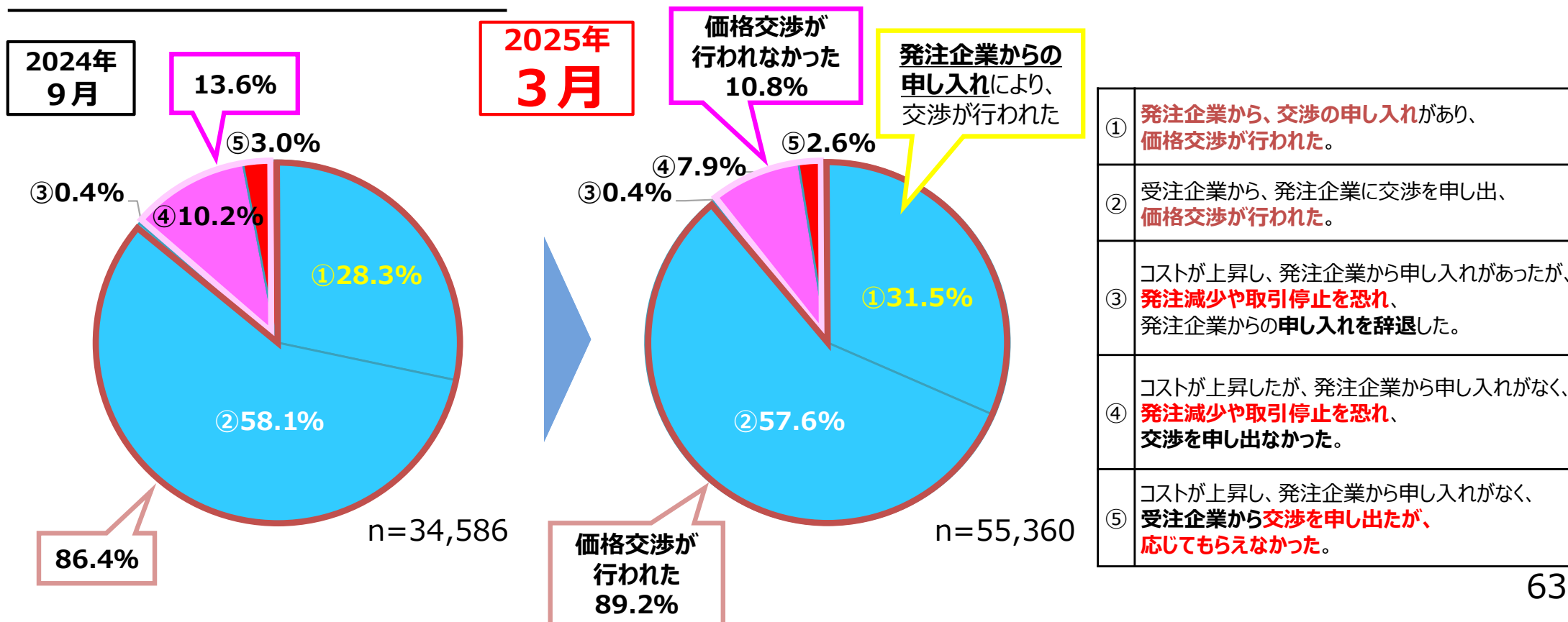
発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増**の**31.5%**。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増**の**89.2%**。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は**減少**（前回13.6%→10.8%）。
- 発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。引き続き、協議に応じない一方的な価格決定の禁止を盛り込んだ「中小受託取引適正化法」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

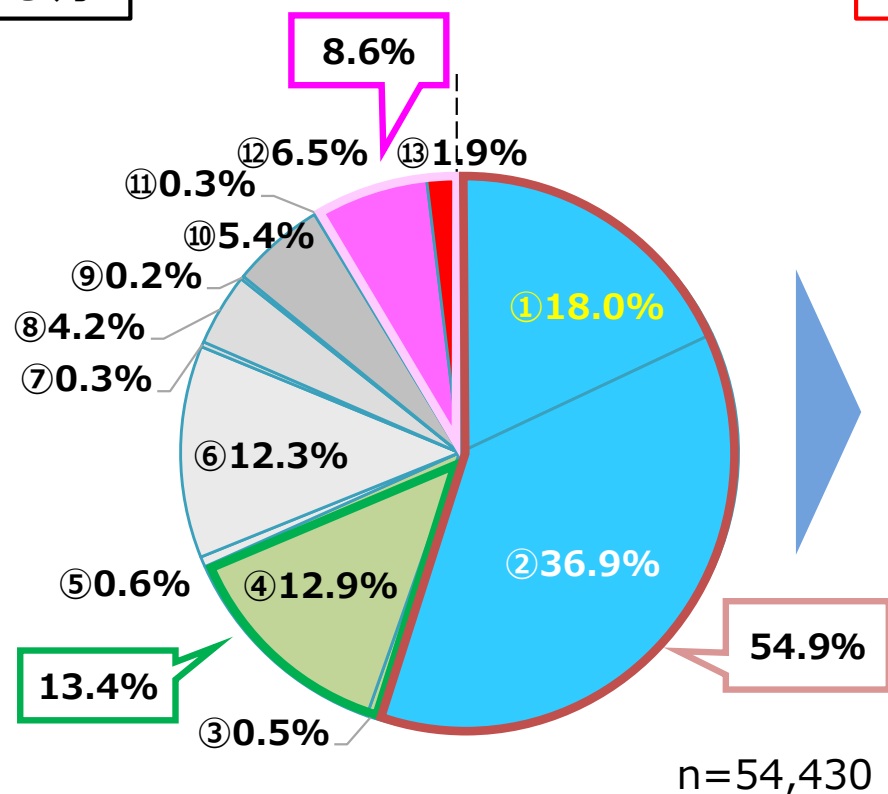


(参考) 「価格交渉不要」の回答を含めた場合の回答分布

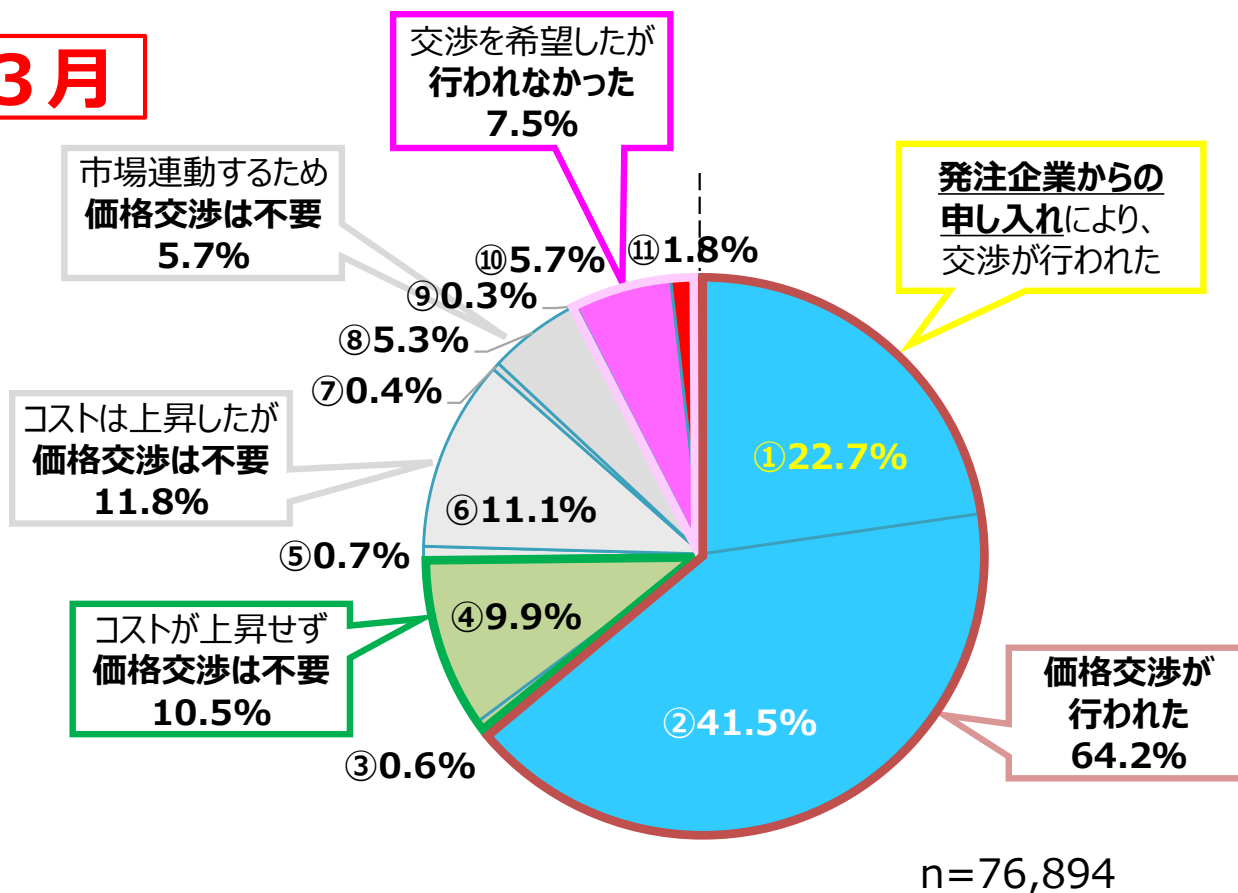
- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、**2割超**（前回18.0%→22.7%）。
- 発注企業との**価格交渉が行われた割合**は、**6割超**（前回54.9%→64.2%）。
- 一方で、「価格交渉を**希望したが、交渉が行われなかった**」割合は減少（前回8.6%→7.5%）。

直近6か月間における価格交渉の状況

9月



3月



※①～⑬の凡例（アンケート回答項目）は次ページ参照。

※①～⑪の凡例（アンケート回答項目）は次ページ参照。

(参考) 価格交渉【アンケート回答項目と回答分布】

直近 6 か月間における価格交渉の状況

9月

n= 54,430

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	18.0%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	36.9%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.9%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	12.3%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	4.2%
⑨	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%
⑩	入札方式により価格を決定しているため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.4%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑫	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	6.5%
⑬	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.9%

3月

n=76,894

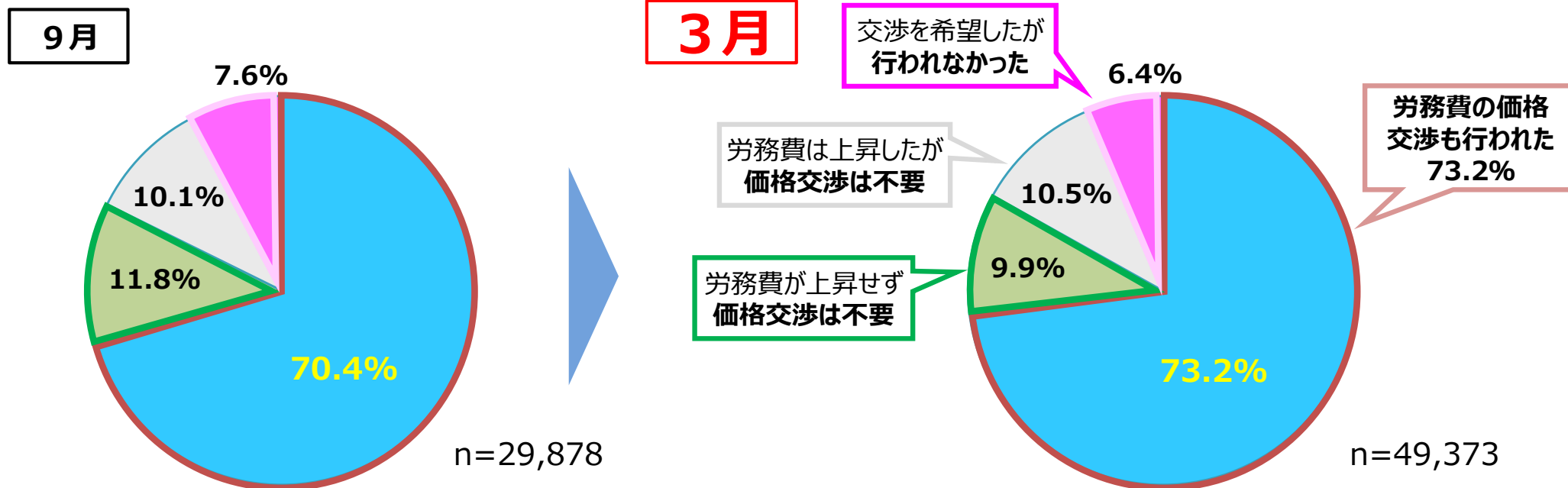
①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	22.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	41.5%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.6%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	9.9%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.7%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	11.1%
⑦	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.4%
⑧	支払代金が市場価格に連動して自動的に設定されるため、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかった。	5.3%
—	—	—
—	—	—
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑩	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。	5.7%
⑪	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	1.8%

労務費に係る価格交渉の状況

※2023年11月に、「**労務費指針**（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、今回の調査においても、「**労務費について価格交渉ができたか**」を調査。

- 価格交渉が行われた企業（64.2%）のうち **7割超**において、**労務費についても交渉を実施**（前回70.4%→**73.2%**）。
- 一方で、「労務費が上昇し、**価格交渉を希望したが出来なかった**」企業は依然として存在（前回7.6%→**6.4%**）。
- 引き続き、公正取引委員会等と連携し、「**労務費指針**」を周知・徹底していく。

労務費の交渉状況



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

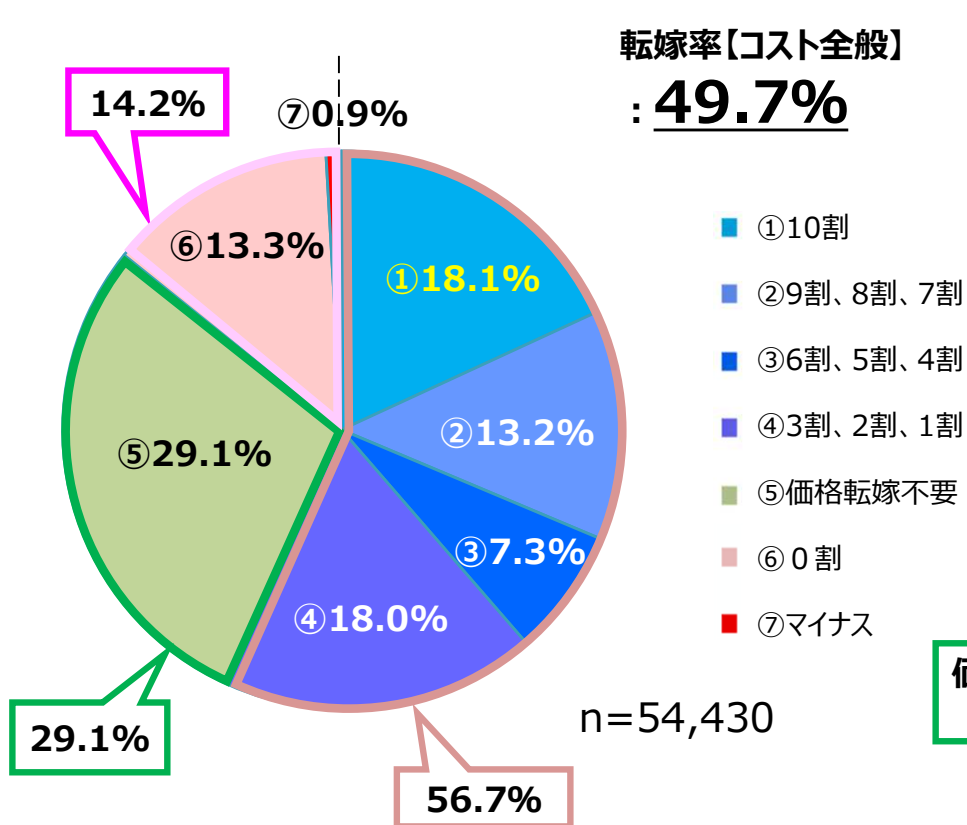
- ▲ 労務費については**自助努力で解決すべき部分**であるとして、**交渉の協議を拒否された**。
- ▲ 労務費の価格交渉に際して、**値上げの根拠・証拠資料の提示要求**があり、**非常に時間がかかった**。

(参考) 「価格転嫁不要」の回答を含めた回答分布

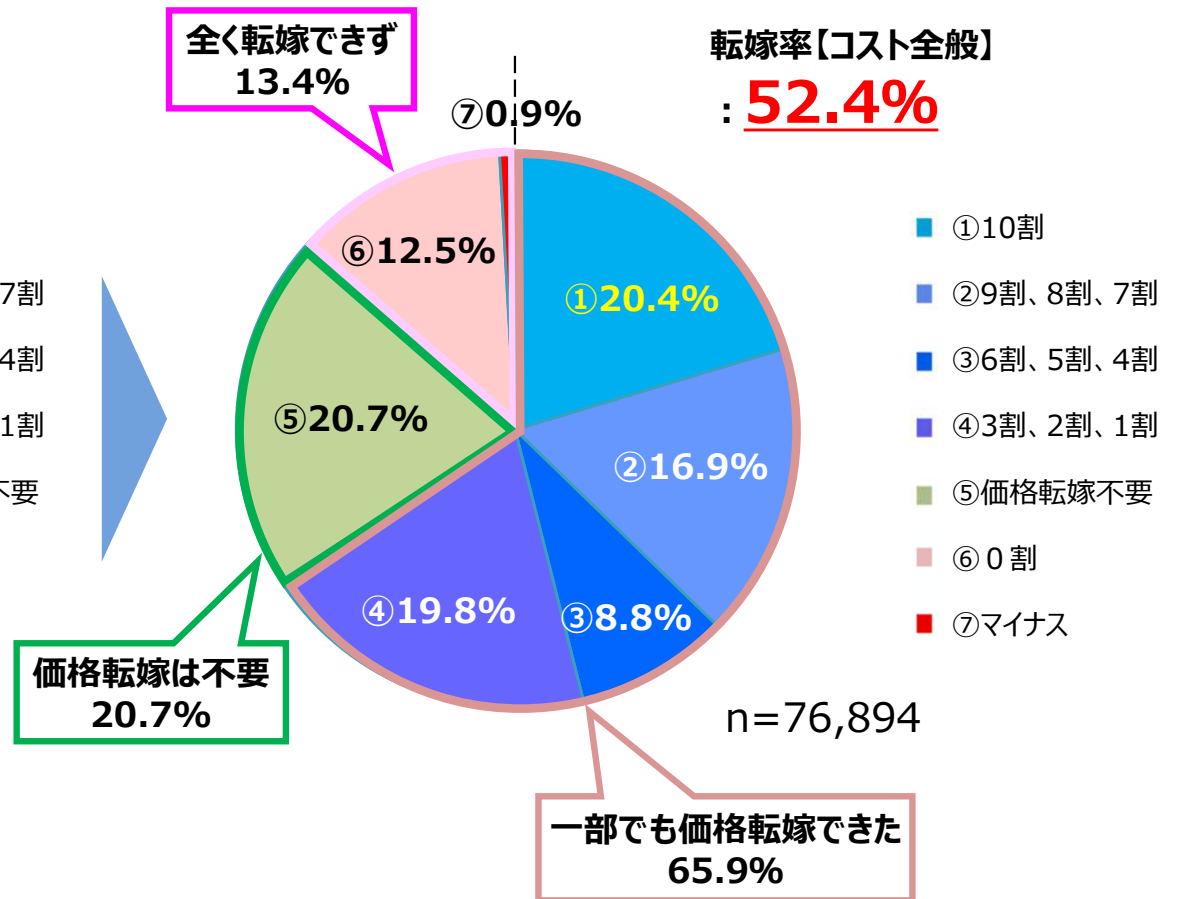
- 「全額転嫁できた」割合は、前回から約2ポイント増の20.4%。
- 「一部でも転嫁できた」割合は、6割超（前回56.7%→65.9%）。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合は減少（前回14.2%→13.4%）。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月



3月



価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

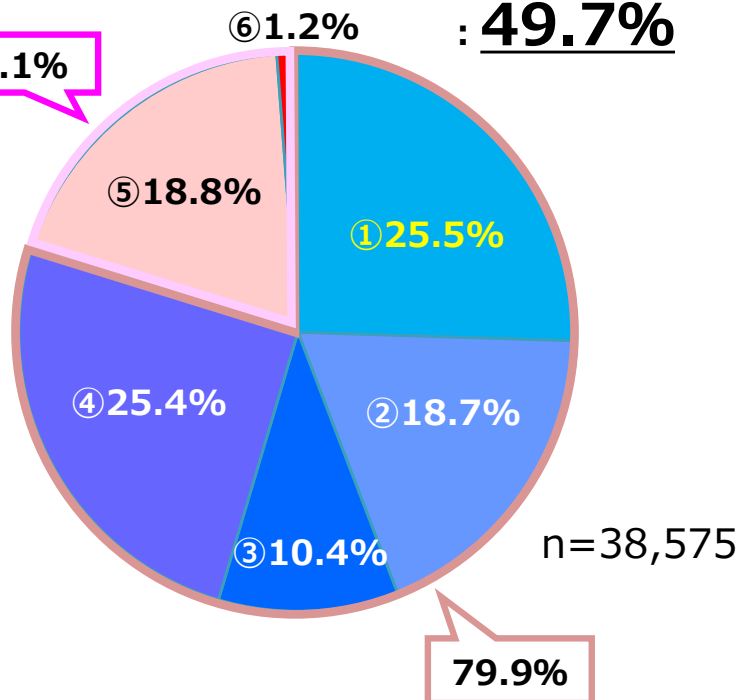
直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

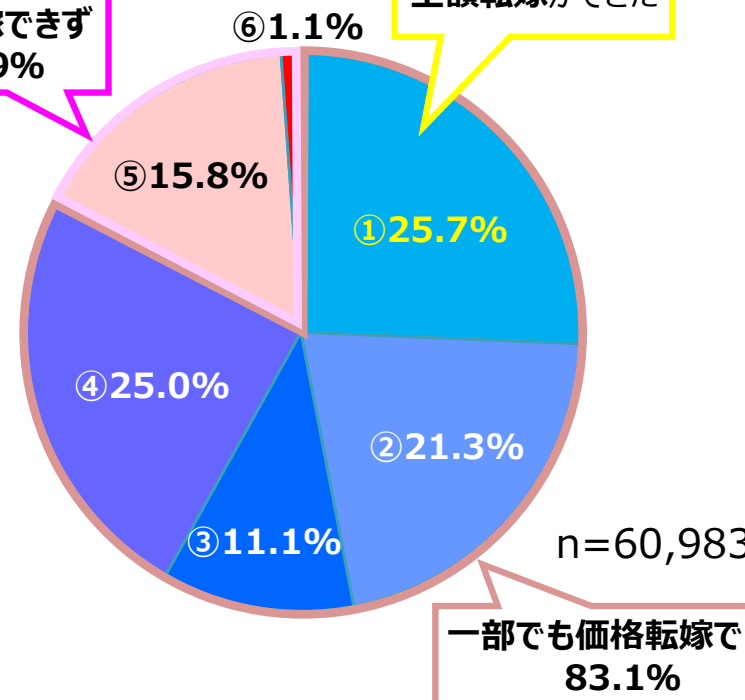
転嫁率【コスト全般】
: **49.7%**

3月

転嫁率【コスト全般】
: **52.4%**



全く転嫁できず
16.9%



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割
- ⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】

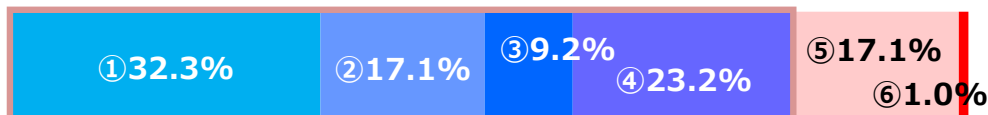
※ 「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
- 労務費指針や、原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。

原材料費

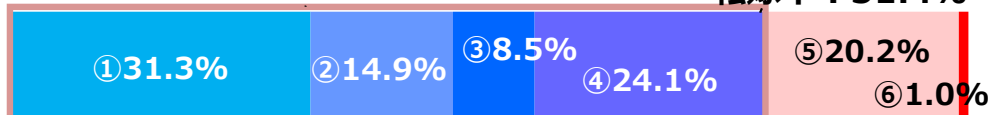
3月

転嫁率：54.5%



9月

転嫁率：51.4%



一部でも
価格転嫁できた

全く転嫁できず
or 減額

エネルギー費

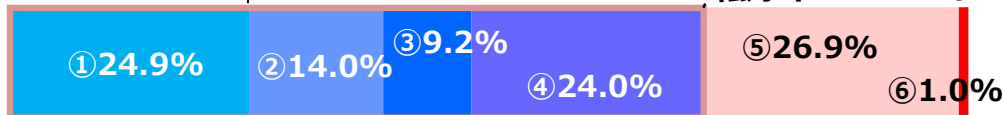
3月

転嫁率：47.8%



9月

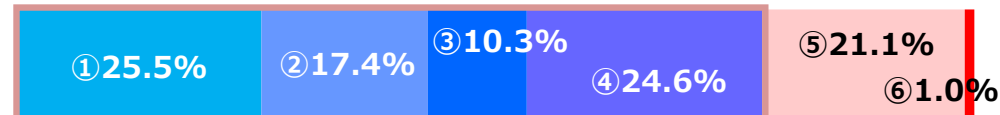
転嫁率：44.4%



労務費

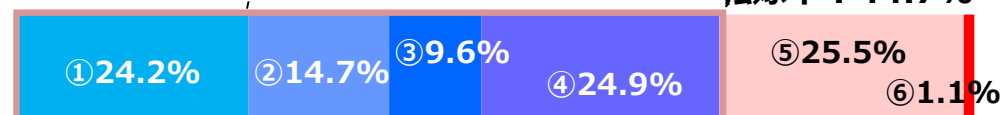
3月

転嫁率：48.6%



9月

転嫁率：44.7%



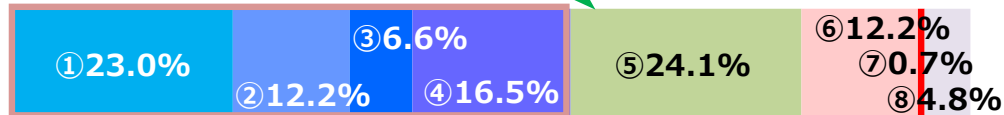
① 10割 ② 9割、8割、7割 ③ 6割、5割、4割
④ 3割、2割、1割 ⑤ 0割 ⑥ マイナス

価格転嫁の状況②【コスト要素別】（「価格転嫁不要」の回答を含む）

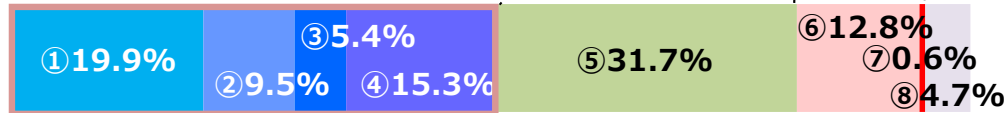
- コスト増加分を「全額転嫁できた」割合は、それぞれ約2～3ポイント増加
- 「一部でも転嫁できた」割合は、いずれの要素においても約8～10ポイント増加。

原材料費

3月

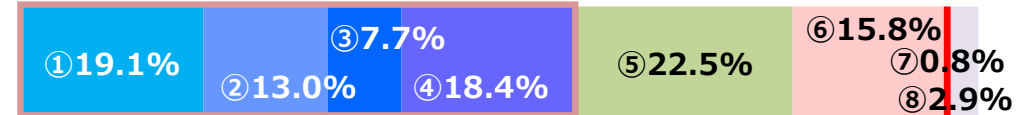


9月

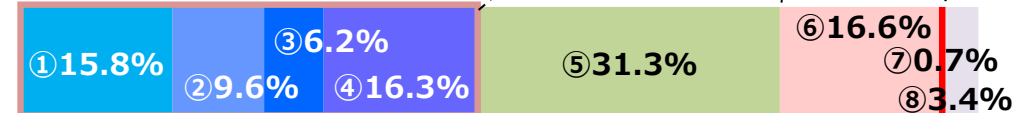


労務費

3月

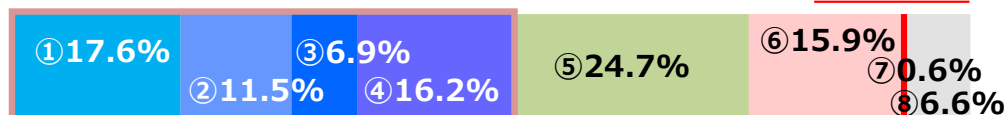


9月

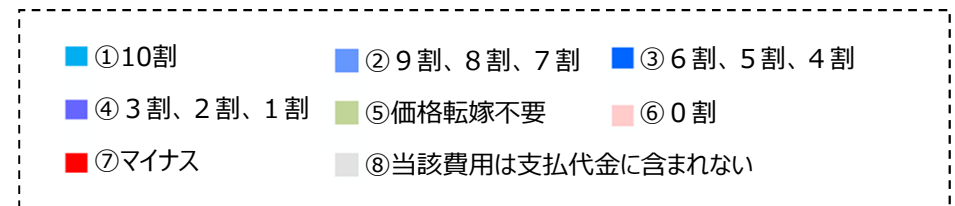
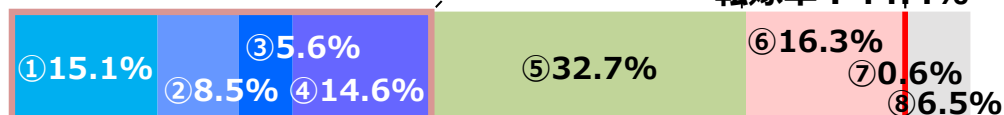


エネルギー費

3月



9月

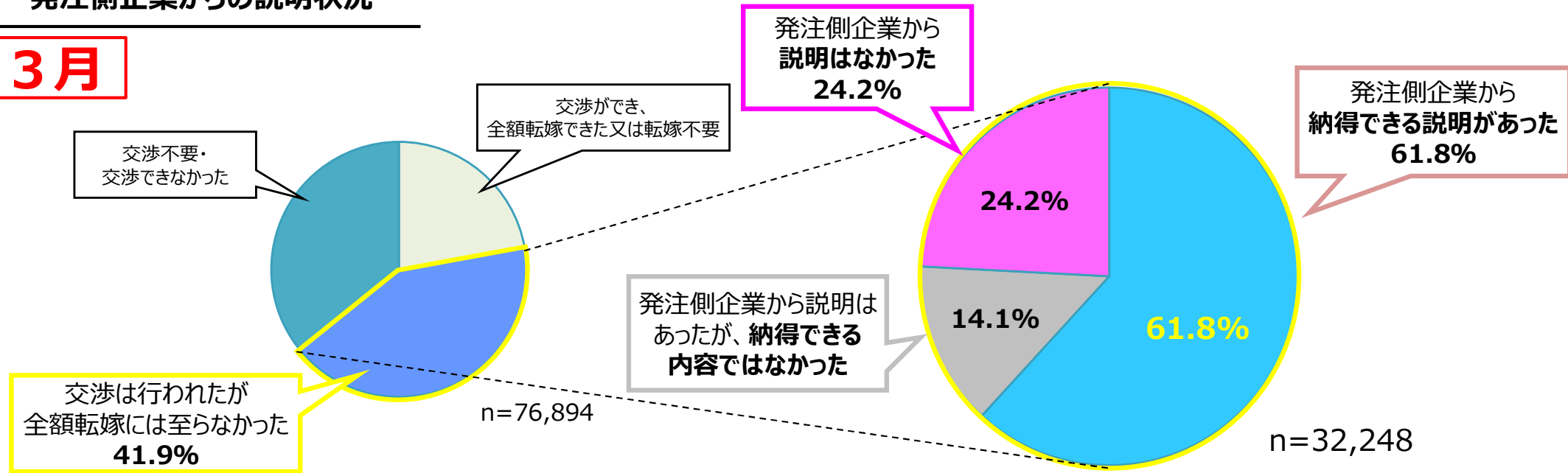


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約 4 割（前回39.6%→38.2%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。
協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適正化法」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

● 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
－	全体	6.75	7.18 ↑
1位	製薬	7.13	8.40 ↑↑↑
2位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑↑
4位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6位	化学	7.41	7.52 ↑
7位	造船	7.51	7.46 ↓
8位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
－	その他	－	－

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係
↑：0.1～0.4ポイント 上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	－	10点
	申し入れが なかった	－	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング 【発注企業の業種毎に集計】

- 製造業系が上位にあり、トラック運送、広告等が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、トラック運送は約6ポイント、広告は約7ポイント上昇。

2025年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率		
		原材料費			エネルギー費	労務費	
①全体			↑ 52.4% (49.7%)	↑ 54.5% (51.4%)	↑ 47.8% (44.4%)	↑ 48.6% (44.7%)	
②業種別	1位	化学	↑ 64.8% (61.9%)	↑ 69.3% (65.0%)	↑ 62.4% (57.9%)	↑↑ 61.3% (54.6%)	
	2位	製薬	↑↑↑ 64.1% (53.6%)	↑↑ 68.7% (60.4%)	↑ 56.6% (54.2%)	↑↑↑ 61.7% (46.5%)	
	3位	食品製造	↑↑ 60.3% (55.3%)	↑ 62.7% (58.3%)	↑ 52.2% (47.6%)	↑ 51.7% (47.2%)	
	4位	電機・情報通信機器	↑ 58.4% (54.8%)	↑ 62.8% (58.9%)	↑ 52.7% (49.6%)	↑ 53.3% (48.7%)	
	5位	造船	↑ 57.6% (57.0%)	↓ 60.2% (62.1%)	↑ 57.9% (56.5%)	↓ 51.0% (53.2%)	
	6位	飲食サービス	↓ 57.3% (59.0%)	↓ 58.4% (61.2%)	↓ 48.2% (49.0%)	↓ 46.1% (49.4%)	
	7位	自動車・自動車部品	↑ 56.6% (51.9%)	↑ 63.7% (59.8%)	↑ 55.0% (51.8%)	↑ 53.4% (48.9%)	
	8位	機械製造	↑ 56.2% (54.3%)	↑ 63.3% (60.7%)	↑ 52.2% (49.1%)	↑ 50.6% (47.4%)	
	9位	卸売	↑ 54.4% (51.2%)	↑ 56.5% (51.7%)	↑ 48.1% (43.9%)	↑ 47.4% (42.9%)	
	10位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑ 54.3% (47.1%)	↑↑↑ 50.5% (38.0%)	↑↑↑ 46.0% (34.0%)	↑↑ 53.6% (46.3%)	
	11位	電気・ガス・熱供給・水道	↑↑ 53.6% (48.0%)	↑↑ 55.2% (49.0%)	↑↑ 50.1% (43.5%)	↑↑ 51.8% (43.9%)	
	12位	建設	↑ 52.6% (50.3%)	↑ 53.7% (51.6%)	↑ 48.2% (46.0%)	↑ 50.4% (47.4%)	
	13位	小売	↑ 52.5% (48.8%)	↑ 53.4% (49.2%)	↑↑ 46.8% (41.7%)	↑↑ 46.3% (40.5%)	
	14位	鉱業・採石・砂利採取	↑ 52.2% (49.8%)	↑↑ 53.5% (47.4%)	↑↑ 51.0% (43.6%)	↑↑ 49.5% (43.4%)	
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑↑ 51.5% (45.5%)	↑↑ 50.6% (44.3%)	↑↑ 48.1% (41.6%)	↑↑ 49.3% (42.8%)	
	16位	紙・紙加工	↑ 51.4% (50.2%)	↑ 52.5% (49.9%)	↑ 46.8% (43.0%)	↑ 46.7% (42.7%)	
	17位	金融・保険	↑↑↑ 51.1% (40.9%)	↑↑↑ 50.5% (36.3%)	↑↑↑ 45.6% (31.7%)	↑↑↑ 47.7% (37.4%)	
	18位	金属	↑ 50.9% (50.3%)	↑ 56.4% (55.4%)	↑ 47.5% (44.5%)	↑ 46.3% (42.6%)	
	19位	生活関連サービス	↑ 50.2% (48.4%)	↑ 48.9% (48.2%)	↑ 44.5% (41.2%)	↑ 43.4% (42.7%)	
	20位	不動産・物品賃貸	↑ 48.5% (48.1%)	↑ 49.0% (46.5%)	↑↑ 46.0% (41.0%)	↑ 47.0% (45.4%)	
	21位	印刷	↓ 47.7% (48.5%)	↓ 48.9% (49.0%)	↑ 41.3% (41.1%)	↓ 39.6% (40.6%)	
	22位	繊維	↓ 47.5% (49.0%)	↑ 49.1% (48.8%)	↓ 41.6% (45.3%)	↓↓ 41.7% (46.8%)	
	23位	建材・住宅設備	↓↓ 46.6% (51.6%)	↓ 48.3% (51.6%)	↓ 41.3% (44.9%)	↓ 39.5% (42.8%)	
	24位	石油製品・石炭製品製造	↓ 46.0% (47.6%)	↑ 55.6% (55.5%)	↓ 42.4% (42.9%)	↑ 41.2% (41.0%)	
	25位	農業・林業	↑ 45.0% (41.2%)	↑ 44.6% (39.9%)	↑ 41.3% (37.3%)	↑ 38.9% (36.1%)	
	26位	放送コンテンツ	↑ 43.2% (39.8%)	↑ 44.6% (40.4%)	↓ 36.0% (36.2%)	↑ 41.7% (36.8%)	
	27位	廃棄物処理	↓↓↓ 39.3% (50.7%)	↓↓ 37.2% (43.1%)	↓↓↓ 34.4% (47.0%)	↓↓↓ 35.3% (48.7%)	
	28位	広告	↑↑ 38.7% (31.4%)	↑↑↑ 48.4% (32.3%)	↑↑↑ 37.8% (26.4%)	↑ 36.3% (32.1%)	
	29位	通信	↓↓ 37.7% (47.0%)	↓↓ 37.2% (44.7%)	↓↓ 34.1% (40.5%)	↓↓ 37.3% (45.7%)	
	30位	トラック運送	↑↑ 36.1% (29.5%)	↑↑ 32.1% (25.7%)	↑↑ 33.1% (27.2%)	↑↑ 32.8% (26.9%)	
	—	—	—	—	—		

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント 上昇、 ↑↑：5～9ポイント 上昇、 ↑↑↑：10ポイント以上 上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- 受注者として、価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向。
- 製造業系が上位にあり、金融・保険、通信が下位にあるなどの全体的な傾向は従前通りだが、金融・保険は約3ポイント、通信は約1ポイント上昇

2025年3月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率									
					原材料費		エネルギー費		労務費					
①全体			↑	52.4%	(49.7%)	↑	54.5%	(51.4%)	↑	47.8%	(44.4%)	↑	48.6%	(44.7%)
②業種別	1位	化学	↑↑	64.4%	(55.3%)	↑↑↑	69.8%	(59.0%)	↑↑	60.9%	(51.7%)	↑↑↑	58.9%	(47.0%)
	2位	卸売	↑	61.3%	(60.3%)	↑	63.7%	(61.9%)	↑	52.9%	(51.2%)	↑	51.8%	(49.6%)
	3位	機械製造	↑	61.0%	(57.3%)	↑	66.7%	(62.1%)	↑	56.8%	(52.7%)	↑	55.9%	(51.8%)
	4位	電機・情報通信機器	↑	57.3%	(54.9%)	↑	62.5%	(58.8%)	↑	52.8%	(48.4%)	↑↑	53.5%	(48.3%)
	5位	小売	↑	55.7%	(52.6%)	↑	56.7%	(54.0%)	↑	46.9%	(44.5%)	↑	46.1%	(44.7%)
	5位	紙・紙加工	↑↑↑	55.7%	(44.7%)	↑↑↑	58.3%	(45.8%)	↑↑	49.3%	(40.3%)	↑↑↑	49.6%	(38.5%)
	7位	食品製造	↑↑	55.4%	(50.0%)	↑↑	57.4%	(51.4%)	↑	49.2%	(44.5%)	↑↑	49.4%	(43.8%)
	8位	造船	↑↑	54.8%	(49.5%)	↑↑	62.0%	(53.0%)	↑↑↑	61.8%	(47.7%)	↑	49.3%	(46.8%)
	9位	情報サービス・ソフトウェア	↑↑	54.0%	(47.8%)	↑↑	50.1%	(41.8%)	↑↑	45.4%	(37.0%)	↑↑	53.4%	(47.3%)
	10位	自動車・自動車部品	↑	53.4%	(49.7%)	↑	63.2%	(59.6%)	↑	53.4%	(51.7%)	↑	52.3%	(48.4%)
	11位	鉱業・採石・砂利採取	↑↑	53.0%	(43.1%)	↑↑	50.1%	(40.3%)	↑↑↑	50.3%	(36.5%)	↑↑	45.8%	(36.8%)
	12位	建設	↑	52.5%	(49.8%)	↑	53.9%	(51.6%)	↑	49.4%	(46.3%)	↑	51.5%	(48.0%)
	13位	金属	↓	51.9%	(52.3%)	↑	59.8%	(59.7%)	↑	48.5%	(47.7%)	↑	47.0%	(45.1%)
	14位	印刷	↓	51.0%	(53.1%)	↓	52.3%	(54.2%)	↑	44.7%	(44.3%)	↓	43.9%	(44.3%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く	↑	50.7%	(47.7%)	↑	48.7%	(44.8%)	↑	48.3%	(44.1%)	↑	48.6%	(43.7%)
	16位	繊維	↑	50.6%	(49.7%)	↑	51.6%	(49.3%)	↑	45.0%	(44.9%)	↑	45.0%	(44.1%)
	17位	建材・住宅設備	↑	49.4%	(48.3%)	↑	51.1%	(49.8%)	↑	44.3%	(43.8%)	↑	43.1%	(40.8%)
	18位	広告	↓	48.3%	(50.4%)	↓	52.8%	(53.7%)	↑	47.4%	(44.7%)	↓	43.5%	(45.4%)
	19位	不動産・物品賃貸	↑↑	47.8%	(42.8%)	↑↑↑	50.8%	(34.3%)	↑↑↑	50.6%	(35.1%)	↑↑	48.6%	(40.1%)
	20位	石油製品・石炭製品製造	↑	46.8%	(46.7%)	↑	58.4%	(55.6%)	↑	42.4%	(41.7%)	↑	39.9%	(39.3%)
	21位	電気・ガス・熱供給・水道	↑	45.5%	(42.1%)	↑	47.2%	(43.6%)	↑	42.1%	(37.5%)	↑↑	43.7%	(37.2%)
	22位	製薬	↓↓↓	45.0%	(58.6%)	↓↓↓	66.7%	(80.0%)	↓↓↓	41.7%	(72.9%)	↑	43.3%	(40.0%)
	23位	農業・林業	↑↑	44.8%	(36.5%)	↑↑	43.4%	(34.3%)	↑↑	40.6%	(32.7%)	↑↑	39.8%	(32.5%)
	24位	生活関連サービス	↑	42.1%	(38.1%)	↑↑	41.8%	(34.5%)	↑↑	38.1%	(29.3%)	↑↑	39.7%	(33.7%)
	25位	放送コンテンツ	↑	41.0%	(38.0%)	↑↑	45.4%	(38.0%)	↑	38.2%	(34.6%)	↑	40.4%	(37.9%)
	26位	廃棄物処理	↑	40.1%	(38.4%)	↑	37.6%	(36.5%)	↑	38.8%	(36.5%)	↑	37.4%	(35.4%)
	27位	トラック運送	↑	37.6%	(34.4%)	↑	33.6%	(29.6%)	↑	35.4%	(32.0%)	↑	34.1%	(31.1%)
	28位	飲食サービス	↓↓↓	36.9%	(55.0%)	↓↓↓	42.8%	(53.6%)	↓	44.6%	(47.0%)	↓↓↓	33.9%	(49.0%)
	29位	通信	↑	35.4%	(34.7%)	↑↑	35.7%	(30.7%)	↑↑	34.5%	(27.0%)	↓	36.3%	(38.0%)
	30位	金融・保険	↑	28.5%	(25.2%)	↑↑	30.6%	(21.2%)	↑↑↑	32.1%	(19.4%)	↑↑	27.5%	(21.0%)
		－	その他		－		－		－		－		－	

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(2024年11月22日閣議決定)

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

内閣府作成

経済の現状・課題

- 600兆円の名目GDP、33年ぶりの高水準の賃上げが実現するなど、成長と分配の好循環は、動き始めている。
- 国民一人一人が、こうした前向きな動きを賃金・所得の増加という形で実感できるよう、更に政策を前進させる必要。
- 賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとする。

経済対策の基本的考え方

①賃金・所得の増加に向けた経済の成長、②物価高への対応、③安心・安全の確保の重要課題に対し、速やかに万全の措置を講ずる。

3本の柱

第1の柱

**全ての世代の
現在・将来の賃金・所得を増やす**
日本経済・地方経済の成長

- ・賃上げ環境の整備
中堅・中小企業の生産性向上(足元の賃上げ)
- ・地方創生2.0(全国津々浦々の賃金・所得増加)
- ・成長力の強化(将来の賃金・所得増加)

第2の柱

**誰一人取り残されない
成長型経済への移行に道筋をつける**
物価高の克服

- ・物価高の影響を受ける低所得者への支援
- ・地域の実情等に応じた物価高対策の推進
- ・物価高の影響を受ける業種の支援
- ・エネルギーコスト上昇への耐性強化

第3の柱

成長型経済への移行の礎を築く
国民の安心・安全の確保

- ・自然災害からの復旧・復興
(能登半島地震等への対応も含む。)
- ・防災・減災及び国土強靱化
- ・外交・安全保障環境の変化への対応
- ・都市部等の防犯対策・闇バイト対策
- ・こども・子育て支援、女性・高齢者の活躍・参画推進 など

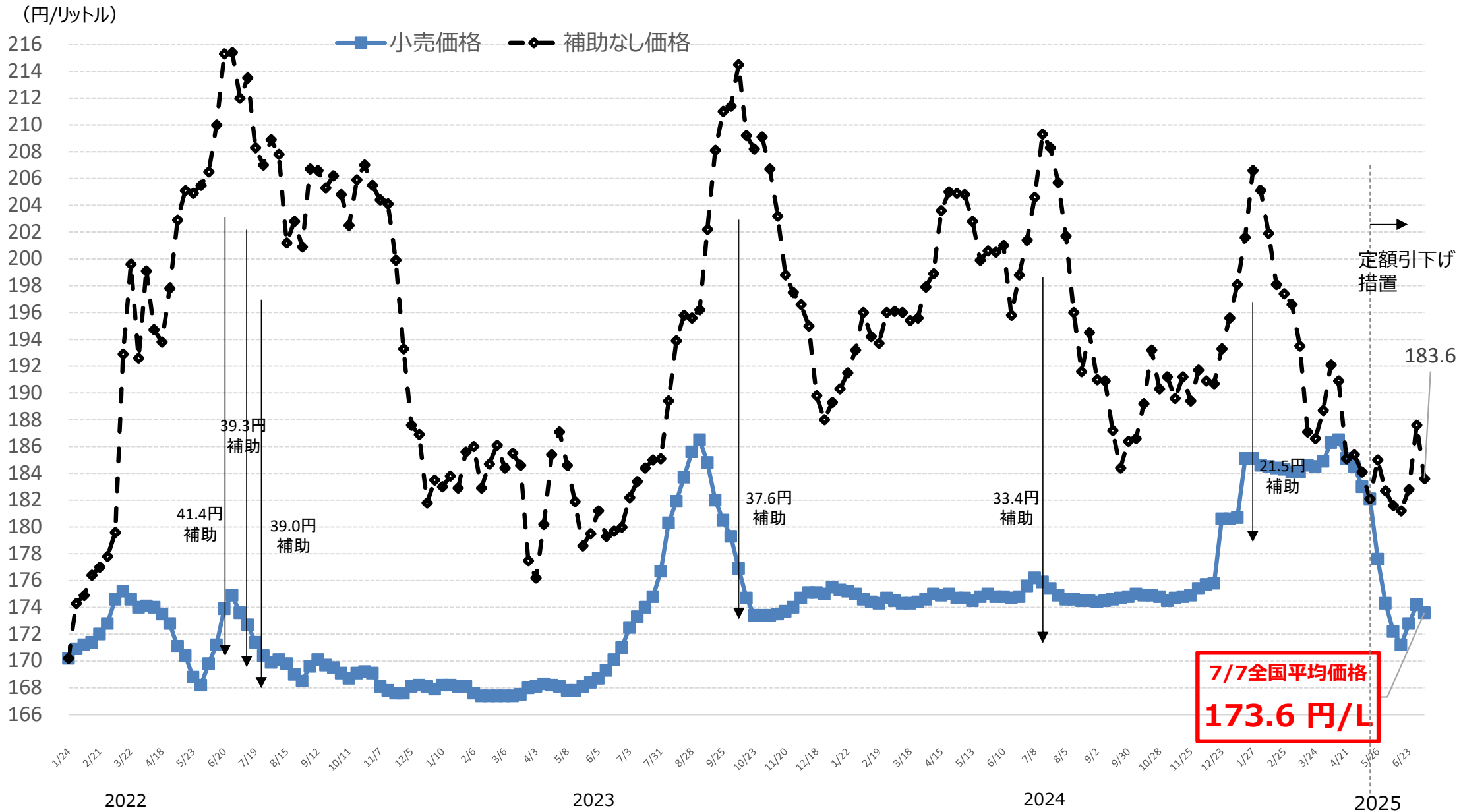
経済対策のねらい

デフレを脱却し、新たな経済ステージに移行することを目指して、
「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、
財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていく。

日本を守り、国民を守り、地方を守り、若者・女性の機会を守り、全ての国民が安心と安全を感じられる未来を創る。

ガソリン全国平均価格の推移

レギュラーガソリン・全国平均価格



電気・ガス料金支援の概要

- 足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量が増加する7月から9月まで電気・ガス代の支援を行う。特に、電力使用量がピークになる8月使用分の負担軽減を重点化する。
- これにより、標準的な家庭において、3ヶ月3,000円程度の負担引下げ効果が実現。
- これまでの国際的な燃料価格の動向及び直近の為替水準を前提とすれば、7月から9月の電気料金等は、昨年同時期よりも下がることが見込まれる。

	電気	都市ガス*
7月使用分 9月使用分	低圧: 2.0円/kWh 高圧: 1.0円/kWh	8円/m ³
8月使用分	低圧: 2.4円/kWh 高圧: 1.2円/kWh	10円/m ³

*家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の周知・広報について

- 「年収の壁・支援強化パッケージ」は、労働者が壁を意識することなく、希望どおり働くことのできる環境づくりに資するとともに、企業にとっても労働力確保につながるもの。
- パート・アルバイトの方々や雇用する事業主の皆さまに、本パッケージの内容・メリットについてご理解いただき、実際にご活用いただくことが肝要であり、厚生労働省としては、積極的に周知・広報の取組を進めている。

マス向け

本パッケージへの関心や認知を広げるため、**広く国民の目に触れる機会の多い媒体（SNS・バナー等のWeb広告、テレビCM等）**を通じた発信を行っている。
首相官邸及び厚生労働省のホームページに、本パッケージに関する特設サイトを開設。

相談体制

労働者・事業主等からのお問い合わせをワンストップで受け付ける「**年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）**」を**2023（令和5）年10月より開設**。営業時間外への対応等、利便性向上を図るため、**チャットボット**を導入。

団体周知

各府省庁と連携し、**パート・アルバイトを多く雇用する業界団体（1,232団体）に、周知用リーフレットを提供**するとともに、**会員企業・労働者への周知協力を依頼**。各団体のニーズに合わせて、**きめ細かいサポート**を実施。各都道府県労働局でも、同様に、**個別企業を含めた働きかけ**を実施。

説明会

業界団体等と協力し、会員企業向けに、**説明会や団体等の会合における説明等**を実施。事業主からの相談を受ける機会の多い**社会保険労務士**の方々に、各支援策への理解を深めていただくことを目的に、**説明会の開催や研修動画の配信等**に取り組んでいる。



【Web広告・テレビCM】



【厚生労働省 特設サイト】

令和7年度当初予算額 1,025億円（1,106億円）※（ ）内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

うち雇用環境・均等局計上分 1,020億円（1,101億円） うち職業安定局計上分 5億円（5億円）

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与又は退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長（過当たり4時間以上等）を実施（R7年度末までの措置）

短時間労働者労働時間延長支援コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長（過当たり5時間以上等）を実施

支給額（1人当たり）

	【重点支援対象者※】	【左記以外】
有期→正規：	80万円（60万円）	40万円（30万円）
無期→正規：	40万円（30万円）	20万円（15万円）

- ※ a: 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b: 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c: 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者
- 新規卒卒で雇入れから一定期間経過していない者については支給対象外
 - 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用

上限人数：20人

- ①有期→正規： 90万円（67.5万円）
- ②有期→無期： 45万円（33万円）
- ③無期→正規： 45万円（33万円）

- ①3%以上4%未満： 4万円（2.6万円）
- ②4%以上5%未満： 5万円（3.3万円）
- ③5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円）
- ④6%以上： 7万円（4.6万円）

上限人数：100人

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり1回のみ

1事業所当たり 40万円（30万円）

1事業所当たり1回のみ

- (1) 手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※）
- (2) 労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）

※1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

60万円（45万円）＜75万円＞（※）

※1～2年目までの各要件を全て満たした場合の2年間の合計額
複数年度かけて要件を満たす場合も助成対象

加算措置等／加算額

正社員化コース

- 通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

賃金規定等改定コース

- 「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

- 昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

- 両方を同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

※（ ）は、大企業の場合の額。＜＞は、小規模事業所の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。

※上限人数は、1年度当たりの上限。記載がないコースは上限はない。



キャリアアップ助成金の拡充(「年収130万円の壁」への対応)

労働政策審議会雇用環境・均等分科会(第82回)

令和7年6月24日

資料2-3
から抜粋

現行の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
・取組から6ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。



短時間労働者労働時間延長支援コース

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
・取組から6ヶ月後に支給申請。
・賃金は基本給。
・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
(被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
・賃金は基本給。

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 ＜公布から3年以内の政令で定める日から施行＞

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）		実施時期
500人超	約107万人 （実績値）	2016年10月
100人超		2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

常時5人以上の者を使用する事業所

- 法律で定める17業種 適用（現行どおり）
- 上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**
※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等
- 5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

＜2029年10月施行＞
ただし、経過措置として、施行時に存在する事業所は当面期限を定めず適用除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の 負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、2025年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。
※扶養親族等の所得要件について、基礎控除と同額の 48 万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58 万円に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乘せ**。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

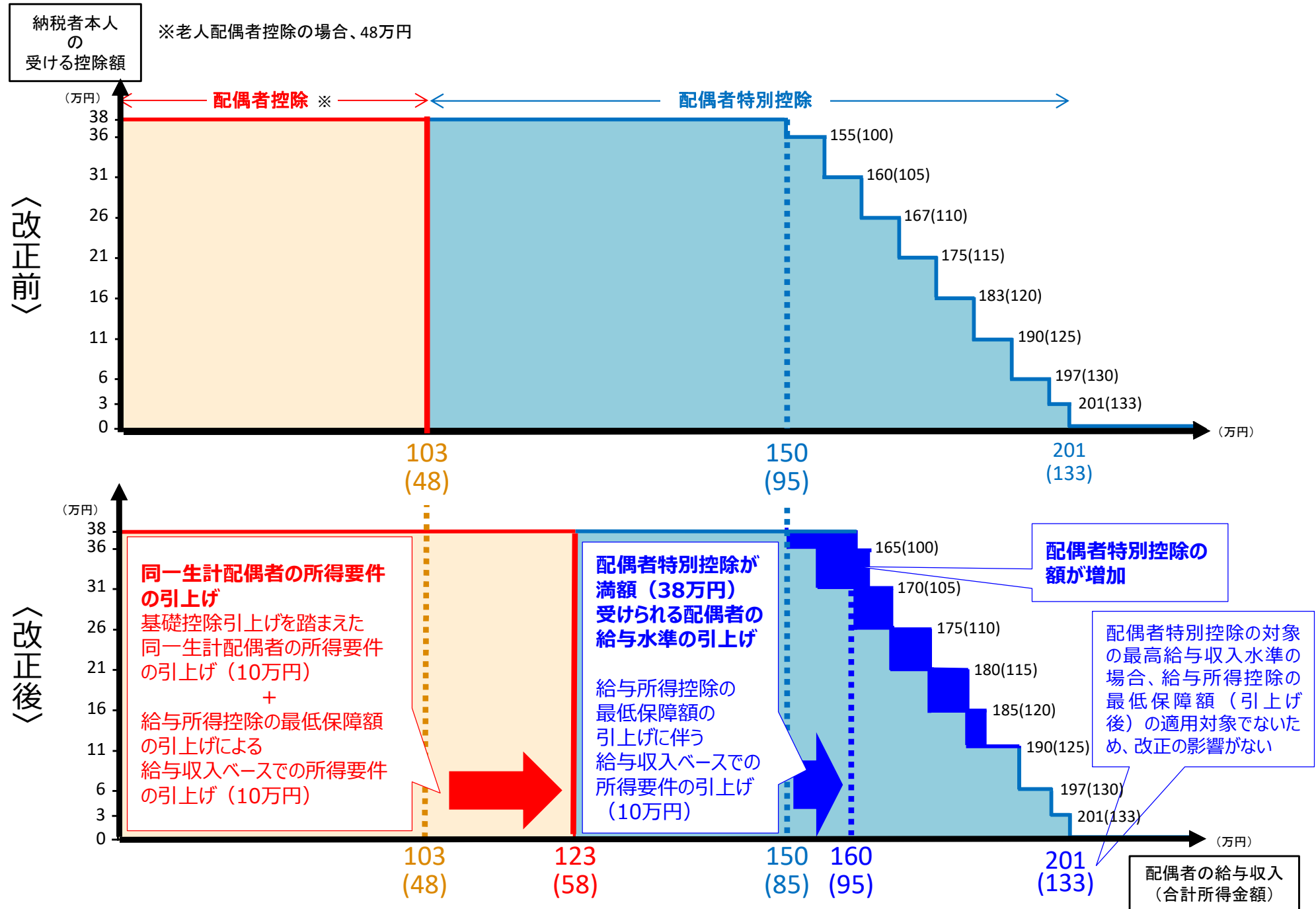
- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円**引き上げ、**65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設**。
 - 子の給与収入が、**150万円以下**→**63万円**
 - 子の給与収入が、**150万円超** →控除額が**段階的に逡減**

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（2025年度改正）

2025年分所得税から適用



今後の予定（案）

7月22日（火） 第2回目安に関する小委員会
於 未定

7月24日（木） 第3回目安に関する小委員会
於 未定

7月29日（火） 第4回目安に関する小委員会
於 未定

※上記の日程は調整中

最低賃金に関する調査研究

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

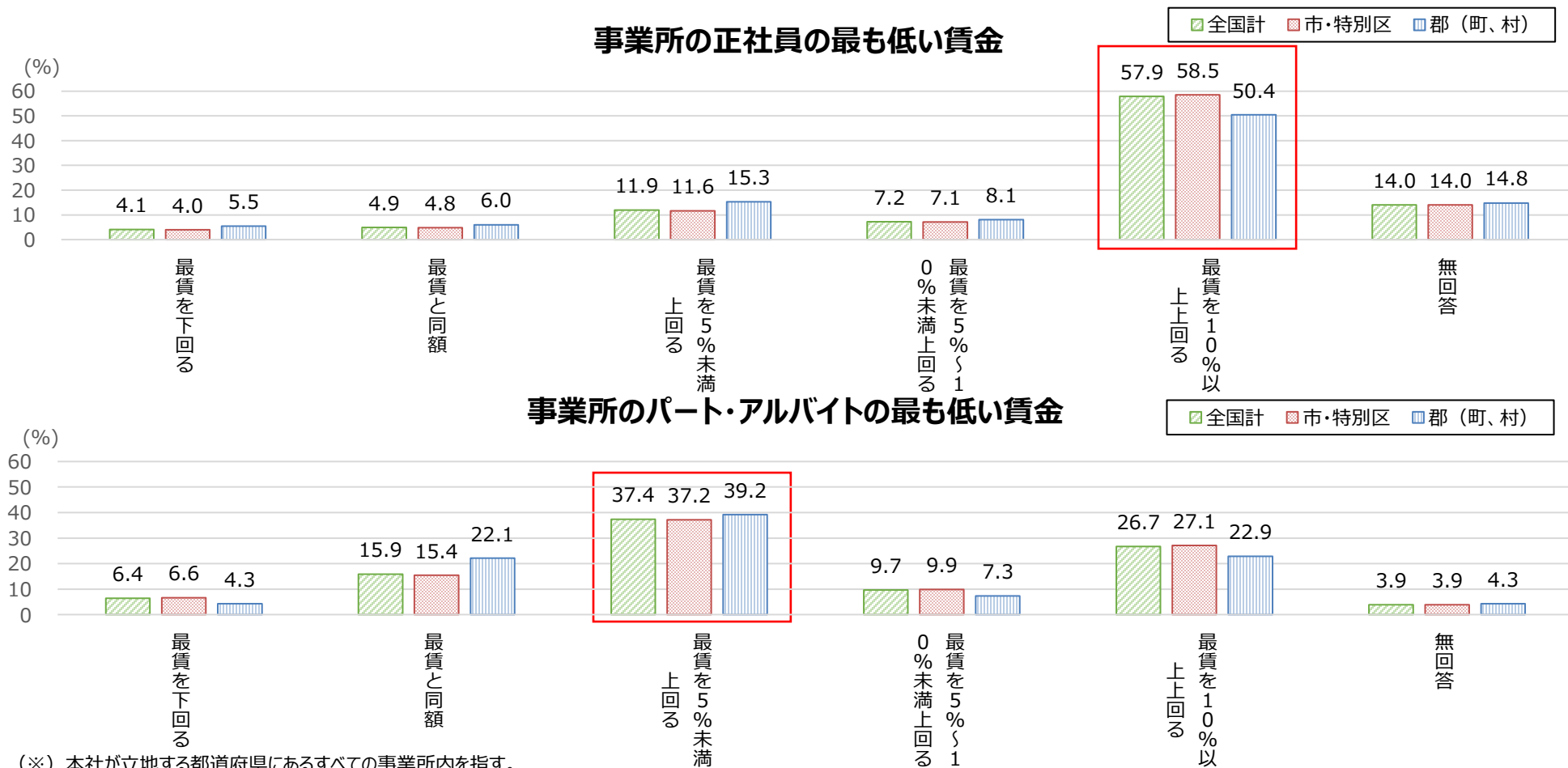
Ministry of Health, Labour and Welfare

JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2024)の概要(速報)

調査の概要	実施機関	労働政策研究・研修機構（JILPT）																																																																																					
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する中小企業の対応等について調査するもの。																																																																																					
	調査の対象	従業員規模1人以上300人未満の全国の企業19,922社（官公営、非営利法人除く）。 ※2023年調査に回答があった企業(8,117社)を対象とするとともに、民間調査会社が保有する企業データベースから、新規調査企業として、11,805社を抽出。8,117社には、2021～2023年調査とも回答があったパネル接続可能企業（2,513社）を含む。 ※抽出に当たっては、都道府県のグループ（中央最低賃金審議会が最低賃金の目安を示す際に用いるA～Cの3ランク区分）ごとに、産業（15区分）×従業員規模（7区分）別に層化無作為抽出。																																																																																					
	調査方法	郵送による配布・回収																																																																																					
	調査期間	2025年1月24日～2月12日（3月上旬までに到着した調査票を集計）																																																																																					
集計対象企業数等	集計対象企業数・割合	集計対象企業数：8,666社（43.5% /19,922社） （うち、2021年～2023年調査も回答した企業（パネル接続可能）の集計対象企業数：1,843社（73.3% /2,513社）																																																																																					
	集計対象企業の主な属性	<table><tr><th>ランク</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>Aランク</td><td>1,843</td><td>21.3</td></tr><tr><td>Bランク</td><td>4,496</td><td>51.9</td></tr><tr><td>Cランク</td><td>2,327</td><td>26.9</td></tr></table> <table><tr><th>従業員数</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>1～4人</td><td>2,929</td><td>33.8</td></tr><tr><td>5～9人</td><td>2,127</td><td>24.5</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>1,593</td><td>18.4</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>684</td><td>7.9</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>635</td><td>7.3</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>424</td><td>4.9</td></tr><tr><td>100～299人</td><td>274</td><td>3.2</td></tr></table>	ランク	集計対象企業数	構成比(%)	Aランク	1,843	21.3	Bランク	4,496	51.9	Cランク	2,327	26.9	従業員数	集計対象企業数	構成比(%)	1～4人	2,929	33.8	5～9人	2,127	24.5	10～19人	1,593	18.4	20～29人	684	7.9	30～49人	635	7.3	50～99人	424	4.9	100～299人	274	3.2	<table><tr><th>業種</th><th>集計対象企業数</th><th>構成比(%)</th></tr><tr><td>建設業</td><td>1,817</td><td>21.0</td></tr><tr><td>製造業</td><td>1,503</td><td>17.3</td></tr><tr><td>情報通信業</td><td>158</td><td>1.8</td></tr><tr><td>運輸業</td><td>337</td><td>3.9</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>876</td><td>10.1</td></tr><tr><td>小売業</td><td>1,222</td><td>14.1</td></tr><tr><td>金融業、保険業</td><td>108</td><td>1.2</td></tr><tr><td>不動産業、物品賃貸業</td><td>359</td><td>4.1</td></tr><tr><td>宿泊業</td><td>101</td><td>1.2</td></tr><tr><td>飲食サービス業</td><td>356</td><td>4.1</td></tr><tr><td>生活関連サービス業</td><td>227</td><td>2.6</td></tr><tr><td>娯楽業</td><td>61</td><td>0.7</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>89</td><td>1.0</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>420</td><td>4.8</td></tr><tr><td>上記以外のサービス業</td><td>1,032</td><td>11.9</td></tr></table>	業種	集計対象企業数	構成比(%)	建設業	1,817	21.0	製造業	1,503	17.3	情報通信業	158	1.8	運輸業	337	3.9	卸売業	876	10.1	小売業	1,222	14.1	金融業、保険業	108	1.2	不動産業、物品賃貸業	359	4.1	宿泊業	101	1.2	飲食サービス業	356	4.1	生活関連サービス業	227	2.6	娯楽業	61	0.7	教育、学習支援業	89	1.0	医療、福祉	420	4.8	上記以外のサービス業	1,032	11.9
	ランク	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																				
Aランク	1,843	21.3																																																																																					
Bランク	4,496	51.9																																																																																					
Cランク	2,327	26.9																																																																																					
従業員数	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																					
1～4人	2,929	33.8																																																																																					
5～9人	2,127	24.5																																																																																					
10～19人	1,593	18.4																																																																																					
20～29人	684	7.9																																																																																					
30～49人	635	7.3																																																																																					
50～99人	424	4.9																																																																																					
100～299人	274	3.2																																																																																					
業種	集計対象企業数	構成比(%)																																																																																					
建設業	1,817	21.0																																																																																					
製造業	1,503	17.3																																																																																					
情報通信業	158	1.8																																																																																					
運輸業	337	3.9																																																																																					
卸売業	876	10.1																																																																																					
小売業	1,222	14.1																																																																																					
金融業、保険業	108	1.2																																																																																					
不動産業、物品賃貸業	359	4.1																																																																																					
宿泊業	101	1.2																																																																																					
飲食サービス業	356	4.1																																																																																					
生活関連サービス業	227	2.6																																																																																					
娯楽業	61	0.7																																																																																					
教育、学習支援業	89	1.0																																																																																					
医療、福祉	420	4.8																																																																																					
上記以外のサービス業	1,032	11.9																																																																																					
備考	・本資料は、労働政策研究・研修機構「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2024年）の速報値をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。 ・産業、従業員規模、ランクごとの回収数をもとに、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、復元処理（ウェイトバック）を行っている。																																																																																						

正社員及びパート・アルバイトの事業所内で最も低い賃金について

事業所内（※）で最も低い賃金について、正社員では、最低賃金を10%以上上回る企業が最も多く、その中でも市・特別区の方が、郡（町、村）よりも割合が高い。パート・アルバイトでは、最低賃金を5%未満上回る企業が最も多く、郡（町、村）では、市・特別区よりも「最賃と同額」等の割合が高く、「最賃を10%以上上回る」等の割合が低い。



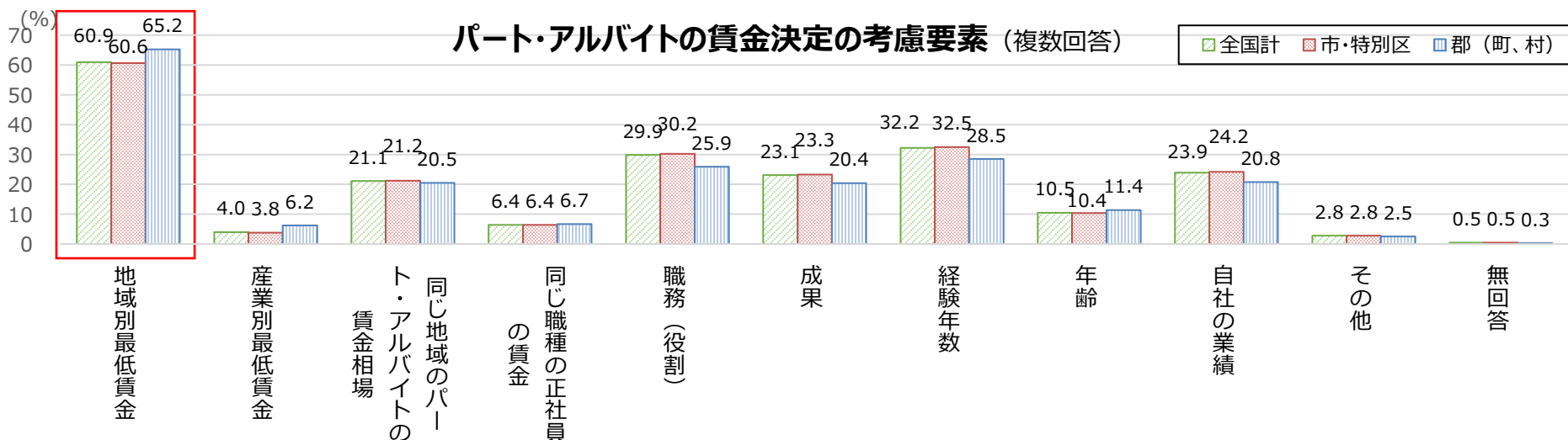
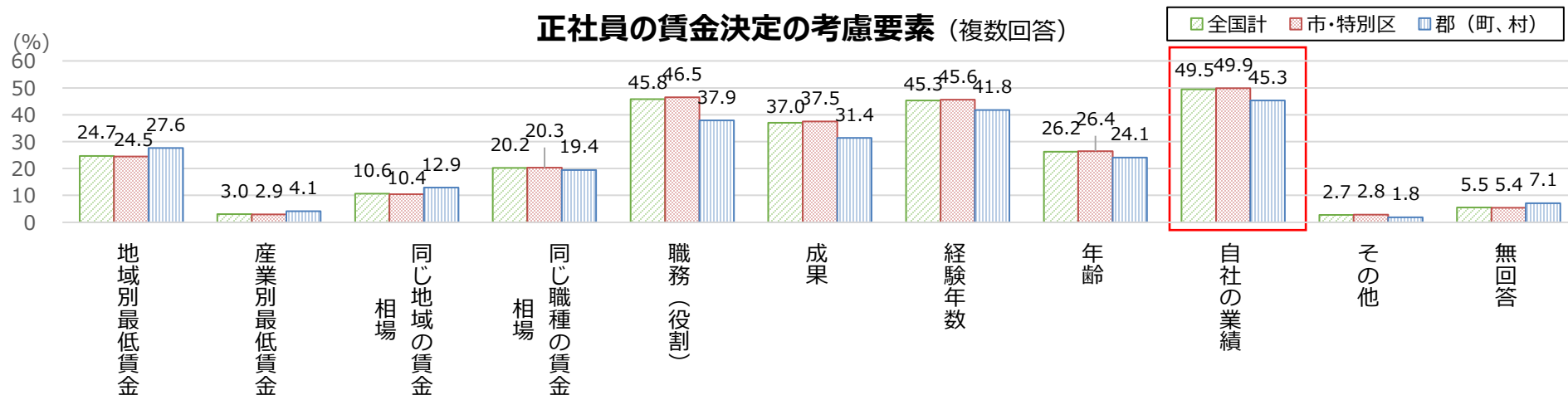
（※） 本社が立地する都道府県にあるすべての事業所内を指す。

（注） 集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

（注） 回答者は事業所内で最も低い賃金を時給換算して回答し、それを回答者が所在する都道府県の最低賃金額と比較したもの。時給に換算する際は、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支給される結婚祝い金、賞与、時間外割増賃金、休日出勤手当などを除くこととしている。

正社員及びパート・アルバイトの賃金決定の考慮要素

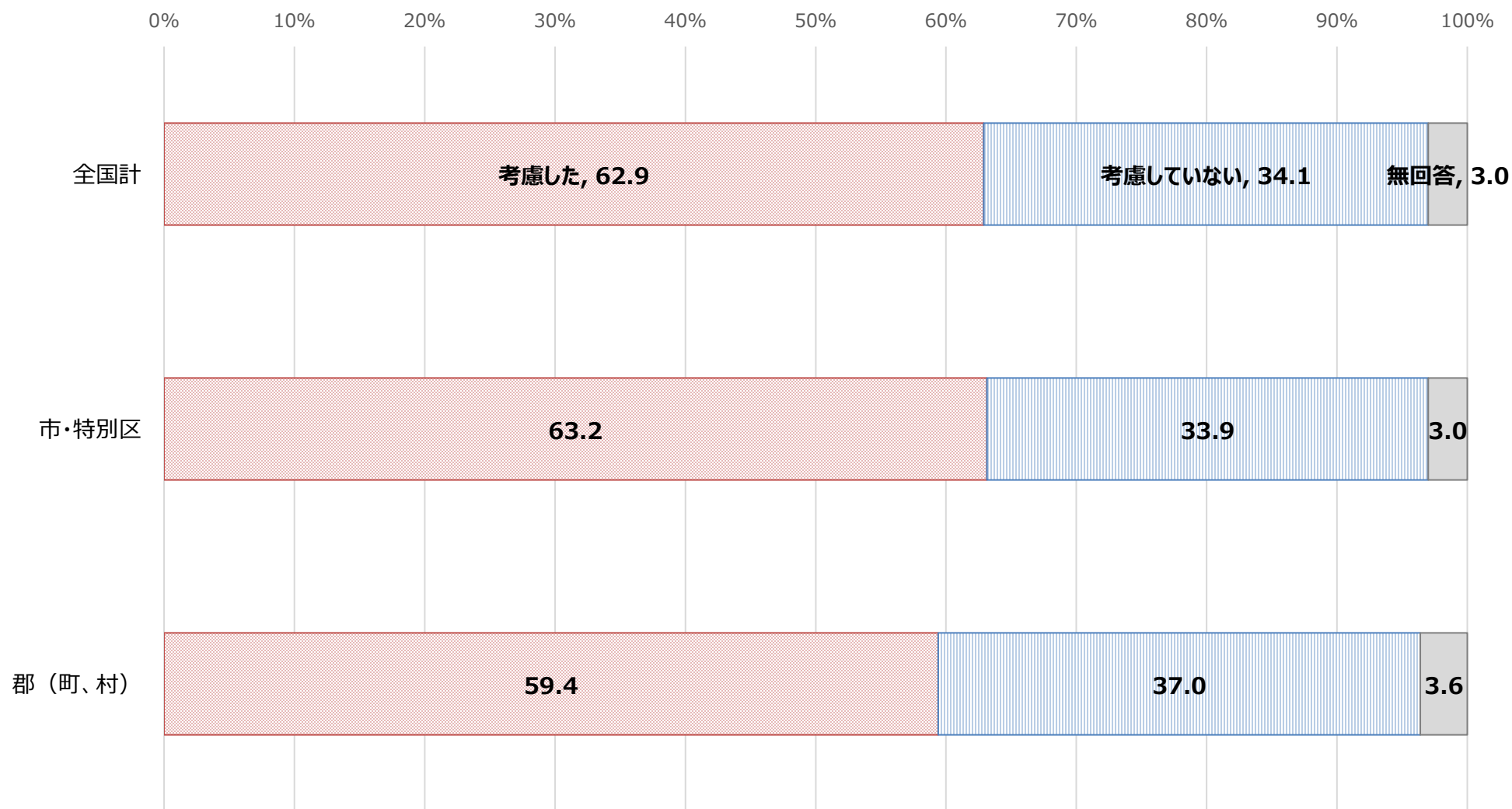
正社員の賃金決定の考慮要素として、「自社の業績」を挙げる中小企業が最も多いが、パート・アルバイトの賃金決定の考慮要素としては、「地域別最低賃金」を挙げる中小企業が最も多くなっている。



（注）集計対象企業（8,666社）のうち、上図は正社員がいる企業（8,185社）、下図はパート・アルバイトがいる企業（4,411社）について集計。

賃金の引上げに際する物価上昇の考慮状況について

賃金の引上げに際して、物価の状況を考慮したと回答した企業の割合は6割程度である。

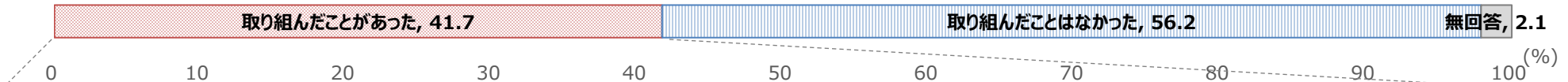


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、直近1年間に従業員 (正社員あるいは非正社員のいずれか) の賃金を「引き上げた」企業 (6,328社) について集計。

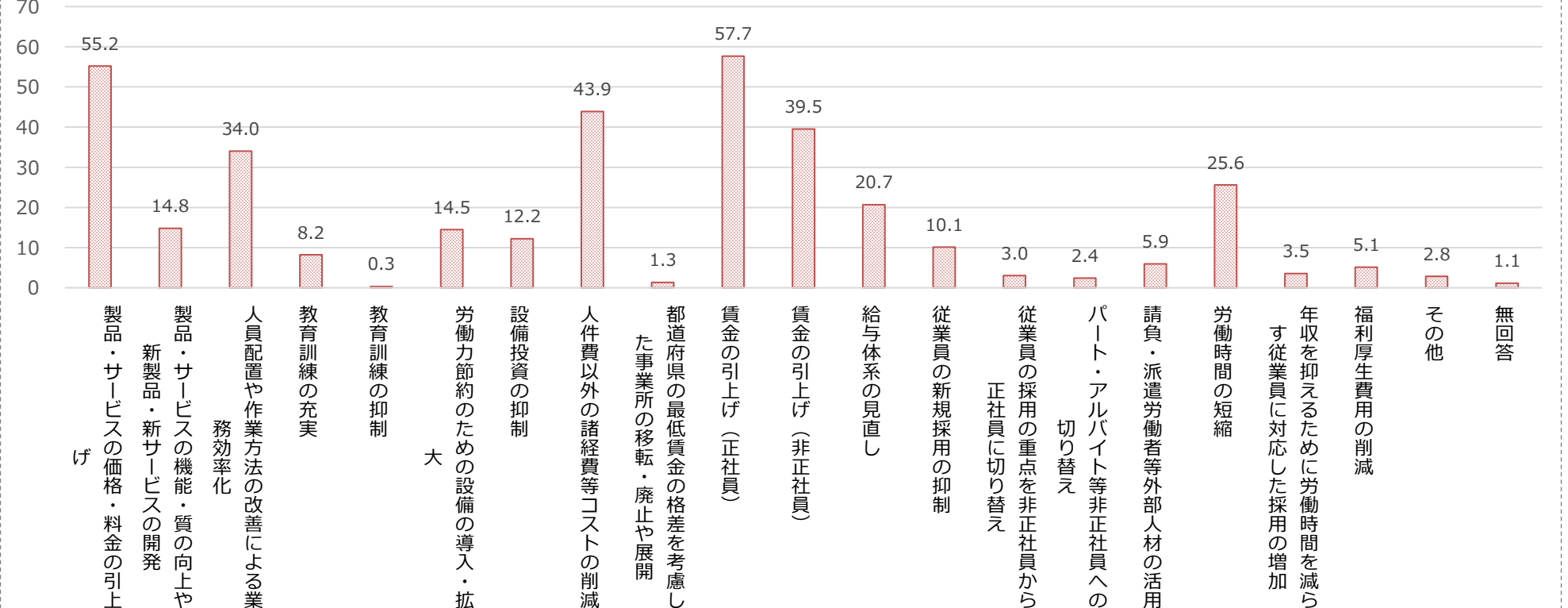
最低賃金引上げに対する取組の有無及び内容

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業の割合は41.7%となっており、取組の内容では、「賃金の引上げ」を除けば、「製品・サービスの価格・料金の引上げ」、「人件費以外の諸経費等コストの削減」、「人員配置や作業方法の改善による業務効率化」の順に取り組んだ企業割合が高くなっている。

2024年の最低賃金引上げに対する取組の有無



2024年の最低賃金引上げに対処するための取組の内訳（複数回答）

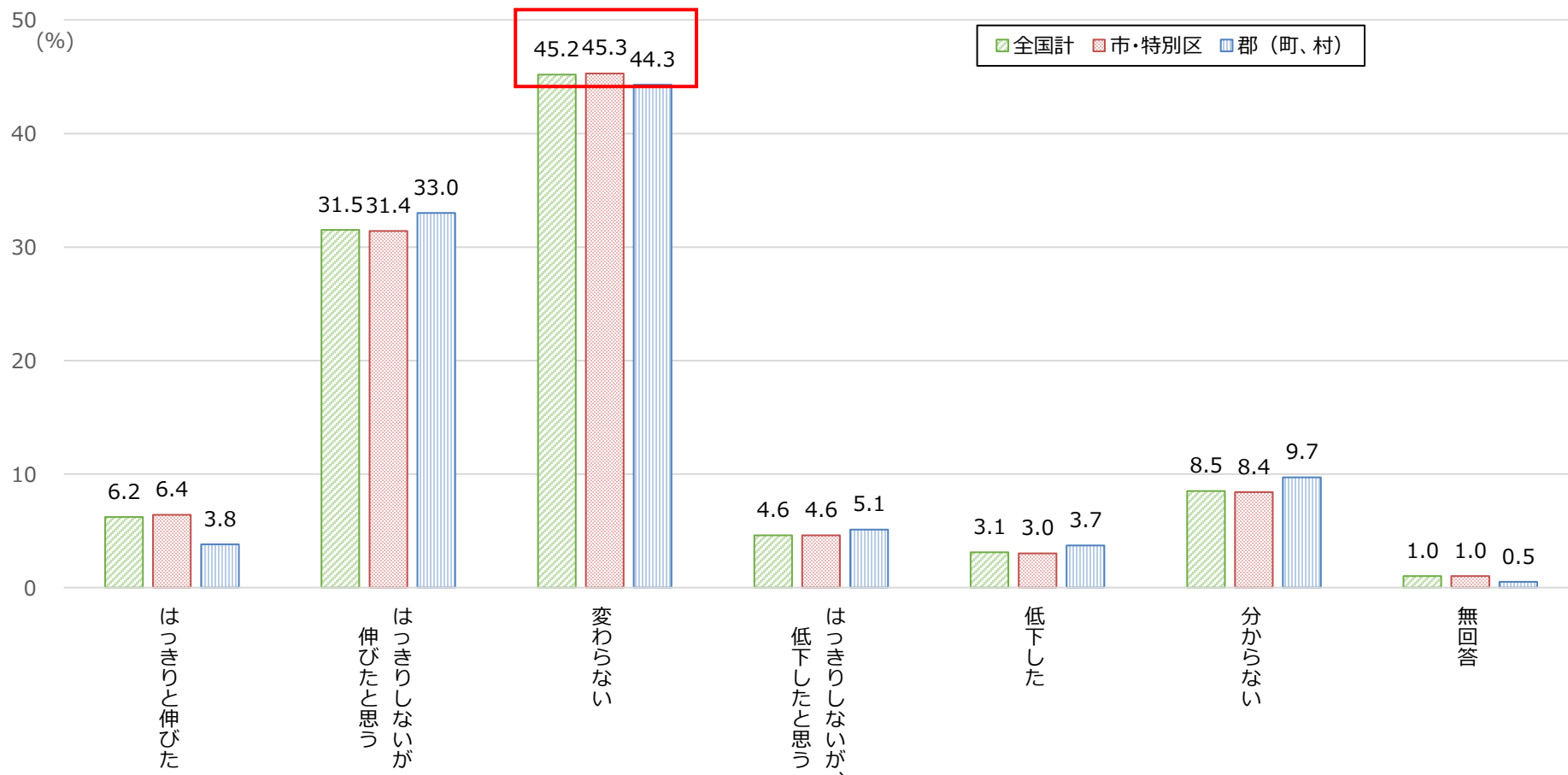


(注) 上図は集計対象企業（8,666社）、下図は集計対象企業のうち最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業（3,990社）について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (2024年)

2024年の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、「変わらない」が最も多く、次いで「はっきりしないが伸びたと思う」が多かった。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか

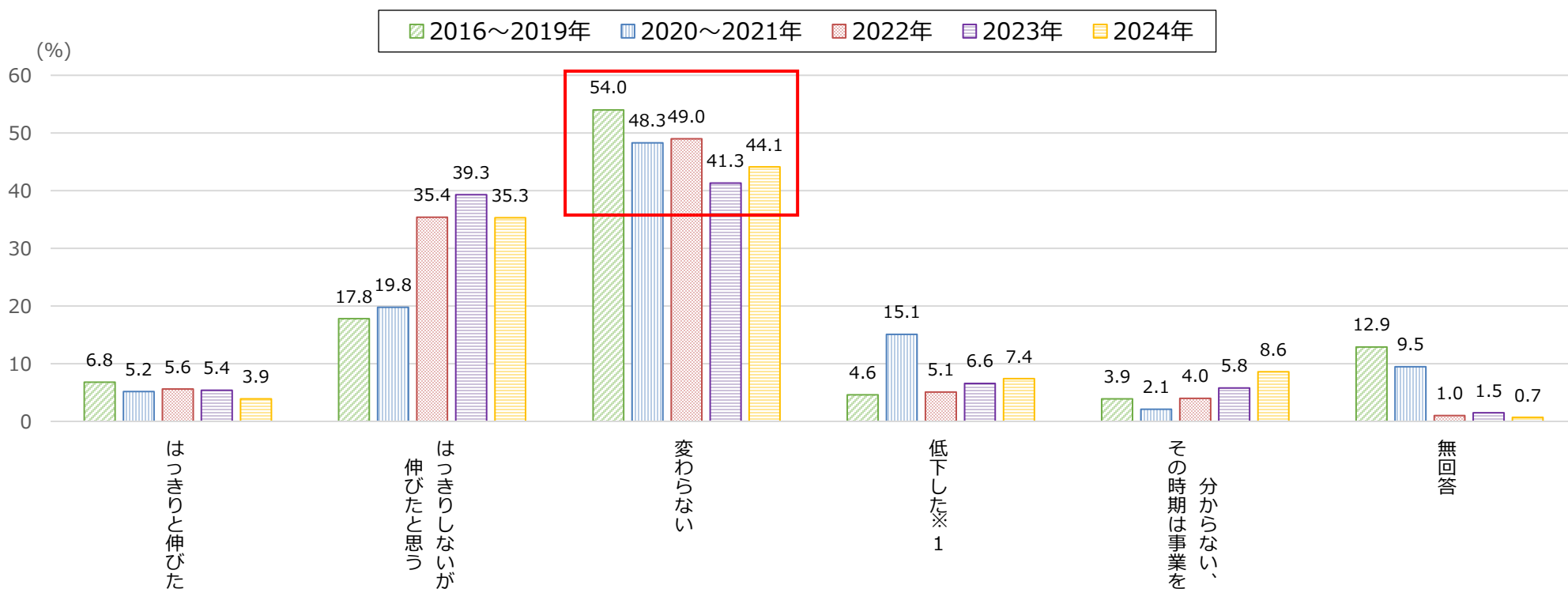


(注) 集計対象企業 (8,666社) のうち、最低賃金引上げに対処するための取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業 (2024年調査 : 3,990社) について集計。

最低賃金引上げに対する取組による生産や売上の変化に関する企業の認識 (パネル集計)

2016年以降の最低賃金引上げに対する取組を行ったことがある中小企業に対し、取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか尋ねたところ、いずれの年も「変わらない」が最も多い。一方、2022年、2023年は「はっきりとしないが、伸びたと思う」が、2016～2019年、2020～2021年と比べて増加している。

最低賃金の引上げに対する取組の結果、労働者の1時間当たりの生産や売上が伸びたか



※1 2022年～2024年調査については、「低下した」、「はっきりしないが、低下したと思う」の選択肢の合算。

※2 2022年～2024年調査における選択肢は、「分からない」

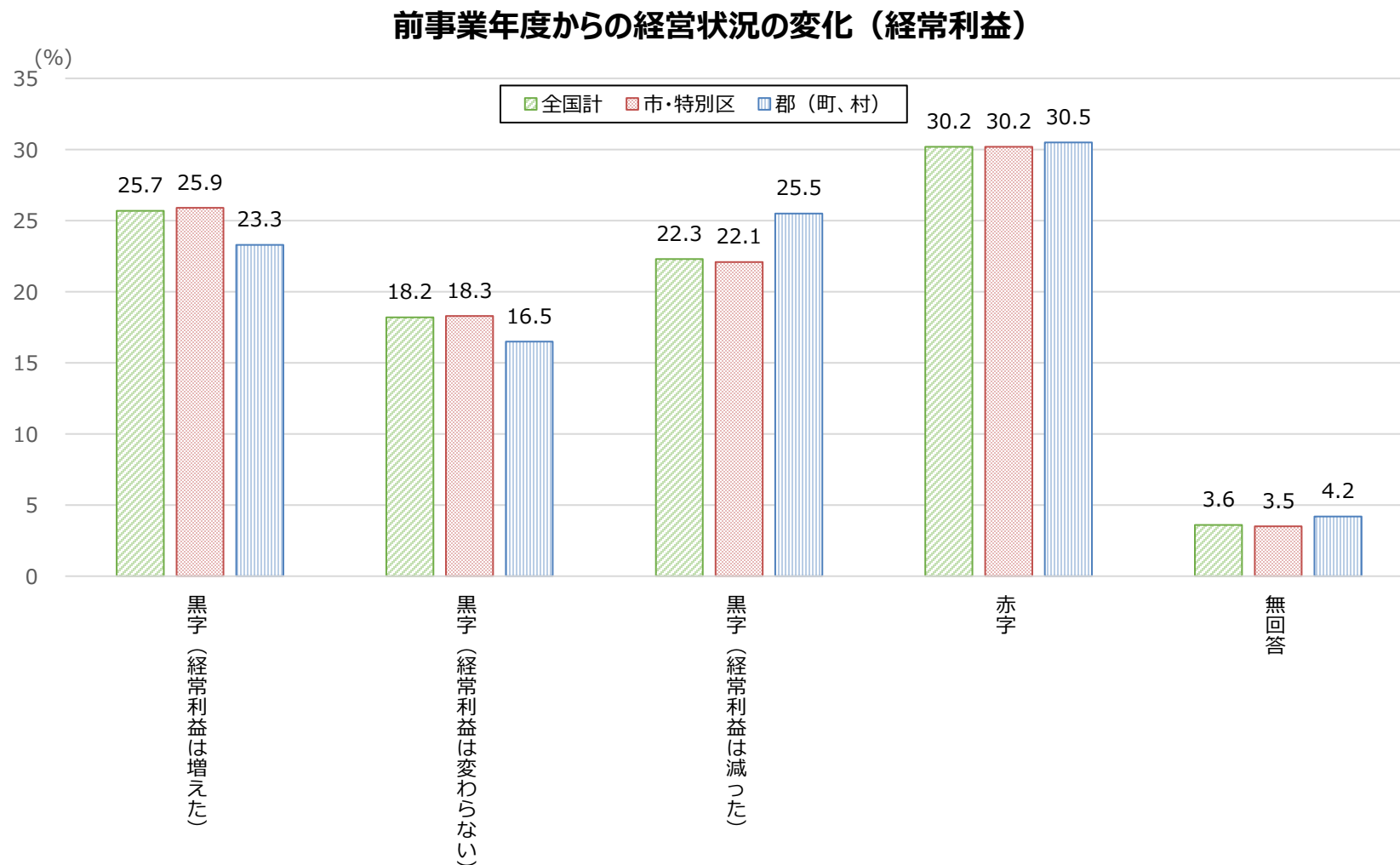
(注) 「2016～2019年」と「2020～2021年」は、2021年調査によるもの。

(注) 集計対象企業(1,843社)のうち、最低賃金引上げに対する取組について「取り組んだことがあった」を回答した企業(2024年調査: 882社、2023年調査: 910社、2022年調査: 649社、2021年調査: 1,026社)について集計。

分からない、何もしていない、
その時期は事業を行っていなかった※2

前事業年度からの経営状況の変化（経常利益）

前事業年度からの経常利益の変化を尋ねたところ、黒字の中でも全国計、市・特別区では「黒字（経常利益は増えた）」が最も多く、郡（町、村）では「黒字（経常利益は減った）」が最も多かった。

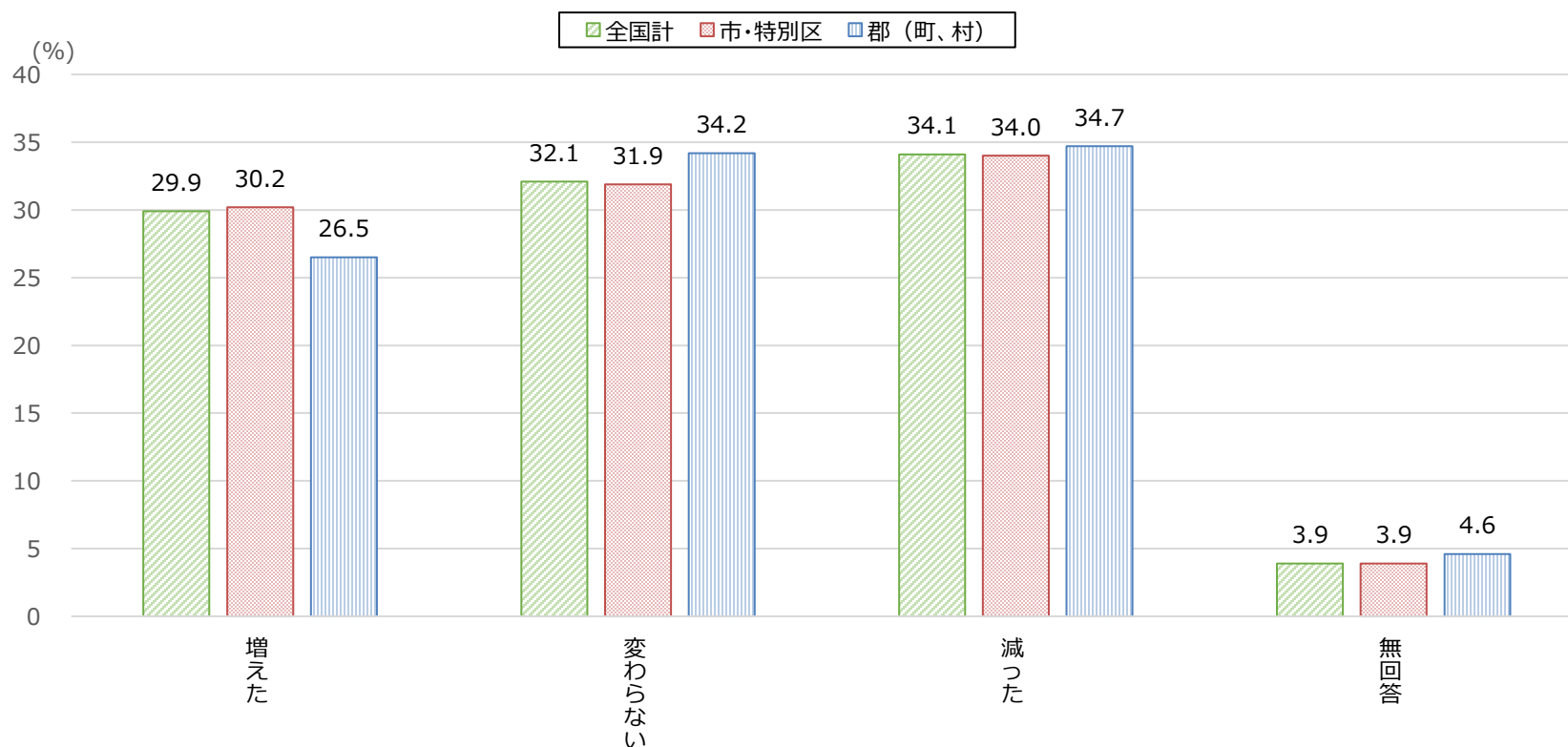


（注）集計対象企業（8,666社）について集計。

前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上額）

前事業年度からの生産・売上額の変化を尋ねたところ、全国計及び市・特別区では「増えた」「変わらない」はそれぞれ30%程度、「減った」は34%程度。郡（町、村）は、「増えた」が26.5%で、「変わらない」「減った」はそれぞれ35%程度となっている。

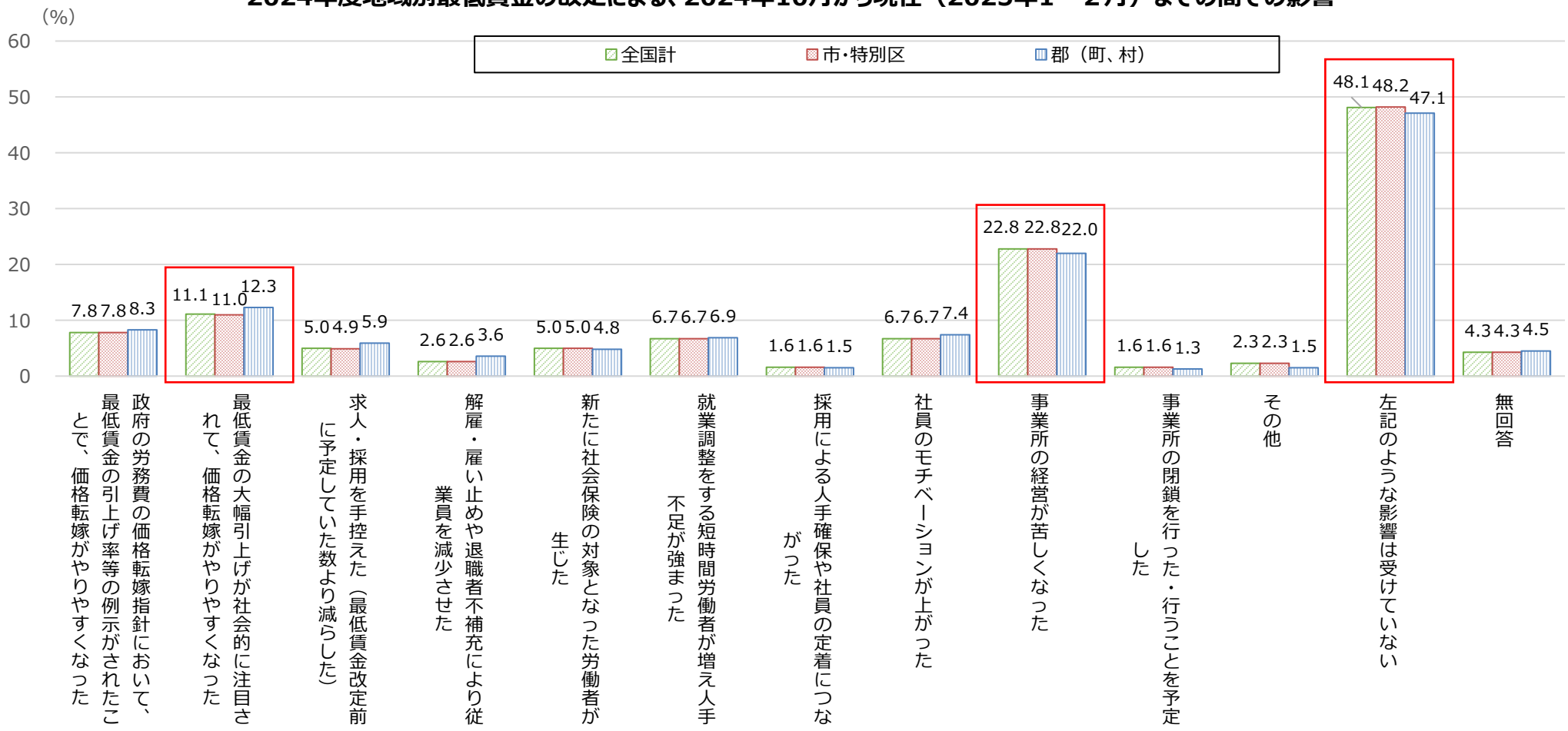
前事業年度からの経営状況の変化（生産・売上高）



2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在までの影響

2024年度地域別最低賃金の改定について、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの影響については、下記のような影響は受けていないとの回答が最も多く、次いで、「事業所の経営が苦しくなった」、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が多かった。

2024年度地域別最低賃金の改定による、2024年10月から現在（2025年1～2月）までの間での影響

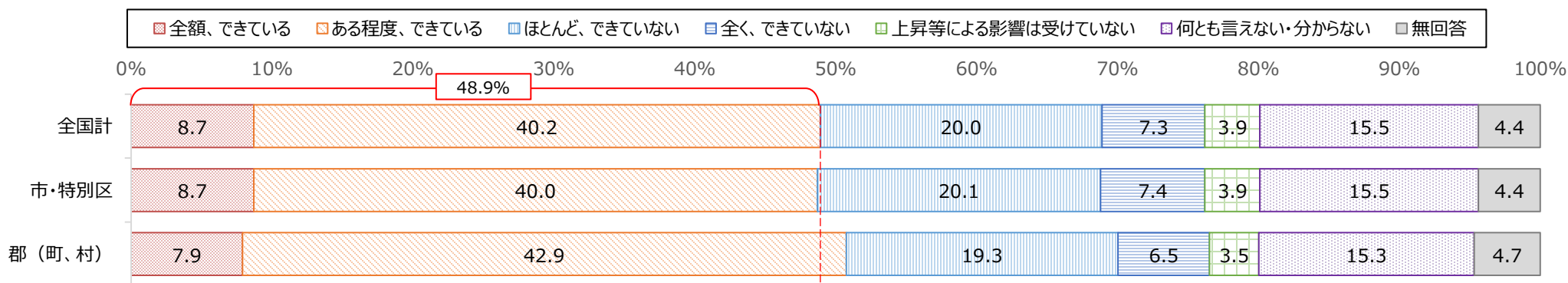


(注) 集計対象企業（8,666社）について集計。

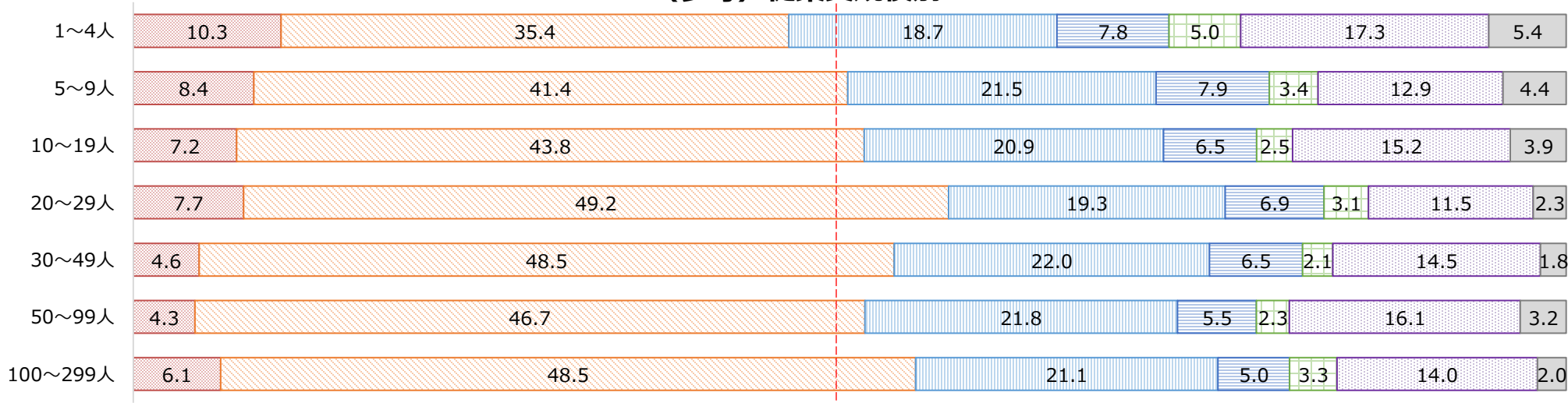
原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁①

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に上昇コストを価格転嫁できているかについては、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業が合計48.9%。この割合は、従業員規模に応じた明確な傾向は見取れない。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対して、製品やサービスの販売価格等に、上昇コスト全額を価格転嫁できているか



(参考) 従業員規模別

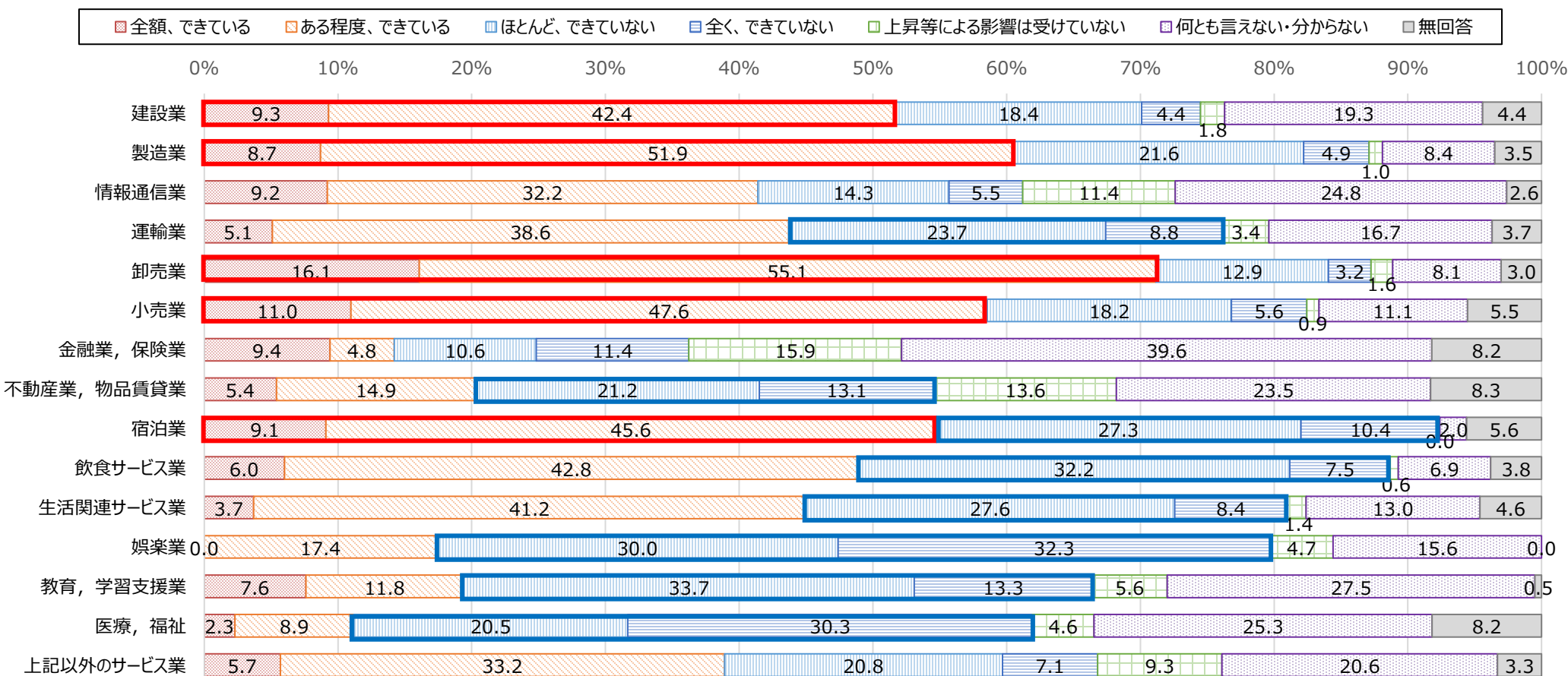


(注) 集計対象企業(8,666社)について集計。

原材料・仕入れ価格の上昇等に対する価格転嫁②

価格転嫁に関する対応状況について、業種別にみると、「全額、できている」又は「ある程度、できている」中小企業の割合が5割を超える業種（建設業、製造業、卸売業、小売業、宿泊業）もあれば、「ほとんど、できていない」又は「全く、できていない」中小企業の割合が3割を超える業種（運輸業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉）もある。

(参考) 業種別

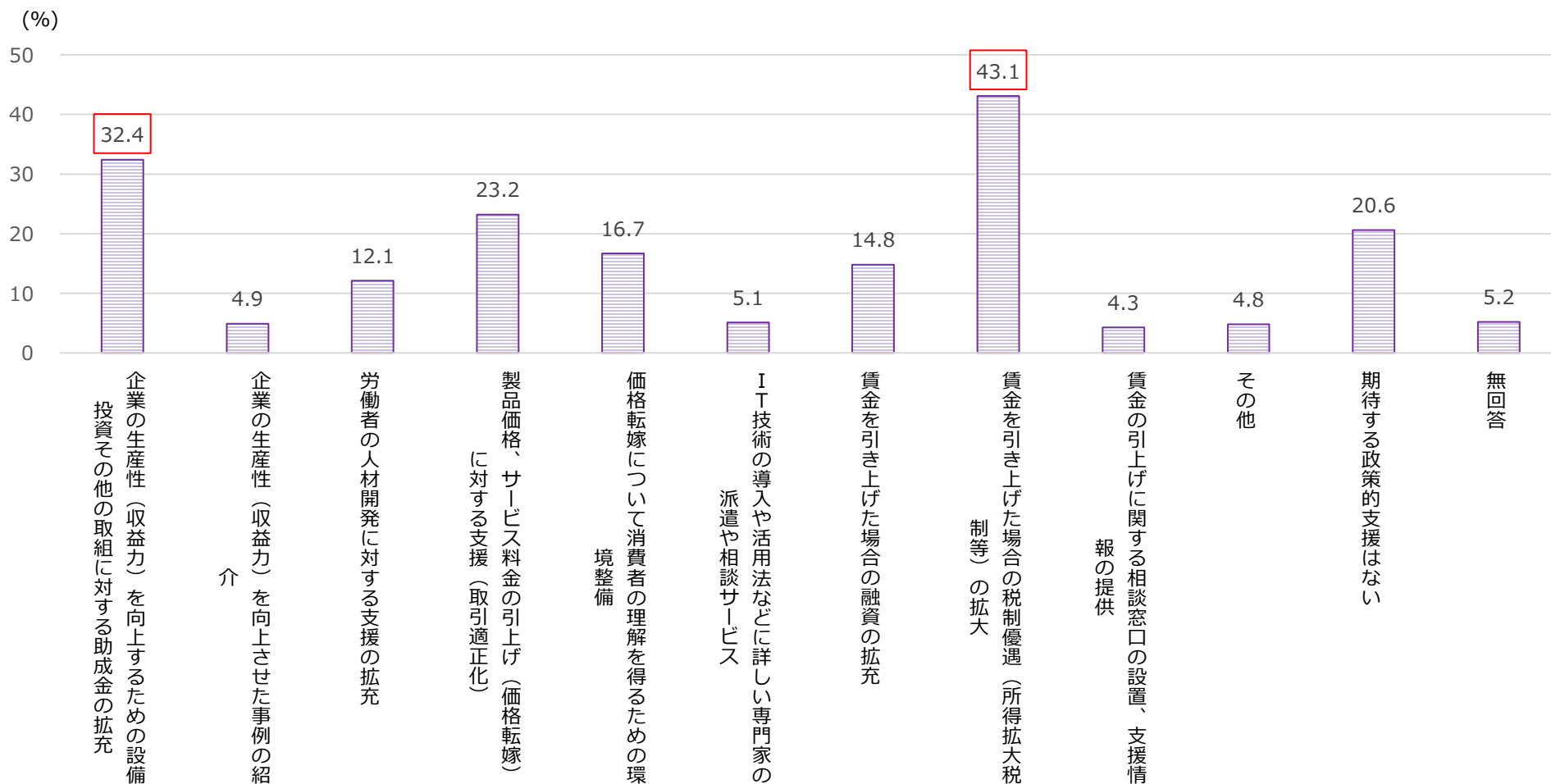


(注) 集計対象企業 (8,666社) について集計。

最低賃金引上げに対応するために期待する政策的支援

中小企業が最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援として、「賃金を上げた場合の税制優遇（所得拡大税制等）の拡大」が最も多く、次いで「企業の生産性を向上するための設備投資その他の取組に対する助成金の拡充」が多い。

最低賃金の引上げに対応していくために期待する政策的支援（複数回答）



株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」 (2025年)の概要(速報)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

株式会社ナビット「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2025年)の概要(速報)

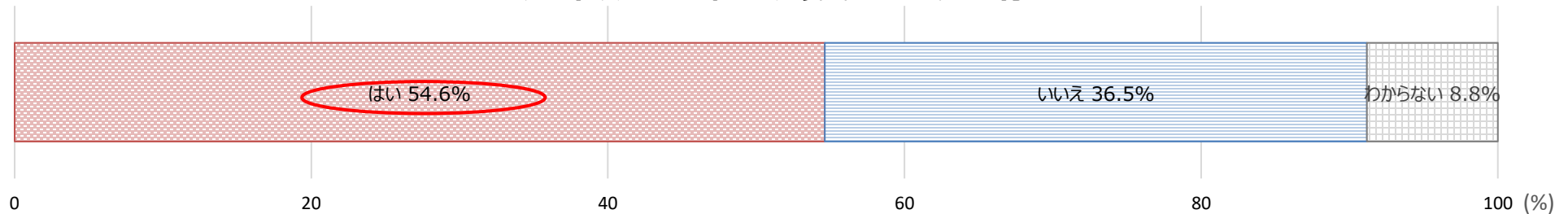
調査の概要	実施機関	株式会社ナビット（厚生労働省委託事業）																																														
	調査の目的	今後の最低賃金に関する検討に資するため、2024年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査するもの。（本資料中「2025年調査」と表記） なお、株式会社NTTデータ経営研究所（厚生労働省委託事業）「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2024年）は、2023年の最低賃金引上げに対する最賃近傍雇用者の意識や対応等について調査したもの。（本資料中「2024年調査」と表記）																																														
	調査の対象	時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（以下、本調査において「最賃近傍雇用者」という。）※スクリーニング調査により予め調査対象者を限定。																																														
	調査方法	WEB上でのモニター調査																																														
	調査期間	2025年5月2日～12日																																														
集計対象者数等	集計対象者数	集計対象者数：3,000人																																														
	集計対象者の主な属性	<table><tr><td colspan="2">【性別】</td><td colspan="2">【年齢階級】</td><td colspan="2">【勤務地の地域区分】</td></tr><tr><td>男性</td><td>798人</td><td>29歳以下</td><td>679人</td><td>Aランク</td><td>1,438人</td></tr><tr><td>女性</td><td>2,202人</td><td>30～39歳</td><td>277人</td><td>Bランク</td><td>1,302人</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,000人</td><td>40～49歳</td><td>482人</td><td>Cランク</td><td>260人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>50～59歳</td><td>625人</td><td>合計</td><td>3,000人</td></tr><tr><td></td><td></td><td>60歳以上</td><td>937人</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>合計</td><td>3,000人</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した最賃近傍雇用者の属性（性別・年齢階級・勤務地の地域区分）別の構成比をもとに、全体回答数を3,000人とした各属性毎の目標回答数を設定。					【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】		男性	798人	29歳以下	679人	Aランク	1,438人	女性	2,202人	30～39歳	277人	Bランク	1,302人	合計	3,000人	40～49歳	482人	Cランク	260人			50～59歳	625人	合計	3,000人			60歳以上	937人					合計	3,000人		
	【性別】		【年齢階級】		【勤務地の地域区分】																																											
男性	798人	29歳以下	679人	Aランク	1,438人																																											
女性	2,202人	30～39歳	277人	Bランク	1,302人																																											
合計	3,000人	40～49歳	482人	Cランク	260人																																											
		50～59歳	625人	合計	3,000人																																											
		60歳以上	937人																																													
		合計	3,000人																																													
備考	本資料は、厚生労働省委託事業「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査研究事業（令和7年度）」の中間報告をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。																																															

17

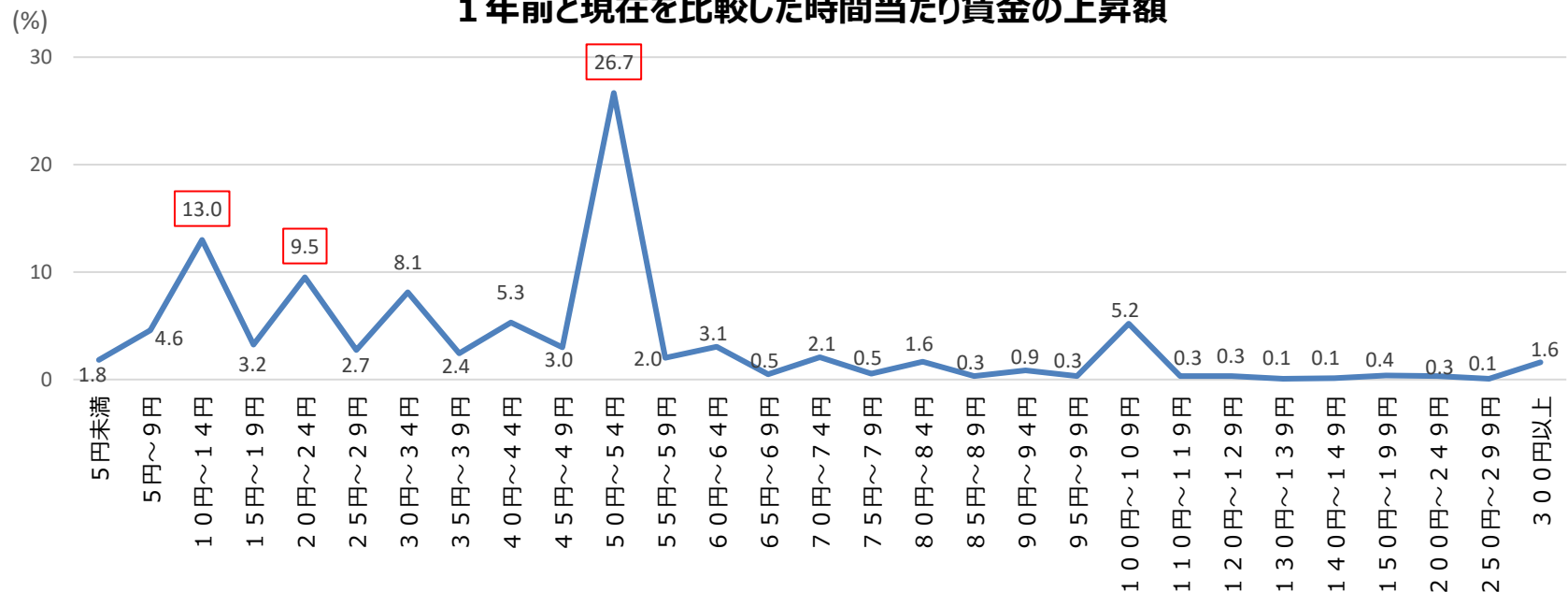
過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無と上昇額

- 最賃近傍雇用者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇したのは54.6%であり、賃金上昇額は「50～54円」（26.7%）、「10～14円」（13.0%）、「20～24円」（9.5%）の順に多くなっている。

過去1年以内の時間当たり賃金の上昇の有無



1年前と現在を比較した時間当たり賃金の上昇額



(注) 有効回答者 (3,000人) について集計。賃金上昇額は、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者 (1,639人) について集計。

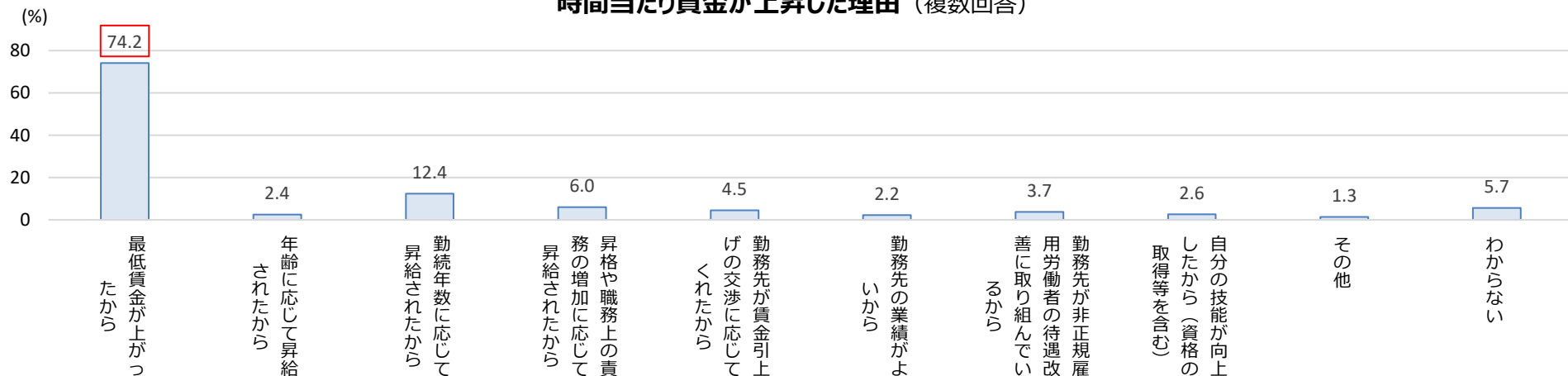
過去1年以内の時間当たり賃金が上昇した時期及び理由

- 最賃近傍雇用者について、過去1年間で時間当たり賃金が上昇した時期は、「2024年10月」（36.2%）が最も多く、「2025年4月」（14.4%）が次いで多い。時間当たり賃金が上昇した理由は、「最低賃金が上がったから」（74.2%）が最も多くなっている。

時間当たり賃金が上昇した時期（複数回答）



時間当たり賃金が上昇した理由（複数回答）

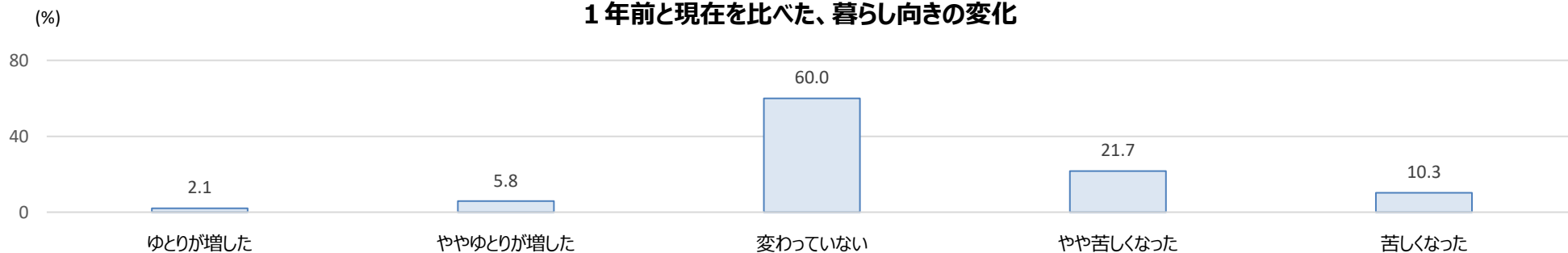


（注）有効回答者（3,000人）のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者（1,639人）について集計。

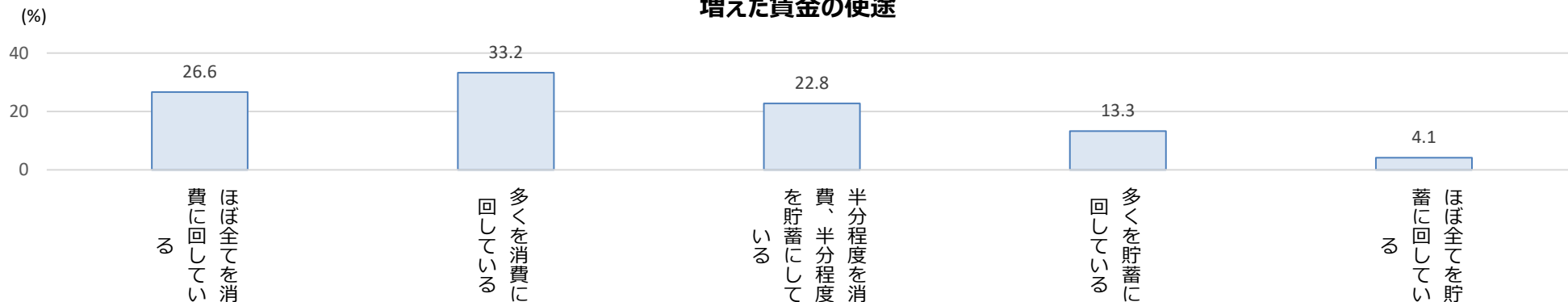
賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の暮らし向き、賃金使途

- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた暮らし向きの変化を尋ねたところ、「変わっていない」が60.0%、「やや苦しくなった」「苦しくなった」が計32.0%、「ゆとりが増した」「ややゆとりが増した」が計8.0%となっている。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げ、かつ、1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた労働者に、増えた賃金の使途を尋ねたところ、「ほぼ全てを消費に回している」「多くを消費に回している」が計59.8%となっている。

1年前と現在を比べた、暮らし向きの変化



増えた賃金の使途



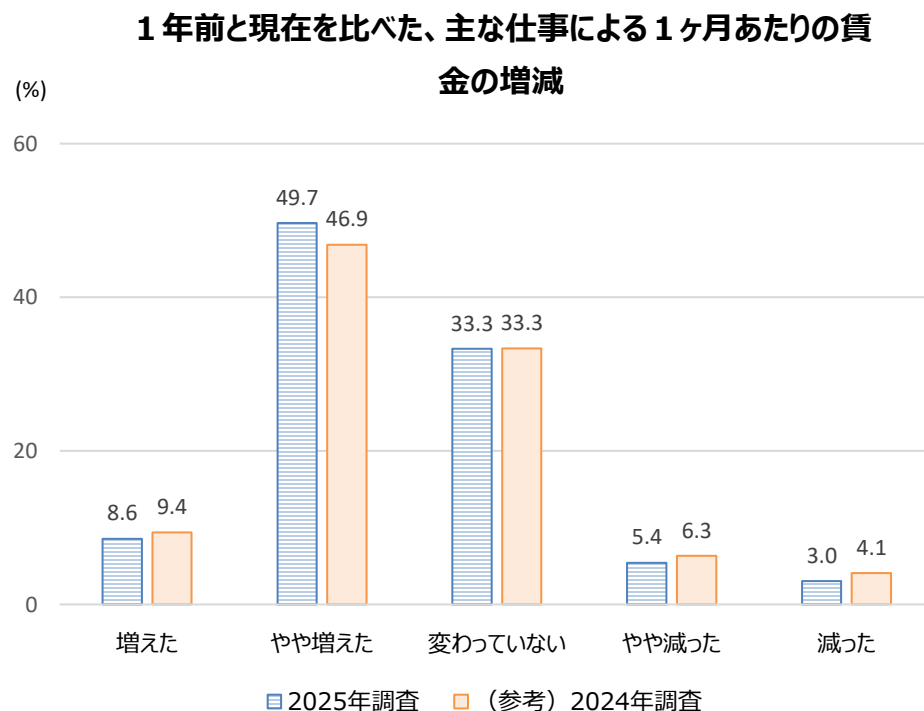
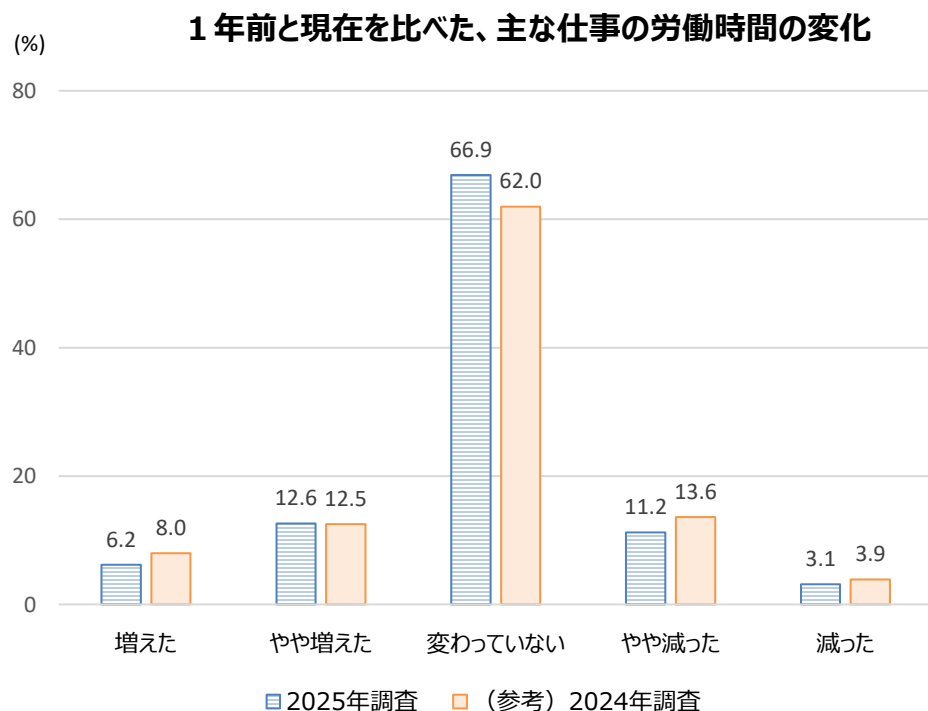
(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（1,214人）について集計。

増えた賃金の使途については、そのうち1年前と現在を比べて1ヶ月の賃金が増えた者（707人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。 20

賃金上昇の理由に最低賃金を挙げた労働者の賃金及び労働時間の変化

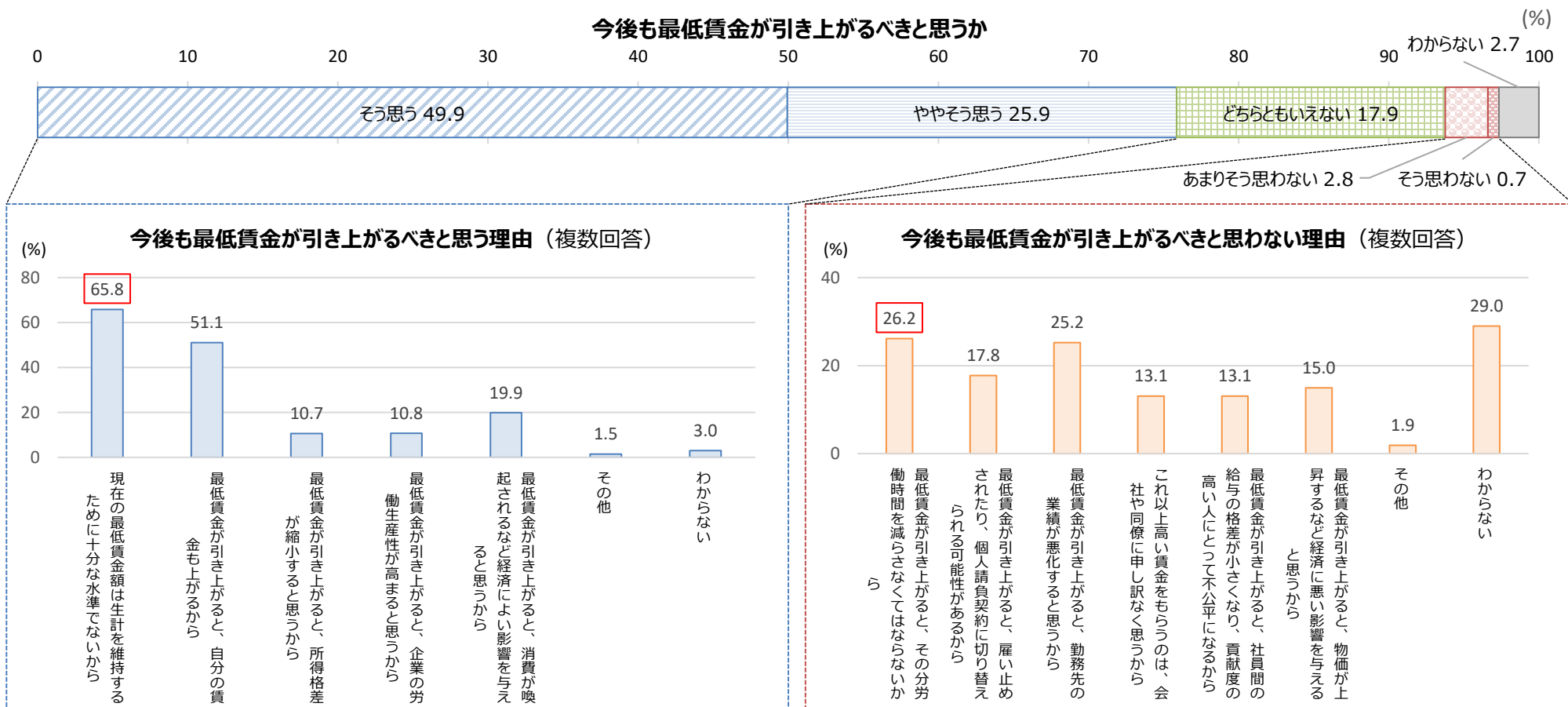
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事の労働時間の変化を聞いたところ、「変わっていない」が66.9%と最も多く、2024年調査の結果と同じ傾向であった。
- 時間当たり賃金の上昇の理由として最低賃金引上げを挙げた労働者に対し、1年前と現在を比べた、主な仕事による1ヶ月あたりの賃金の増減を聞いたところ、「増えた」「やや増えた」が計58.2%、「変わっていない」が33.3%、「やや減った」「減った」が計8.5%となっており、2024年調査の結果と同じ傾向であった。



(注) 過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者のうち賃金上昇の理由が「最低賃金が上がったから」と回答した者（2025年調査：1,214人、2024年調査：1,187人）について集計。
※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。

今後の最低賃金引上げに関する見解

- 今後も最低賃金が引き上がるべきかについて尋ねたところ、「そう思う」「ややそう思う」が計75.9%、「あまりそう思わない」「そう思わない」が計3.6%となっている。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由は、「現在の最低賃金額は生計を維持するために十分な水準でないから」が65.8%と最も多く、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由は、「最低賃金が引き上がると、その分労働時間を減らさなくてはならないから」が26.2%と最も多くなっている。



(注) 今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについては、有効回答者（3,000人）について集計。今後も最低賃金が引き上がるべきと思う理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思うかについて「そう思う」「ややそう思う」と回答した者（2,276人）、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わない理由については、今後も最低賃金が引き上がるべきと思わないかについて「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した者（107人）について集計。

※ 図表に表示された数値は四捨五入された数値であることから、複数の項目の回答割合を足し上げた際に、実際の集計結果を足し上げた数値とグラフ上の数値を足し上げた数値が一致しない場合がある。